

第2回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第2回定例会一般質問通告	2
6月18日（月）（第1日目）	
出席議員及び欠席議員	10
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	10
職務のため出席した事務局職員	11
会議録署名議員の指名	12
会期の決定	12
報告第3号, 第4号（2件）上程	13
議案第41号～第57号（17件）上程	13
議案第58号, 第59号（人権擁護委員候補者の推薦）（2件）上程	15
議案第60号～第62号（固定資産評価審査委員会委員の選任）（3件）上程	16
6月19日（火）（第2日目）	
出席議員及び欠席議員	18
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	18
職務のため出席した事務局職員	19
一般質問	
与 勝広 君（公明党）	20
多田 義一 君（新奄美）	31
川口 幸義 君（無所属）	41
奥 輝人 君（市民クラブ）	47
栄 ヤスエ 君（公明党）	56
6月20日（水）（第3日目）	
出席議員及び欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	67
職務のため出席した事務局職員	68
一般質問	
師玉 敏代 君（新奄美）	69
栄 勝正 君（市民クラブ）	80
元野 景一 君（自由民主党）	91
崎田 信正 君（日本共産党）	100
6月21日（木）（第4日目）	
出席議員及び欠席議員	112
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	112

職務のため出席した事務局職員	113
一般質問	
関 誠之 君（社会民主党）	114
安田 壮平 君（無所属）	124
竹山 耕平 君（平政会）	134
伊東 隆吉 君（平政会）	145

6月25日（月）（第5日目）

出席議員及び欠席議員	158
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	158
職務のため出席した事務局職員	159
議案第41号～第57号（17件）上程	160
議案付託	169
請願第2号及び陳情第1号の取り下げ（2件）上程	169
請願・陳情付託	170

7月6日（金）（第6日目）

出席議員及び欠席議員	171
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	171
職務のため出席した事務局職員	172
議案第41号～第57号（17件）上程	173
議案第41号～第43号，第47号，第57号（5件）上程（文教厚生委員長報告）	173
議案第41号，第48号～第51号（5件）上程（産業建設委員長報告）	175
議案第41号，第44号～第46号，第52号～第56号（9件）上程 （総務企画委員長報告）	176
請願第1号，陳情第4号（2件）上程	179
陳情第2号，第3号（2件）上程	181
議案第63号（意見書）（1件）上程	182
議案第64号，第65号（意見書）（2件）上程	183
議案第66号，第67号（意見書）（2件）上程	183
中心市街地まちづくり事業検証特別委員会の報告	183
議員派遣について	184
閉会中の継続審査申出	185

別紙

各常任委員会審査報告書	186
中心市街地まちづくり事業検証特別委員会報告書	189

参考資料（意見書）	189
-----------	-----

平成24年第2回奄美市議会定例会議事日程及び付議事件

○平成24年6月18日 奄美市議会第2回定例会を招集した。

○会 期 19日間

○議事日程

月 日	曜	区 分	
6月18日	月	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定（19日間） 3 報告第3号，第4号（2件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第41号～第57号（17件） 上程 説明 5 議案第58号，第59号（2件）（人権擁護委員候補者の推薦） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第60号～62号（3件）（固定資産評価審査委員会委員の選任） 上程 説明 質疑 討論 採決 ※ 全員協議会（本会議終了後） ○議題 国保運営協議会委員の推薦について
6月19日	火	本会議	1 一般質問 - 与議員，多田議員，川口議員，奥議員，栄（ヤ）議員（質問順）
6月20日	水	本会議	1 一般質問 - 師玉議員，栄（勝）議員，元野議員，崎田議員（質問順）
6月21日	木	本会議	1 一般質問 - 関議員，安田議員，竹山議員，伊東議員（質問順）
6月22日	金	休 会	議案等調査
6月23日	土	休 会	議案等調査
6月24日	日	休 会	議案等調査
6月25日	月	本会議	1 議案第41号～第57号（17件） 上程 質疑 付託 ☆ 付託 区分 { - 総務企画－議案第44号～第46号，第52号～第56号（8件） - 文教厚生－議案第42号，第43号，第47号，第57号（4件） - 産業建設－議案第48号～第51号（4件） - 全委員会－議案第41号 平成24年度一般会計補正予算（第1号）は，所管する各常任委員会に付託。 2 請願第2号及び陳情第1号の取り下げ（2件） 上程 報告 採決 ※ 請願・陳情付託報告 総務企画－陳情第2号，陳情第3号 文教厚生－請願第1号，陳情第4号
6月26日	火	休 会	※ 午前9時30分から各常任委員会審査（文教厚生・産業建設）
6月27日	水	休 会	※ 午前9時30分から常任委員会審査（総務企画）
6月28日	木	休 会	報告書整理
6月29日	金	休 会	報告書整理
6月30日	土	休 会	報告書整理
7月1日	日	休 会	報告書整理
7月2日	月	休 会	報告書整理
7月3日	火	休 会	報告書整理
7月4日	水	休 会	報告書整理
7月5日	木	休 会	報告書整理
7月6日	金	本会議	1 議案第41号～第57号（17件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 請願第1号，陳情第4号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 陳情第2号，第3号（2件） 上程 報告 質疑 討論 採決 4 議案第63号（意見書）（1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第64号，第65号（意見書）（2件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第66号，第67号（意見書）（2件） 上程 説明 質疑 討論 採決 7 中心市街地まちづくり事業検証特別委員会の報告 上程 報告 8 議員派遣について ※ 本会議終了後，議場にて永年在職議員表彰状の伝達 ※ 全員協議会

○ 付議事件は、次のとおりである。

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
		専決処分の報告について (専決第 7 号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第 8 号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
		専決処分の報告について (専決第 9 号 市営住宅明渡し等請求に関する訴訟の提起について)			
(1)	報告第 3 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 5 号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について)	H24. 6. 18	承 認	本会議
(2)	報告第 4 号	専決処分の承認を求めることについて (専決第 10 号 平成 24 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について)	H24. 6. 18	承 認	本会議
(3)	議案第 41 号	平成 24 年度奄美市一般会計補正予算 (第 1 号) について	H24. 7. 6	原案可決	全委員会
(4)	議案第 42 号	平成 24 年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H24. 7. 6	原案可決	文教厚生
(5)	議案第 43 号	平成 24 年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) について	H24. 7. 6	原案可決	文教厚生
(6)	議案第 44 号	奄美市印鑑条例及び奄美市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(7)	議案第 45 号	奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(8)	議案第 46 号	奄美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(9)	議案第 47 号	奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	文教厚生
(10)	議案第 48 号	奄美市有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	産業建設
(11)	議案第 49 号	奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	産業建設
(12)	議案第 50 号	奄美市特別用途地区区内における建築物の制限に関する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	産業建設
(13)	議案第 51 号	奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 7. 6	原案可決	産業建設
(14)	議案第 52 号	新たに生じた土地の確認について	H24. 7. 6	原案可決	産業建設
(15)	議案第 53 号	字の区域の変更について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(16)	議案第 54 号	奄美群島広域事務組合理約の変更について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(17)	議案第 55 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(18)	議案第 56 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H24. 7. 6	原案可決	総務企画
(19)	議案第 57 号	工事請負契約の締結について	H24. 7. 6	原案可決	文教厚生
(20)	議案第 58 号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H24. 7. 6	承 認	本会議
(21)	議案第 59 号	奄美市人権擁護委員候補者の推薦について	H24. 7. 6	承 認	本会議

番号	議案等番号	件 名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(22)	議案第 60 号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24. 7. 6	同 意	本会議
(23)	議案第 61 号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24. 7. 6	同 意	本会議
(24)	議案第 62 号	奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任について	H24. 7. 6	同 意	本会議
(25)	議案第 63 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について	H24. 7. 6	原案可決	本会議
(26)	議案第 64 号	少人数学級の推進など定数改善, 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書の提出について	H24. 7. 6	原案可決	本会議
(27)	議案第 65 号	子どもの医療費の無料化に関する意見書の提出について	H24. 7. 6	原案可決	本会議
(28)	議案第 66 号	川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書の提出について	H24. 7. 6	原案可決	本会議
(29)	議案第 67 号	消費税増税に反対する意見書の提出について	H24. 7. 6	原案可決	本会議
(30)	請願第 1 号	少人数学級の推進など定数改善, 義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書採択を求める請願	H24. 7. 6	採択	文教厚生
(31)	陳情第 2 号	川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情	H24. 7. 6	採択	総務企画
(32)	陳情第 3 号	消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情	H24. 7. 6	採択	総務企画
(33)	陳情第 4 号	子どもの医療費の無料化に関する陳情	H24. 7. 6	採択	文教厚生
※ 前議会からの継続審査					
(34)	請願第 2 号	郵政改革法案の早期成立を求める請願	H24. 6. 25	取下承認	総務企画
(35)	陳情第 1 号	川内原発増設計画の白紙撤回など脱原発を求める陳情	H24. 6. 25	取下承認	総務企画

第2回定例会一般質問通告

(6月19日(火))

◎公明党 与 勝広

1 市長の政治姿勢について

- (1) 平成24年度の当初予算について
- (2) 合併後6年間の財政改革の効果は。
- (3) 職員の人事異動(登用)について
- (4) 指定管理者制度検証特別委員会の中間報告を受けて
- (5) 住用内海公園整備事業について

2 福祉行政について

- (1) 子ども手当から児童手当に法改正され、6月支給の状況は。
- (2) 医療費の限度額認定証が4月から外来(通院)も適用になったが現状は。

3 防災行政について

- (1) 行政機関のBCP(事業継続計画)の策定予定はあるのか。
- (2) 本市の橋や道路などの社会資本整備や公共施設の老朽化に伴う改修・補修等についての展望は。

◎新奄美 多田 義一

1 奄振法について

- (1) 現奄振5年計画の課題と成果は。
 - ① 項目別取組の現状は(予算と政策)
- (2) 次期奄振での基本的計画と要望
 - ① 広域との連携は。
 - ② 奄美市の意見集約はどのような方法か。
 - ③ ハードとソフトの比率は。
 - ④ 補助率の在り方は。
 - ⑤ 計画の成長分野の戦略は。
 - ⑥ 企画能力が問われている。職員の研修やプレゼンも必要と思われるが考え方は。
 - ⑦ 観光、外貨、企業誘致でのアジアとの戦略は。
- (3) 開発基金とのかかわりは、また、活用について

2 末広・港区画整理について

- (1) 基本的な事業費の算定方法と移転補償とのかかわりは。
- (2) 2コア1モールの現在の進捗は。
- (3) 開発基金や地元金融機関との連携は。
- (4) おがみ山トンネルの事業再開のめどは。
- (5) 旧港埋立ての2期工事は計画があるのか。

◎無所属 川口 幸義

1 土木行政全般について

- (1) 指名委員会の構成人数は。
- (2) 業者推薦について
- (3) 市の等級別業者の内訳は。

2 格付け等級別の標準額について

- (1) 各等級別の金額は。
- 3 等級の格付けの基準について
 - (1) 土木一式工事，建築一式工事の基準は。
- 4 土木及び建築工事の発注について
 - (1) 平成22年度，23年度の受注額が突出している業者が2社あるが，なぜか。

◎市民クラブ 奥 輝人

- 1 畜産の振興
 - (1) 牛農家の戸数について
 - (2) 母牛の頭数について
 - (3) 草地畑の推移について
 - (4) 後継者・新規参入者の育成について
 - ① 現状と見込みについて
 - ② 活性化センターの研修生終了後の状況について
 - ③ 受入れ・支援体制について
 - ④ 経営安定対策について
 - ⑤ 一部助成について
 - (5) 草地畑対策について
 - ① 点在している耕作放棄地の対策について
 - ② 奄美特区制度について
- 2 さとうきびの振興
 - (1) 春植えの状況について
 - (2) メイチュウ対策について
 - ① 発生状況について
 - ② 防除の効果について
 - ③ 交信攪乱法について
- 3 未指定港の整備について
 - (1) 防犯灯の整備について

◎公明党 栄 ヤスエ

- 1 市民の健康増進について
 - (1) 市が助成しているワクチンの最新接種状況について
 - ① ヒブワクチン，小児用肺炎球菌，子宮頸がんワクチン，高齢者用肺炎球菌ワクチンの接種状況等について伺う。
 - ② 市における各種検診の受診の現状及び受診率向上のための対策について伺う。
 - (2) 小中学校及び幼稚園の児童生徒における食物アレルギー等の調査・対策は行っているかを伺う。
 - (3) 緊急時に必要な情報を救急隊員に伝える「救急医療情報キット」を取り入れる考えはないかを伺う。
- 2 防災対策について
 - (1) 自治会や町内会での自主防災組織と避難訓練の現状について
 - ① 避難所運営訓練（HUG等）を取り入れ，地域と連携した防災訓練の実施について伺う。
 - (2) 小中学校における防災教育，防災訓練の現状について伺う。
 - (3) 津波を想定した避難場所の高いビルとの協定について伺う。
 - ① 避難場所で高所のない地域へ，避難タワーの設置について伺う。
- 3 交通安全について
 - (1) スクールゾーンの総点検・整備について伺う。

4 環境について

- (1) 市内の自動販売機のごみ箱設置について伺う。
- (2) 飼い猫の適正飼養について伺う。

(6月20日(水))

◎新奄美 師玉 敏代

1 農業振興対策について

- (1) 住用地区の中山間総合整備事業について
 - ① 進ちょく状況と実施計画に向けての課題は。
 - ② 交流施設基盤整備、活性化施設(農産物加工施設)事業のアンケート調査の目的と結果は。
- (2) 6月10日の大雨洪水による農業被害は。
- (3) 大雨のたびに浸水する農地被害は深刻であり、その対策は。
- (4) 選果場整備に伴い、果樹振興対策は。規格外果樹対策は。その営農指導は万全か。
- (5) 有害鳥獣(いのしし)による農作物被害は深刻であり、対策をどう講じるのか。
- (6) 平張りハウスの導入による今後の計画は。

2 文教厚生委員会の所管事務調査から

- (1) 奄美和光園の一般入院診療の実現に向けて
- (2) 世界自然遺産登録への国立公園化について
- (3) うつ病・ひきこもりの支援対策について
- (4) 病児・病後児保育が実施された。現状と課題は。
- (5) 小学校英語教育特区について

3 奄美復帰60周年を迎えるに当たって

- (1) 奄美復帰60周年の記念事業計画は。

◎市民クラブ 栄 勝正

1 施政方針

- (1) 復帰60周年記念事業の取組
- (2) 東日本大震災がれき受入れについて
- (3) 漂着物対策取組
- (4) 広域事務組合の役割
- (5) 指定管理者基本協定書の見直し

2 観光行政

- (1) 奄美博物館構想
- (2) マングローブパーク入園料在り方

3 教育行政

- (1) 電子黒板の導入
- (2) 教員住宅の状況・対応

◎自由民主党 元野 景一

1 市長の政治姿勢

- (1) 先の平成24年度施政方針演説において、市長は四つの基本理念を示し、その中での重点施策として、「観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくり」の実現を目指すとなっておる。目標人口5万人、その人々を潤す純総生産高、その目標を達成するあらかたを担う基幹産業としての、奄美市農業の在り方を市長はどのように描いておられるのか。

2 産業政策について

(1) 基幹産業としての農生産物について

- ① 基幹産業と位置付けられる作物は何と考えているのか。
- ② それらの作物の現状、産地形成はどうなっているのか。
- ③ その他

(2) 六次産業化について

- ① その現状はどうなっているのか。
- ② 今後の課題は。
- ③ その他

(3) 流通・販売について

- ① その現状はどうなっているのか。
- ② 今後の課題は。
- ③ その他

◎日本共産党 崎田 信正

1 奄美ひと・もの交流プラザについて

- (1) 検討資料として、住用町和瀬の水産加工センターの実情はどうか。
- (2) 議会への説明はどうなったのか。
- (3) プレゼンテーションの評価基準は。

2 安全・安心のまちづくりについて

- (1) 赤木名地区の道路拡張工事の完成見通しは。
- (2) 通学路の安全の総点検をしているか。

3 地域経済の活性化について

- (1) 公契約条例の制定について
- (2) 住宅リフォーム制度の現状と対策は。
- (3) 求職者支援法（職業県連の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律）の奄美市の現状と課題は何か。

4 医療・福祉、社会保障制度について

(1) 後期高齢者医療保険について

- ① 保険料値上げになった要因と見解は。

(2) 国民健康保険制度について

- ① 国による国保広域化が進められているが、奄美市の対応は。
- ② 国保証の留め置きの実態はないか。
- ③ 国保法第44条に基づく一部負担金減免及び第77条に基づく国保税減免の実施状況は。
- ④ 特定検診受診率向上への取組状況は。

(3) 介護保険制度について

- ① 保険料軽減のために一般会計からの繰入れが必要ではないか。
- ② 介護サービス45分枠による影響はないか。

(4) 子ども医療費の無料化について

- ① 中学校卒業までに引き上げること。
- ② 窓口負担をなくすこと。

(6月21日(木))

◎社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

- (1) 入札・契約制度の在り方について
- (2) 庁舎建設の在り方について

2 障害者総合支援法の課題

- (1) 第1・2期障害者福祉計画の総括と、第3期障害者福祉計画の特徴と課題

3 教育問題について

- (1) 教育制度改革の取組について
- (2) 学校給食センター計画の現況と今後のスケジュールについて
- (3) 栄養教諭の配置・休職調理員等の採用について
- (4) 幼稚園保育料等徴収条例の改正について

◎無所属 安田 壮平

1 防災対策・危機管理

- (1) 防災のソフト面等での対策について

- ① 豪雨時や津波時の避難所の設定状況及び周知の状況は。
- ② 防災行政無線デジタル化の進ちょく状況及び今後の見通しは。
- ③ 今年度の防災訓練及び図上訓練の実施の計画は。

- (2) 危機管理について

- ① 北朝鮮のミサイル危機等の非常時における市民への情報伝達手段・体制の構築状況は。

2 人口減少対策

- (1) 奄美群島UIOターン支援協議会について

- ① 昨年度実施の体験ツアー等の成果を踏まえた上で、今後の課題や取組の見通しは。
- ② 奄美市との役割分担の在り方及び奄美市として力を入れて取り組むべき事業は。

- (2) 小中学校の維持・存続について

- ① 「親子留学制度」等の児童・生徒確保に向けた取組実施についての認識は。
- ② その前提として「特色ある教育」の実現に向けた実施状況や今後の計画は。

3 景気・経済・雇用対策

- (1) 景気・経済・雇用対策の周知強化について

- ① 昨年度の「高卒ルーキー雇用奨励補助」の活用状況を踏まえた上で、今年度の「地域雇用サポート事業」の有効活用に向けた取組み方は。
- ② 企業誘致対策について、「産業活性化推進員」や「産業活性化推進業務委託」の概要や成果目標は。

◎平政会 竹山 耕平

1 市長の政治姿勢について

- (1) 奄美の大切な宝・資源の保全、さんご礁保全や海洋資源の確保。また、大浜公園をはじめとする砂浜の減少を調査・研究など「奄振事業」及び「離島特区（仮）」（ソフトでの広域的な取組）での実施に向けて

- (2) 公共施設や道路・橋りょう等（国・県・市道）安全安心へ向けた予防策

- ① 通学路や安全点検を行政・地域・関係機関との連携体制強化について
- ② 墜落防止柵の設置への取組について

- (3) 住宅リフォーム助成制度について

- ① 成果・評価について（利用者等の意見も含め）
- ② 今後の事業実施について

③ 今年度当初予算分受付終了後にあった問い合わせ物件の対応について

(4) 不明水対策について

- ① 公共下水道事業への一般財源繰入れについて
- ② 不明水の発生原因は何か。また、不明水を放置した場合の影響は。
- ③ 不明水の割合（パーセント）、県下の状況は。また、処理負担額は。
- ④ 「常時侵入水」地下水や農業用水の影響は。
- ⑤ 側溝や道路等のつまりによる冠水や間の劣化など、不明水の可能性と対策
- ⑥ 処理費増（一般財源繰入増）→受益者負担→料金値上げへの転嫁について

3 まちづくりについて

(1) 末広・港土地区画整理事業について

- ① 8番街区の進捗と計画について。また、3月からの経過（直接施工）について
- ② 移転するテナントへの仮店舗を目的とした事業（リ・スタート事業）が昨年度末で期限切れとなったが、成果や評価。また、事業開始前の計画との見解など、総括と今後の計画について

(2) 中心市街地活性化について

- ① まちなか景観、取組状況及び協定期間など具体的な計画と方向性は。
- ② まちなか駐車場の計画について。まちづくり奄美での運営の可能性は。また、計画について既存の駐車場経営者との協議と方向性について共通認識は図られているか。
- ③ 公設市場計画について。H26年度の整備予定とされているが現況は。

(3) おがみ山バイパス事業に関わる

- ① 永田・末広地区の交差点付近の道路拡張工事について
- ② 真名津地区、空き地の利活用について

4 教育行政について

(1) スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー配置事業での

- ① 成果・評価及び課題
- ② 小学校への配置事業の必要性は。

◎平政会 伊東 隆吉

1 環境整備

(1) 古見地区の河川・護岸道路等、環境整備に関し

- ① 名瀬勝集落内の市道は大雨発生時に冠水となるが、整備は考えているのか。
- ② 伊津部勝・名瀬勝・小湊線道路整備の進捗は。
- ③ 大川の河口、神社側の護岸整備の状況は。また、テトラポットの除去はできないか。

(2) 県道佐仁・赤木名線の進捗状況は。

(3) 国道おがみ山トンネルの現状は。

2 自然エネルギー

(1) 再生可能エネルギー特別措置施行に伴い

- ① 自然エネルギー売電ビジネスへの算入者への後押しをどう考えるか。
- ② 本市の一般家庭、他、自然エネルギー（太陽光発電）の普及状況は。
- ③ 普及に関して、市として補助性は考えているのか。

3 観光

(1) 観光・入込客の増大、利便性へ向け、JACにリージョナルジェット便の導入は考えられないか。

4 教育

(1) 本市の小・中学校のレベルは、全国の中でどの位置か。

6月18日(1日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤスエ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	11 番	関	誠 之 君
12 番	大 迫	勝 史 君	13 番	与	勝 広 君
14 番	叶	幸 與 君	15 番	奥	輝 人 君
16 番	平 川	久 嘉 君	17 番	栄	勝 正 君
18 番	竹 田	光 一 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	伊 東	隆 吉 君	23 番	竹 山	耕 平 君
24 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

10 番 戸 内 恭 次 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	重 久	春 光 君
笠 利 総 合 支 所 長		川 畑	克 久 君	総 務 部 長	安 田	義 文 君
総 務 課 長		前里	佐喜二郎 君	企 画 調 整 課 長	東	美 佐 夫 君
財 政 課 長		菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	田 丸	友 三 郎 君
市 民 課 長		元	優 君	国 保 年 金 課 長	森 山	直 樹 君
福 祉 部 長		小 倉	政 浩 君	保 護 課 参 事 兼 第 三 保 護 係 長 事 務 取 扱	永 井	健 二 君
商 工 観 光 部 長		川 口	智 範 君	紬 観 光 課 参 事	山 田	道 男 君
農 政 部 長		義 岡	出 君	土 地 対 策 課 長	奥	正 幸 君
建 設 部 長		東	正 英 君	建 築 住 宅 課 長	大 石	雅 弘 君
上 下 水 道 部 長		田 中	晃 晶 君	水 環 境 課 長 兼 水 道 課 笠 利 分 室 長	市 田	利 郎 君

6月18日(1日目)

教育委員会
教育委員会
事務局局長
日高 達明 君

教育委員会
教育委員会
総務課
嘉原 孝治 君

選挙管理委員会
選挙管理委員会
事務局局長
圓 和之 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局
倉井 則裕 君

議会事務局次長兼
調査係長事務取扱
橋本 明和 君

議事係
麻井 庄二 君

議事係主事
岸田 賢吾 君

議長（向井俊夫君） ただいまの出席議員は23名であります。開議は成立いたしました。

これから平成24年第2回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） この際、報告いたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度奄美市一般会計予算繰越明許費繰越計算書、平成23年度奄美市一般会計予算事故繰越し繰越計算書、平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書、地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成23年度奄美市水道事業会計予算繰越計算書の5件について報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

次に、市長から地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分3件の報告がありました。

その内容は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

○

議長（向井俊夫君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に、川口幸義君、関 誠之君、元野景一君の3名を指名いたします。

○

議長（向井俊夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期として、別紙配付の議事日程表案のとおり、本日から7月6日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から7月6日までの19日間とすることに決定いたしました。

○

議長（向井俊夫君） 日程第3、報告第3号及び第4号の専決処分の承認を求めることについて、一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） 皆さん、おはようございます。台風4号が上陸する、懸念される状況下ではありますが、どうかよろしくお願い申し上げます。

ただいま上程されました報告第3号及び報告第4号の提案理由を御説明いたします。

報告第3号 奄美市税条例の一部を改正する条例の専決につきましては、地方税法の改正に伴い固定資産税に係る平成24年度の評価替えに当たり、従来の土地に係る負担調整措置等を継続することとなったことなど、当該税制改正の影響に伴う奄美市税条例の所要の規定の整備を図ったものでございます。

次に、報告第4号 平成24年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の専決につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、繰上充用金を計上いたしました。繰上充用金につきましては、平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計において歳入不足が生じ、予算の執行に急を要したため、平成24年度繰入を、24年度歳入を繰り上げてこれに充てたものでございます。歳入につきましては、その財源として国民健康保険税を増額計上いたしました。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ5億8,624万6,000円の増額となり、平成24年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は73億5,897万4,000円となります。

以上、報告第3号及び報告第4号の提案理由の説明を申し上げましたが、議会を招集して御審議をお願いする時間的余裕がないことが明らかでございましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、市長において専決をいたし、同条第3項の規定により報告を行い、承認をお願いする次第でございます。

ます。

何とぞ御審議の上、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

議長（向井俊夫君）　これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、報告第3号及び第4号の2件について、一括して採決を行います。

お諮りいたします。

本案を承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、報告第3号及び第4号については、いずれも承認することに決定いたしました。

○

議長（向井俊夫君）　日程第4、議案第41号から議案第57号までの17件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第41号から議案第57号までの提案理由を御説明いたします。

まず、議案第41号　平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず歳出の主な内容を申し上げます。

今回の補正は、関係する各費目に臨時職員の通勤手当相当額を賃金に追加計上いたしております。

総務費については、総務管理費において水難事故防止のための資機材購入費を計上するとともに、コミュニティ助成事業費補助金700万円などを計上いたしております。

民生費及び衛生費については、介護保険事業特別会計及び国民健康保険事業特別会計の臨時職員に係る事務費繰出金が主な内容であります。

労働費については、緊急雇用創出臨時特例基金事業に係る経費を追加いたしております。

農林水産業費については、農業費において新規就農者を支援するための青年就農給付金事業1,800万円、名瀬農村環境改善センターを防災関連施設として活用するための改修費を4,900万円などを計上いたしております。

商工費につきましては、観光案内情報板の整備費用1,000万円やインキュベート施設の備品購入費等を計上いたしております。

土木費については、住宅費において住宅リフォーム等助成金2,000万円の追加などが主な内容であります。

教育費については、小学校費において赤木名小学校校舎改修事業1,516万円、社会教育費において奄美振興会館を防災関連施設として活用するための改修経費1,280万円などを計上いたしております。

災害復旧費については、5月の大雨による農業施設災害復旧経費を計上するものであります。

次に、歳入につきましては、歳出に要する財源として国庫支出金4,175万円、県支出金4,205万1,000円、前年度剰余繰越金5,549万5,000円、市債7,170万円などを計上いたしております。

なお、財産収入につきましては、合併まちづくり基金で運用している国債を買い替えたことによる基金利子収入の減額であります。

今回の補正で、1億9,026万6,000円を追加することにより、平成24年度一般会計予算の総額は305億8,243万8,000円になります。

また、第2表 地方債補正につきましては、事業の追加や変更等に伴う起債限度額の変更を行うものでございます。

議案第42号 平成24年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費と保健事業費に臨時職員に賃金及び交通費支給に係る賃金の追加支給分として144万7,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計から事務費繰入金等から同額を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ144万7,000円の増額となり、平成24年度の奄美市国民健康保険事業特別会計の予算総額は73億6,042万1,000円となります。

議案第43号 平成24年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして255万1,000円を増額計上いたしております。地域支援事業費におきましては、7万2,000円を増額計上いたしております。

歳入につきましては、総務費の増額に伴い繰入金を増額計上するとともに、地域支援事業費の増額に伴い、国庫支出金支払基金交付金、県支出金及び繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ262万3,000円の増額となり、平成24年度の奄美市介護保険事業特別会計の予算総額は46億2,691万5,000円となります。

議案第44号 奄美市印鑑条例及び奄美市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定につきましては、外国人登録法の廃止に伴い、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案第45号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員に支給されている住居手当のうち、持ち家に対して支給されている手当の廃止のために所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案第46号 奄美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員に支給されている特殊勤務手当のうち、今後手当の対象となる職員が見込まれない手当の廃止及び月額支給となっている手当を日額支給に変更するために、所要の整備を図ろうとするものであります。

議案第47号 平成24年度奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、東日本大震災により居住用財産が滅失した場合、その敷地の譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年から7年に延長するため、所要の規定の整備を図ろうとするものでございます。

議案第48号 奄美市有機農業支援センター条例の一部を改正する条例の制定につきましては、堆肥センターの統合に伴う条例の改廃とサトウキビの単収向上を目的としたキビ堆肥の製品価格及び堆肥散布車の導入に伴う使用料など、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

議案第49号 奄美市笠利地区農林水産物加工施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては、施設の有効利用促進を図るため、冷凍冷蔵施設の利用方法及び使用料の見直しなど、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第50号 奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定につきましては、大規模集客施設、大規模小売店舗の建築制限について必要な事項を定めることにより、中心市街地の活性

化に向けたまちづくりを推進するため、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

次に、議案第51号 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、今年度事業認可を進めている水道事業の平田浄水場更新事業に伴い、古見地方、小宿地方、古見地区、小宿地区の簡易水道事業の区域を含めて再編し、給水人口給水量を新たに定め整備を図ろうとするものでございます。

議案第52号 新たに生じた土地の確認及び議案第53号 字の区域の変更につきましては、住用町大字市字幸田の地先公有水面埋立工事が竣工しましたので、当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し、併せまして住用町大字市字幸田に再編しようとするものでございます。

議案第54号 奄美群島広域事務組合規約の変更につきましては、奄美群島広域事務組合事務所の移転に伴い、組合の事務所の位置について組合の規約の変更を行うため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、前年度に笠利辺地における総合整備計画が終了いたしました。継続して辺地債を適用するためには、新たに4か年の総合整備計画の策定が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第56号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、名瀬辺地及び住用辺地における総合整備計画の施設において、新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い、事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには、総合整備計画の変更が必要であることから、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第9項の規定により準用する同条第1項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

議案第57号 工事請負契約の締結につきましては、平成23年度金久中学校B棟校舎新築工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上をもちまして、議案第41号から議案第57号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、議決していただきますようお願いいたします。

○

議長（向井俊夫君） 日程第5、議案第58号及び第59号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） ただいま上程されました議案第58号及び議案59号につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第58号及び議案第59号 奄美市人権擁護委員候補者の推薦につきましては、益満久美氏、武下梢氏の任期満了に伴い、益満久美氏及び花井牧子氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

何とぞよろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（向井俊夫君） これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決をいたします。

採決はこれを1件ごとに行います。

まず、議案第58号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、これを承認することに決しました。

次に、議案第59号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれを承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、これを承認することに決定いたしました。

○

議長(向井俊夫君) 日程第6に入ります。議案第60号から議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) ただいま上程されました議案第60号から議案第62号までの奄美市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案理由を御説明いたします。

本市の固定資産評価審査委員会委員として、浜崎幸生氏、別府良美氏及び師玉敏司氏の3名を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上をもちまして議案第60号から議案第62号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ御審議の上、同意していただきますようお願い申し上げます。

議長(向井俊夫君) これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから、採決をいたします。

採決はこれを1件ごとに行います。

まず、議案第60号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれを同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、これを同意することに決定いたしました。

次に、議案第61号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第61号は、これを同意することに決しました。

次に、議案第62号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案はこれを同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は、これを同意することに決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日19日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前9時58分）

6月19日(2日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	4 番	栄	ヤスエ 君
5 番	師 玉	敏 代 君	6 番	多 田	義 一 君
7 番	橋 口	和 仁 君	8 番	向 井	俊 夫 君
9 番	渡	雅 之 君	10 番	戸 内	恭 次 君
11 番	関	誠 之 君	12 番	大 迫	勝 史 君
13 番	与	勝 広 君	14 番	叶	幸 與 君
15 番	奥	輝 人 君	16 番	平 川	久 嘉 君
17 番	栄	勝 正 君	18 番	竹 田	光 一 君
19 番	渡	京 一 郎 君	20 番	元 野	景 一 君
21 番	里	秀 和 君	22 番	伊 東	隆 吉 君
23 番	竹 山	耕 平 君	24 番	崎 田	信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育 長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	重 久	春 光 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑	克 久 君	総 務 部 長	安 田	義 文 君
総 務 課 長	前里	佐喜二郎 君	企 画 調 整 課 長	東	美 佐 夫 君
財 政 課 長	菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	田 丸	友 三 郎 君
税 務 課 長	中	英 信 君	市 民 協 働 推 進 課 長	太 月	美 香 代 君
環 境 対 策 課 長	高 崎	義 也 君	国 保 年 金 課 長	森 山	直 樹 君
保 健 福 祉 部 長	小 倉	政 浩 君	福 祉 政 策 課 長	重 山	納 君
健 康 増 進 課 長	重 田	久 夫 君	高 齢 者 福 祉 課 長	泉	賢 一 郎 君
保 護 課 長	桜 田	秀 勝 君	保 護 課 参 事 兼 庶 務 係 長 事 務 取 扱	桙 原	孝 昭 君
商 工 観 光 部 長	川 口	智 範 君	商 水 情 報 課 長	前 田	和 男 君

6月19日(2日目)

紬 観 光 課 長	吉 富 進 君	住 産 業 建 設 課 長	柳 齊 君
笠 産 業 振 興 課 長	元 多 政 重 君	農 政 部 長	義 岡 出 君
農 林 振 興 課 長	山 下 修 君	土 地 対 策 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 地 籍 調 査 係 長 事 務 取	山 名 純 二 君
産 業 振 興 課 参 事	伊 地 知 辰 夫 君	建 設 部 長	東 正 英 君
都 市 整 備 課 長	上 島 宏 夫 君	土 木 課 長	砂 守 久 義 君
建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君	上 下 水 道 部 長	田 中 晃 晶 君
上 下 水 道 部 長	田 中 晃 晶 君	下 水 道 課 長	川 上 一 弥 君
下 水 道 課 参 事	林 茂 穂 君	下 水 道 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 施 設 維 持 係 長 事 務 取 扱	池 畑 修 三 君
水 道 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 事 務 取 扱	幸 文 治 君	教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	日 高 達 明 君
生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	大 郷 哲 也 君	住 地 域 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	白 坂 稔 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	倉 井 則 裕 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	橋 本 明 和 君
議 事 係 長	麻 井 庄 二 君	議 事 係 主 事	岸 田 賢 吾 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は２３名であります。

会議は成立いたしました。（午前９時３０分）

○

議長（向井俊夫君） 市長部局より台風４号に関する本日８時までの被害に関する概要の報告があります。

総務部長（安田義文君） おはようございます。私のほうから台風４号の接近に伴います被害状況について御報告を申し上げます。台風４号は、本日１９日７時現在、北緯２９度東経１３１度にありまして、時速４５キロの速さで北北東に進んでおります。奄美地方北部は１９日午前４時２５分に暴風域に入りまして、先ほど９時１２分に暴風域を出ております。奄美市では、昨日１８時に情報連絡体制、２０時１５分に災害警戒本部を設置しまして、本日午前４時２５分に災害対策本部を設置いたしましたが、先ほど９時１２分に暴風域を出たことによりまして、災害対策本部から情報連絡体制への移行をしておるところでございます。奄美市は幸い台風による雨量が少なかったこと、また、特に強い風が吹かなかったこともございまして、７時現在道路、家屋等の被害及び人的被害の報告は一切ございません。ただし、農作物等の被害につきましては、この後調査をいたすことにしております。以上で報告を終わります。

○

議長（向井俊夫君） はい、それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

日程第１，一般質問を行います。

この際申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。

なお、重複する質問事項につきましては、極力避けられますように、質問者において御配慮をお願いいたします。当局におかれましても、答弁については時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、あらかじめお願いしておきます。

通告に従い順次質問を許可いたします。

最初に、公明党 与 勝広君の発言を許可いたします。

１３番（与 勝広君） おはようございます。公明党の与 勝広でございます。昨夜から今朝にかけての台風４号も大きな被害もなく、安心しております。また、５号も発生しておりますので、引き続き市民の皆様におかれましては御注意をよろしくお願い申し上げます。また、６月１０日、１１日の局地的な豪雨によりまして被害を受けられた皆様、そしてまた、今なお復旧作業が続いておりますが、一日も早く元の生活に戻られますことを心よりお祈りを申し上げます。

さて、今国会では税と社会保障制度の一体改革が大詰めを迎えております。自民党、民主党、公明党の合意もあり、今民主党内で集約を図っているところでございます。さて、２００９年のあの政権交代を今考えてみますと、あの政権交代はいったいどういった意味があったのか、今思うと松尾芭蕉の俳句の中に、夏草や兵どもが夢の跡と、まさしく夢の跡といった感がいたします。２００９年のあの選挙を振り返ってみますと、メディア、新聞やテレビ、ラジオ等においても、１回ぐらい民主党に政権を委ねてもいいのではないかという強い論調が高まりまして、また、朝のワイドショーや、そこに出てくるコメンテーター、司会者なども、一度ぐらい民主党に政権を委ねてもいいのではないかというそのような大きないわば民主党政権に、民主党に対する、政権を移譲してもいいんじゃないかというような大きな、この暴風雨の中での選挙であったと思います。町を歩いても、蟬の鳴き声を聞いても、２００９年以前は、蟬はジミン・ジミンと鳴いていたようでございますが、あの２００９年の選挙では、蟬はミンミン、ミンシュ・ミンシュと私にはこのように聞こえました。ともあれ、現実として民主党が全得票数の４割を取り、また、全衆議院の７割を獲得するという、やはりあれは大きな政権交代の実があったのではないかと思います。しかし、今国民は民主党政権に対して失望から絶望に変わったと言っても過言ではないと思います。先日ある御家族の皆様とお話をさせていただきました。その中で年金の問題、また、消

費税の問題もありました。その御家族は60代前半の御夫婦と20代前半の若者がいる家族でございましたが、その主人曰く、民主党はやると言ったものは棚上げし、やらないと言ったものは野田総理が全力で命がけでやると言ってる。けしからんという話をしておりました。私も本来ならば、国民に信を問うて総選挙を行うべきであると私はこう言いました。すると、今まで何の関心も示さなかった青年が、総選挙という言葉に反応して、もう総選挙は終わりましたと言いました。後で分かりましたが、青年の言う総選挙というのは、AKB48の総選挙でした。私はこのことは笑うに笑えないことだと思いました。この一つのことをとらえて言うのも暴論であると言われればそうかもしれませんが、今多くの国民は、また多くの若者たちは政治離れ、政治家離れをしているのが現状ではないかと、このように思っております。常に政治によって私たちの市民の暮らしは左右されるのは当然のことではありますが、しかし、どんなに政治が変わろうが、どんなに政局になろうが、私たち市民の暮らしは営々と続いているわけであり、また、止めるわけにはいきません。翻って奄美市を振り返ってみますと、今なかなか厳しい経済状況の中で、多くの市民は、また、閉塞するこの町を見てみると、大変厳しい生活を強いられております。このようなことを感じながら、一般質問の通告どおり質問させていただきます。

まず初めに、市長の政治姿勢についてであります。この平成24年度の当初予算が発表されて施行されて約3カ月になりますが、この当初予算は、昨年策定した奄美市総合計画に沿った、また、その向こう10年間の羅針盤となる総合計画の、この初めの当初予算ということにもなりますが、また、市長におかれましても、市長の任期の折り返しの三度目の、このマニフェストを実現するための予算編成であると思います。このようなことから、まずこの総合計画との整合性について、そしてまた、市長のマニフェストの進捗率についてお尋ねをいたします。

次からは発言席から行いますので、何とぞ御答弁お願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速、与議員にお答えさせていただきます。

私は本年第1回定例会の施政方針において総合計画の着実な推進を図ることが、奄美市の礎を築いていくものと申し上げました。平成24年度予算編成におきましても、本市の財政計画を踏まえながら、その整合性を図ってまいりました。また、総合計画の施策を計画的かつ効率的に実施するため、実施計画を策定し、毎年度更新するローリング方式で整合性を図っているところでございます。御案内のとおり、奄美市総合計画は、未来の進むべき道を示す本市の羅針盤でありますことは、今議員がお話になったとおりであります。今後とも引き続き総合計画の整合性を図りながら、10年後の具体的な目標達成に向け、各種施策を展開してまいりたいと存じます。

マニフェストの進捗状況についてであります。これまで市長就任に当たっての九つの公約について積極的に取り組んでまいりました。特に観光／交流人口につきましては、関係業界の皆様方の御協力をいただきながら、トップセールス等の積極的な取組みにより、航空機利用者数が平成22年度と比較して、平成23年度は約2万人の増加が図られたこと。また、雇用対策につきましても、緊急雇用事業等の実施により、平成21年度から23年度実績で約600人の新規雇用が創出されたこと。加えて、有効求人倍率も約2倍に改善されたことなど、目に見えた形で効果が表れているのではないかと認識をいたしております。このようなことから、マニフェストにつきましても、全公約について大方着手済みであると思っておりますが、それら概ね順調に進捗しているものと認識はいたしておりますものの、中には国・県実施事業や、また、国・県予算を伴うもの、継続性が必要なものなど、中長期的な立場から取り組まなければならないものもございます。これらを数字的に表わすには、現在整理精査をしているところでございますので、しばらく時間をいただきたいと思います。加えて、総合計画、財政計画など施策を進める上での計画性並びに住民ニーズに沿った施策の推進も必要であることは当然のことでございます。これらを踏まえ、「市長とむんばなし」と題しまして、地域の方々との意見交換も積極的に進めているところでございますので、進むべき奄美市の将来像をしっかりと見据えながら、マニフェスト

の着実な達成を図ってまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申しあげ、また、御理解、御協力を賜りたいと存じます。以上でございます。

13番（与 勝広君） 今総合計画との整合性、総合計画については、平成32年、10年間をどうするかということでの総合計画であります。数値、具体的な数値目標としては、人口が5万人、そして交流人口45万人、総生産額が1,400億と。今しかし、この奄美市の現状を見ておりますと、この数値目標を実現するためには、相当頑張っていかなければ実現できない。今の現段階では私は相当厳しいなという実感を持っております。市長のマニフェストにおかれましては、今度3度目の予算編成ということで、着実にマニフェストの推進、もしくは実現に向かっていくということで理解をしていいと思います。この、私が少し気になるのは、合併をして10年間は交付税の特例措置があります。その言わば平成28年、そしてまた、それから11年から15年かけて徐々に削減され、平成32年まではこの合併に伴う交付税の特例措置があります。平成33年以降は、いわゆる合併した旧市町村を一つとする1本算定が行われます。この1本算定された時にどれぐらい財源が、試算をどういう形になるのか、試算をしているのか、もし試算した数字などがあれば、お答えをいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） それでは、ただいまの試算についてお答えいたします。まず、奄美市における平成23年度の普通交付税額は116億4,671万9,000円となっております。現在、合併算定外の額で交付されていますので、これを1本算定の額で申し上げますと、102億8,956万5,000円となりまして、現平成23年度時点で比べますと、約13億6,000万円程度減少することとなっております。ただいま議員の御質問にございましたように、本市の財政計画におきまして、交付税総額は一定の率1.0パーセント落とす形にしております。ただし、有利な起債を私ども事業に使用しておりますので、その分については普通交付税が上がってまいります。それを勘案しまして試算しましたところ、一般算定となります平成33年度の普通交付税総額は、平成23年度と比べまして約10億2,000万円程度減少するものと試算をしておりますのでございます。

13番（与 勝広君） 平成23年度から33年度のこの差というのは、約10億円という話しでありました。当然この総合計画にも沿っていわゆる32年までの総合計画でありますので、しっかりとその間足腰を強くしながら、経済も活性化しながら、雇用も図りながらと、いろんなこれから努力をしていかなければなりません、やはりこの行財政改革というのは、財政規律をまずしっかり守るということと、また、これ以上借金を増やさない、この点に尽きると思いますが、今38億円の財政規律で走っておりますが、一般会計が29億円、そして特別会計が9億円と。確か財政健全化のあのシミュレーションの中では、22年頃から特別会計枠を7億円程度に減らしていこうということもありましたけども、総額で36億円程度という話もありましたが、これについては今度この財政規律については、今後またどのようなスタンスを持って考えているのか、お尋ねいたします。

総務部長（安田義文君） ただいまの議員の御質問にございました起債額38億円、これはもともと平成19年度に作成いたしました財政健全化計画において、実質公債比率を18パーセント以下に縮減することを目標としてまずは作成されたものでございます。この財政規律を遵守した結果が、本市の財政指標が徐々に改善したことになっておりまして、平成22年度の実質公債比率は13.5パーセントまで改善されてまいりました。このことを踏まえまして、38億円の財政規律につきましては、今後とも堅持してまいりたいと考えております。ただし、なお従来から申し上げておりますとおり、起債借入れによる基金積立や貸付、更には庁舎建設に係る起債額などの特殊要因は除いた上での財政規律であることを今現在では御理解を願いたいと思うところでございます。

13番（与 勝広君） じゃあ、その38億円の財政規律は、今後とも堅持するというふうにもう考えて

いいわけですね。よくこの38億円をたまに超えたりすると、必ず行政的な皆さん言う言葉が特殊要因と、特殊要因ということをよく使われますけども、しっかりそこは堅持をしてやっていただきたいと思います。また、平成24年度のこの一般会計歳入歳出の総額が303億9,217万2,000円というこの総額でありますけども、そのうちの義務的経費、これが扶助費が87億円、そして公債費が41億円、人件費が51億円と。その義務的経費がその占める割合が59.9パーセント、約6割を占めており、総額で183億円となっておりますが、義務的経費についても、合併当初は80億ちょっとだったと思います。それが今はもうこの勢いでいくと、90億を超えるのは時間の問題ではないかなと思っておりますが、人件費についても51億円、これもこれから大量退職時代なども迎えたりして、職員の適正化計画なども行う中で、この人件費の財政的な5年・10年のこのシュミレーションがされているのか。そしてまた、この公債費についても、確か前年は40億、これが41億という今回41億円となりましたけども、この41億円になった要因についてもお尋ねいたします。

総務部長（安田義文君） まず最初に、人件費のほうからお答えいたします。議員御案内の人件費51億円につきましては、平成24年度当初予算の一般会計にかかる人件費増額でございます。直近の財政計画から申し上げますと、5年後、平成22年度決算に対しての5年後ということで、平成27年度、こちらには約5億円減で46億4,000万円。10年後、平成32年度でございますが、約10億円減の41億8,000万円となる見込みとしております。なお、これで平成22年度に策定しました定員適正化計画を元に作成したものでございます。この計画は、策定当時、国が示しておりました定年制延長、これを前提として見込んだ職員数の推移をベースにシュミレーションしておりますので、その後国の方針が変わってまいりました。今後この国の方針の推移を見ながら、改めてシュミレーションを行ってまいりたいと考えております。

続きまして、公債費の増えた要因ということでございます。平成24年度当初予算の一般会計におきます元利償還金は、前年度より6,917万4,000円増えまして、41億76万1,000円となっております。内訳を申し上げますと、元金のほうが前年度より1億3,892万5,000円の増額、利子の方は前年度より6,975万1,000円減額いたしております。それぞれの増減要因でございますが、元金につきましては、平成23年度で終了いたします元金償還額が、例年と比べて特に少なくなっておりまして、平成24年度に元金償還開始額のほうが大きく上回ったこと、そのことによるものでございます。また、利子につきましては、起債残高の減少並びに借入利率の低下が大きな要因でございます。このことにより、平成24年度当初予算におきましては、公債費が例年に比べて増加した結果となっておりますが、平成25年度以降の予算編成におきましては、元金償還終了額が当面の間ほぼ例年ベースで推移いたしますので、そのことによる影響は少なくなるものと考えております。しかしながら、今後庁舎建設に係る起債の償還も見込まれますので、引き続き財政規律の維持に努めながら、公債費の抑制を図っていきたいと思っております。以上でございます。

13番（与 勝広君） 今の話については理解をいたしました。この当初予算でも依存財源と自主財源を見ますと、依存財源が80.7パーセント、額にして245億3,000万円ほどであり、自主財源が19.3パーセントで58億7,000万円、これが自主財源は対前年度比の2.4パーセント伸びております。この伸びた要因というのが、国の税制改正に伴う年少扶養控除廃止によるための市民税、市税の、市税の増額が1億9,000万円、これがその増による要因であり、総額で38億9,000万円となっておりますけども、これはとりわけ努力して自主財源を伸ばしたというわけじゃなくて、そういうこういった要因があったから伸びたということだと思いますが、この自主財源を確保するというのは、行財政改革を含めて、どこの自治体においても、これは永遠の課題であると思いますが、この自主財源を確保するために、とりわけまた努力している点とかあれば、御答弁お願いします。

総務部長（安田義文君） 御案内のように、市税、使用料、手数料などの自主財源につきましては、地方

公共団体の主要な財源であることから、私ども積極的にその財源の確保に努めているところでございます。議員御指摘の点につきましては、概ねそのとおりでございますが、ただ1点、自主財源の規律となりますと、時には財政の健全化とは相反する結果の伴う場合もございます。例えば平成18年度から平成20年度の合併当初につきまして、歳入財源を補うために、基金からの繰入金で賄っておりました。基金繰入金は自主財源でございますので、この間の自主財源比率は財政状況が厳しいにも関わらず高い値でございました。今と比べまして18年度が22.3パーセント、19年度が22.6パーセント、20年度が23.0パーセントという具合でございます。その後、平成20年度以降は普通交付税の伸びと併せまして、基金繰入金が減少しまして、財政の健全化が図られつつあると同時に、自主財源比率は今年度のように低下をしております。このように、自主財源比率そのものよりも、自主財源を増やす地方債残高を減らすことが重要であることは、今議員がおっしゃったとおりであると理解をしております。これらのことを踏まえまして、自主財源を増やす方策として最も重要なことということでございますが、もう得策というものはございません。雇用対策や産業の振興などによる地域経済の活性化を図ること、このことによって市税等の増収につなげていくことが一番だと考えております。また、先ほど申し上げましたとおり、基金繰入金は自主財源ではございますが、基金積立は将来に備えた自主財源の確保でございますので、このことについても積極的に取り組んでいることを是非御理解をいただきたいと思います。今後におきましても、総合的な観点で自主財源の確保に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（与 勝広君） 今部長がおっしゃるとおりですよ。まず活性化し、経済を活性化して、そしてやっぱり市民の暮らしや生活を潤いある暮らしをする、させる。そしてその中で税収を増やしていくと。やっぱりそういうしっかりとした経済対策を持ちながら、ですので、やはりこの奄美市の昨年策定したあの総合計画というのは、そういった意味でもしっかりとそれをベースに、しっかりとした政策を今後もやっていく必要があるのではないかなと思います。

続いてまた同じ、ちょっと質問をさせていただきますけども、これはちょっと確認のためでございます。後ほどまた財政課のほうから御意見を伺いたいと思いますが、実は先月に大島群島の市町村議員大会がありました。その時に衆議院の打越あかし議員が、民主党が政権を取ってから奄美の財政が伸びたと、このような話をしておりました。私には伸びたと言うよりも、民主党が政権取って奄美の財政を伸ばしましたよというね、そういう私にはそういうニュアンスで聞こえました。それはもう置いとしまして、現実問題として、じゃあ、その奄美の奄美市のこの財政的な部分でどうなったのか、ちょっとしばらくちょっと話をさせていただきたいと思います。民主党が政権を取ったのは2009年、平成21年です。平成21年は自公政権の予算です。22年から民主党が本格的に予算を編成しました。この21年と22年の交付税の総額を調べてみますと、普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債、この三つを合わせて平成21年は135億円、平成22年が145億円、ですので、10億円増なおるわけですね。そしてその個別にじゃあどれぐらい増になっているかと言いますと、普通交付税が4億300万円の増、特別交付税が3億5,000万円の増、臨時財政対策債が2億7,000万円の増、この臨時財政対策債というのは、もうここにいる皆さんに説明するまでもありませんが、その国の交付税措置に代わって地方が借金をし、起債し、後から国がその借金を交付税措置をしていくという趣旨だと思います。例えがいいか悪いか分かりませんが、親が借金をしながら子どもに仕送りをしている。ところが、親も厳しいので、子どもに借金を肩代わりさせ、子どもに借金させ、後ほど親が子どもに後からその借金払いますからねと、返しますからねと。しかし、その親というのも、今の国家予算を見てみると、90兆3,000億円余りで、その4.9パーセントが国債であると。だから、半分がもう借金ということになりますので、このような親の状態ですつといつまでもこの臨時財政対策債、私に言わせればもう借金ですので、これはあまりこう有り難くない増額と言えると思います。それ、ちょっと今それでしたけども、それを合わせますと、約10億円余りなりまして、そのまた要因もちょっと調べてみますと、この10億円余りのこの要因の中に、民主党のあの目玉政策であった子ども手当の財源として1億9,200

13番（与 勝広君） 行財政改革という面では、市職員のたゆまない努力の結果も表れていると思います。しかし、今後は人口減少に伴う交付税の減少、そしてこれから本格的に始まる東日本、この復興に対して、財政的な部分でやはり地方にしわ寄せがくると。様々なこの不安はあります。合併もして10年間のこの交付税措置、そして平成33年からは完全に約13億ぐらい削減されたような状況で走っていかなければならないというこの状況の中での行財政改革をきちっと今後もやっていかなきゃいけないというのは、もう誰もが感じていることだと思います。そこで先ほど起債枠の話もありましたけども、残高の総額を考えることも、今後はこう必要ではないかと思っておりますけども、この残額の総額についてはどのようにお考えでしょうか。

総務部長（安田義文君） 先ほども申し上げましたが、奄美市の市債残高は、合併後これまで順調に減少してまいりました。しかし、議員御承知のとおり、本年度より庁舎建設にかかる市債借入れが始まり、今後市債残高は増加いたします。このことから、全会計の市債残高は、平成27年度が計画では最大の540億円余りとなり、その後徐々に減少し、平成30年度には500億円程度になるものと見込んでおります。したがって、平成30年度以降、例えば全会計の市債残高を500億円枠とすること、このことなどは新たな財政規律として有効な手法であると考えております。なお、市債残高から庁舎に係る市債の相当額を除きますと、平成25年度以降500億円を超えないと見込んでおります。どの段階でどのように設定条件をするかは、今後検討させていただきたいと存じます。

13番（与 勝広君） はい、分かりました。それでちょっと先だってある市民からこのような御意見を伺いました。今奄美市は末広・港区画整理事業をはじめとして、この喫緊の課題であります本庁舎建設、また、小宿の都市計画等との公共大型事業も今日白押しで予定していると。そのような状況の中で、先ほど私も冒頭述べたように、市民の暮らし、生活は大変厳しい状況の中で、また、こう疲弊しているような状況の中で、どうしてこのように公共事業を立て続けに行っていくのか。もっと市民に対して説明責任を果たしていただきたい。今年度予算等では様々な経済対策等も打ち出されてはいるものの、しかしながら、市民の方はなかなかそういったものも分からないのが現状であると思います。そういったことに対する当局の御見解はいかがなものでしょうか。

総務部長（安田義文君） 本市におきまして、平成23年3月に策定いたしました奄美市総合計画において、今後10年間のまちづくりの基本理念と将来都市像をお示ししているところでございます。また、総合計画の着実な実現を図るため、毎年度実施しております実施計画、この更新作業におきまして、財政計画及び事業全体の整合性を図りつつ、各事業の必要性、緊急性を繰り返し精査・検証しているところでございます。その過程におきまして、公共事業につきましても、安全・安心に暮らすための環境整備という面、また、先ほど来ございます市経済の活性化にも資するという面、そのことなどから必要性が認められている事業を今後も計画的に実施していく考えでございます。市民の皆様への説明という点につきましては、奄美市総合計画の内容をホームページ上や概要版の配布をもってお知らせするとともに、ホームページ及び広報奄美市だよりにおいて毎年度の施政方針、財政状況及び各事業に関する情報を掲載しているところでございます。また、施政懇談会、市長とむんばなしを順次実施する中で、市民の声を市政に反映するよう取り組んでいるところでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

13番（与 勝広君） 我々公明党の会派は、沖縄市のほうの都市整備、今奄美市が末広・港区画整理事業等やってますけども、その区画整理事業のその様々な沖縄市の方はメニューがありまして、そこでいろいろ当局の説明を聞いて、そしてまた、現地に行きました。やはり市民が主導で、上から言われているようなことをするとかじゃなくて、市民が主導でやっていくと。やっぱり現地を見てみますと、市民の

皆様も積極的に行政の推進することに参画をして、そしてまた、市民自らの発想でいろんなことをやってみるように見受けられました。やはりそういった部分でも、市民にしっかり情報をまずきちっと提供して、そしてまた、理解をしていただくと、このことを忘れずに。繰り返して言いますけども、総合計画、この総合計画は誰のための計画なのか。また、市長のマニフェストは誰に向けてのマニフェストのね、お約束なのか、これをあくまでも市民という、そこを、その1点を忘れることなく、是非ともどもに頑張っていけたらと思っております。

時間も押しておりますので、3番目の職員の人事異動登用についてであります。4月に部長人事、部課長人事等、また、職員の異動交流などもありました。この職員の人事に関してのこの基準、どういった配置で基準がなされたのか、お尋ねいたします。

総務部長（安田義文君） 職員の人事異動についてお答えいたします。平成24年度人事異動に際しましては、できる限り職員の希望を尊重しながら、次の四つの点を基本とし、適材適所の配置に努めたところでございます。まず一つ目は、組織機構の改革を踏まえつつ、職員申告書に基づき、職員の希望や部課長の意見等を総合的に判断し、意欲の向上、職場の活性化が図られるように努めました。二つ目は、若手職員につきましては、市民との接触の多い職場や、行政の基本的な知識、技能等を習得できる部署に配置し、中堅職員につきましては、一定部署に固定することなく、異なる部課の職務を体験できるよう努めたところでございます。また、専門的知識の習得、情報収集、人的交流等を目的としまして、これまで実施してきました国土交通省及び沖縄県への研修に加えまして、新たに鹿児島県大阪事務所や市町村課へも職員を派遣したところでございます。三つ目は、更なる新市としての一体感の醸成のため、支所間の職員交流を進めるとともに、支所間で異動し、一定の年数を経過した職員につきましては、元の支所への異動に努めました。四つ目は、市民福祉の向上や市民サービスを効率的かつ効果的に提供できる人事体制や市長マニフェストの実現、また、本市が直面します各種の行政課題に的確に対応できる人事体制の構築に努めたところでございます。また、部長・課長の人事につきましては、ただいま述べました四つの項目を基本としながら、職員がこれまで培ってまいりました知識、経験、資格、職歴やリーダーとしての資質等を総合的に判断し、配置いたしておりますので、御理解をお願いいたします。

13番（与 勝広君） はい、理解いたしました。部課長の今度新しくなられた方、それぞれに抱負を聞こうと思いますけども、時間がないので、割愛させていただきますが、やはり部長・課長というのは、現場第一主義で、やはり何かあったらすぐ現場に行くと。現場を肌できちっと感じた上で、しっかりその部署で指揮を取っていただきたいと思います。

さて、この4月からキャリア枠で2名の方が配属され、配置されてきますが、一応どの部署でどのような役割を担っているのか、お尋ねいたします。

総務部長（安田義文君） 議員御案内のとおり、本年度から民間企業等職務経験者、いわゆるキャリア採用として2名の職員を採用いたしております。お尋ねの配属先と業務内容につきましては、まず金融機関での勤務経験を有する職員につきましては、総務部企画調整課において、主に指定管理者や行政改革委員会等に関する業務を担当しまして、指定管理者の財務分析や事業モニタリング等制度の充実に取り組んでいるところでございます。また、情報通信関連企業に勤務経験を有する職員の方は、商工観光部商工水産課におきまして、主に情報通信インフラの整備や人材育成の他、地場産品新規特産品の確立促進に関する業務に従事しているところでございます。二人とも採用後まだわずかな時間ではございますが、民間企業で培いましたノウハウや人的ネットワークをフルに活用しまして、即戦力として業務に取り組んでいるところであり、今後の活躍にも大いに期待しているところでございます。

13番（与 勝広君） キャリアというのは、キャリア枠というのは、やはりこの即戦力ですぐ使えると。そしてまた、その方々が外から入ってくることによって、職員にもこう活性化と言うか、そういう二つ

の面があると思います。しっかりキャリア採用という部分においては、その方の持つるノウハウをしっかりと生かしきれるように、また人事配置も、今、今回もされているとは思いますが、しっかりとやっていただきたいと、このように思っております。

続いて、昨年から紬組合へ職員の派遣をしておりますけれども、この職員の派遣の効果についてお尋ねいたします。

商工観光部長（川口智範君） 御承知のとおり、紬業界は平成23年度7,584反と依然厳しい状況下でございます。何とかしてそうした状況を打開するため、そして紬組合からの要望もあり、平成23年度から職員を派遣いたしました。その効果でございますが、奄美・西陣コラボ事業をはじめ、きめ細やかな交付金事業、ふるさと雇用再生特別基金事業などの補助事業を導入するとともに、行政、西陣織工業組合、基金協会など関係団体と連携を図り、積極的な事業導入を行ってまいりました。また、組合の運営に直接関わることで、組合の意識も高まってまいりました。このことが大きな効果だったものだと認識いたしております。更には、組合の努力もあり、財産処分、人件費の節減などにより、徐々にその効果が表れております。こうした組合の主体的取組に内部から支援することで、健全経営に向けて第一歩が示されたものだと感じております。

13番（与 勝広君） この組合への人事派遣については、なかなか人事派遣したけど、我々議会もその派遣したこの成果とかそういうのがなかなか分からなくて、じゃあ、一体全体奄美市としては紬組合、この奄美大島紬を将来どのような方向に持っていきたいのか、何のための派遣なのかということがよく分からない部分もありましたので、それについてはまた次の質問で詳しくやりたいと思いますが、もう今回時間ありませんので、次にいきます。

4番目の指定管理者制度検証委員会の中間答申を受けて、3月議会で中間答申しましたが、改善と課題をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

総務部長（安田義文君） 指定管理者制度検証特別委員会の中間報告につきましては、5回の特別委員会の中で議論された結果として重く受け止めているところでございます。この中間報告では16項目について検証が必要であると指摘されております。御案内のとおり、昨年度一部の指定管理者に対し、試行的ではございますが、利用者アンケートや管理運営状況の評価などを実施し、改善に取り組んでいるところでございます。今年度は中間報告で指摘されました問題点等を含め、随時検証・改善を行いまして、同制度の適正な運営に努めてまいりたいと考えています。また、御指摘の項目のうち、指定管理者担当の職員の配置につきましては、財務に詳しいキャリア採用の職員を企画調整課に配置しまして、チェック体制の強化に努めているところでございますので、よろしく御理解をお願いいたします。

13番（与 勝広君） この指定管理者検証特別委員会の答申について云々は、また同僚議員もこのような同じほとんど、大事だと思いますけれども、このような質問も予定してますので、また後ほどそういう質問もあるかと思います。しかしながら、言えることは、やはりこの指定管理者制度も移行して、前回の議会でも言いましたが、やっぱりこうコストを削減し、市民の目線でこう民間が入ってくることによってサービスも向上しと、そういう部分ではかなり功を奏していると思っておりますけれども、しかし、私はこの間の検証委員会を通じて感じたことは一つありまして、それはこの行政当局の組織機構のあり方、所管課、そしてそれを元締めである企画調整課、この連携と、また、その窓口の所管課の役割がもっとしっかりとこの指定管理者とのこの連携、そしてまた、ある意味指定管理者もそれを受けた方々も、やはりこれは市民の税金で運営してるというそういった認識が少し弱いんじゃないかなと。こういったものを少し感じました。であるので、このようなことも踏まえながら、しっかりとまた今後改善できるものは改善していただきたいと、このように思っております。

続いて、内海公園の整備事業についてお尋ねいたします。内海公園の整備事業は、計画しております

けども、最終的にこの事業はどこを目指してこの事業をやるのかということが、今始ったばかりでありますけども、これがまたそれと今後の具体的なこの事業に向けてのスケジュール等があれば、お示しいただきたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 内海公園周辺の整備事業につきましては、奄美市総合計画の重点プロジェクトに位置付けられた自然を利用したまちづくりの一つであります。住用地域の自然環境が、世界自然遺産登録の実現に向け、重要な役割を担っていることは誰もが認めるところであります。今後の取組として、世界自然遺産登録を見据え、住用町全体を網羅する観光・交流のまちづくり計画を策定する必要があると考えております。このような考えの下、住用町全体の観光振興計画として、仮称ではございますが、森と水のまち住用観光プロジェクトを策定していく予定でございます。この計画は、内海周辺ゾーン、マングローブ周辺ゾーン、住用湾ゾーンといった住用地域を三つのゾーンに分けて、住用地域の資源を点から線、線から面へつないで、体験型観光プログラムの構築やそのプログラムに必要な施設整備や環境整備を行います。お尋ねの内海公園周辺の整備事業につきましても、この全体計画の中の一つのゾーンとしてとらえております。今後のスケジュールといたしましては、今年度中に策定計画に向けた調査、基本構想案を策定し、平成25年度に整備計画を策定、平成26年度以降に各種施設の整備に着手できればと今考えているところでございます。

13番（与 勝広君） 今いろんなこの計画の目的とスケジュール等がありましたが、やはりこれは行政が主導でやっていくというよりは、もっともっと今アンケートなども取っておるやに聞いておりますけども、先ほど言ったように、この地域住民の意向等もしっかり踏まえた上でこの計画を推進していただきたいと思います。

それでは2番の質問に移ります。福祉行政について。（1）、（2）を続けて質問させていただきます。子ども手当から児童手当に法改正され、6月に支給されたが、スムーズに支給されたか。2点目が、医療費の限度額認定証が4月から外来通院も適応になっておりますが、その現状についてお尋ねいたします。

保健福祉部長（小倉政浩君） それでは答弁いたします。議員からお話がありましたとおり、去る6月8日に子ども手当及び児童手当の支給を行いました。6月の支給については、本年の2月から5月の4か月分の支給となりますが、うち2月・3月分が子ども手当、4・5月分が児童手当となることから、それぞれの支払い通知書を作成しまして、事前に受給者に対して送付したところです。児童手当につきましては、3月30日に法改正が成立いたしました。新年度における住民移動の繁忙期が重なることや、周知期間が短いこと、システム改修が間に合うかなど6月支給に支障が出ないか不安な点もございました。通知書送付の際に混乱等はなかったかとお尋ねでございますが、市民から数件内容確認の問い合わせがありましたが、特に混乱等はなく、また、実際の支給に関しても、通常どおり無事に支払い処理が終了し、市としても安どしているところでございます。以上です。

市民部長（田丸友三郎君） ただいま議員からお話がありましたように、これまでは例えば目の治療などで行いますレーザー治療、はい、それからがん治療など外来でも高額な治療費をいったん窓口で支払う必要があります。患者さんにとっては大きな負担となっておりました。この度の改正によりまして、医療機関の窓口で限度額適用認定証を提示すれば、限度額の負担だけで済むようになりました。お尋ねの限度額適用認定証の申請状況でございますが、4月66件、5月75件でございます。今回の改正後に制度の適用を受けた方の状況であります。医療機関からの請求が通常3か月後になるため、4月診療分の利用状況は7月に把握できると思います。今後も治療を受けられる患者さんが、高額医療に対する不安を解消するためにも、医療機関と連携を取りながら広報周知を図るよう進めていきたいと思っております。

13番（与 勝広君） この医療費も限度額が、通院がそういう形でできるということも、大変もう喜ばしいことであると思います。

じゃあ、続いて3番目の防災行政について、これも（1）と（2）をまとめて質問させていただきます。これはもうその通告に書いてあるとおりですので、行政機関のこのBCP事業継続計画の策定予定はあるのか。2番目、本市の橋や道路などの社会資本整備や公共事業の老朽化に伴う改修、補修等についての点はについてお尋ねをいたします。

総務部長（安田義文君） 1点目のBCP事業継続計画についてお答えします。議員御指摘のとおり、BCPにつきましましては大変重要なことであると考えております。昨年の6月議会でも御質問いただきましたが、現時点では策定されておりません。ただ、私も豪雨災害を経験しておりますので、事業継続計画の必要性は十分認識しております。今後全国の先進地の事例などを参考に検討を進めてまいりたいと考えます。

建設部長（東 正英君） 本市の橋りょう等の改修や補修につきましましては、奄美市全域の橋りょう304橋の現況調査及び健全度の調査診断を実施しております。平成25年度には、これまでの調査や診断結果を基に、橋梁長寿命化修繕計画書を策定し、緊急かつ重要度の高い橋りょうより年次的に計画的かつ効率的な補修を進めてまいりたいと考えております。また、なお、今年度より橋りょう補修事業といたしまして、緊急度の高い橋りょうの修繕を予定しております。また、市道につきましましては、臨時地方道整備事業において現況調査した中で、緊急度の高い路線より年次的に改良等を実施しております。

13番（与 勝広君） 今総務部長の答弁ありましたけども、一番大事なことは、いかなる事態が起ころうとも、行政の機能がストップしないということがそれが前提であると思います。そのようなことがならないような対策が常にとられていると判断していいんですね。これはもう答弁いいです。

それと2番目のこの橋や橋りょういろいろな改修等についても、大分築何十年ともう古くなっておりまして、これがまた今後きちっとしたインフラの整備、資本整備をやっていかなくちゃいけない状況で、計画性をきちっと持って、また、財政的な面もありますので、そこら辺もきちっと財政と相談しながらやっていただきたいと思います。それと一つ質問ですけども、今、奄美市のこの市街地というのは、急傾斜地域が非常に多くて、今、この急傾斜のこのする整備にフォレストベンチ工法というのが今大変注目を集めておりますが、この工法について今後研究してやる予定があるのか、お尋ねいたします。

建設部長（東 正英君） ただいま提案ありましたフォレストベンチ工法につきましましては、この工法につきましましてはいろいろと適用条件がございまして、15メートル以上の斜面についてはちょっと適用ができないようでございます。現在奄美市にある急傾斜地崩壊危険箇所につきましましては、斜面の高さが15メートル以上で、住宅が山すそに近接している箇所がほとんどですので、施工性等を考えた場合には、フォレストベンチ工法での施工は困難と考えられますので、御理解をよろしくお願いいたします。

13番（与 勝広君） あともう数十秒しかないと思いますけども、これが全部だめだというんじゃないくて、中にはそういう対象もなり得るという話ですよ。はい、しっかりまたそこら辺もやって、やはりこれはコンクリートでこの斜面を整備する工法よりも、コストも約半減でできるということですので、しっかりとそこら辺の研究もされて、やはり市民の安心・安全のために鋭意努力して取り組んでいかれることを願います。以上をもちまして、私の一般質問を終結したいと思います。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で公明党 与 勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前１０時３２分）



議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

新奄美 多田義一君の発言を許可いたします。

６番（多田義一君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。新奄美の多田義一でございます。第２回定例会に当たり、一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回は、やがて期限切れを迎える奄振についてと、そして末広・港土地区画整理事業について質問をいたします。

最初に奄振についてであります。昭和２９年６月からスタートし、予算ベースで２兆１，７００億円、実に５８年が経過し、生活環境の整備、また、道路、港湾、空港、農業基盤整備、公共施設整備、あらゆる分野を支えてきた法律予算であり、また、長きにわたりこの奄美の公共工事により経済の下支えにも大きな成果を上げてきました。目的は一言で言いますと、奄美の自立です。しかしながら、まだまだ遠い現状であり、延長は必要であります。しかし、基盤整備は進み、生活の上では格差を感じませんが、輸送コストが高く、物価が本土と比べて割高で、市民生活に影響がある点、人口が減少し、あらゆる分野に影響が出ている点、地場産業が低迷、代わる産業が未だ確立されていない。そして当然雇用の減少、その他にも少子高齢化など日本特有の問題もありますが、奄美の自立を見た時には避けられない問題であり、この奄振のあり方そのものを考えなければいけないと思います。しかし、問題は制度にあるのでしょうか。確かに変えなければいけない点もあると思われますが、一番の問題は制度の活用状況にあると思います。地域が何を求めているのか。自立を果たすために何をすべきか。決まったルールしか走ってないのではありませんか。誰かが造った道を何となく進んでいませんか。奄美市民はどこに迎えばいいのでしょうか。私は今のままでこの奄振を何回延長しても、全体の意識改革がない限り奄美の自立はないと思います。そのような観点から、奄振の活用を考え質問に入ります。

まず、現在の奄振での運用状況、制度上の課題と計画、施策の成果についてと及び項目別の取組の現状と予算の現状、また推移をお伺いいたします。

次の質問から発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） それではお答えいたします。奄美群島振興開発特別措置法では、振興開発の基本方針におきまして、振興開発の意義及び方向と振興開発を図るための基本事項として産業振興、雇用、観光、交通施策や生活環境の整備、保健、福祉、医療、防災、自然環境の保全、教育文化、人材育成、更には奄美群島開発基金や事業者、住民、ＮＰＯ等との連携及び協力など、振興開発にかかる様々な分野の事項を定めるものとしておるところでございます。その基本方針に基づき、県におきましては、それぞれ地域の実情や抱える課題等を踏まえ、島ごとの特性に応じた振興開発が図られるよう、それぞれ島ごとで取り組むべき施策を奄振計画の中で位置づけているものでございます。本市におきましても、本市の進むべき道を示します１０年間の羅針盤として総合計画を策定しておりますが、これも当然奄振計画と整合性を図りながら策定したものでございます。その計画の中で、それぞれ分野ごとに本市の現状や課題等を整理しまして、事業の必要性や緊急性等を判断しながら、各種施策に取り組んでいるところでございます。今後ともそれぞれの分野におきまして、本市の置かれた現状等を踏まえ、重点的に取り組むべきもの、中長期的に取り組むべきものなどを整理しながら、各種施策がより効果的に展開していけるよう、努めてまいりたいと考えておるところでございます。

６番（多田義一君） その項目別、今部長がおっしゃいました１６にわたって大まかな項目があるわけで

すが、基本計画の中にこの項目が全部生かされてると。その中での予算状況だとは思いますが、実際にこの奄振の中での予算配分として、この16項目の中で大体例えばですね、商工業であったり、観光であったり、様々な分野があるわけですが、よくやはりこの項目から見えてこないというのが現状で、なかなかやっぱり予算の出し方というのが国のほう、県のほうにしてもそうですが、この項目によって出されてるものではないと思いますので、どう生かされているかというところに確かに難しい部分があると思いますが、その部分のこの総括と申しますか、過去58年間やってきて、おそらく部長が役所に入った当時からも当然継続されてる事業なわけなので、現在で部長の見解だけでも結構ですので、この16項目に対してどういうふうな取組がなされてきているのかという、個人的でも結構です。こう思いが、思いがあれば。いや、これは数字が出てこないの、出てこないの難しいと思うんですね。難しいと思いますが、実際にこの16項目というのは、法の中できっちりうたわれてる項目であり、これは無視できないんですね。できないんですが、実際に見えてこないのが現状なんですね。その現状を踏まえてどのように考えているのか、お聞かせください。

総務部長（安田義文君） 確かに議員のおっしゃいますように、なかなか答えにくいところですが、皆さんよく見ていらっしゃるの、会計予算で国費ベースで出されます公共事業の区分だと思っております。ここのほうには治山治水、港湾空港鉄道、水道廃棄物、農林水産基盤、社会資本整備総合基本と農村漁村地域整備交付金と公共事業の中にありまして、他に公共事業として振興開発と産業振興開発事業とかございます。ですから、それぞれの中です、例えば今申しました16項目の項目がどこに入っていくかというのがなかなか分かりません。特に個人的に思いますのは、やはり農業基盤整備などについては奄振はですね、大分進められてきていると思いますが、御承知かと思いますが、大体奄振事業10だとしますと、7割が県事業、1割が国事業、あと2割が市町村事業、大体ですね、なもんですから、ここにある抱えられてるのが、市町村が直接やる事業だけでなく、県・国がやる事業等もございまして、一概になかなか言えないんですが、個々の項目につきましては、私個人的に申し上げますと、ずっと少しずつ進められてきているものだと理解しておるところでございます。

6番（多田義一君） そうですね、実際にこれがやはりこの制度の問題、課題でもあるのかなと思ったりするのが現状であります。この実際58年間やってきて、国のほうでのこの成果、評価、または検証などをいろいろ行ってきたと思いますが、実際にこれを自立していくのはこの奄美群島なわけですから、奄美がやはりこの制度を使った事業、これに対するやはり評価、で成果がどうあったのか。でどう改善するのかという部分が、僕は大きく今後必要になってくると思いますので、現段階でのこの奄振事業に対してのこう行政としてのこう成果、評価というのをどのように分析をする場所はあるのかどうか。

総務部長（安田義文君） まさにですね、ただいま基になっておりますのが、奄美群島広域事務組合のところでやっておりますが、それぞれ先ほどちょっと触れましたが、各島ごとにですね、例えば奄振三分野農業・観光／交流・情報、これらの分野について各島々ごとに話し合う組織を既に作り上げております。その中で全部が話し合って、そして今度はこの島々持ち合わせて全体のを奄振として地元として持ち上げていく。その基になるのが広域事務組合でございまして、奄美市もその中に入って一つずつ事業をしていくと考えております。効果としましては、自立的発展ということで、その中で出されました例えばインキュベート施設の構成とか、奄美群島ITC協議会の設立とか、それから観光物産の一元化とか、この辺はすべて地元の声が集められてきたものだと思っております。そしてまた、今回の延長につきましても、そちらのほうが大事にされてきておりますので、この辺は地元としましても積極的に進めてまいりたいと、そう考えております。

6番（多田義一君） 確かにこれは成果として上げれる分野なのかなと思いますが、これは今計画でやってきた取組みの中です。じゃあ、実際に前回の5年間でやってきた事業というのは、5か年の計画

をもって、その計画がどういうふうな成果を表したのかという検証とかも僕は必要と思うんですよ。その検証があって初めて次の計画に生かされるわけなので、是非そのような検証までしっかりできる体制づくりというのを広域を含めて取り組んでいただきたいと思います。

それでは次の質問に移りますが、今部長のほうからもありました三分野、3本、農業、観光、情報、このようなことが今回の計画の中では大きな柱とうたわれていますが、実際じゃあ次の奄振計画の中にどのようにそれが生かされるのか。また、現段階での話で結構ですので、計画と要望等があれば、お示しをいただきたいと思います。もし、次の計画の中でその三分野が全くかぶらなく、別の分野に行くんだしたら、その計画でも結構ですので、現段階でどのような計画、また、要望等があるのかをお示ししたいと思います。

市長（朝山 毅君） 私のほうからお答えさせていただきますが、議員がおっしゃったように、個々の市民、また、群民が等しく奄振法等の予算は、我々の生活にどのように直結してるかということが分かりづらいということは確かにあったと思います。それらが今後の反省であり、検証であろうかと思います。そういう意味におきまして、国においては、奄美群島振興開発審議会という国の政府の諮問機関がございます。県においては、法の折り返し地点におきますあり方検討委員会というのを今度作られました。そして、我々地元においては、やはり予算の措置がずいぶんこの政権が変わりまして変わってまいりました。大方国交省の一括予算の方式でありましたが、今それがずいぶん交付金という形に変わってまいっております。そういう中で、奄振の我々の思いをどのような形で国のほうに具申し、また、提言していくかという組織が、今まで奄美群島内ではなかったわけです。県が取りまとめてそのまま国に出すという形でありましたので、それでは我々の思いがということもありましたので、群島市町村、議長さん方すべてお集まりいただいて、奄美群島成長戦略ビジョンという組織を作りました。その中に懇話会というのがあります。その懇話会でそれぞれ各島々の市町村長の代表、議長会の代表、そして奄美の郷友会の代表、学識経験者、大学教授を含めて組織を作っております。それが戦略ビジョンの骨子であります。骨子はいずれ議員の皆様方お一人お一人の手元にも渡ろうかと思いますが、そういう骨子を作しまして、我々の理念を思いを県と擦り合わせをし、また、県は責任を持って国のほうに振興審議会のほうに具申し、提言をして、しっかりした法体系の下、我々の思いが予算に法に反映されるという組織体系を作ってまいりました。それが4月に始まった一つの戦略ビジョンであります。そのためには膨大な事務作業も伴いますので、せめて各島々から行政代表として職員を派遣していただきたいということで、現在広域事務組合を充実してきてるところでございます。それらの大きく奄美五つの島でありまして、社会背景、慣習、風習、自然環境が違いますので、しかも農業立島であったり、観光立島とであったり、総じて産業構造は変わらないまでも、それぞれのオンリーな文化や歴史背景、社会背景があるということをとらまえながら、それをしっかりした形で国に具申しをしていこうという組織を作ったわけでありす。と申しますのは、先ほど申し上げましたように、予算の内容が変わってまいりました。特に内閣府に移った地域戦略交付金ですか、については昨年が33億円県に交付されました。今年37億円交付されます。それらはやはり県としっかり合議をし、また、連携を育んでいかないと、どのように予算が奄美群島のために使われているのかはよく分からないというふうなこともありましたので、それらの予算を一面的に受け皿づくり、そのためには我々地元としてもしっかり勉強して、県と連携を密にしながら、我々の思いをその予算の中で反映させていただきたいというのが一つの要点でもございます。そのようなことから、組織体系を作って現在事務作業を進めておりまして、近々県のあり方検討委員会とも擦り合わせをし、その擦り合わせた結果、国のほうで設置されました奄美群島振興開発審議会のほうに届けられるはずです。そのことによって、我々の思いが県を通し、また、国と一連の流れの中で奄振の内容充実、そしてもちろん継続延長というふうなことでできればという思いで、その形を今回整えてきたわけでございます。そういう意味において、広域事務組合を充実して、奄美の島々の思いを伝えたいという形でできました。現在は議員がおっしゃったように、三つの算定の重点分野であります。いずれまた定住、文化というものも加えながら、奄美の実態というのを奄振の効果が確実に我々群民に等しく理

解、また、享受できるような環境を作っていきたいということでございます。そのような形で、我々も一生懸命努力をしながら、奄振法の充実に向けて努めていきたいというところでございます。流れを申し上げます、そのような形でございます。

6 番（多田義一君） はい、ありがとうございます。確かにこれだけやっぱり小さな島々が集まってる地域なので、それが各地域でやはりどういう議論をしているかというその状況も当然把握していかなければ、全体的な振興計画にはやはりほど遠かったのかなと。その中でやはり広域が機能強化をするということは、大変大きな前進であろうと私も思います。そこでやはり広域の重要性というのは、やはりもう今後奄振の本当にメインになってくると思われますが、この広域とのこの連携という部分ではどのように今後なっていくのか。この奄美市としてですね、広域との連携どうなっていくのか、その辺をお伺いします。

市長（朝山 毅君） 広域との連携につきましては、今申し上げましたように、奄美市から職員を4名派遣いたしております。そして南3町から職員2名を派遣していただいております。徳之島3町から2名派遣していただいております。喜界は今度はなくて、大和村と瀬戸内町から龍郷町から職員を派遣してもらっております。計12名にプロパーの職員を入れまして16名に、数字がもし間違ったら後ほど訂正させていただきますが、そのような形で体制を整え、事務内容は奄美群島の観光物産の一元化、自然遺産登録に向けての事務体系、そして奄振予算に係る諸問題の予算を含め事務作業、そして市町村長会、奄美群島市町村議長会、副市長会などの事務作業を含めて旧町村会も吸収した形で、奄美群島広域事務組合の事務作業を進め、また、群島全体に係る一連の課題については、広域で今後とも事務作業を進めていこうという形で、広域との連携を深めております。特に名瀬市に旧、奄美市に事務所が所在しておりますので、私が管理者という形になっておりますが、これから先ほども申し上げましたように、予算のほうにおいて個々の市町村におけるいろんなインフラの積上げはもとよりであります、内閣府から交付される交付金については、県のほうに都道府県に交付されます。今年から市のほうにも政令都市など大きな市には交付されますが、まだ我々小さな市、もしくは町村については交付されておられません。したがって、県に交付されるその交付金がどのような形で実施されるのか、私どもはよく分からない部分がありますので、県とはしっかり連携を育みながら、奄美群島が確保した予算であるということを経営のほうにも理解をいただき、ともに奄美のインフラ整備を含め、奄美の群民に理解、また、をできるような予算執行に努めてまいりたいと。そのためには、受け皿としての事務作業をしっかり整えるために、広域を充実していこうという趣旨が一つの要点でもあります。いずれにいたしましても、非常に広範囲にわたってきておりますので、航空燃料の問題、航路問題、それから観光の一元化の問題等々その奄振重点三分野におけるそれらをしっかり充実していくためには、広域の事務作業はなくてはならない作業でありますので、今後とも奄美市は4名も派遣いたしておりますから、そのような形でしっかりと事務作業を整えるように、職員にも督励をいたしておりますし、現在そういう形で、各島々から出していた優秀な若い皆さんが、次期奄振に向けて、将来に向けて一生懸命事務作業に取り組んで努力をしておりますので、議員の皆様方の御理解をお願いしたいと思うところでございます。

6 番（多田義一君） 確かにその地域戦略交付金となって鹿児島県のほうに入ってくる。この予算に関しては、大変つかみどころがないと言うか、実際にこう紐付きとは全く違うわけで、その計画性がないというふうなことをよく聞きます。でなると、やはり各市町村は表現を悪くすると、取り合いが起こる可能性も十分あるわけですね。そうやってこないようにやっぱりするために、やはり広域という受け皿をしっかりと作っていくというのが、全体的な趣旨でもあらうと思いますが、やはりその中でも、しっかりとリーダーシップをこの奄美市は取らないと、結局はもう本当にその機能しないような集まりになってしまう可能性もありますので、是非そこは市長のほうに強いリーダーシップを持って広域を引っ張ってほしいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

次に次の質問に移ります。次の質問ですが、実際にどういう予算が付いて、結局、奄美市に対しても効果的に今まで予算がいっぱい落ちてきてるとは思いますが、その成果という部分では、どの分野をやったり伸ばしていこうと。市民にどういう影響があるのか。そしてどうしたら自立ができるのかという部分がかなり重要であり、そして決して鹿児島県や役所のための延長ではないということが私は前提だと思います。その中で、奄美の自立、即ち本土との格差を埋めるほどの経済成長がなくては自立はあり得ないと思います。仕事を増やし、そして所得を向上する、雇用を拡大させる、これはあくまでも民間ができることであり、行政はその手助けとしてしか私はできないものだと思いますので、そうすることにより、若い世代も帰ってこれます。そしてそれが結果的に定住促進にも大きく貢献します。まず本当に島内の経済政策をしっかりと打ち出すことは、私は大事であると考えますが、そこで市民の意見、かなり重要になってくると思います。当然そこには奄美市の市としての基本的な考え、構想が重要になりますが、やはりその市の意見集約、市民の意見集約をどのような方法でお考えてるのか、お尋ねいたします。

総務部長（安田義文君） 御質問に少しずれる答弁になるかもしれませんが、答えさせていただきます。

現在県におきまして次期奄振法の延長に向け、奄美群島の現状や課題及び奄振事業の成果などを調査分析し、今後の振興開発の方向や方策を明らかにするための、まず奄美群島振興開発総合調査を実施しております。その中で各市町村や各種団体への意向調査、また、在住者や出身者、高校生などの若年層、来訪者や事業所の多くの方々を対象に、奄美群島の現状や今後の方向性、観光や産業の振興、更には定住等に関するアンケート調査を実施しておりまして、幅広く多くの方々の御意見を集約することとなっております。また、地元として現在取り組んでいるビジョン策定におきましても、今後島ごとに分科会を設置しまして、行政だけではなく、民間の方々にも御参加いただきまして、今後の振興の方向性等について議論を行っていく予定でございます。民間主導の取組の件につきましては、ビジョン策定にかかる成長戦略推進懇話会での議論の中でも、自立的発展の主体的役割を担う民間とその民間活動を後押しする必要性について御意見が出されているところでございます。また、議会の皆様方にも御意見等を伺いながら進めてまいりたいと考えております。このようなことから、奄振法の延長におきましては、地元自らが取り組みます奄美群島成長戦略ビジョン、これと県の奄振の総合調査、この整合性を図りながら、地元の意見がしっかりと反映された形で国・県・地元連携による確実な法の延長と、奄振計画の策定につながるよう、民間の意見を取り入れて今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

6 番（多田義一君） はい、ありがとうございます。やはり5年間というスパンの中での事業になってくるので、やはりその成果という部分ではすごく重要になってくると思うんですね。やはり効果的な予算を使って、結局その成果がどう生まれてくるか。その背景にはやはり奄美の自立というのが前提にあるわけなので、やはり幅広い市民の皆さんの意見、またはそういう民間の企業、また、団体等を支援できるような形、また、伸びていってそこに雇用が生まれていくようなそのような政策転換が私は必要だと思いますので、その意見徴収に関しては、やはり今後時間をかけてじっくりやっていく必要があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そして次の質問なんですが、もう純粋に過去の事業費、年間、年度年度で事業費がありますが、ハード事業とソフト事業の比率を少しお示しいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） まず最初にですが、御承知のとおり、これまで奄振法継続の下、各般にわたる事業が実施され、交通、産業基盤、生活環境などのインフラ整備は相当の成果が出てきております。しかしながら、一方では本土と比べ海外離島という地理的条件等から成ります交通、物価面での格差、雇用の確保や人口の流出、更には一昨年からの度重なる災害を受けての防災対策の強化など、未だ多くの課題を抱えております。これら抱える課題の解消に向けては、まだまだ奄振法に基づく確実な事業の実施が必要不可欠なものでございます。ただ、今後の奄振事業のあり方につきましては、住民が安心・安

全に暮らせる施策はもちろんのこと、群島の自立的発展につながる施策をよりいっそう進めていかなければならないものだと思います。そのためには、今後は必要なインフラ整備とともに、地域の特性を生かしました地元自らが考え、企画立案するソフト施策は、より一層充実になってくるものと思っています。近年の奄振予算を見てみましても、非公共事業予算は、

（「総務部長、はっきり答弁してください。大きな声ではっきりゆっくり」と呼ぶ者あり）

近年の奄振予算を見てみましても、非公共事業予算は平成22年度から伸びてきておりまして、更に今年度は前年と比べ133パーセントと非常に高い伸びの予算計上となっております。それで奄振予算の中でのハードとソフトの比率ということでございますが、奄振の非公共事業が全てソフト事業というわけではございませんが、今年度平成24年度当初の奄振予算で申し上げますと、公共と非公共の比率は、奄美関係予算総額の約208億円のうち、非公共事業予算は約7億円でございますので、この案分で申し上げますと97対3という割合になっております。ただ、公共事業の中には社会資本整備総合交付金等において効果促進事業のメニューも創設されております。これは基幹事業に関連することが前提ではございますが、地元の市町村がハードからソフトまで自由に提案できる、いわば奄振非公共事業と同様の制度で、ソフト型事業の拡充にもつながる事業となっております。本市におきましても、このような効果促進事業を積極的に導入しているところでございまして、今後も有効的に活用してまいりたいと考えております。

6番（多田義一君） この間ですね、もう運良く奄振についての勉強会がありまして、私はこれ通告を出した後であったので、大変ためになったわけですが、平成13年からさつき部長がおっしゃったように、平成22年まではほぼ横ばいですね。ソフト事業というのは非公共事業は横ばいで、平成22年から平成23年度にかけて若干プラスになりましたが、約2割程度ですね。そのソフト事業の2割程度は伸びたと。平成24年度に関しては、ここで公共施設の避難所機能向上等の施設整備事業を実施するため予算が伸びたというふうな説明を私はいただきました。基本的にそのソフトの部分、非公共事業という部分は、全体的に見ると、大して伸びてはないんですね。この平成13年から24年間のこの10年ちょっとのスパンで見ると、大きな伸びというのは、この本当に2・3年の話であって、2年の話であって、ついでに24年に関しては、その災害等からの避難所機能の向上という部分で予算が一時的に伸びてるという説明でありましたが、この内訳として、ソフト事業に関して、非公共事業に関して、その自治体が手を挙げないから伸びてこないのか、もしくは何らかの制限があって挙げられない実情だったのか。その辺は内容はどのように分析してますか。

総務部長（安田義文君） 奄振事業の中におけます非公共事業は、議員が御承知のとおり、これは他の地区にはないものでございまして、奄振にとっては大変有利な事業だと思っております。これ、先ほど議員のほうからございましたように、例年5億未満のベースで進んでおりました。財源的には公共事業のほうは起債を使ってやれるんですが、実はこの非公共事業につきましては、国交省の一般財源等が充当されているところでございます。要するに裏の財源的にですね、なかなか伸ばすことのできない制度、事業ということでございまして、地元としては特に奄美市等は、先ほど来出てますように、総合計画実施計画をしております。その中で財源等もベースに計画を立てておりますので、手を挙げることがないというのはございまして、常に積極的に手を挙げている状態でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

6番（多田義一君） じゃあ、認識的に言うと、積極的に取り組んできた結果でもあるということですね。それで全体的な伸び悩みと言うか、これが平準ラインであって、特段手を挙げてこなかったわけでもなくという結果なんですね、これはね。了解しました。やはりその辺がですね、よくやはり見えてこない部分がありまして、国の制度上の問題であるのか、やはり今おっしゃったような補助率の問題も確かにあると思います。

そこで次の質問なんですが、その今まさしくおっしゃった問題点が、大きくこの自治体の負担となって今表れてると思いますが、この補助率のあり方をどのように考えているのか、お伺いいたします。

総務部長（安田義文君） 奄振事業の中でソフト政策を位置付けます非公共事業で申し上げますと、国庫補助率は2分の1でございます。他に事業によっては県補助として10分の1がプラスされまして10分の6の補助率となっております。この非公共事業は、奄美群島の特性を生かした地域の主体的な取組を支援し、地域の自立的発展に向けた環境づくりを推進するために、ソフト施策とハード施策を一体的に実施できる事業となっております。このように、非公共事業は通常の補助事業とは異なり、地域の実情に応じて地元自らが企画立案でき、特に農業、観光／交流、情報、この奄振重点三分野の実現に向けては、欠かすことのできない重要な予算だと考えております。ただ、補助率のことにつきましては、近年のこの国における財政状況等を考えますと、かさ上げの議論は非常にハードルが高いことが想定されているものでございます。また、近年の国庫補助事業予算の動向を見ましても、社会資本整備総合交付金一括交付金制度への移行など、交付金化への動きも進められているところでございます。このことから、今後の奄振予算のあり方につきましては、まずは地元の要望する所要額が確実に奄美群島の事業予算として確保できることが前提でございます。その中で特に地元の特性や創意工夫が生かせる非公共事業の枠が、今後も拡充されていくことを願うところでございます。今後も東日本震災の振興等から、厳しい予算編成が想定されている中ではございますが、地域の現状や課題にしっかりと対応した事業が今後とも展開できますように、地元が一体となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6番（多田義一君） なかなか本音の部分は言いづらい答弁であつたろうとは思いますが、現実問題として、やはりこの補助率の問題は、必ずこの今12市町村の各自治体のその財政状況に重くのしかかるというのは、これはもう間違いない事実ですので、先ほど言った率のかさ上げ、これは確かに難しいと思います。が、すべて上げるわけではないので、やはりその辺の精査を込めて、全体的に必要な予算はどの分野で、その分野別に見ていくと、私は総体的には変わらないと思いますので、その辺の議論も今後していく必要は僕はあると思いますが、これを声に出して言わない限り、ずっとこのままだと思うんですよ。結局本当に自治体が必要と思う分野に関しては、なかなか事業ができない。補助率の高い事業に依存をする。これが私はこの50数年の結局中で生まれてきた大きな弊害だと思うんですよ。確かにインフラも整備されました。されてきて、この制度はすごく有効に使われてきたと思いますが、実際社会情勢が変わってくるとともに、この事業も変わってくと思うんですよ。がしかしながら、その変わる事業に対応できないのはなぜかと言うと、やはり自治体の財政状況というのが背景には大きくあると思いますので、そこを含めて再度私は議論をしていかなければいけないこの率の問題だと思いますので、是非今後ですね、そういう検討の場に上げていただきたいと思います。市長、どうですか。

市長（朝山 毅君） 議員がおっしゃるとおり、この法律については、我々の環境と同じく沖振法があります。沖振法については継続が決定したようであります。現在離振法が今継続審議中で、今年度末をもって継続されるであろうとみております。そうして来年度は奄振法であります。これら三つの特殊な法律、特殊と言いますか、時限法においてやはり同額同率でなければいけないという意見は、我々も声高々に今まで申し上げてきたつもりであります。しかし、法が設置された時代、そして社会環境、政治環境が違ふということで、やはり非常に財政当局を含めて厳しいお話でありました。そういう経過をたどって現在にあります。特に教育関係の予算などは、沖振法と奄美は10分の5.5、沖縄は10分の7.5になるはずですが、それは危険校舎、不適格校舎の内容によっても違いますが、ほぼやっぱり20パーセントぐらい違ふというような環境にあります。したがって、奄美の学校施設、公共施設などのやはり遅れというのは、そういう裏負担のいわば背景があることも事実であります。非公共などについて各市町村思いながらも手は挙げづらいということは、議員が先ほどおっしゃったように、ややもすると裏負担

分の自己資金の部分において少し資金繰りなどを含めてちゅうちょしてるということが一因であるということも、これ事実であろうと思います。そういう中において、やはりその特別な法律、時限立法三法が等しく同じような環境にあるということは、我々大変望んでいることでありますが、今までの経緯があるということでもあります。しかし、今後はそういうことを声高く申し上げて、いずれの時期かにそれが成就できるような環境ができれば、我々群島民にとって、また、自治体にとっても大変素晴らしいことではないかと思っておりますので、そういうことを含め、地元代議士、選出国會議員等々を含めていろいろお願いをしてまいりたいと考えているところであります。以上です。

6 番（多田義一君） 是非ですね、今まで議論的になってきたのかどうかは僕も分かりませんが、やはりこれは現実問題として必ずその自治体の根底にある問題だと思いますので、この率の問題は表にどんどん出していただいて、なかなか表に出てきてない部分だと思いますので、どんどん議論の場に出していただきたいと、このように思います。

それでは次の質問に移りますが、実際計画の中で成長分野というのが設定されてるわけですが、成長させていこうという思う分野ですね。その戦略というのは、実際この見えてこないんですね。三本の柱は確かに総合計画の中にもありますし、奄振計画の中でもうたわれていますが、実際その成長戦略という部分をどのようにお考えなのかをお示しいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 奄振重点三分野、農業・観光／交流・情報への取組といたしましては、農業では果樹のブランド化に向けた選果場の整備、観光／交流では奄美群島が一丸となりました観光物産一元化組織の設立、情報ではインキュベート施設の整備など着実に施策が展開されつつあるところと考えております。先ほど来申し上げておりますが、現在策定に取り組んでおります奄美群島成長戦略ビジョンにおきましては、これまでの奄振重点三分野、農業・観光／交流・情報に奄美のオリジナルを演出します文化、これと各分野の振興に必要な人材を誘致します定住、これを加えた五分野を戦略の方針として位置づけるものでございます。このビジョンへの取組は、五分野の戦力的なものはもちろんのことでございますが、次期奄振法改正に向け、地元市町村が国の基本方針や県の振興開発計画に主体的に関わりを持つということと、地元自らで群島の将来の姿を描き、群島の全市町村がともに方向性を共有しながら取り組んでいくということなど、今後の奄美群島にとっても非常に重要な取組となっております。現在国や県や有識者、それに並びに出身者や地元の代表で構成されております懇話会におきまして、10年後の将来像に基づく基本戦略等の骨格部分を議論いただいているところでございます。先般の奄美群島市町村長会にて、そのビジョン骨子に対する提言書を御承認いただいております。今年度ではこのビジョンを策定いたしまして、来年度にはビジョンに基づく計画策定に取り組んでいくという予定にしております。その計画策定の中で、各市町村の総合計画等に基づき、ビジョン実現に向けた行政や民間の役割、必要な取組や制度設計などの戦略の中身及び計画の目標等について議論し、具体的にまとめていくこととなっております。いずれにいたしましても、今後の奄美群島の振興に当たりましては、地元自らで描いた将来像に向かって、振興の方向性を共有しながら、行政だけでなく、民間とも十分に連携を図り、奄美が一体となった施策の展開が非常に重要なことだと思っているところでございます。以上です。

6 番（多田義一君） 確かに部長がおっしゃったとおり、その戦略ビジョンの中に選果場であったり、インキュベートであったりいろんなものが形として表れてきていると思いますが、問題はこれからなんですよ。その後がやはり一番大切で、いかにいいものを造る、それを選別する場所ができた。がしかしながら、買い手がいないと何ら、こう形としてやっぱりそう市民に波及しないわけですよ。しないわけなんで、その後のやはりフォローがしっかりできるような成長戦略を持った中で、例えば効果的な予算措置が必要であれば、やはりそこに対して予算措置を付けていくという形を是非これからも取っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、もうこれははずばりそのままですが、この奄振においてもしかり、そうですね。実際の日常業務

にしてもしかりそうですが、企画能力が私は問われていると思います。そこでやはり大事になるのが職員の研修やまた新しい企画を生み出すための若手の企画、またそういうプレゼンをする機会も必要だと思いますが、どのように考えているのか、伺いをいたします。

総務部長（安田義文君） 御質問の職員の企画能力の生かし方につきまして、奄振関係について申し上げます。前回の平成20年度の法律改正時に際しましては、全職員に奄振事業や制度に対するアイデアを募集しました。今回の改正に当たりましては、同様に職員からの声を広く吸い上げていく予定でございます。毎年度の奄振要望に際しましては、要望の項目及びスキームについては、広域事務組合と連携しまして、職員自らの企画立案によるものが多く提案されているところでございます。また、奄振法の目的や仕組みなどの具体的な内容につきましても、先般全職員を対象に国土交通省の研修を経験した職員を講師としまして、勉強会を実施したところでございます。他にも昨年度には若手職員を対象として、奄美群島振興開発基金の理事長のキャリアを生かしたスキルアップ研修等も実施したところでございます。また、市民や各種団体等の民間の意見につきましては、奄振の総合調査におきまして、じかに声を聞く機会やアンケート調査の中で意見を伺っており、今後ともビジョン策定にかかる各島での分科会を設置し、その中で広く意見を伺い、今後の奄振に反映してまいりたいと考えます。

職員の企画力に関して申し上げますと、奄振の非公共事業や交付金の効果促進事業、これについては、全国的に定められる基準に基づくものではなく、地域の課題や特性に応じて、地域独自で組み立てることができる事業でありますので、本市も職員の企画立案により積極的かつ有効的に事業を導入しております。更には、本市のホームページに載っておりますが、知恵のチャレンジとして紹介しておりますが、自治体自らが知恵を絞り、アイデアを提案し、その事業に国等が全額助成する公募・提案型の事業にも積極的に取り組んでおります。これまで数十件ほどの事業を実施してきてるところでございます。このように、今後とも市民の声や地域の課題等を踏まえ、そのことがしっかりと市の施策に反映していけるよう、行政としての立場や役割を認識して、職員の企画力やプレゼンテーションの能力向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

6番（多田義一君） 時間がちょっとありませんので、ざっと紹介しますが、この間私たちは総務企画のほうで兵庫県の川西市というところに行ってきました。ここでの取組として、職員が、若手職員がですね、その企画だったり、その制度向上であつたりという、こう意見を発表する場所を作って、それを市長、副市長、部長なりが全体場で見て、それでそのいいアイデア、意見があれば取り込んでいくというふうな形で取り組んでるという市がありましたので、これを紹介して、やはりこれから先ですね、この全職員のスケールメリットというものを生かせる役所づくりというのが大事だと思うんですね。ここにいらっしゃるやはり幹部の皆さんだけではなく、若手の職員のそういう企画能力をどう引き出していくかというのは大事になってくると思いますので、是非他の市町村もですね、参考にしながら、こう若手の育成なり人材育成に努め上げていってほしいと思います。

次に、このとおりですが、観光と外貨を稼ぐという部分では、水産業、加工、農産物、当然これも含まれるわけですが、近年アジアの成長を見た時に、地理性において奄美は有利と言われております。事実奄美と中国間取引がもう既にあります。今からどうしても鹿児島・奄美に与える影響があると思いますので、是非このアジア戦略というものもしっかり考えていかなければいけないと思いますが、どのようにお考えをしてるのか、伺いいたします。

商工観光部長（川口智範君） 御質問のアジア戦略ということでございますが、議員御指摘のように、地理的な状況を考えると、アジアとの関係が重要だと思っております。奄振の中でどのような位置づけになっているかということもございしますが、現在の状況といたしましては、平成23年に台湾の旅行エージェントが下見を行っております。また、その後、今年4月には台湾旅行専門誌が取材のため来島しております。また、その前年度におきましては、中国のほうからチャーター便の話もいろいろ出てきてお

ります。こういった状況もございますし、また、平成24年には4月にオランダ船籍の「ザーンダム」の入港をはじめ、今後ドイツ船籍の「アマデア」、あるいは米国のほうの「ザ・ワールド」の名瀬港への寄港がもう既に決定しております。こうした外国メディアへの取材協力、あるいは外国船籍の誘致活動はもとより、アジア地域を含めた外国への情報発信が、今後は大切になってくるものだと認識いたしております。

6 番（多田義一君） 確におっしゃるとおり、もう情報をいかに発信するかが大事だと思います。今回いろんな国からまた奄美のほうに入ってくるということですが、実際に鹿児島県のほうは、アジアの観光というのは伸びてますよね。県全体は伸びてますよ。がしかしながら、その波及効果というのは奄美はゼロです。全く影響がないということですね。これはアジアだけではなく、国内観光にしても、鹿児島県は伸びてます。特にやはり突出してるのが指宿地区に関しては、前年度対比200パーセント近く伸びてるという状況で、宿泊施設が足りないと。すごくブレイクしてる中、その影響がまた奄美にはあるかと言ったら、これもゼロです。全くその辺の連携が取れてない中での今の状況なわけですよ。先ほど言ったソフト事業に関しては、今後持って行き方、展開によっては、僕は鹿児島本土からもどんどん引っ張れると思います。それはアジアの観光についてもしかりそうですし、国内観光にしてもそうですね。そこでひとつ確認なんですけど、もし、大島本島全体的な取組の中で、ソフト事業を利用したとして、おそらくそれが取り込めるであろう分野というのは、私はもう船しかないのかなと考えますが、その船の旅費に対する助成というのは、奄振の予算でできないんですか。できるものなのかどうか、お伺いいたします。

商工観光部長（川口智範君） 船運賃の助成につきましてでございますが、具体的な部分につきましては、船を購入する際とか、いろんな場面場面で国・県の補助事業が入ってるものだと伺っております。その上で、議員おっしゃいますように、新幹線効果がなかなか大島のほうに出てこないよと。あるいは、大隅の方も同じような状況下でございます。そういったことから、平成24年度から新規事業として錦江湾・離島航路修学旅行利用促進事業を県のほうでは創設いたしております。具体的には、新幹線全線開業効果を大隅・離島地域に波及させるため、新幹線と航路を利用する修学旅行生に対して、一人当たり上限3,000円程度の航路運賃助成を盛り込んだ事業内容となっております。これが修学旅行でございますので、どうしても前年度で決定するような関係がございます。ただ、県のほうではこれを複数年度実施すると伺っておりますので、これへの取組を強めていきたいと思っております。また、4月に設立されました奄美群島観光物産協会では、九州新幹線と離島航路を連動させた観光客満足度向上事業を現在鹿児島県のほうに申請いたしております。この事業により、船舶利用観光商品の開発及び船舶利用観光客に対する満足度調査の実施を予定しております。実施されました際には、調査結果を踏まえ、議員御提案のこともありますので、どのような効果的な事業があるのか、この辺りを検討させていただければと考えております。

6 番（多田義一君） 前提にお話しますが、これは5年のスパンの時限立法です。で、実際先ほど今取組をしてるというお話でしたが、積極的に動いていかないと、時間てどんどん過ぎるんですよ。過ぎていって、この奄振の中での今私は計画での話であって、これを検証していくという時間を含めると、もう5年間であっという間に過ぎてしまうんですよ。で、実際に今鹿児島県のほうは、新幹線効果、アジアからのお客ですごく賑わってる状況ですね。これをモニター調査でも1年ないし2年でもやってみて、実際にお金を安くすると来るのか、本当にですね。その辺てやってみないと分からないわけですから、やはり僕はマイナスになることはないと思うんですよ。マイナスはないと思いますので、是非早急にちょっと全体的な会合なり開きながら、実際にこの間、奄振の振興官の方とお話をした時に、衆議員のほうから、物価が高いということで、その物価に対する補助はできないかというようなお話がありました。振興官から僕はびっくりしたお話だったんですが、そういう要望は一度もないと。行政から上がつ

てこない。実際無理ではないんですよね、理屈上は。ただし、物価に関して言うと、継続性がないので、5年間で切られた時、その後がどうなりますかという確かに状況もあると思いますが、この観光に関しては、私はモニター期間の間でできる調査だと思うんですよね。調査項目としてはできると思いますので、是非地元のほうからやはり声を上げて動いていただきたいと思います。

それでは次の質問にいりますが、この開発基金との関わりについて、これは次のちょっと項目でやりたいと思いますので、次の項目も含めて、このちょっと順番入れ替えてやりたいと思います。末広・港土地地区画整理事業についてであります。この私は今回開発基金と地元金融機関との連携という部分を出させていただきましたが、実際にこの奄振の中でも開発基金というのは16番目の項目でうたわれている法的に整備された基金です。これは当然ながら行政との関わりが強くなければいけないと思われしますが、市の施策にどういうふうにこの開発基金が関わっているのかというのが私の疑問で、もっともっと関わっていただきたいというのが思いです。例えば、この末広・港土地地区画整理事業の中で、やはりテナントに対する貸付であったり、また、今度はその地主です、建物を建てる、そういう部分でのこの連携が実際取れているのかどうかという部分で質問をします。

商工観光部長（川口智範君） まず、全体的なお話でございしますが、私ども奄美市におきましては、開発基金のほうに毎年1,900万円余りの予算を支出しております。これまで平成22年度末でございしますが、7億6,760万2,000円の出資を行っております。いわば株主でございします。そういった意味では、当然開発基金の利活用については、十分しなければならないというふうに考えております。実際に私どもが行っている業務でございします。開発基金の直接融資業務の実行手続きの際に、市は開発基金からの委嘱を受け、地区信用調査委員会

（発言する者あり）

組織し、融資の申し込み受け付けを行っております。併せまして、末広・港につきまして、つきましては、現在保証料補助を行っております。それと併せまして、現在検討しておりますのが、開発基金において地域活性化雇用促進資金の融資制度がございします。これを中心市街地地域の事業者へも広く活用いただけるよう、本市の中心市街地活性化基本計画に基づく制度が、制度適用が可能じゃないかと、向こうの回答もいただいておりますので、それを活用するような方向での今取組を進めているところでございします。中心市街地の皆様方の金融面での支援について、鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

6番（多田義一君） 是非作るだけでなく、まちを作るだけでなく、そういう商工業でのバックアップもやっていただきたいと思います。以上です。

議長（向井俊夫君） 以上で新奄美 多田義一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）



議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

無所属 川口幸義君の発言を許可いたします。

3番（川口幸義君） 議場の皆様、そして市民の皆さん、平成24年度第2回定例会3番目の一般質問に登壇することになりました無所属の川口幸義であります。市長以下当局におかれましては、市民のための安心・安全なまちづくり、また、安寧秩序のため日夜御検討されていることを心から敬意を表します。

さて、昭和23年7月10日に、我が国の建設省が発足して、現在の国土交通省に名前を変えて既に64年が経過しております。現在7月10日を建設週間、昭和24年4月の制定であります。1週間を国民の国土の繁栄を期する、理解を求める週間にしております。建設行政への比重は、国民に豊かな暮

らしと幸福をもたらすために、国家100年の体系を立て、40年代の高度成長期を経て、国民生活は所得や消費面で先進国に肩を並べるようになり、50年代、60年代までにはグローバルな世界経済の中、新しい成長路線の選択をするための情勢変化などが生まれて、住宅建設、下水道、都市公園、緑地などの生活環境設備の整備、道路及び治山治水などの社会資本の計画的整備と、地域格差の是正などが重要視され、経済発展をして、世界第2の経済大国にまでなりました。建設行政はこのような国民本位のものであり、シビアでなくてはならないものもあります。我が奄美群島も、振興開発事業費が年々増加して、インフラや経済が向上してきたことは、御案内のとおりであります。つまり、バブル期の業界はまさにわが天下であり、あらゆる規模で企業発展をしてきました。しかし、国民生活も豊かさを感じる時代となつてまいりましたが、その裏では、金に物を言わせ、政治家と結託をして政界さえも動かす力を持つようになり、土建王国、土建屋選挙とやゆされたのもついこの間のことです。その弊害は、今も形を変え続行していると見るべきであり、一日も脱却して透明性を持った行政が必要であります。平成に入り、政権が交代をし、公共事業の見直しや政策変革などで、国の公共事業予算は激減、国家財政の危機から大きく変化してきました。また、世界経済が米国のリーマンショックから始まる世界同時不況や、今日のギリシアの財政破綻から端を発した欧州経済危機などに誘発し、先行き不透明な世界経済状況になっております。我が国も東日本の大震災や福島原発事故、度重なる風水害で政治、経済、政局も何の解決策も進まず、まさに不透明感は増すばかりにあります。奄美も同様な状況下にあります。このような情勢変化で、建設業界は今日では極度の事業量の減少などに、倒産や企業縮小などが余儀なくされており、生き残り策として国内全域で業者間のし烈な競争が起こり、事業量の確保のため、広域にまたがって競争入札、一般入札、仕事の争奪戦が激化しておるところであります。ゼネコンでも官民を巻き込んだ入札に伴う不正行為が全国でまん延し、発覚しております。近くはつい先月、龍郷町で発覚した業者と幹部役人の贈収賄疑惑で逮捕者が出るなど前代未聞の不祥事事件も発生しております。いよいよ奄美市でも平成24年度の工事発注が始まりますが、よもや疑惑を持たれるような工事入札などが行われることがあってはならないのでありますが、本日ここに私が入手した22年度から23年度の奄美市発注の工事入札資料等を見ると、発注、落札、受注件数や業者のランク付けなどに、在り方には不透明感なものなど、また、状況分析から統計的に見た受注頻度などを勘案すると、数件に及ぶ疑義を感じるものがあります。このようなことから、これより土木、建築、行政全般について、通告に従って箇条的にただしてまいりますので、御当局の明確な答弁をお願いするものであります。答弁内容によっては、再度ただしてまいります。

質問の第1は、指名委員会の構成メンバーについて伺います。(2)委員会における業者の推薦について。(3)当市の等級別業者の内訳。更に業界の幹部の関与があるかどうかなどをただしてまいりたいと思います。

第2、等級別の事業請負額の上限についてであります。

第3、土木一式工事、一式工事の基準は。

質問の4、平成22年度、23年度の発注に伴う受注額が突出している業者が散見されるが、特別の事由によるものであるのか。あるとすれば、内容を明確に示せ。

以上、質問をいたしました。再度申し上げます。当局の明確にして誠意ある御答弁を期待するものであります。次から発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 順番に答弁をお願いします。

総務部長（安田義文君） それでは何点か御質問がございましたので、順を追って答弁をさせていただきます。

まず、1点目の指名委員会の構成メンバー、人数はということでございます。奄美市建設工事入札者指名のための資格者推薦委員会規定、これによりまして委員は副市長、総務部長、農政部長、建設部長、上下水道部長、企画調整課長、検査指導室長、当該工事担当課長の8名となっております。なお、この

規定は市のホームページのほうで公表されております。

次に、業者推薦についてということでございました。業者の指名に当たりましては、奄美市建設工事入札参加者の資格基準等に関する要綱、これに基づき行っております。具体的には、格付け区分に基づき、建設工事場所の地域性、更には建設業者に関する事項、これにつきましては経営状況、信用度、手持工事量、施工についての技術的適正、安全管理の状況、労働福祉の状況等々を勘案して、公正公平な指名に努めているところでございます。

それから3番目に、市の等級別業者の内数ということでございます。これは平成23年度分についてお答えをしたいと思います。等級区分は土木、建築、管、舗装、水道、この5工種では、AからCの3等級、それから電気はAからBの2等級に区分をされております。業者数につきまして、土木のほうではAランクが23業者でございます。Bランクが40業者、Cランクが39業者となっております。あと建築です。建築のほうではAが18業者、Bランクが31業者、Cランクが31業者となっております。それから電気のほうですが、Aが10業者、Bが14業者となっております。それから管のほうですが、Aクラスが15業者、Bクラスが23業者、Cクラスが22業者となっております。そして舗装のほうです。Aランクが16業者、Bランクが27業者、Cランクが26業者となっております。もう一つです。水道のほうです。Aが16業者、Bが32業者、Cが32業者となっております。この等級別業者数及び入札参加資格者格付けにつきましても、ホームページのほうで公表されております。

それから1の4点目で、幹部の関与があるかということでございますが、これは決してそのようなことはないということでございます。

それから2番目の格付け等級別の標準額についてでございます。これも平成23年度分についてお答えをさせていただきます。まず、工種土木のほうです。Aランクが2,500万円以上、Bランクが800万円から2,500万円未満、Cランクが800万円未満となっております。工種建築におきましては、Aランクが5,000万円以上、Bランクが1,500万円から5,000万円未満、Cランクが1,500万円未満となっております。それから電気の工種におきましては、Aランクが1,200万円以上、Bランクが1,200万円未満となっております。管工事におきましては、Aランクが1,000万円以上、Bランクが500万円から1,000万円未満、Cランクが500万円未満となっております。舗装工事におきましては、Aが1,200万円以上、Bランクが400万円から1,200万円未満、Cランクが400万円未満となっております。水道工事におきましては、Aが2,500万円以上、Bが1,000万円から2,500万円未満、Cが1,000万円未満となっております。この等級別標準金額につきましても、ホームページのほうで公表をしているところでございます。

次に、3点目でございます。等級の格付け基準の土木一式工事、建築一式工事の基準ということでございます。奄美市の格付けにつきましては、奄美市建設工事入札参加資格審査要綱、これに基づき、客観的要素、これは経審点のことでございます。これや主観的要素、これは建設工事の成績等でございます。で総合点を算定しております。鹿児島県におきましては、総合点数を用いての格付けを行っておりますが、奄美市においては、総合点数だけではなく、対象業者の数、更には当該年度の工事発注量及び工事金額などを考慮して格付けを行っているところでございます。この要綱につきましても、ホームページのほうで公表をしておるところでございます。

あと4点目のほうでございます。平成22年度、23年度の発注額が突出してる業者があるのではないかとということでございました。当局におきましては、指名に関しては先ほど来述べましたとおり、要綱等に基づき公正公平に行っておるところでございます。各業者の指名回数につきましても、公平にバランスよく指名されており、業者間の公正な競争に基づいた入札であると確信をしておるところです。受注額が突出してるのとということでございますが、競争入札の結果としてそうなったのではないかと判断をしているところでございます。平成22年度、23年度は、災害等の発注件数が相当数ございました。金額的にも大規模な工事や、地域間においても災害の件数に違いがございました。このような点も影響しているのではないかと考えているところでございます。今後とも公正公平な指名を行うことはもちろん、地域の基盤整備について貢献してらっしゃる建設業界の安定的な発展についても考慮した指名を行っ

てまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

3 番（川口幸義君） それではですね、部長からのお話伺いましたが、これはもう1から4番までトータルして建設一般になるから、どこが質問するか分かりませんが、一応私が感づいたことをあなたに質問しますので。突出するってこれね、2年間で6億8,818万4,960円、これ一番取ってるかた。2番手がね、4億9,900万、でその他が3番手が3億1,000万ぐらいですけど、後のA級はほとんどね、9,000万とか1億5,000万台が多いけれども、これがたまたま入札の見積りが良かったからというわけにいかんでしょう。それちょっと聞かしてちょうだい。

総務部長（安田義文君） すいません、先ほど来私のほうで答弁させていただきますのは、要綱について公正公平に指名が行われるように努めてまいりましたということでございまして、私どもが指名した件数につきましては、御承知のとおり、バランスが取れておると思っております。その上で入札をした上で落札の結果だということで申し上げておりますので、よろしくお願いいたします。

3 番（川口幸義君） いや、今のね、説明では私は全く納得しておりませんよ。あなた先ほどはね、その持ち工事を勘案して発注に指名に参加させておっしゃったじゃない。6億も5億も持ち工事がある人が、どうして次から次へ指名に入って仕事取るんですか。何のために指名委員会があるんですか。指名委員会とは、持ち工事が多い人は今回指名じゃ外すんだよ。それが行政の公平公正のね、いわゆる税金の投入の仕方じゃないですか。じゃあ、この人は見積もりがいいからいつも取れるよとなれば、調整しなくちゃ。2年間でまだ1件も取れない人もたくさん泣いてるんだって業者は。何十社じゃない。そこから辺りはどのように是正できるか、ちょっと聞かしてください。

副市長（福山敏裕君） ただいまの入札の件数ということでございましたけども、私たちのほうでも今調整という言葉が出ましたけれども、指名を行う場合には、1件落札しますと、その竣工高と言いますか、進捗率が70パーセントになるまでは次の指名を行いません。それと一日に複数の入札がある場合におきましても、一業者が複数の事業を落札しないというような条件を付して入札を行いまして、より多くの方々に受注の機会を与えているということでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

3 番（川口幸義君） あのですね、この突出してる業者、平成24年度の今年のね、2月の3日に1億の工事取っておりますよ。それから2月の15日、その間1週間、2週間の間に7,000万円以上のまた工事を受注しておりますよ。こうであれば、手持ち工事があるということはあなた御存知でしょう、落札してるんだから。調整をどうしたらするんですかね。これ2週間の間にこれ1億8,000万円取ってるんだよ。これが私が納得できないと言ってるんだよ。だってもう50社から70社の業者が泣いてるんだから。他の業者這いあがったらね、島から出て行きますよ。出て行ったら人口が減る、住民税が減る、固定資産税も払わなくなりますよ、あんだ。あなた方がどんな大企業を奄美に持って来たってね、この人たちの役割を果たすことはできないですよ。業界は社会的にね、やはり社会を担ってるわけだ。それぞれ大なり小なり従業員を抱えて、従業員の生活もみる、子育てもしながら子どもたちの仕送りもするんだ、学校行くのに。こういうこと考えたらですね、一握りの業者が6億も7億も受注をするという事態から異常だと思いませんか、あなた。ちょっと聞かしてくださいよ。

副市長（福山敏裕君） 多くの工事を落札するというのは、これはもう競争の結果でございまして。先ほど私が申し上げましたのは、一般的な入札に関してそう申し上げました。たぶん今のは22、23年度は災害が多く発生しておりますので、その時は台風や豪雨などの災害工事につきましては、施工上の技術力、それから機動力の確保、そして一日も早く住民生活の影響等が想定される工事等につきましては、

限定的ではございますが、そのような対応をしているところでございます。

3 番（川口幸義君） あなたの答弁を私は納得しておりません。機動力とかおっしゃいますけども、数段彼よりも総合点で 1, 700 点もある業者が、たったの 1 億 5, 000 万円しか取ってない。この業者 1, 300 点ですよ、総合点は、評価点は、県の。それはいわゆる経審についてはね、鹿児島県は経審については企業のこれは診断だから、企業の体力の問題で経審というのが付けられるわけよ。これは A 級になるとね、大体 1, 000 点ぐらいほとんど上がってますよ。ところが、この方だけでももちろん県は A なんだけど、他にも県の A 級の業者がほとんど同じ集落で災害がたくさんあっても、9, 000 万円しか取ってないんだ、同じ A 級で。これはどう見ますかね。

副市長（福山敏裕君） それらのことにつきましては、先ほど来総務部長も申し上げておりますが、指名の回数としては同じような指名をしてございます。その中で適正な競争の中で落札をしたものだと思っております。

3 番（川口幸義君） こういう答弁ではね、これは皆さん聞いたってね、ますます不信感抱くばかり。どうであれば手持工事があればあなたね、調整すればいいじゃない。あんたはここまだ手持工事があるよと。次はまだ工事を持ってない方もたくさんいる、同じ A で。こういう方たちを優先して指名入れたらどうですか。私はそれを言いたいわけよ。それ落札したのは見積りが良かったからそれはいいとして。それが今後これから 24 年はですよ、土木費だけでも 31 億計上してありますよ、24 年度は。それから下水道事業 16 億なんぼの予算計上してある。私がなぜ 6 月の議会でこれを質問するかというのは、これから上半期の発注に入るんですよ、奄美市は。そうするとまたこの業者が皆さんがね、上位の 4 社、5 社だけがさうというこういうやり方について僕は非常に疑念持ってるんですよ。僕は建設業界については、私はプロだよ。県の経営指導に行ったら僕は通用するんだ。主観点なんてものは奄美市はありますか、主観点。業者の技術力、県の A 級になるとね、最低でもね、1 級土木士がね、5 名以上いなければ A 級に上がれないんだよ。だからもう一つ聞きますけどね、例えば県の C ランクの業者が、これもう一つ私ふに落ちないんだが、奄美市にこれがね、A になってるんですよ、A 級に。これ 1 億ぐらい取ってる。名前は言いませんが、これね、鹿児島県のレベルではね、主観点というのは、これ業者の技術点のことを言うんですよ。183 点、186 点、それから経営事項 760 点、750、総合点で 936、これね、奄美市はこれよりもまだ点数の高い業者が 2 社、3 社ほどおりますよ。この業者が B なのに、点数の低いこの S さんがどうして A に上がったの。ちょっと聞かしてくださいよ。それはどういう取り計らいがあつて、この人は A に上げたのか。これはとてもじゃないけど、私はね、A の力はないと思うよ、これ。

副市長（福山敏裕君） 今県で C ランクの業者ということだったんですが、鹿児島県と市では対象の業者数、それから工事件数、金額なども違いますので、一概に比較することはできないと思っております。県と市では格付けの区分や標準金額の区分にも違いがございます。このように、格付け区分等も違いますので、県の総合点の算定の方法と、奄美市の算定の方法にも違いが当然ございます。また、その点数につきましては、県の工事が多かったのか、市の工事が多かったのか、工事成績はどうだったかということなどでも違ってまいりますので、このように、県との相違点も多々ございますので、御指摘のような現象もあるわけでございますが、格付けに関しましても、総合点を元にしながら、厳正に公正に行っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

3 番（川口幸義君） しつこいようだけどね、総合点がですよ、副市長、総合点がこの A 級よりもね、978 点の方もいる。高いんですよ、こっち B 級の人が。経審見たってね、経審というのはその企業の体力を見るのが経審なんだよ。これ毎年ね、10 月に鹿児島県にそれぞれの会社が税理士に決算をしても

とんど仕事にありつかないのよ、災害がない限りは。皆さんわざわざ設計してCのため500万円、600万円の設計しないでしょう。大きなお金を区分けして。これはできないと思うよ。だからC以下の業者というのは800万円と決まっても、800万円の工事にありつける人はまずまれですよ。数は40社もあるけど。この人たちは本当にね、100万円とか200万円の工事をいただいて、もう本当にね、生活もできないような状況にあるということを理解して、例えば災害になると、Aが600万円も700万円もちょっぴり出して取ったりする。こういう事例も2・3件あるから、私はちゃんと調べて分かってるから。であれば、Aは2,500万円から億でも取るんだから、Cの工事は800万円以下まではAに手を出さない方法は皆さんが指名さえ入れなければ、この養生はできると思いますよ。副市長さん、目配り、気配りだ。それが業界は皆ね、口には出さないけど、皆煮えくりかえってるんだって。それを私に何とか言ってくださいよと、私は頼まれとんだ、これ何十社や。ということで、時間がまだありますけどね、私は自分が納得すれば20分でも終わりたいと思いますよ。何も1時間引っ張ってね、中身の無い話するひとつは何も要らない。これが私の生き方ですから、御理解いただきたいと思っています。

それでは24年度は、このようなことを勘案をしていただいて、これまであまり仕事にありつかなかったA級の皆さん、B級の皆さんにも御配慮を願ってですね、ひとつそのようにして発注していただければありがたいと思いますが、時間はまだありますけど、これで終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で無所属 川口幸義君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時5分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後2時20分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

15番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、ひんまんきょうがみしょうら。私は市民クラブの奥 輝人です。一般質問の初日4番目の登壇となりました。前質問者が25分も早く終わりましたので、25分繰り上げての質問となります。3時20分までであります。

それではあらかじめ通告してあります一般質問を行います。その前に少々私見を述べたいと思います。台風4号についてであります。全くこの時期になぜ奄美地方に接近、通過していくのか。自然現象とはいえ、農家にとっては死活問題であります。今回は被害も少なく、安心しているところでありますが、今回の台風の進路・コースを見れば、例年では9月から10月頃にかけての秋台風の様相であります。しかし、昨年から今年にかけて台風の状況と進路・コースに異変が生じていると思います。それは5月から6月にかけて奄美地方を直撃、もしくは接近して通過しているからであります。過去において、私も農業を始めて26年余りですが、この5月から6月にかけての奄美地方に接近する台風は、ほとんど記憶にないのであります。昨年も5月の29日に台風2号が同様の進路・コースをたどり、奄美地方を直撃し、農作物に甚大な被害と、また、農家には心の痛みとショックを与えています。今年も先月の5月の下旬に台風3号が接近をし、また、今度は台風4号に続き台風5号が今週の金曜日、もしくは土曜日辺りにこの奄美地方に接近、通過していく予想となっております。農家にとっては安心のできない1週間となってしまいました。このように、今後来年以降において5月から6月にかけて台風が接近、上陸、そして影響が出てくるとなれば、このような事態が続いていくのであれば、奄美地方の農業の形態、そして農業のスタイルも見直しをし、変えていかなければならないような気がしているところであります。台風の一瞬の襲撃で、農作物がすべてパーになり、全滅ともなれば、農業は成り立たない。また、農家はやっていけない。本当に台風対策を真剣に考えなければならない時期に、状況にあると感じています。現在ハウスの物ではマンゴーやパッションフルーツ、トマト、花きなどが、露地物ではスイカ、カボチャ、キュウリ、ピーマン、ナスビなど軟弱野菜などが、そして果樹ではスモモが収穫期を

迎えている最中であります。農家が汗水流し、丹精を込めて手塩にかけて育て上げた農作物であります。その農作物を台風から守っていく対策が必要不可欠であると思います。その方策として、先駆けとして考えられるのが、台風や暴風雨に強い近代的な鉄骨ハウスの導入・建設であります。この件については、昨年度同僚議員も一般質問の中で取り上げていたところでありました。台風が来ても、暴風雨が強くても、天井ビニールをはがすことなく、倒壊のない、破損のない、そして安心して、心配することのない栽培ができる近代的な鉄骨ハウスの導入・建設が望まれるところであります。その予算としては、奄振予算の中にある非公共事業、ソフト事業の予算枠を活用し、確保し、導入・建設することであると思います。近代的な鉄骨ハウスともなれば、予算やコストも高い、これは十分承知しております。しかしながら、台風から、暴風雨から農作物を守るとなれば、予算やコストが高いと言っている場合ではないと感じています。これからの台風は、5月から6月にかけて必ずやって来るという見込みで対応していかなければならないような気がしております。奄振予算を活用し、農家負担の軽減を図り、奄美群島全島へ近代的ハウスの普及推進を図っていくべきであると考えてるのであります。広域事務組合でも検討していただきたいものであります。奄美の農業の更なる発展のためにも、収益性の高い儲かる農業、そして魅力の持てる農業が一番の近道であります。そうなれば、農業への関心も高まってくるでしょう。また、農業参加者も増えるでしょう。農家人口も増えていくでしょう。そして奄美市の掲げる21億円農業も、近未来のうちに達成できるような気がしております。是非実現できるように取り組んでいきたい。また、取り組んでもらいたいとも思っております。行政側の御協力お願いしまして、一般質問に入りたいと思います。

1、畜産の振興。(1)牛農家の戸数について。昨年度平成23年度のJAあまみ大島事業本部の部会の中で、一番活気があり、収益を上げているのは肉用牛部会であると私は考えております。その理由に、1年間を通して子牛相場が安定し、農家手取りが安定しているからであります。2年前平成22年の4月には、宮崎県で発生した口蹄疫騒動がありました。一時はセリも開催できない、そしてセリ開始後は子牛相場の低迷していた時期もありました。しかし、その1年後からは、口蹄疫の再発防止と安全性が確認され、肥育農家の購買意欲が高まり、相場も右肩上がりとなり、今では雄雌平均約37万円前後と安定した取引となっております。そのような中、奄美市も合併をし、早6年目を迎えようとしております。農家の高齢化も進行している中、また、担い手も育成されつつある状況だと思っております。それで合併後最近3年間の牛農家の推移について伺いたいと思います。

続きまして(2)番目の母牛の頭数について。これも推移をお願いしたいと思います。

続いて(3)番目の草地畑の推移について。これも合併後の推移について伺いたいと思います。

後の質問からは発言席で行います。よろしくお願いします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

農政部長（義岡 出君） それでは答弁させていただきます。牛農家の戸数でございますが、本市の肉用牛の現状につきましては、笠利地区を中心に、平坦地を利用し、夏場の飼料作物栽培とサトウキビの梢頭部を活用した経営が展開され、畜産基盤再編総合整備事業による施設整備後、規模拡大が進んでおりますが、反面、農家の高齢化や新規就農の確保等の課題もあります。また、肉用牛の生産額は、平成23年度約2億4,000万円で、農業生産額の全体の約15パーセントを占めております。お尋ねの肉用牛飼養農家数の推移でございますが、毎年実施しております調査から、平成22年度が46戸、23年度が42戸、今年度が39戸となっており、減少傾向にあります。

次に、母牛の頭数についてでございます。母牛の頭数の推移でございますが、平成22年度が873頭、平成23年度が849頭、今年度が834頭で、子牛価格の下落、口蹄疫の発生等により、農家戸数の減少に伴い、若干減少しておりますが、1戸当たりの頭数は、平成22年度が18.9頭、平成23年度が20.2頭、平成24年度が21.4頭と増加傾向にあります。このようなことから、小規模農家は減少傾向にあるものの、多頭飼育農家が増えつつあるようでございます。

次に、草地畑の推移についてでございますが、平成21年度が118ヘクタール、平成22年度が120.8ヘクタール、平成23年度が139ヘクタールとなっております。規模拡大及び機械化により増加傾向にあります。以上でございます。

15番（奥 輝人君） はい、ありがとうございました。はい、ただいま一応現状の牛農家の現状を説明していただきました。ありがとうございました。それでおきましてですね、今度の後継者・新規参入者の育成について質問していききたいと思います。今牛農家の戸数については、やはり減少傾向だと。また、母牛の頭数についても、また減少傾向。また、草地畑については増加傾向であるという説明を受けました。その中でですね、④番目の後継者や新規参入者の育成についてであります。後継者や新規参入者の育成が本当課題であるかと思えます。そういった意味で、後継者や新規参入者の育成についてでありますけれど、いろいろな研修機関やら、また、畜産農家に出向いての研修を受けながら、今見込まれているそういった後継者やら新規参入者の状況とか、たぶん分かっていると思いますので、そこら辺りをちょっとお願いしたいと思います。

農政部長（義岡 出君） 肉用牛の後継者、新規参入の育成にかかる研修についてでございますが、現在県立農業大学校等の研修施設での研修生はおりませんが、過去2年間で3名の方が研修を受けております。現在1名の方が後継者として地元就農しております。今後も畜産の振興上、後継者・新規就農者の確保は欠かせないものと認識いたしておりますので、農業後継者育成奨学金制度の活用など、各種施策を講じながら関係機関と連携し、新規就農者の確保に努めてまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。今笠利のほうでもですね、農業大学校を卒業して、新しい分野と言うか、その新しいノウハウを習得するために、今鹿児島県のほうで専門の農家のほうで2名ほどですけど、一応研修をして、将来的には帰って来て肉用牛を始めるといふ頼もしい後継者もいるわけがあります。そういった中でですね、今度は後継者については、やはりその農家が、農家の後継者であるけれど、それとは別にですね、今度はもう新規参入者のことについてちょっと質問していききたいと思います。新規参入者についてはですね、やはりこの牛を飼うとなれば、いろいろな資金やら、また、そういった畑やら、草地畑等々、機械類とかいろいろな資金や投資が莫大な予算が必要となってくるわけがあります。そういった意味で、一応2番目の活性化センターと書かれておりますけど、一応集合団地ということで、今集合団地のほうでは、一昨年からですね、国の臨時雇用対策の雇用で、一応2名ほど研修をしながらですね、牛のノウハウを勉強していたところであります。そういった意味で、そういった新規参入者を目指すそういった研修生、その約、今年までで3年目ですので、約6名の方が参加してまして、去年までに4名の方がもう卒業されております。そういった卒業されてる方々の意見を聞けばですね、自分も一応牛をやりたいんだと。牛をやりたいんだけど、そういった牛舎とかいろんな支援がなければ、なかなか牛を導入することもできないという、そういった相談を受けていたところでありました。自分もそういった農家といろいろ関わりながら話をしたんですけど、やはりこの集合団地で研修を受けた後の支援が必要だと。もうその（3）番目になるんですけど、支援ということで、畜舎や機械、そして草地畑などを一応確保して、奄美市が準備してですね、その新規就農者に貸し付けするような自立事業ですよ、そこら辺りを考えているんですけど、奄美市の今後のこのような対応についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

農政部長（義岡 出君） 活性化センターの研修生終了後の状況でございますけど、集合団地飼料生産組合では、畜産農家の経営安定を図り、粗飼料生産・飼養管理改善と併せて、基本的な知識・技術を習得させ、新規農家の確保に努めるため、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の肉用牛経営研修事業を導入し、畜産の後継者育成に努めているところであります。本事業における研修終了後の状況につきましては、平成22年度は2名、平成23年度は3名の方が終了し、今年度につきましては3名が研修を受け

ております。これまで終了した方々については、2名の方が畜産関係の仕事に従事しており、3名の方は他の業種に就業しているところであります。受入れ体制とまた支援についてでございますが、肉用牛における新規就農の経緯については、資金面、技術面考慮した場合に、経営開始時は肉用牛2ないし3頭、サトウキビ、その他作物の複合経営の推進に努め、就農初期の安全・安定を図っていただきたいと思っております。このようなことから、畜舎、機械等の貸出制度については、肉用生産の初期投資をできるだけ抑えるため、個人所有の空き畜舎と他農家からの機械借用の推進を図り、技術習得と併せて経営の安定に向け支援してまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） 分かりました。一応新規でやる農家さんというのは、もう先ほど言われたように、やはり投資が必要となってきております。牛をやりたいくてもできないのが実情というのもあります。お金があれば牛舎を建て、機械を購入し、整備をしてですね、やっていけると思うんですけど、今この研修、集合同地で研修してきたその研修生は、やはりまだ若いということと、それなりの資金がないということで、本当やりたいんだけどできないというのがネックでありました。そういった意味で、先ほども支援体制についてでありますけれど、聞きましたけれど、やはり旧笠利町においては、この集合同地を整備してですね、農家に貸出すと。そしてその農家に貸出した場合は、その年間の治療代をいただきながら支払いながら貸出すと、そういったシステムが今まで確立されておりました。それで今後の新規就農者とか、後継者も含めてですけど、新規参入者も含めてですね、やはり育成するとなれば、資金面にかうやって苦しんでる方のこと考えればですね、新たな集合同地を建設してですね、機械も畜舎も整備し、機械も整備して貸出すと、そういう方法を取ってですね、この畜産の後継者なり牛農家の増加に、拡大にですね、努めていただきたいという気持ちがあります。そういった意味で、奄美市がそういった畜舎と機械など整備して貸出す、そういったことはできないのか、そこをちょっと聞きたいと思います。

農政部長（義岡 出君） お尋ねの笠利地区の第3地区にて整備した市所有の集合同地については、地域内資源のリサイクルによる土づくり、有機農業の農産物生産支援、環境保全型農業の推進、家畜糞尿の適正処理を目的として整備しております。現在4戸の農家に貸し付けております。糞尿については、有機農業支援センターの堆肥の原料として利用しております。今回お尋ねの計画している第6地区については、県が現在各市町村の要望量調査を実施している段階です。この事業は、飼料畑の整備がメインで、付随する畜舎等の施設整備は導入可能であります。市所有の貸出用の畜舎整備については、今後検討させていただきたいと思います。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応去年から今年にかけて、今度第6地区の畜産再編総合整備事業、今部長が説明された事業はですね、今申込受付をされているところであります。そこにもう私の方も、私もですね、一応申込みをしていますけれど、そういった国・県の9割補助、自己負担が1割補助ということで、このような事業があればですね、これを活用して、もう本当牛舎を建設してですね、集合同地をまた造っていただき、充てていただきたいと願うところであります。検討するということでもありますので、是非この事業を活用しての集合同地ができるように、本当検討していただきたいと思います。この事業に関してはですね、やはり今回が最後になるのかなあという思いがしておりますので、今まで第1地区から第6地区ということで、各地区地区回ってきております。今回の事業に関しては、もう奄美本島内を主体にですね、さっき部長が言われたような草地畑の造成がもう本当主要であるということでもありますけれど、それに関連して、畜舎も機械も整備できるという要件が、条件がありますので、そこ辺りも一応勘案してですね、新規就農者とか、また既存でやってる農家もここに参入できるような方法を取っていただきたいと考えております。今の既存のと言ったんですけど、節田のほうでもですね、牛舎を間借りしながら、JAあまみさんの牛舎を旧牛舎ですけど、借りながらですね、一応12・3頭の母牛を飼育しながら今やってる農家と、あと高齢化が離農した旧牛舎を借りてですね、2・3頭を飼育してる農家もいます。その方々の既存の農家の話も聞きますとですね、こういった集合同地

ができることになればですね、私たちも参加していきたいと。そしてまた、規模拡大もしていきたいと。牛を飼っていきたいと。今の借りている牛舎では、本当手狭になり、また、機械も入らないという、そういった昔の牛舎でありますので、仕事の能率・効率が悪いから、是非こういった集合同地があれば、もう参加もしていきたいというそういった意見もありますので、この第6地区の畜産再編総合整備事業におかれましては、本当この集合同地がまた建設されるように、市当局の皆さんの御理解と御協力で完成できるようにお願いしたいと思います。

それとですね、もう（4）番に入りたいと思います。この経営安定対策についてでありますけれど、本当牛を飼っていれば、もう本当分かりますけれど、この新規就農者やら新規参入者が牛飼いを始めてから、本当お金になるまでがもう5年以上かかります。牛を導入して、そして育成をしながら、そして受精をしながら、そして分娩、そして育てて、収穫するまで約3年半から4年かかり、そしてその中においてはですね、今度は経費がかかります。牛に食べさせなければいけない。食事代やら飼料代、いろいろ莫大な資金がかかっていくのが牛であります。それが6年、7年ときて一応軌道に乗ればですね、牛農家の軌道に乗っていけば、もう安定した収入が得られていくのであります。その約6年から7年間の間が一番勝負どころとなっているのが牛農家の育成にちょっとブレーキがかかっているのかなあという思いがしております。それでですね、一応牛農家を目指す上で、今回、今年度からですね、国の農林水産省の事業の枠でですね、青年就農給付金という事業が今回新設されております。この青年就農給付金の中身についてですけど、一応年間150万円という助成していくと。それで最長で7年間準備型経営開始型を含めて7年間というのがあります。そこら辺りを一応活用しなければいけないかなあという、活用しながら牛農家を育てていくべきではないかなと思っております。一応青年就農給付金についてですね、こういった要件、こういった条件があるかと思いますが、一応説明方をお願いしたいと思います。

農政部長（義岡 出君） 青年就農給付金事業について御説明いたします。青年就農給付金事業は、就農前の研修段階及び経営の不安定な就農初期段階の青年就農に対して給付金を給付をする事業であります。事業の種類といたしまして、準備型給付金と経営開始型給付金があります。準備型給付金は、就農に向けて農業大学校や先進農家、農業法人等で研修を受ける就農者に最長2年間、年間150万円を給付します。事業主体は県であります。給付要件は、就農予定時の年齢が原則45歳未満であること。独立・自営就農または雇用就農を目指すこと。研修計画が県の認める研修先で、おおむね1年以上かつおおむね年間1,200時間以上研修する内容であること。研修先と常勤の雇用計画を維持していないこと。生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこと。この5項目全てを満たす必要があります。研修終了後、1年以内に独立・自営就農または雇用就農しなかった場合は返還しなければなりません。次に、経営開始型は、経営開始直後の新規就農者に、農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間150万円が給付されます。事業実施主体は市町村であります。給付要件は、独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であること。独立・自営就農であること。経営開始計画が独立・自営就農5年後には、農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。市町村が作成する人・農地プランに位置づけられていること。生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。この5項目全てを満たす必要があります。また、途中で農業を止めた場合は返還しなければなりません。経営開始型については、市町村が作成する人・農地プランに位置づけられていなければ、給付を受けることができません。人・農地プランとは、それぞれの集落・地域において話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図であります。現在市としましては、プラン作成に向けて調査・地域説明会を実施しておるところであります。以上でございます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応今年度からこういった青年就農給付金が新規で導入されたということはですね、本当に牛農家に限らずですね、サトウキビ農家、農業を志す新規就農者につ

いてはですね、本当に心強い制度ができたかなあという思いがしております。これもですね、一応条件・要件等も、今部長が話されたようにですね、いろいろ仕組みがありますけれど、是非ですね、この奄美市からですね、青年就農給付金が受け取れるようにですね、育成をしていただきたいと考えております。この件についてはですね、また今回の6月補正の中でも計上されておりますので、そこでもう少し詳しく聞いていきたいと思います。

それですね、次の(5)番目の一部助成についてに入りたいと思います。一部助成についてですけど、もう先ほどから言われるようにですね、牛を飼うには、やはり最長でも5年、それ以上でも7年以上のこの年月・期間が必要だと、もう本当牛農家の経営が安定するまでは、本当最長でも7年必要だということであります。そういった意味で、新規参入者などの育成を図る上でですね、今先ほど言われた青年就農給付金等を含めながらですね、いろいろな育成への導入費用や経費への助成など収入が安定するまでですね、そういったことができないのか、その一部助成はできないのかを伺いたいと思います。その理由にですね、本当畜産に対する補助事業が、だんだんと減少してるのが実情であります。この政権交代がなされてからですね、畜舎の半額補助の助成もカットされました。そういったこともありましてですね。いろいろ政府の事業仕分け等で、畜産農家の補助助成事業のカットが進み、新規参入者、また、後継者の育成が本当苦しい状況となっておるのがもう実情でありますので、畜産農家が5年間でも、5年間の間にいろいろ経費等がかかりますので、そこら辺りに対する一部助成等が図られないのか、そこら辺りまで聞きたいと思います。

農政部長(義岡 出君) 新規参入者に一部助成できないかということでございますが、新規参入後、経営が安定するまで5年間の一部助成についてですが、議員御承知のとおり、肉用牛経営においては、経営開始後約2年半は収入はありません。県の試算によりますと、受精料、共済費、飼料代等の経費が1年間で1頭当たり約29万円となっております。また、収入は1頭当たり約42万円となっております。経営開始後数年間は肉用牛の専業経営は困難な状況と認識しております。このようなことから、先ほども答弁しましたとおり、新規参入者の肉用牛経営については、他作物との複合経営、更には技術習得に伴う経営安定を推進したいと考えております。また同時に、規模拡大の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、一部助成については今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

15番(奥 輝人君) はい、是非検討していただきたいと思います。今ですね、牛を飼うためには、一応5年間ですけど、無利子で33万円という助成は付いてます。5年後に返さなければいけないというのであります。奄美市も7万円を追加して、40万円までは1頭当たり借りることができます。5年後には返さなければいけないという状況もありますけど、それとは別にですね、やはり新規就農者を育成する上で、何らかの助成ができるような方策を協議していただきたいと思います。

それではですね、次にですね、(5)のですね、草地畑対策について伺いたいと思います。草地畑の推移については、先ほど説明があったように、徐々に増加しているところであります。牛の場合は1頭につき、母牛1頭につきですね、約20アール、20アールの草地畑が必要となります。もう私もですね、15頭いて、約320アールぐらいの草地畑が持っていますが、やはりこの現在の頭数で約834、母牛の頭数です。平成24年で834頭ということですので、この倍掛けでも約165ヘクタールぐらいの草地畑が必要となるわけでありまして。この草地畑が足りないということは、やはり牛農家が今度購入草を買ったりしてまた経費がかかるということですので、草地畑をいかに改善して有効活用して、牛農家が儲かるか、そこがもう一つの課題であろうかと思います。そういった意味でですね、今点在している奄美市の耕作放棄地になりますけど、奄美市の取組状況について伺いたいと思います。

それともう1点がですね、この耕作放棄地についての中で、これは奄美市、(2)番目になりますけど、奄美特区制度となっておりますけど、これは仮称であります。この奄美市の特区制度について、点在している耕作放棄地ですね、もう約もう20年以上もう私がここに来てもう約30年以上耕作放棄地と

なっている土地等がですね、この奄美市の特区において、農家さんが借りられるような、また流動化できるようなそういった特区制度ができないのか、そこ辺りをちょっと伺いたいと思います。2点お願いしたいと思います。

農政部長（義岡 出君） 耕作放棄地の対策についてお尋ねでございますが、本市の耕作放棄地の現状としましては、平成24年3月現在、農業委員会の調査で農振農用地区域の全体面積は154ヘクタールであります。地区ごとでは名瀬地区111ヘクタール、住用地区27ヘクタール、笠利地区16ヘクタールであります。このように、耕作放棄地が御指摘のとおり多く点在しておりますが、耕作放棄地が解消されない要因としましては、いろんな原因がございますが、不在地主、それに不良農地に起因していることが主なものであります。耕作放棄地再生利用緊急対策事業により、解消された面積は21年度から23年までの実績として、9.85ヘクタールであります。また、24年度の計画といたしまして、3.58ヘクタールを予定しております。今後とも地権者の御理解、御協力を得ながら、関係機関一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、仮称奄美特区制度についてという御質問でございますが、現在の法律では研究用以外は市は農地を持つことができないことになっております。農地として利用することを目的として、市が農地を購入や借上げをすることはできないところであります。また、土地改良事業を実施するためには、登記名義人と農地流動化契約を締結した耕作者の同意が必要ですが、市は農地を持っていないために、流動化契約ができないこととなります。また、現在耕作放棄地となっている場所につきましては、境界問題、相続関係等により、土地改良事業が実施されてないところがほとんどになっており、地権者から所有権移転を行うことも困難だと思われまゝ。現在の状況の中では、奄美特区制度の創設については難しいものと考えておりますが、耕作放棄地の解消と草地畑の確保に向けて創出ができないか、今後検討してまいりたいと考えております。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応奄美市特区ということで、私も提案をしたんですけれど、ちょっと厳しいのかなあという今の説明でありました。やはり笠利地区においてはですね、赤木名の田袋方面とかがほとんどもう休耕地、本当30年、40年も荒れたままであります。過去においてですね、この第3地区の畜産再編総合整備事業を導入した時の農家がですね、この土地を借りたと言った経緯がありました。その時の地主さんは一応流動化するのであれば、10年間は貸すけど、10年後はまた返していただきたいと。返すのであれば、もう本当この客土事業ら整備した場合に、莫大なお金がかかるということで、もう10年間しか作れないのであれば、もう本当借りる必要はないなということであきらか経緯があります。そういった一応こともありましたので、今度先ほどの第6地区の再編総合整備事業においては、これは草地の造成がメインでありますので、この第6地区に絡めてですね、そういった耕作放棄地を飼料畑に転換していく、そこら辺りも一応考えていただきたいなと思います。一応この所有者には本当地権者がいまして、地権者の同意が必要でもありますので、その地権者の同意を得るためにはですね、やはり行政側の力が必要であります。農家同士でこうやって農家が地権者にいろいろ交渉してもですね、いろいろと条件等が出されたり、また、農家としてはそこであきらめざるを得ないような回答を得た時に、本当交渉が難しくなりますので、できれば私も農家のほうからの意見を聞いたんですけど、もう行政がこういったことをさばくってですね、客土事業、畑草整備事業ができるように、こういった奄美市に貸していただきたいと、奄美市にもしよろしければもう払下げでもしていただきたいと、そういったことを奄美市が率先してですね、やっていただきたいなという気がしております。そこら辺りですけれど、もう本当牛農家はこれから牛が増加していく中でですね、この飼料畑がなければ本当に拡大しても、拡大したいという気持ちがありながらできない状況、また、節田地区の農家の方ではですね、草畑がない、草畑がないというまた嘆いている農家もいますので、是非ですね、こういった耕作放棄地の解消に向けて、先ほど言われた第6地区の畑草整備、第6地区の畜産再編総合整備事業と絡めてですね、是非取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

以上です、一応畜産の振興については終わりたいと思います。

続きましてですね、サトウキビの振興に移りたいと思います。サトウキビの振興ですね、(1)のですね、春植の状況についてであります。もう皆さんも御承知のとおりですね、昨年度は、昨年度と言うか、今季の1月から3月までの収穫は、本当富国製糖管内ですね、約1万7,000トンしか原料が搬入されませんでした。本当に過去最低ということで、農家も苦しいし、また、製糖会社も非常に厳しい状況となっております。そういった意味ですね、来年度の収穫期に向けてやっぱり増産をしなければいけない。やはり自分たちの掲げる3万トン以上は確保しなければならないということでもありますので、本年度のですね、春植の推進状況、春植の面積等はどのようになったのか。目標が達成できたのかを伺いたいと思います。

農政部長(義岡 出君) 平成24年産の春植の状況につきましては、奄美市サトウキビ振興対策協議会において、春植推進の目標面積を奄美市130ヘクタール、龍郷町20ヘクタール、全体面積で150ヘクタールと定め、春植を推進してまいりました。4月に実施しております農家栽培面積調査の結果によりますと、奄美市の春植作面積は140.4ヘクタール、龍郷町20.3ヘクタール、合計面積160.7ヘクタールとなっており、春植推進の作付目標面積を達成しております。

15番(奥 輝人君) はい、分かりました。一応春植の場合は、もう1年後には必ず収穫できるというメリットがありますので、もう本当春植推進は是非していただきたいと。また、150ヘクタールに対して奄美市、龍郷町で160ヘクタールということで、10ヘクタール以上も目標面積が確保できたことは、もう本当喜ばしい限りであります。サトウキビの収穫面積でありますけど、一応600ヘクタールが基準であり、そしてその単収が5トンであればですね、もう本当最低でも6×5で30でもう3万トンは確実に達成できるわけであります。本当収穫面積に対しての単収の向上等についてもやはりですね、今後は考えていきたいと考えております。そういった意味で、単収の向上対策として、本当今②番目のメイチュウ対策についてでありますけど、このメイチュウ対策、昨年今頃は本当メイチュウが異常発生してですね、サトウキビの芯枯れ、芯食い虫にやられてですね、もう坪枯れ、もしくはアール枯れをして、また別な畑ではもうすべて枯れてしまったという畑もありました。そういった意味で、今のこのメイチュウの対策も農家さんを含め、また、行政さんも含めながらですね、防除に一生懸命になってやってると思っております。今の、昨年と比べてですけど、発生状況についてどのようになっているのかを伺いたいと思います。

農政部長(義岡 出君) メイチュウの発生状況でございますが、一般的にはメイチュウはほぼ年間を通して発生していますが、特に5月から6月の発生が多いようでございます。奄美市におきましては、被害は少ないものの、一部地域の株出しや夏植圃場において発生が確認されております。また、メイチュウはほぼ年間を通して発生することから、卵や幼虫、成虫の生育段階が複数時期に存在するため、防除に適した期間の判断が困難となっております。

15番(奥 輝人君) 私も今、畑を回ってるんですけど、メイチュウの大きな被害はそう見当たらないかなあという気がしております。この原因もですね、やはり農家さんの防除意欲が功を奏しているのかなという思いがしております。そういった意味で、今防除の効果についてでありますけど、農家さんは今スミチオンの粒剤等を水和剤、液を使いながらですね、メイチュウ対策に追われているところでありまして。どちらも効果が出ていると思いますが、農家さんの意識では、やっぱり水和剤をまんべんなくかけたほうが効果が上がるという話も聞いているし、私も自分もですね、水和剤をかけながらですね、メイチュウ対策をやっているところでありまして。効果についてはですね、スミチオンの粒剤、水和剤、どちらが効果があるかと言われれば、本当水和剤のほうが効果があるのかなという思いがしております。そ

こら辺りは農家の皆さんがよく知ってると思いますので、そこら辺りの回答はもうよろしいかと思います。それでですね、もうその後になりますけど、成虫への対応はどうなるのか。また、幼虫への対応はどうなるのか、そこら辺りもですね、農家さんは成虫への対応、また、幼虫への対応もしっかりとやっているのが現状であろうかと認識しているところでもあります。そういった意味で、このメイチュウの被害が最大限縮小されてるということになっていると思っております。そういった意味で、このスミチオンやらの粒剤を使う方法とは別にですね、今新しい方法で、この（３）番目になるんですけど、交信かく乱法というのが出ております。これは沖縄のほうで一応試験的にやって、その交信かく乱法の試験が良かったということで、今奄美市の平集落の一部の畑を借りてですね、そこで試験を行っているところでもあります。これはもう雌のフェロモンを出してですね、フェロモンチューブを引いて成虫を防除していく。一応交尾ができないようにするのがこの交信かく乱法であります。一応そういった意味で、この交信かく乱法を今、平集落でやっているんですけど、この試験中でありまして、今のその地域ですね、効果はどのようにになっているのかを伺いたいと思います。

農政部長（義岡 出君） 交信かく乱につきましては、現在県農業開発総合センター大島支場が平地区の農家の協力をいただきまして、平成２４年４月から６ヘクタールの圃場にメイチュウ防除試験のための性フェロモン資材を設置し、交信かく乱の実証試験を開始してるところであります。その効果につきましては、実証試験始めて間もないため、防除効果が検証されるまでには時間を要するものだと伺っております。本実験の実施によって、交信かく乱による防除体系が確立されまると、薬剤による一斉防除と併せて、メイチュウによる被害を軽減できるものと期待しているところでもあります。

１５番（奥 輝人君） 分かりました。一応この交信かく乱法についてでありますけど、雄と農家からの声でありますけど、雄のフェロモンもできないのか、雌だけじゃなくて、雄のフェロモンを出せば、本当かく乱できるのではないかという声が聞かれましたので、この雄のフェロモンは作るのはできるのか、そこ辺りまでちょっと伺いたいと思います。

農政部長（義岡 出君） 県農業開発総合センター大島支場によりまして、性的フェロモンにつきましては、雌が分泌するフェロモンによって雄を呼び寄せるものが主流であります。現在のところ、雄のフェロモントラップにつきましては、製造されていないとのことであります。いずれにしても、メイチュウ対策につきましては、生産者との連携はもちろんのこと、県・国とも連携を図りながら、その防除に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、お願いいたします。

１５番（奥 輝人君） 一応雌だけのフェロモンでということではありましたが、一応この交信かく乱法についてはですけど、一応昨年度の１１月にですね、奄美市のキビ部会のメンバーと行政の方が一応沖縄県のほうに視察に行っております。その視察内容等、私も１月に行って来たんですけど、その両方の話をまとめますとですね、やっぱり交信かく乱をするには莫大な予算が必要だと。沖縄県でも一応県が積極的に取り組んではいますが、予算がまだ予算化されていないのが実情でありました。この与那国島でやってはいますが、その効果はもう目に見えて分かるということでありました。その目に見えて分かるようなこの交信かく乱法をですね、やはり予算が伴いますので、一応鹿児島県のほうに要望なり申請してですね、この交信かく乱法の確立ができるようにしていただきたいという思いがしております。その要望の中にはですね、やはり成虫を生け捕りにする方法が必要。それは交信かく乱法の雌のフェロモンを出した場合は、もう雌に近づかないで雄だけが本当かく乱してしまい、ただ飛び回るだけであって、その中にですね、やはりこのフェロモンを出す時に、その雄が、雄の成虫がそこに罠にかかって、やっぱり粘着テープでも置いてですね、生け捕りできるようなその方法も必要ではないかなという思いがしております。また、それとまた同様にですね、また粘着テープ等も張り巡らしてですね、もう生け捕りにしなければ、いつまで経ってもですね、このかく乱だけではいけないのかなという思いがしてお

ります。これも一応県のほうにですね、要望を上げてもらいたいと思います。また予算についてもですね、与那国島のほうでは176ヘクタールで約280万円という予算でありました。これを1ヘクタールに換算しますと、約1ヘクタールで、1ヘクタールと言うか、もう1缶4,000円ぐらいということで一応ありますけど、ちょっと計算がちょっと今できませんが、一応予算がかかるということで、予算のほうも付けてですね、この交信かく乱法が確保できるように、県のほうに、私のほうからもまた要望していきたいと思いますので、要望をお願いしたいと思います。交信かく乱法について今後の対策等もまだまだいろいろ課題等もありますので、そこ辺りもまだ修正をしながらですね、取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それじゃあですね、一応もう最後になりましたけれど、3番目の未指定港の整備についてであります。これは①の防犯灯の整備について。この奄美市においてですね、未指定港の防犯灯を設置していただきたいという要望が聞こえます。笠利地区には節田漁港、用安漁港、辺留漁港、須野漁港、名瀬地区では有良漁港などが未指定となっております。地区の住民からも、防犯灯や水銀灯があればいいのという声をよく聞いております。夜になると港が暗い、船だまりが暗い。また、最近ではですね、生けすのエビやサザエなどの盗難などの被害も発生しているということも聞いております。そういうことでですね、今言われた未指定港への防犯灯、もしくはですね、水銀灯の設置はできないのかを聞きたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 議員御質問の防犯灯の整備についてでございますが、現在集落及び町内会などから未指定港における防犯灯の設置の要望書はいただいているのが現状でございます。今後防犯灯を含めた整備につきまして、集落及び町内会などから要望がございましたら、要望事業の優先度等を地域と十分に協議し、国・県などの補助事業を含め検討いたしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

15番（奥 輝人君） はい、分かりました。一応要望書は今を出してはいないんですけど、やはり口頭ですけれども、いろいろとこういった漁港に暗いから水銀灯を付けていただきたいという口頭での要望はいろいろ聞いております。今部長が言われたようにですね、今度は文書でですね、一応提出していきたいと思いますので、是非対応していただきたいと思います。以上で私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（向井俊夫君） 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後3時18分）

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後3時35分）
引き続き一般質問を行います。
公明党 栄 ヤスエ君の発言を許可いたします。

議長（向井俊夫君） 4番栄 ヤスエ君。なお、栄 ヤスエ君より資料の議場持込みの許可願いが出ております。これを許可いたします。

4番（栄 ヤスエ君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。私は公明党の栄 ヤスエでございます。本日の最後でございます。昨年の12月議会より2回目の一般質問となりました。最後まで元気いっぱい質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

少し私の所感を述べさせていただきます。今の日本社会は、地域や職場、家庭における人間的なつながりが薄れ、いじめや虐待、自殺、心の病が増えています。急増する虐待やうつ病などの現代社会の病理的側面とも向き合っていく必要があると思います。生活者の視点から家の周りを見ますと、一人暮らしの高齢者、また、中高年の男性、障害者の方、一人暮らし世帯等々、誰かの支えが必要な方がいらっ

しゃいます。特に精神障害を持たれた方は、周りの無理解から偏見の眼差しで見られがちです。そして、この奄美においても、悲しいことに孤独死があるのです。誰もが社会の構成員です。一人も置き去りにしない。そして一人一人に寄り添える包容力のある共助社会を目指していきたいと思います。最近読んだ本の中に、長寿社会とは、競争よりも協調、効率よりもゆとりが、物の豊かさよりも心の豊かさが求められている時代である。皆で支え合い、助け合う、わずかでもいい、自分には何ができるかを考える時代であるとありました。また、ここ奄美においても、男女共同参画奄美会議において、県の事業ではありますが、今年度幸せパートナーズ事業に取り組み、A i A iひろばにおいて7月からA i A iカフェをオープンします。市民の皆様が気軽に相談できる場づくりとして取り組む予定です。私自身も日々心して、生活者である市民の皆様に寄り添いながら、声にならない声をしっかりと受け止めてまいりたいと決意しております。

初めに、市民の健康について質問をさせていただきます。奄美市が公費助成しているワクチンの最新の接種状況について伺います。昨年3月度より子宮頸がんワクチン接種事業で全額公費助成と同じく、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの定期接種事業が全額公費助成をしております。同僚の公明党議員の強い推進で実現できたと認識しております。このヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、細菌性の髄膜炎など予防のためのワクチンです。細菌性髄膜炎の症状等を調べますと、発熱や頭痛、けいれん、更には意識障害などがあるようです。そしてかかると命を落としたり、知能障害や運動機能障害などの後遺症を残すことのある重い病気で、日本では毎年約1,000人の子どもが、この細菌性髄膜炎にかかっており、そして発症例の約半数が1歳未満の赤ちゃんということです。そこで奄美市におけるヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン接種の接種状況として、対象者数に対する実際に接種を受けられた割合を伺います。また、同じように、高齢者用肺炎球菌ワクチンも、公費助成で受けられます。同じように、接種状況として対象者数と対象者に対する実際に接種を受けられた割合を伺います。また、関連質問になりますが、子宮頸がんにおいては、予防ワクチンを13歳から16歳の女兒を対象に任意で接種できることができますが、学校や教育委員会の教育の現場での接種に対する啓発等のような取組をなされているか、伺います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

保健福祉部長（小倉政浩君） それでは答弁いたします。ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、御案内のとおり、平成23年度から実施しておりまして、全額を公費助成としております。議員御承知のとおり、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、生後2か月から5歳未満までの乳幼児を対象とした髄膜炎を予防するワクチンでございます。また、子宮頸がん予防ワクチンは、中学1年から高校1年に相当する年齢の女子を対象とした子宮頸がんを予防するワクチンとなっております。それでは、平成23年度の接種状況でございますが、ヒブワクチンが対象者2,303人で、1回目を接種した方が676人で、接種率は29.4パーセントとなっております。小児用肺炎球菌ワクチンが、対象者2,303人で、1回目を接種した方が711人で、接種率は30.9パーセントとなっております。子宮頸がん予防ワクチンが、対象者は994人で、1回目を接種した方が754人で、接種率は75.9パーセントとなっております。次に、高齢者用肺炎球菌ワクチンでございますが、平成21年度から実施しておりまして、75歳以上の市民が対象となっております。接種料金おおむね8,000円のうち、3,000円を公費助成しております。平成23年度までの接種状況は、対象者6,787人で、21年度からの延べ接種者数が646人で、接種率は9.5パーセントとなっております。以上でございます。

教育長（坂元洋三君） 子宮頸がんワクチン接種の啓発についての御質問にお答えいたします。子宮頸がんワクチンの予防接種については、健康増進課が実施主体であるとともに、予防接種が任意接種となっ

ていることから、教育委員会としては、主体的に取り組んでいる状況ではありません。しかし、予防接種の対象が中学校1年生から高等学校1年生の女子となっていることや、平成24年度も子宮頸がん予防ワクチンの無料接種が延長されたことを踏まえて、保護者から問い合わせがあった時には、予防接種の趣旨を説明するよう、市の保健主任等研修会や養護教諭部会などで指導したところでございますので、どうか御理解をお願いいたします。以上です。

4番（栄 ヤスエ君）引き続き啓発に取り組むよう要望いたします。また、学校現場におきましても、今現状を教育長のほうからお聞きしましたがけれども、やっぱり早期発見等も含まれますので、早期発見、早期治療ということでもありますので、また入学式とか、また卒業式等でもまたパンフレットを配布したりとか、また健康推進課と連携を図りながら、引き続き啓発の取組を要望したいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。同じく奄美市における各種検診、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんの受診対象者に対して、実際に受診された割合と、乳幼児の受診対象児に対して実際に受診された割合を伺います。また、受診の案内をしても、されない方や、受診をされない方や、また、乳幼児の親に対して受診率を上げるために市としてどのような対策をまた取組をされているかを伺います。

保健福祉部長（小倉政浩君）奄美市における各種検診の現状についてお答えいたします。現在、本市が実施している検診には、大きく分けて成人に関する検診と、妊婦・乳幼児を対象にした母子検診がございます。母子検診については、乳幼児検診が4か月児と7か月児の健康診査で、受診率は平成23年度97.2パーセントでございます。1歳6か月児検診の受診率は23年度97.2パーセントでございます。3歳児健診の23年度の受診率は89.8パーセントとなっております。また、平成24年度から9か月から11か月児検診を新規に開始しております。妊婦検診でございますが、受診者延べ人数は23年度4,459人となっております。受診対象者への通知につきましては、個別郵送で行っておりますが、未受診者へは再度の郵送通知や、家庭訪問などを行って、受診勧奨に努めているところでございます。

次に、40歳以上の市民を対象に行われる各種がん検診の受診率を申し上げますと、平成23年度は胃がん13.1パーセント、肺がん18.7パーセント、大腸がん16.2パーセント、子宮がん27.1パーセント、乳がん33.8パーセントでございます。また、平成21年度より国のがん検診受診率向上対策の一環としまして実施しております、がん検診推進事業の平成22年度受診率は、子宮頸がん検診22.6パーセント、乳がん検診25.0パーセントであり、県の平均受診率を子宮頸がん2.4ポイント、乳がん1.4ポイント上回る結果でございました。本市では、平成24年度より子宮頸がん・乳がん検診に大腸がん検診を加えた形で、がん検診推進事業を実施する予定でございます。これらにより、より多くの方に無料検診の受診機会が与えられるため、受診率の向上が図られるものと期待しているところでございます。

受診率向上のための対策についてでございますが、現在本市における受診率の向上対策といたしまして、行政広報誌へのがん情報、検診情報の掲載、市内組織を活用した案内・周知、がん検診啓発ポスター及び検診日程の集会場などへの掲示、行政と市民のパイプ役として活躍されております健康づくり推進員による受診勧奨などにより、がん検診の必要性・重要性についての啓発を図り、また、土日・夕方・夜間検診の実施などにより、受診しやすい環境の整備に努めているところでございます。何と申し上げますと、がん検診の目的は、早期発見、早期治療にあるわけでございますので、そのためには市民の皆様お一人お一人が御自分の健康に関心を持ち、毎年検診を受けるという意識が必要だと考えます。市といたしましては、今後とも検診の重要性についての啓発に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

4 番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。市の度重なるすごい案内ですとか、受診のための活動に対して、本当に敬意を表したいと思います。私も乳がん検診の対象年齢となったために、検診の御案内が家にも届きました。中には乳がん検診の無料クーポン券というのがありまして、それとまた検診手帳というのが入ってましたけども、これも公明党の強い推進で実現し、全国的に受診率がアップしたということで喜ばれております。これからも市民の皆様の健康と未来の宝である子どもたちの健やかな成長のための取組をまた要望したいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。奄美市の小中学校及び幼稚園の児童・生徒における食物アレルギー等の調査と対策について伺います。児童・生徒の中には、アレルギー疾患、例えばアトピー性皮膚炎、ぜんそく、鼻炎、結膜炎等を患っている児童・生徒も多いと思います。奄美市として児童・生徒に対するこういったアレルギー疾患等に関する調査等は行われているかを伺います。また、調査が行われているのであれば、それを数値でお示しいただきたいと思います。また、続きまして、特に学校における給食等で食物アレルギーにより他の児童・生徒とは違うメニューになっていることもあるかと思いますが、その対応は現在どのようにされているか。また、そのような児童生徒がもし学校で発作を起こした際の場合、学校側と保護者との、こう、連携や対応策については、周知徹底がなされているかを伺います。例えば発作を止めるための自己注射薬というのがエピペンというのがあるんですけども、それが、それとかを本人に代わって打つことのできる保健師さんとかですね、そういった人材の環境は整っているということも、引き続き伺います。よろしくお願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 食物アレルギー等の調査対策についての御質問にお答えします。今年度本市において食物アレルギーの症状を示す児童数は94名、生徒数は72名、合計166名となっております。食物アレルギーの症状を示す児童・生徒数の最も多い学校の実態を上げますと、小学校で35名、中学校で20名となっております。各学校においては、食物アレルギー調査を基に、校長の指導の下、教頭、栄養教諭、給食調理員、養護教諭、保健主任などで、学校の実態に応じて対応してるところでございます。具体的な対応としては、78名の児童・生徒の除去食を残りの88名については代替食等で対応しております。先ほど議員がおっしゃいました食物アレルギーに関して、エピペンを常備している児童が1名おります。エピペンの管理運用のあり方については、年度初めにリーフレットを作成し、各校に対して指導しており、子どもの安全を第一に考えた万全の体制づくりに努めております。今後とも保護者をはじめ、医師、学校、給食担当者等で連携取りながら、それぞれの子どもの症状に合わせた献立作成や、給食指導を行っていくよう努力してまいりたいと思います。以上です。

4 番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。アレルギーを持つ生徒とは、もう学校現場の先生や、本当に他の児童・生徒の病気に対する理解と協力が必要になってくると思います。病気を持った児童・生徒が、本当に安心して学校生活が過ごせる環境づくりへの取組を今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。緊急時に必要な情報を救急隊員へ伝える救急医療キットを奄美市でも取り入れる考えはないかということでお伺いします。こちらのほうに見本があるんですけども、すいません、この医療救急キットというのは、こういう筒のほうに入っております、かかりつけの医療機関や服用内容、持病、緊急連絡先などを、こちらのほうに書いてありますけども、これぐるぐるして巻いてですね、中に入れるんですけども、これを入れて自宅の冷蔵庫に保管しておく容器になります。このキットがどこにあるかを示すシールが蛍光で夜でも見えるように、素材になってるんですけども、これと玄関ドアの内側と冷蔵庫の表面に貼って、救急通報で駆けつけて来た救急隊員が、患者からの確認が困難な場合でも、迅速かつここにあるというのが分かるということで、迅速かつ適切な救急活動を行うのが目的であります。これは他の多くの自治体でも取り入れておられまして、日置市においては、全世帯配布で、希望者は申請書を市に提出をすることで無料で受け取ることができます。また、経費がかかるということで努力をされてらっしゃいまして、日置市においては、この容器をペットボトルを再

利用したもので作ってらっしゃってですね、中のシール代とかこの用紙代だけで済んだということでおっしゃってました。また、配布範囲も高齢者はもちろんですけども、重篤な病気をお持ちの方、また、障害をお持ちの方など、もう大事なこう命をつなぐキットとして広げてまいりたいと願うものです。改めてこの救急医療情報キットを奄美市でも取り入れる考えはないかを伺います。

保健福祉部長（小倉政浩君） それではお答えいたします。本市の第5期保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本的な考えである、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアの実現に向けて現在取り組んでいるところでございます。その施策の一環としまして、要介護認定者や独居高齢者などの要援護者の支援に関して、国の補助事業である地域支え合い体制づくり事業を活用しまして、対象者の医療情報や緊急連絡先、介護情報などを記載した救急医療情報キットの配布を検討しているところでございます。なお、現在、事業実施要望書を今現在県に提出した段階でありまして、県からの内示を待って、対象者など詳細な事業計画について検討する予定でございますので、御理解をお願いいたします。

4番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。是非とも前向きな取組をよろしく願いいたします。また、範囲の方も拡大をできるような形で今後とも広げていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に防災対策について質問させていただきます。初めに、自治会や町内会での自主防災組織と避難訓練の現状についてお伺いをします。一昨年の豪雨災害や、昨年の東日本災害をきっかけに、地域住民がお互いに助け合うと意味での共助への関心が高まっていると思います。市内でも自治会や町内会単位で知名瀬や小俣町のように、自主防災組織として婦人防火クラブ等取り組まれているところもございましょう。奄美市としては補助金を用意して地域力の再生のために自治会・町内会の立ち上げに努力をされているところだと思いますが、現在、実際に稼働している自主防災組織はいくつあるのか。そのうち避難訓練・防災訓練等を実際に行っている自治会・町内会はいくつあるのかを伺います。また、その今後の取組についてもお伺いします。

市長（朝山 毅君） それでは、栄議員にお答えいたします。本市における4月1日現在の自主防災組織の設置状況であります。奄美市全体で55の自主防災組織が設立されております。自主防災組織率は42.0パーセントであります。これを地区別で見ますと、名瀬地区が21団体で31パーセント、住用地区が9団体で87.6パーセント、笠利地区が25団体で100パーセントという状況であります。特に名瀬地区が大きく組織率を引き下げている状況下にあります。また、住用地区は、今年度中に100パーセントになる予定でございます。参考までに申し上げますと、名瀬地区の組織率の地区別状況は、上方地区は6団体59.1パーセント、下方地区が8団体で80.0パーセント、古見方地区が3団体で51.3パーセント、市街地は4団体で7.5パーセントとなっております。このような状況から、市といたしましては、今後重点的に市街地の自治会等に対し、必要な支援や助言等による働きかけを行い、自主防災組織の設立を促進してまいりたいと考えております。なお、今年度に入りましてから、比較的組織規模の大きい10団体に声をかけましたところ、ほとんどの団体が前向きに検討したいということでございましたので、順次当該団体の役員会や総会での自主防災組織の立ち上げについて説明をさせていただく予定にいたしております。今年度は奄美市の自主防災組織率50パーセントを目標に、少しでも上乗せできるように努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

総務部長（安田義文君） 私のほうから避難訓練等についてお答えをさせていただきます。地域と連携した避難訓練の実施についての御質問ですが、昨年度、防災訓練を5月22日に実施しております。この中では、大島支庁、奄美警察署、名瀬測候所、海上保安部、大島地区消防組合等の関係機関と連携を図

り実施しておりますが、議員御指摘のとおり、町内会・自治会等にも参加を依頼しまして、この時は29団体1,552名の町内の皆様に御参加をいただいております。自治会等の皆様に要援護者の避難支援訓練、それから避難誘導及び避難訓練、それから炊き出し訓練等の実施を依頼しておりますが、この他にも、時々出ておりますDIG、図上訓練、更にダミー人形を用いたAED、自動体外式除細動器の取扱訓練等も実施しております。また、各単一組織の中には、集落内の要援護者施設と連携しまして、定期的に防災訓練を行っております、このことが災害時に大きな役割を果たした事例もあるなど活発な組織もございます。本市といたしましては、自助・共助の精神に基づきまして、防災についての普及啓発に努め、防災意識の高揚に努めていくことが、一つ一つの自主防災組織の活性化につながっていくものと考えておりますので、今後も防災訓練の行動を支援してまいりたいと考えておりますのでございます。

4番（栄 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。地域防災として、それぞれの本当に自治会・町内会で特徴を生かしながら、そこに住む生活者のお一人お一人の力を本当に結集していただき、ともに助け合える自治会・町内会づくりへの取組を今後とも要望いたしたいと思えます。

次の質問に移ります。避難所運営訓練HUGを取り入れ、地域と連携した防災訓練の実施について伺います。この避難所運営訓練HUGは、避難所運営を皆で考えるためのアプローチとして静岡県が開発したもので、HUGとは英語で抱きしめるという意味を掛け合わせたものです。避難所の避難者の年齢や性別、国籍、それぞれが抱える事情が書かれているカードを避難所の体育館や教室に見立て、平面図にどれだけこう適切に配置できるか、また、訓練所で起こる様々な出来事にどう対応していくかを模擬体験するゲームです。先の東日本大震災後開発した静岡県には、全国からの視察が急増しているということです。いつどこで発生するか分からない災害により、被災者が避難所での生活を強いられることも想定した準備を進めると同時に、住民意識の啓発も必要と考えます。学校や職場、また自治会、ありましたけど、町内会等での活用もできると思えます。このHUGを奄美市でも研究し、取り入れる考えはないかを伺います。

総務部長（安田義文君） 議員御案内のとおり、避難所運営訓練HUGは、避難所を皆で考えるための一つのアプローチとして静岡県が開発したものでございます。このゲームの内容につきましては、今議員から御説明ありましたので省きますが、現在、本市では町内会・自治会等の出前講座をさせていただいている際に、御要望に応じて、地区内の危険箇所を想定し、いかに危険を回避して災害、二次災害を避けて避難するかという図上訓練、DIGのほうを実施しております。この御案内の避難所運営訓練、HUGは、この避難所番であると認識をしているところでございます。図上訓練等を手軽に行うことができ、また、防災意識の啓発にもつながると思えますが、まずは防災担当であります総務課のほうで勉強させていただいて、検討させていただきたいと考えます。

4番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。是非とも研究していただきまして、前向きな御検討をよろしくお願いいたします。

同じく防災対策についてということで質問させていただきます。小中学校における防災教育、防災訓練の現状について伺います。昨年の東日本大震災で岩手県釜石市の小中学生の2,921人、これが、99.8パーセントが無事に避難をした釜石の奇跡はなぜ起きたかということで、震災の8年前から群馬大学大学院の片田教授は、釜石市の防災教育に取り組んでこられました。教授が防災指導に当たってきた釜石の小中学生のほとんどが、あの津波から逃げることができたばかりではなく、多くの地域の幼児や高齢者も救ったそうです。また、子どもたちにどう指導してきたかということでお聞きしますと、想定を信じるな、最善を尽くせ、率先避難者たれという三カ条ということです。を指導されたそうです。これは津波だけでなく、あらゆる災害に通じることです。防災教育とは、単なる危機回避にとどまらず、子どもの生きる力を引き出した教育であり、何よりも生命を守ることを教えることが大事だと思います。

3月の一般質問でも同僚の大迫議員が言われておりましたけれども、岩手県では大人から子どもたちに伝えてきた「てんでんこ」という言葉があります。「てんでんこ」とは、津波があつたらてんでんばらばらに逃げる。自分の生命は自分で守るという意味ですけれども、深い意味としては、家族や地域との信頼と絆があるのが大前提になり、お互いが信頼し合っているからこそ、自分の命は自分で守る。決して自分だけが助かればいいという意味ではありません。奄美で言えば、結いの精神に通じる考えだと思います。防災教育の教材には、中学生の生徒には地域での防災キャンペーンですとか、地域の高齢者を訪問して、防災アンケートを取ったりとか、また、小学生の避難誘導ですとか、地域住民の避難行動などに大きな効果があったそうです。あらためて奄美市における防災教育及び防災訓練等の現状を伺います。

教育長（坂元洋三君） 奄美市の小中学校における防災教育、防災訓練の現状についての御質問にお答えします。先の東日本大震災を受け、本市でも地震・津波発生時対応マニュアルを全小中学校に作成させ、これに基づいた訓練を実施し、万が一に備えた避難行動について訓練をしております。地震、火災についての訓練は、市内全33の小中学校が毎年実施し、津波については31校、その他、水害については10校がそれぞれの学校の実態に応じた訓練を実施しています。訓練の成果としては、非常時における児童・生徒、教職員の避難行動が明確になり、外部機関との連絡体制を整えることができたということが挙げられます。また、避難時には地域との連携が必要であり、適切な避難場所の確保が必要であるといった課題も明らかになったところでございます。今後は関係する課と連携して、各学校の実態に合った避難行動のあり方や、避難場所の確保、ではまた、水や食料といったライフラインの備えなどについて検討していきたいと考えているところでございます。以上です。

4番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。小学校から防災教育を受けてきた本当、子どもたちというのは、やっぱり大人になって親になった時にも、その子どもたちへこう家庭の中で自分が受けた防災教育を語ることが、お聞きしました。大人が子ども扱いせずに、もう一人の人間として丁寧にこう誠実にいろんなことを教えていくことの大事さをこの釜石市の奇跡からも学びましたけれども、大人をも救ったのですから、今後も積極的な防災教育・訓練の必要性を学校の現場でも本当に必要になると思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。津波を想定した避難場所の高いビルとの協定についてということでは質問いたします。奄美市における高いビルとの協定は、地域別にどこまで進んでいるかを伺います。名瀬地区でも避難場所の指定はありますけれども、高い津波が来た場合、また、いざ逃げようとしても、近くに高いところがないのが現実であります。市内の山の麓付近をこう見ても、階段は付いてますけれども、上の方へ行こうにも草や木で覆われていたりとか、海拔もまだまだ低い場所など、想定を超える津波が来た場合には、とてもお年寄りや障害のある方、また、女性や子どもも逃げ切れない。地域住民の方が全員こう、避難できるようなところではないと思いました。提案ですけれども、市営住宅等5階建て以上のビルが奄美市内ございますけれども、そういった市営住宅の屋上などにも、また手すりや外階段とかを整備していただき、国の助成もあるという、制度もあるということで聞きましたので、そういったものも活用していただき、そういった場所をですね、環境を整備できないかを伺います。

総務部長（安田義文君） 議員御承知のとおり、本市におきましては津波災害を想定する際に、民間の皆様が所有するビルの建築年次や高さなどの基準を満たしたビルなどに、津波避難ビルとして本市と協定を結ばせていただいております。主な基準を具体的に申しますと、建築基準法改正後の昭和57年以降に建築されたビルで、高さが10メートル以上のビルであることでございます。現況といたしましては、9件の協定を締結しておりまして、そのうち1件が笠利地区、残る8件は名瀬地区という状況でございます。実際の津波が発生した際は、できるだけ早く高台・高所へ避難していただくことが最善の策ですので、当該協定を締結することは、被災者の発生を防ぐ方策だと認識しておるところでございます。

今後も所有者の皆様にご理解いただきまして、協定の締結を順次進めてまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

次に、市営住宅の屋上への手すりや外階段等を整備し、活用できないかとのことですが、奄美市地域防災計画、地震と津波災害対策編のほうでございしますが、こちらのほうで津波発生時に短時間で高台へ避難する必要性が生じることから、これを一時的に回避するために、一時避難場所として各地域の高台・高所等をお示しさせていただいております。この一時避難場所の設定には、区長さんや町内会長さんの御意見をお伺いしまして、地域内の市道・農道をはじめ神社や水源地、ビル、民家の裏山などその地区に居住する人なら知っておきたい場所等を御教示いただいております。このことから、現段階では市営住宅の改修には通常時の管理面、それから危険防止等も踏まえた面などクリアすべき課題も多くございますので、まずは現段階では一時避難場所を御活用いただき、難を逃れていただくことが最善の方法であると考えておりますので、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。

4 番（榮 ヤスエ君） ありがとうございます。津波での避難を考え、また、今後も高いビルといろいろ取組はされていると思いますけれども、協定作業を進めるとともに、また、地震・津波での避難場所の入ったそのハザードマップが配布されると聞いておりますけれども、いつ頃配布されるのでしょうか。それも併せてお聞きしたいと思います。

総務部長（安田義文君） ハザードマップ配布の件でお答えいたします。一応ハザードマップ 1 回案が出てまいりましたが、情報量が少のうございまして、私どものほうからこれではいけないということで、情報の追加をお願いを再度しておりまして、お約束の時に配布することはできませんでした。もうどうしてもその情報の追加が大分かかるもんですから、9 月、10 月ぐらいの配布になるのではないかと考えておるところです。

4 番（榮 ヤスエ君） はい、ありがとうございます。いろんな情報をまたとりまとめていただきまして、そういったものも先ほどおっしゃったような情報も入ったようなハザードマップをですね、作っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。また同じ避難場所なんですけれども、高所のない地域への避難タワーというのがあったんですけれども、避難タワーの設置についてちょっとお伺いさせていただきます。先に質問させていただきました高いビル等は、名瀬地区がこう、主になると思いますけれども、笠利地区とか、ずうっと回ってますと、ほとんどの集落がもう海に面した地域にありまして、周りはこう、畑や休耕地などが広がる場所もございまして。そこで、近くにこう、高台や頑丈な建物がない地域に波が押し寄せた際に、人命を守る役割を果たす津波避難タワーを設置してはどうかを伺います。これは農林水産省は津波避難施設を地方自治体が設置する場合は、法的な制約がなく、許可は不要というふうにしておりますけれども、これについて御見解をお伺いします。

総務部長（安田義文君） 先ほどもちょっと申し上げました奄美市地域防災計画、地震・津波災害対策編、これは津波発生時に短時間で高台へ避難する必要性が生じることから、これを一時的に回避するため、一時避難場所として各地域の高台・高所等をお示しさせていただいております。笠利町地内におきましても、神社とか国道の高いところ、道路の高いところ、それから公園ですね、そういうところを嘱託員会・駐在員会の皆様と回りながら設定をさせていただいております。今申し上げましたように、一時避難場所の設定には、区長・町内会長の御意見をお伺いして設定をしておりますので、御教示をいただいております。ただし、実際に津波が発生した際は、その時の状況により、避難環境は確かに大きく異なっていることが予想されます。こうした場合は、できるだけ最新の情報を入手していただき、近くの高台へ避難していただくようお願いしたいと考えております。議員御提案の津波避

難タワーの休耕地への建設についてですが、東日本大震災以降、津波避難タワーの必要性が全国的に認識されまして、各地で建設を検討、又は実施しつつありますが、実は中には積極的な判断をしながらも、国が新たに基準を示した災害規模の変化により、タワーの建設を断念した自治体もあるやに伺っております。これらの状況を踏まえ、農地転用許可は不要であるという有用な情報もいただいておりますので、津波避難タワーは、避難ツールの一手段として効果的であることは認識しております。今後国や県、他市の情勢を注視しながら、また、先ほどの一時避難場所と間に合わないという判断等がございましたら、検討をさせていただきたいと存じます。

それから次に、地域見守りネットワークについてでございますが、本市では平成22年度に当該支援制度を整備しまして、民生委員をはじめ、町内会・自治会に対し説明会を通じて主旨を御理解いただいた上で参加していただくという方向性で進めてまいりました。これまで説明会開催の要望をいただいたのは7団体でございまして、こちらに説明をさせていただいたところでございます。この中から支援制度に参加する旨、意思表示された団体は5団体、町内会が4、町内会の一部が1でございます。現在支援を必要とする方の名簿を民生委員の御協力をいただきまして作成し、随時提供しているところでございます。この訪問等で現況を把握しようとする制度でございますが、地域の皆様の御協力は必要不可欠な制度でございますので、引き続き当該支援制度の趣旨を御理解いただき、御参加いただけるように努めてまいりたいと存じます。

4番（栄 ヤスエ君） ありがとうございます。引き続きその地域ネットワークに関しても、本当先ほど冒頭で申しましたが、本当見守りというか、寄り添いというか、本当に地域力がすごく大事なところになってきますので、本当に見守りができるような社会全体、奄美市としても、そういった取組をですね、重厚にさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、交通安全についてということで質問させていただきます。奄美市におけるスクールゾーン、通学路の総点検整備について伺います。最近のテレビ報道で、登下校中の子どもたちを襲う交通事故が相次いでおります。本当に事故で大きな怪我を負われた方、また、残念にも尊い命をなくされました児童・生徒及び保護者のお一人お一人に対し、お見舞いを申し上げますとともに、御冥福を申し上げさせていただきます。さて、安全が確保されているとは言い難い通学路が少ない中、子どもたちを守るために危険箇所の総点検をはじめ、ドライバーの安全意識啓発、地域社会の協力などが不可欠だとも思います。私も市内をこう車で通ってる際に、登下校中の小学生の低学年の児童が、ガードレールのない道を何人かでこう車すれすれに歩いていたりですとか、中学生の生徒が、部活帰りに通行量の多いあの狭い道を横並びにこう帰るという光景をよく目にします。本当にまたそれは仕事帰りや抜け道にこう通る道が多いところなどもありますので、そういったところのスクールゾーンの総点検の必要性をすごく感じております。そこで、奄美市の小中学校において、スクールゾーンの総点検の実施状況、また、整備等についての取組を伺います。

教育長（坂元洋三君） スクールゾーンの総点検・整備についての御質問にお答えします。通学路の点検については、各学校の実態に応じて計画的に行っております。今年度はガードレールや通学路標識の設置といったハード面の整備を念頭に置いた通学路の点検を実施しております。今後は学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会の四者合同による緊急合同点検を夏までに実施することを予定しており、児童・生徒にとってより安全な通学の環境づくりに努めてまいりたいと思っております。また、児童・生徒による自転車の危険運転などについて、地域からの指摘もあります。今後は危険予知トレーニングといった取組を通じて、児童・生徒が自ら危険を回避する能力や、あるいはまた、児童生徒の交通規範意識のかん養を図っていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

4番（栄 ヤスエ君） 今後とも家庭、また、学校、警察など地域ぐるみで児童・生徒の安全な環境づくりのための取組をよろしくお願いいたします。御要望いたします。ありがとうございました。

次の質問に移らせていただきます。環境についてということで、市内の自動販売機のごみ箱設置について伺います。奄美市も世界自然遺産登録に向けて、空き缶等のポイ捨て条例が制定されましたけれども、市内をこう見回してみますと、至るところにもう自動販売機が、もうここにもあるかというぐらいいっぱい設置されておりますけれども、しかし、自動販売機の横にごみ箱が設置されている箇所が少ないように感じます。自動販売機の横にこう空き缶が置いてあったりとか、もうごみが横に置いたりですとか、そういったものもよく目にします。奄美市だよりもありましたけれども、奄美市側からは販売する場所にこう回収容器を設けて、これを適正に管理するように依頼していますとありましたけれども、そういったそれをこう違反と言うか、した場合のペナルティ等についてと、また、設置されている業者、利用者等への啓発と、また、これはもう市民のモラルと言うか、マナーアップもあると思いますので、市民の皆様へのマナーアップの啓発と、市として今後の取組を伺いたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） ただいま御質問にありました自動販売機のごみ箱の設置についてお答えをいたします。今年4月1日から奄美市ポイ捨て等防止条例が施行されました。その中で自動販売機で飲料水を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理するよう規定しております。御質問のペナルティについてでございますが、改修容器を設置しない場合、市から指導、命令を行います。それでも従わない時は2万円以下の過料を処することになっております。昨年12月の同条例可決を受けまして、職員が市内の自動販売機設置代理店に対し、回収容器設置の協力について依頼を行いましたところ、いずれの事業所においても、環境に配慮する意識が非常に高く、小売店の要請があれば、いつでも設置可能であるとのことでございました。しかしながら、現実には議員御指摘のとおり、回収容器を置いてるところ、又は置いてないところと市内まちまちの状況であります。小売店がこれまで設置をしなかった理由を伺いますと、本来、家に持ち帰り処理すべき弁当から、使い捨ての紙おむつ、ペットの糞であるとか、空き缶以外のごみなどを回収容器に入れられ、その処理に苦慮をしていると。モラルのないこのような市民の行いがあるために、回収容器を設置したくないというような話なども伺っております。そのような事情も踏まえまして、市の広報誌や新聞、FMラジオ、有線テレビなどのあらゆるメディアを通じ、回収容器には空き缶など以外のものを投入しないよう、市民のモラル向上と意識の啓発を図りながら、併せて街並みの環境保全のため、回収容器の設置を粘り強く呼び掛けていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

4番（栄 ヤスエ君） 今後ともよろしく願いいたします。啓発ですね。

次に、飼い猫の適正飼養について伺いさせていただきます。奄美市の飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例が、昨年10月1日付で施行されておりますけれども、飼い猫の、猫の飼い主が猫を奄美市でこう登録する手続きがこう始まっておりますけれども、まだ奄美市と奄美大島本島における登録数と飼い主のいない猫への対策等も伺いたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） 世界自然遺産登録に向けて、懸案の一つでありました飼い猫の適正飼養及び管理に関する条例を昨年の10月1日付で施行いたしました。平成23年10月施行から、平成24年3月末までの飼い猫の登録数は、奄美市において1,531匹、内訳は名瀬で1,173匹、住用107匹、笠利251匹であります。また、本島内の市町村の登録状況であります。瀬戸内町が690匹、龍郷町369匹、宇検村が111匹、大和村120匹で、奄美市分を加えますと、合計2,821匹であります。

4番（栄 ヤスエ君） また、動物が病院にかかっても、保険がきかないために、こう、実費のこう支払いになってくるんですけども、飼い猫の場合ですね、これがもう高い医療費がかかりまして、飼い主の負担が十分大きくなってます。今後飼い猫、また、飼い犬の去勢手術ですとか、避妊手術の費用への助成等の考えはないかを伺います。また、引き続き、地域猫活動というのがあるんですけども、そういつ

たものを奄美市でも取り入れる考えはないかを伺います。

市民部長（田丸友三郎君） 議員御指摘の飼い猫の避妊・去勢制度につきましては、飼い猫の適正飼養については、とても効果的な方法の一つであると考えております。現在当市においての助成制度はありませんが、財源などの関係を含めまして検討を進めてまいりたいと考えているところであります。御理解のほどをよろしくお願いいたします。更に、地猫のことについてでございますが、地猫の運動推進につきましては、その地域内にしっかりと猫の管理をする方がいるということがまず前提になろうかと思えます。その他にも、猫を育てる場所、餌や糞尿の処理、去勢・避妊の手術代などの解決すべき問題が数多くあります。その問題が解決された後の検討課題として認識をしており、現段階では非常に難しいことと考えております。これからも市民へ猫の適正飼養についての広報や情報提供に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

4 番（栄 ヤスエ君） 先日の日曜日なんですけども、文化センターでこのフリーマーケット会場で、大和村にある野生動物保護センターの方が、山にこう捨てられた猫を保護されてですね、里親探しをされていました。本当に世界遺産自然登録を目指す奄美としても、本当に安易にこう市民の方が猫を山などにこう捨てないようにしていただきたい。また、その啓発活動もしていけないといけないと思います。犬や猫であっても、大事な家族です。飼い主は責任を持って最後まで見届けられるように、愛情を持って適正な飼養を目指したいと思いますので、またそういった啓発活動も引き続きお願いしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（向井俊夫君） 以上で公明党 栄 ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前 9 時 30 分本会議を開きます。

本日はこれを持って散会いたします。（午後 4 時 28 分）

6月20日(3日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤスエ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	12 番	大 迫 勝 史 君
13 番	与 勝 広 君	14 番	叶 幸 與 君
15 番	奥 輝 人 君	16 番	平 川 久 嘉 君
17 番	栄 勝 正 君	18 番	竹 田 光 一 君
19 番	渡 京 一 郎 君	20 番	元 野 景 一 君
21 番	里 秀 和 君	22 番	伊 東 隆 吉 君
23 番	竹 山 耕 平 君	24 番	崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

な し

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	重 久 春 光 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	安 田 義 文 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	菊 田 和 仁 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	国 保 年 金 課 長	森 山 直 樹 君
福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君	福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君
健 康 増 進 課 長	重 田 久 夫 君	高 齢 者 福 祉 課 長	泉 賢 一 郎 君
保 護 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 第 一 保 護 係 長 事 務 取 扱	益 田 久 弘 君	保 護 課 参 事 兼 第 二 保 護 係 長 事 務 取 扱	圓 順 次 君
商 工 観 光 部 長	川 口 智 範 君	商 水 情 報 課 長	前 田 和 男 君

6月20日(3日目)

紬 観 光 課 長	吉 富 進 君	住 産 業 建 設 課 長	柳 齊 君
笠 産 業 振 興 課 長	元 多 政 重 君	農 政 部 長	義 岡 出 君
農 林 振 興 課 長	山 下 修 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
建 設 部 長	東 正 英 君	都 市 整 備 課 長	上 島 宏 夫 君
土 木 課 長	砂 守 久 義 君	建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君
上 下 水 道 部 長	田 中 晃 晶 君	水 道 課 長	佳 元 保 輔 君
水 環 境 課 長 兼 水 道 課 笠 利 分 室 長	市 田 利 郎 君	教 育 委 員 会 長 教 務 局 長	日 高 達 明 君
教 育 委 員 会 長 教 務 課 長	嘉 原 孝 治 君	笠 利 地 域 教 育 課 長 兼 給 食 セ ン タ ー 所 長 兼 公 民 館 長	重 井 浩 一 郎 君

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	倉 井 則 裕 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取	橋 本 明 和 君
議 事 係 長	麻 井 庄 二 君	議 事 係 主 事	岸 田 賢 吾 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は24名であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） この際御報告申し上げます。川口幸義君から昨日6月19日の会議における発言において、会議規則第65条の規定により不適切との理由により一部削除したい旨の申出がありました。

申出のとおり、議長において許可の上、会議録から削除いたします。

○

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。

通告にしたがい、順次質問を許可いたします。

最初に新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

5番 師玉敏代君。なお、師玉敏代君より資料持込みの願いの申出があり、議長においてこれを許可いたします。

5番（師玉敏代君） おはようございます。新奄美の師玉敏代です。平成24年第2回定例会の開会に当たり、最近の所見を少し述べさせていただきます。

昨年の被害日本大震災で発生したがれきの広域的処理問題であります。3月16日に沖縄県の恩納村議会が、全会一致でがれきの受入れを村に要請する決議を可決したことから、ここまで国の要請が及んだことが不可解であり、到底理解できないものでありませんでした。問題としている放射性セシウムの安全基準を満たしたとしても、完全なる安全が保障されたとしても、東日本から相当な距離の遠隔地であり、ましてや離島に海上輸送し、高額な輸送費をかけて運ぶこの発想が考えられないし、どう考えても現実的ではないと思っています。

昨年の紀伊半島集中豪雨でもいまだに8か月経っても山積みのがれきが処理されないまま放置、先月、茨城での竜巻による損壊1,500棟を超える被害に、がれきの処理を迅速にしてほしいという住民の声が新聞紙上に掲載されていました。奄美市においても一昨年の災害から発生したがれき、土砂、残土処理には、大変苦労したところです。日本各地でおきた災害のつめ跡、がれきの量も処理能力も地域ごとに大きな差があります。それぞれの地域の切実な問題でもあります。

国は、こうした実態を掌握し必要な県外処理の計画を綿密に立て、より安全で確実な放射線情報などを示し、最短距離周辺部である県外での焼却が望ましいと私は思っております。過去に県外での実力は、県外処理での実力は、阪神大震災のがれき全体で1,450万トンの10パーセントを県外処分し、復興に貢献したことから広域というより県外処理手法は、否めないものであります。がれきの山を前にして生活する被災者の心情、遅々として進まない復旧・復興に奄美市ができること、支援は、がれきの受入ではなく、遠く離れたところではあるが、安心して暮らせる被災者の受入れの対応で対策であると思います。奄美市としても今後このがれきの受入れについては、慎重かつ毅然とした対応を願うものであります。

では一般質問に入ります。平成19年度から住用地区全集落に中山間総合整備事業が導入され、この事業の推進に向けて県・市、地域住民が一体となって取り組んできました。5年の歳月を経て、やっと24年度採択、さらに30年度までに長い期間をかけて事業実施となっておりますが、これまでの進捗よく状況として現在の取組状況及び今後の取組は、どのようになっているのか。また、各集落の実施事業名とこの事業を進める上での重要課題はなにか、お示しいただきたいと思います。

次の質問からは、発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

農政部長（義岡 出君） おはようございます。それでは答弁させていただきます。住用地区中山間地域総合事業についてのお答えいたします。御承知のように、住用地区の中山間地域総合整備事業の取組につきましては、住用地区の農業の振興と農村集落の活性化を図ることを目的として平成19年度の集落点検からスタートし、平成25年度の事業実施に向けて各種事務作業に取り組んでいるところでございます。

計画推進業務といたしましては、今年度平成24年度が最終年度でございまして、これまで各集落の説明会や推進委員会、嘱託会を開催し各集落からの要望などを踏まえまして、最終的な計画・要望・工種・路線が決定したところであります。

また、事業対象地である約1,490筆の耕作者や登記名義人及び相続人の調査もほぼ完了しております。この調査結果を基に6月末から7月以降に事業参加同意聴衆作業を開始して、今年の9月に事業計画の概要と公告、11月に経営の採択申請、来年の2月に事業計画書の公告上覧などの土地改良法の手続きを経て4月に事業採択を見込む計画となっております。

御質問の各集落別の実施事業名は、和瀬集落に農業用排水施設、城集落に農道・農業用排水施設、摺勝集落に農業排水路と交流施設と活性化施設、川内集落に農道・農地防塞、東仲間集落に農道、見里集落に農道と農業用排水施設それから集落排水路、西仲間集落に農道、石原集落に農道と農業用排水、役勝集落に集落排水路、山間集落に農道と農業用排水施設、市集落に農道と農業用排水施設と集落排水路を計画し、農業生産基盤整備に関する事業が29路線、農村生活環境基盤整備に関する事業が6施設で合わせて35の路線・施設を申請する予定となっております。

事業を進める上での課題としまして、まず、受益者負担金の問題がございます。集落説明会や嘱託会でも度々議論されてきたところでございますが、合併前の旧住用村では、土地改良事業等における受益者負担がございませんでした。合併協議会等を経て合併後、奄美市土地改良事業分担徴収条例が設定されておるその中で、この事業の場合は、個人負担は2.5パーセントと規定されております。今回のこの事業で受益者負担金の徴収は、農道や排水路整備には負担金徴収はなく、農業用用水整備の一つの工種でございまして、農道に埋設する幹線のパイプラインから個人のうちまでの引込管整備に要する経費2.5パーセントを負担していただくことになります。

この負担金の件につきましては、これまで説明会等を開きまして御理解をお願いしてまいりましたが、これからも推進協議会や嘱託員会等を通じて、さらに御理解をお願いする予定にしております。

次に、最も重要な課題としましては、農地の耕作者や土地所有者及び相続人の事業参加同意書の徴収の問題でございます。県の基準では、90パーセント以上の事業参加同意書が必要であること。また、土地所有者や相続人が本土に移住している方など住用町以外に移住している方が多いことから事業参加同意に関する周知広報対策として、本市の広報誌奄美市だよりやホームページへの記載を事業参加同意書徴収に先立ち、受益者代表全員に協力の依頼の文章を発送する予定でございます。

また、住用支所の関係部局との連携をさらに強化するとともに、土地所有者、相続人のほか農業委員、女性団体代表、嘱託員などで構成されている推進協議会とも連携を図りながら同意書徴収に努めることにしております。以上でございます。

5番（師玉敏代君） この事業はですね、やはり長年、5年かけて現在、24年度採択ということ。一番この事業の先ほど言いましたように95パーセントの補助、そして2.5パーセントは市が、あとの2.5パーセントが受益者負担と、その事業名においても負担は要らない場合もあるんですけど、そういった場合、今話がありましたように、地権者の同意、そういった問題が、一番最終的には、この事業を進めていく上では、大事だと思うんですね。この事業自体、これだけの補助率もありますので、同意率が最初100パーセントと聞いてましたけど、90パーセント、その地権に関しましては、所有者が不明であったり、所有者が本土に移転していたり、いろいろさまざまな理由ありますけど、例えば農地の3条申請ですね、3条のそれにかかるそうした人たちが推進員の中に入っていますよね。どうか、対策として。

農政部長（義岡 出君） 今、御質問の推進協議会や嘱託員等の協議会に中に入っております。

5 番（師玉敏代君） 事業を進める上では、こういった農地ですね、所有移転、移転というか用地買収、そういった問題では、その3条申請、さらにはいろんな申請もありますけど、そういった人たちが推進員の中に入っていくことによって、この事業を早く速やかに進められるという意味では、私は大事なことでと思います。いろんな嘱託員も大事ですし、いろんな代表者も大事ですけど、その推進員の中にこの地権者になるであろう、そういった人たちが入ることも、この事業を理解・協力できる一つの要因だと思っています。

最初ですね、この事業は長年かかっていますから、途中経過がなかなか理解できなくて、今やっとですね、この採択して事業実施に向けていくわけですが、あとの質問でも出ますけども、最初、有害鳥獣の対策としてイノシシ防護柵が一番着手できる事業だということを聞いてですね、その防護柵が、結構、今の中では入ってません。今、14集落の中でありました。なぜこの事業が、そのリストから外されたのか。その辺をちょっとお伺いいたします。

農政部長（義岡 出君） 有害鳥獣対策におけるイノシシ防護柵が中山間地域総合整備事業メニューから削除された理由につきましては、平成22年4月より中山間地域総合整備事業などの国庫補助事業の補助金から、農村・漁村地域整備交付金へ国の制度が変更に伴うものでございます。この制度により、イノシシ防護柵は中山間地域総合整備事業メニューから削除され、鳥獣被害防止総合対策交付金として対応、実施することになっております。住用町のイノシシ防護柵設置は、この制度により要望を受けて本年度から実施する予定でございます。

5 番（師玉敏代君） 分かりました。国の制度が変わったということで外されたということですね。この事業はですね、平成19年度、先ほどもありましたように集落点検から始まったんですね、やはりまずは、この事業は、市も県もそして地域住民が、本当に一体となって、これまでできなかった着手できなかった事業が、できるんじゃないかという夢と希望を持ってですね、集落の皆さんが、公民館にこれまで集まったことのない多くの皆さんが集まってですね、この事業に参加したんですよ。

そして、その中で集落班と農地班に分けて、そして集落点検を行いました。そして、ここの見里集落、農地集落において保存すべきところ、ここは保存したほうがいいよねと、そしてここはいいところだよ、これはやっぱりずっと続けていこうねと、そして是非改善してほしいところ大いに出しなさいと、そしてそれをさらに集落の字図ですね、マップに振り落として、みんなでその中でディスカッションして、この事業が進められていくと、できるものだと思ってきました。そのうちには、この事業が、結局はこの事業でできるもの、できないものに区別されました。そしてさらに、この事業の優先順位をですね、その地域の皆さんに決めていただきました。どんどん振り落とされていくんですね、いろんな要望が挙がった事業が。その事業についてですね、やはり地域の皆さんは本当に落胆したんですよ。あっこれもできないのか、これもできないのかと。

そして最終的にはですね、この事業で振り下ろされた事業についても県としてもですね、やっぱり今後の対策、事業をしていけるようなこともニュアンス的なこともお話ししたんですよ。だからやっぱりそういった確かに、その中でこの事業が最終的にはできる、要するに中山間地域総合整備事業とはこういうものなんですよ。そういうものだと知らずに最終的に5年間経って今気づいたんです。事業としては、地域住民が主体となってやるという意味では、私は、すごくいいものではあると思うんですよ。みんなでいろんなですね、やっぱり話し合って、いろんな意見を述べてきた事業なんですよ。

今後ですね、これからですけど、今回は申し上げませんが、こういう振り下ろされた事業について、今後どうするのか、こういったことも今後考えて進めていただきたいと思います。

次にですね、交流施設基盤整備活性化施設、農産物加工施設の事業のアンケート調査が実施されてい

ます。地域住民の理解度，必要性，認識を調査するためなのか，まず真意が伝わっていないと思います。その目的とその結果は，どのようなアンケート調査結果が出たのか，お伺いいたします。

農政部長（義岡 出君） 交流施設基盤整備活性化施設事業のアンケート調査の目的，結果についてお答えいたします。現在，実施しております中山間地域整備事業のうち農村生活環境基盤整備事業で整備を行う交流施設と活性化施設のアンケート調査は，事業の効率性を算定するための調査でCVMアンケート調査と呼ばれております。この調査は，事業を実施する上で事業の妥当性を分析・判断するための費用対効果を算定する調査で，農道整備などの生産基盤整備事業では，農道整備費の投資額に対して予想される農業生産額の効果額によって算定することができますが，今回の交流施設や活性化施設については，施設建設整備費の投資額に対して住民生活が快適になることや交流が深まる地域が活性化する効果を金額に換算できないことから，土地改良法関係法令等に基づいて仮想評価法という方法によって効果額を算定するものでございます。

調査の内容は，想定質問として，もし行政では施設整備ができず住民自ら施設の整備を実施とした場合との仮想の下に，個々の世帯で支払ってもよいと思う負担金の額を調査用紙に記入していただき，その額を統計的に処理した金額の合計額を効果額として算定するもので，採択事業実施のためには投資額を超えることが要件となっております。

この調査の目的や内容の説明に関しましては，3月，4月，5月の嘱託員会において説明を行い，嘱託員の皆さんが配付の際に説明を行うとともに，開始の際には担当職員が7集落ほどではございますが，個別訪問時に改めて説明を行ってきたところです。

調査は5月中に配付し，現在6月11日現在での回収率は約80パーセントで，未回収世帯につきましては，担当職員が説明と回収を行い，7月末から8月初旬に結果を判明する予定となっております。

5番（師玉敏代君） これも中山間地域総合整備事業でやっていくわけですね。これは，ほかの事業も今後こういったアンケート調査が行われるんですかね。この事業のみですか，その辺ちょっとお伺いしたいんですが。

農政部長（義岡 出君） CVMアンケート調査は，この事業だけでございます。

5番（師玉敏代君） このアンケートについてはですね，この事業自体も分からない人はですね，住民の皆さん，何を何の目的で何のと言っているか分からないですよ。徴収するものではありませんと，皆さんが，これだけの負担をしてこの事業が必要かどうかを調査，アンケートしているんですけども，この事業についてもですね，90パーセントですかね，補助率は。あるということで大変補助率のいい事業だと思っております。この事業に併せて地域住民の皆さんのこれも皆さんの協力がなければできませんし，そういった中でですね，この交流施設基盤整備0.8ヘクタール，活性化施設ですね，そしてあと農産物加工施設，そして176ヘーバーの事業というものの内容を簡潔にお願いします。

農政部長（義岡 出君） 交流施設整備と活性化施設についてでございますが，農業振興活動やそれに関連する名瀬市街地などとの交流の場として必要な交流施設は，木工工芸センターの隣接する市有地に駐車場整備をはじめ，トイレ，照明施設，広場の貼り芝をした0.8ヘクタールの多目的広場建設を計画しております。また，農業生産活動の拠点として利用される活性化施設は，加工室，加工研究室，事務室，倉庫のほか，更衣室，トイレを備えた広さ176ヘーバーの施設建設を予定しております。

5番（師玉敏代君） 農産物加工施設というのは，既存の加工施設，サン奄美の横のですね，その施設だと思うんですけども，このサン奄美にとってはですね，台風とか大水なくても多少の雨が続くと浸水してきたという過去の経緯があります。再三ですね，この施設にあって機能しないという状況は，皆さん

は御存知のことだと思います。この業務が停止したりですね、高額な機器を再三買っているということも現状なんですけど、この内海の景観整備事業とですね、併せたですね、やはり景観、バランスそして大水の排水ですね、一番、その辺のですね、加味して取り組んでほしいんですが、いかがでしょうか。

農政部長（義岡 出君） 現在の特産品販売所 サン奄美に隣接している加工施設センターが、豪雨災害時に度々浸水し、施設管理や衛生面からも新たな施設の整備が必要となっていることから今回、中山間地域総合整備事業で整備するものでありますので、浸水対策を考慮したものにする計画であります。

5 番（師玉敏代君） この加工センターの場所は、今、既存の場所でしょうか。それとも何かお考えがありますか。

農政部長（義岡 出君） 場所でございますけど、農産物加工施設の整備予定地ではありますが、現施設の周辺から木工工芸センターまでの間の市有地に建設する予定です。具体的な設置場所については、事業採択後に検討する予定にしております。

5 番（師玉敏代君） やはり、内海はですね、東城地区でいう一番メインストリートと言いまして、観光客にとっても馴染みのある場所なんですね。その景観というのも一番大事ですし、やはりそのバランス、一番はその大水の排水対策ですね、その辺が一番大事になってくると思います。決してその今現在後ろにある捨て土の上ではないということは聞いておりますので、その辺もとにかく大水対策ということも考えて、この事業を進めていただきたいと思います。

次に、今回のですね、大雨が一昨年の集中豪雨との比ではないとしてもですね、昨年の台風2号ほどの被害がないとしても大水のたびに浸水し収穫できない、生産できない大幅な単収減、その原因は何かということでございます。市街地の河川以外、その周辺部の確かに古見方地区にも言えることです。そして下方地区ですね、そして住用地区と河川の周辺には農地が広がっているんですね。大川、あの辺もその下の低地に農地が広がっています。住用もいい川がある横には農地が本当に広がっているんですね。そういった問題からですね、一昨年の災害から人命、人家を守る、そういったところで河川の拡幅とか寄り洲除去、そういった対策が進められています。

それぞれが管轄する事業で河川、農道、農業用排水、事業が施され、昨日の一般質問の中でも奄振事業が話がありました。奄美復帰後、29年からですね、約60年にかけて道路、港湾、トンネルそして護岸整備とか、いろんなところが整備されてきました。

特に、住用の、特に私が言いたいところは、西仲間地区なんですけど、道路がどんどん高くなって住家が低くなって農地も低くなって、河川の護岸や拡幅そういったものは整備されますけど、結局その低地に農地がある基盤整備もしているんですよ。基盤整備されて1メートルぐらい嵩上げもしました。中には30年来、手を付けていないところもあるんですけど、そういった長年のなんでしょうかね、そういう事業を取り入れてきたことで地形が変わってしまった。

そういうことも考えますとですね、やはり私が、いつも思うことは、河川改修、そして今回先ほど申し上げました中山間地域総合整備事業、これは農地の水を守る、要するに中山間という過疎化の耕作放棄地対策としてもこの事業は取り入れられているんですけど、それぞれ個々でですね、河川改修の港湾課とか、農村振興課とか、それぞれが取り組んできた結果がですね、とてもいびつな、言えばつぎはぎだらけな感じな地形に、私は、なっていると思うんですよ。ここが低いから今度は上げる。こっちもまた上げる。本当なら河川の堤防まで嵩上げしなさいという農家の皆さんが冗談交じりですけど、そういうことはできませんけど、それぐらい本当は住用は、この間の6月10日の大水でも山間地区のほうでもパッションフルーツを作っている方が低地でハウスを造っていて災害に遭いました。今回また去年、一昨年とこの災害でですね、3年連続収穫できない、生産できないという現状もただあります。こういったところですね、この6月10日のですね、実際の被害調査があったのかどうか、まずお伺いいたしま

す。

農政部長（義岡 出君） 今月6月10日の大雨洪水による農業被害状況について御説明いたします。今回の集中豪雨は、6月9日から10日にかけて住用地区で約330ミリ、名瀬の大川地区で約200ミリの雨量を観測しております。それにより名瀬地区、住用地区の一部の農地が浸水したためハウス栽培の葉菜類やパッションフルーツ及び露地栽培の野菜、果樹に被害の発生がありました。被害の結果を調査したところ、今後は根腐れ、病気等の発生が懸念されますので被害が拡大しないよう生産農家へは、その対策と薬剤散布などの防除徹底を指導しているところであります。

最終的な被害額については、現在調査中でありますので、よろしくお願いいたします。

5番（師玉敏代君） 住用地区に限らずですね、やっぱり中山間と言える根瀬部、知名瀬、里、福里、小宿、そして古見方で言えば朝戸、小湊方面、大川ですね、住用もです。そういった河川がある、その低地の農業基盤整備をされたとしてもですね、一番そこが、結局、住用の場合、特にプール状になるんですね。水がはけなくて。だからやっぱり、一番大事なのは、河川の改修の土砂を除去したり、寄り洲除去することが、結局その水はけの一番重要なところではあるんですけど、やはり農地が低過ぎて排水が完全でないと、狭い排水路になっていたり、いろいろな問題があるんですよ。こういったことをですね、考慮してですね、そういった農地のですね、調査っていうのを市としては今後計画はないんですかね、総合的な農地の計画、調査というものは、どうお考えでしょうか。

農政部長（義岡 出君） 議員指摘のとおり、度重なる豪雨により奄美市各地で農地に大きな被害を受けております。特に、農地の冠水が多く発生しているところでありますが、いずれにしても農地の嵩上げ、水路の改善、河川の改修等大規模な改修を行わなければ解決はできないものだと思っております。そのような点からどのような工法があるか、再度関係機関とも協議してまいって現地を調査しまして、工法的なものを検討してまいりたいと思っております。以上です。

5番（師玉敏代君） 是非ですね、昨日の話とはちょっと違う、私が以前、聞いたのはですね、この間もお話しました住用50ヘクタール、笠利が30、名瀬が130、合計210ヘクタールの遊休地もあると聞いているんですよ。絶対使えない農地もありますし手を入れなきゃ使えない、いろんな農地の調査、農地のいろんなシステムをですね、調査していると思うんですけど、やっぱりこういった農地のですね、先祖から残された大事なもの、農地なんですよ。これをですね、どうにかですね、全体的な調査をして、やはりですね、今後、農地の農業基盤整備をですね、やっていただきたいと思うんです。

一番私が、この中で思うことは災害が起きた時に、今も現在もですけど、寄り洲の除去で出てくるその土砂ですね、川砂ですね、これがですね、これを今、サン奄美さんの後ろの捨て土の上にまた捨て土を乗せて、今、遅々として進まない今現状もまだ土砂があるんですよ。こういったですね、ことについて前回は質問いたしましたら、いろいろな農地のその土砂の成分やらなんやら、特に業者者に皆さんが頼んでも農地の変更届、いろんな問題があるんですけども、私は、この県とですね、土砂、こういう川砂をですね、農家の要望があれば、その地域の要望があれば嵩上げに利用できる、そういった協議は県とできないですか。

農政部長（義岡 出君） 河川の堆積土砂や災害時に発生土砂の利用についてでございますが、河川及び災害の土砂を農地の嵩上げに利用することにより処分場の縮減になります。しかし、河川及び災害発生土砂が客土に適した土質であるか、土砂の受入時期の調整が図られるか、幾つかの問題点もあります。今後も土砂の有効活用については、関係機関と連携を図りながら検討してまいりたいと思います。

5番（師玉敏代君） 是非ですね、土砂を捨てるのもお金ですね、運賃、輸送に大変お金かかってるし、

なかなか進んでないように見えるんですよ。やはりその嵩上げといった時に、そういった土がですね、有効利用できるように、やはり県として、そういったことを考えてきたこと、ちょっと聞いたんですよ。そういうこともですね、県と大島支庁と是非協議してですね、こういった地域に川砂っていうのは大変ミネラルが多くて、すごく農地の土層改良には私は、いいと思うんですよ。私自身もショウガを作った時に、その砂がすごくいいんですよ。それが欲しいんですよ。だからそれをですね、やはり捨てるに行く、残土処理場に持っていくのもお金なんですけど、そういったこともですね、やはり地域の要望を聞いて、この件についてもですね、お願いしたいと思います。

この12日に一般質問立つ前に、10日が大水だったということで地域の皆さんが先ほども西仲間の低地の問題を私は、地域の皆さんから要望を聞いたんですよ。それで現場でその西仲間集落の皆さんも要望書もですね、昨年、出ているんですよ、その農地の嵩上げについてはですね、それと同時に排水の拡幅、この辺も要望が出ております。地域のほうからですね、西仲間集落から、こういうものですね、去年の6月10日のあの大水でさえ、これは朝ではありません。朝9時半が一番ピークでした。それが夕方5時になってもこの状態なんですね。

これが毎年、こういうことが続くということは、もうこの時期には、一番実になるんですよ。水かさがね、増してすぐ引いてくれたらいいんですけど、半日以上こういう浸水した状況があるということは、いつでも収穫できませんよ。このいつも3年間連続こういう思いをしますので、是非ですね、地域の皆さんと是非ですね、市としてもですね、話し合いを持って、この低地の問題、これもですね、これも住用川のこれが上流部分、もう一つは、その時の同じ川ですね、住用川の上流のほうですね、夕方なつて、これが引いた状態がこれなんです。だからやっぱり、こういうところにある農地っていうのが、こういう状況を生んでいるということをやはりしっかりと地域に皆さんと話し合って、是非ですね、農地の嵩上げ、排水路の拡幅ですね、この辺はいかがでしょうか。

農政部長（義岡 出君） 御指摘の住用地区の西仲間集落周辺の河川及び農地の災害状況については、今年の1月に集落からの要望を受け、関係者とともに現地調査を行っているところでございます。現地は、河川の土砂堆積や農地の排水不良により冠水被害等がひどく生産者にとりましては、かなりの被害があったものだと思っております。排水不良の原因といたしまして、現地のほ場が道路より下がっていることや排水路が近年の予想以上の降雨に耐えられないなど大きな要因が考えられます。

解決策といたしまして、河川の改修や農地の嵩上げ、排水路の拡充等が必要になります。しかしながら農地関係の事業につきましては、国の計画申請や地元の調整を期間に要することなどから地域の皆さん、また、関係機関等連絡を行い検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

5番（師玉敏代君） では、この事業のですね、そう簡単にはできないです。ここの中に相当な地権者がおります。この全員のですね、皆さんとのですね、まずはですね、集落との話し合いをしてこの事業についてもですね、やっぱり説明が必要だと思います。要望が出ているんですよ、要望が出ていることに対して今まで何も返答はなかったんですか。そのまま放置しているんですかね。どうなんでしょう、何か動きはあったんですか、その後。

農政部長（義岡 出君） 近日中に地権者と耕作者とまた検討したいと思っておりますので、住用総合支所とも話しまして、地権者とも話し合っていきたいと考えております。

5番（師玉敏代君） 是非お願いいたします。次に、選果場の整備ですね、整備についてですけども、伴い、選果場の整備が今年度実稼働いたします。一昨年が101トン、昨年在34トン、これは農協共販の実績です。タンカン、は落ち込み、プラム、パッション等減収となっています。果樹振興対策として今後どのように図っていくのか。規格外果樹対策はどうするのか。規格外を出さない営農指導は万全なのかお伺いいたします。

農政部長（義岡 出君） 規格外品対策についてでございますが、生産をしていく中でどうしても生じるものであります。このようなことから加工施設の建設は必要不可欠なことだと思っております。加工施設の建設には、選果場より発生する規格外の状況を勘案しながら、生産者を含め関係者と検討していきたいと考えております。

5 番（師玉敏代君） 今回の台風で既にスモモは収穫が終わっていたと思います。春のカボチャも6月で終わっています。一番パッションが今全盛期で収穫に入っていると思うんですけど、やはりこういってですね、選果場の、立派な選果場が整備されても農業振興対策というのは、一番私は、やはりこういう規格外ですね、規格外は、出るトン数が少なくても出るんです。でも規格外は出さない営農指導というのも大事なですね。私が、住用村時代には、農業改良普及所、そして農協、そして行政と技連会とかいろんなことがあって、営農指導は怠っていなかったんです。

そして、やはり農協にしてもですよ、農協は、営農と言いながら、最近、私は、一番昔の農協の皆さんは、農家のほ場回りとか、そういったことも怠っているような気がいたします。一番ですよ、本当に農業振興を本当にやる気があるのか、立派な施設だけが出来上がって、入ってくるものがない。いろんな暴風対策、防虫対策、水対策、本当に農家の皆さんにとっては、すべてが自然との闘いなんですね。災害との。そういう中で知恵を比べ、いろんな有害鳥獣もいます。そういった中で試行錯誤しながら一生懸命やろうにしても、こういったですね、指導対策、いろんなことが本当にされているのか、私自身疑問に思っています。そうですよ、こんなに101トンになって次は、今度は34トン、もう本当にブランド化を目指すと言いながらですね、この営農指導というのが、私は、一番怠っていると。やはり今、この背景にはですね、少ない原因は、高齢化になって担い手がない、肥培管理ができない、そしてものが出せないという農家も増えつつあります。そういった農家をどうするのか。本当に果樹対策で第一次産業、奄美のブランドとしてタンカンを出していけるには、奄美市はどうしていくのか。こういったものが素朴な、そういう普段の活動というのが、私は、最近全く見えていない感があります。農業振興といっても、やっぱり選果場ができます。やはり規格外と言って出るんですよね、絶対に。こんな営農指導もやっていないわけですから、規格外が出るのは当然なんですよ。その規格外をどう返すのか。これをジュースにしてどういった連携を取って加工センターに持っていくのか。出したものを返されるほど農家にとって嫌なものないんですね。農家もある程度選別して持って行きますよ。ましてやそのカラーセンサーですか、カラーグレーダーにセンサーとカラーグレーダー乗せたら今まで以上に振り落とされるわけですよ。この対策は、一番大事だと思います。どんな出る量が少なくても、規格外出るんです。特に、今回のように葉っぱで実が風傷化するんですよ、傷が付くんですよ、そして、今からどんどん台風も来ます。こういった対策、予防、台風後の対策、こういった営農指導ですね、最近では新聞にもいろいろ載っていました。予防対策ですね、台風前の。やっぱりこういった農家の皆さんに対していろんなこういう営農指導というのが、やはり農家の皆さんが自ら学ぶっていうのも一番大事だと思うんですけども、こういったことが原点だと思います。そういうことを私は是非ですね、やりながらタンカン、フルーツですね、パッション、スモモ、こういったものが伸びていかなければならないと思いますので、やはりこういった選果場を活かす、フル稼働するためにもですね、営農指導をどういうふう考えていか、そこだけもう1点お聞きします。

農政部長（義岡 出君） 議員御指摘のように、農家の経営安定、向上を図るには、農家への的確な迅速な営農指導が必要なことと認識しているところであります。今後の営農指導といたしましては、市、J A、県の指導機関等が構成員になっている奄美市農政技術委員連絡協議会を中心に関係機関の機能を十分に活かし、連携を密にしながらきめ細かな技術指導を実施していきたいと考えております。

5 番（師玉敏代君） いろんな問題がありますが、一番は営農指導です。いろんな果樹対策、いろんな

農業振興で、農家の気持ちになって是非その時折々の肥培管理指導などよろしくお願いいたします。

次に、有害鳥獣、イノシシによる農作物被害は深刻であり、どう対策を講じているのか。有害鳥獣と言ってもカラス、ネズミ、ヒヨドリ、イノシシなど作物を食い荒らし、その対策に頭を悩ませているのが現状です。徳之島ではイノシシ侵入防護柵計画、宇検村では単独事業でかいせん症イノシシ駆除に1頭当たり1万円の報奨をかけ、23年度で110頭余りを駆除した。大和村、宇検村と奄美市の山は大変連なっております。そういうことを考えて、これは奄美市だけの問題でもありません。全島の山が連なっておりますので、全域でまん延している深刻な問題であります。どう今後、奄美市としては対処していくのか、お伺いいたします。

農政部長（義岡 出君） 県内有害鳥獣による農作物の被害が増加傾向にある中でイノシシ、ヒヨドリ、カラス被害は、タンカンや野菜を中心にかなりの被害の報告があります。特に、イノシシ被害についてでございますが、平成23年度は名瀬地区と住用地区で被害面積が約134ヘクタール、被害額が2,474万3,000円となっております。

イノシシ防護対策等についてでございますが、先ほども答弁いたしました、本市におきましても今年度、有害鳥獣対策協議会が事業主体になり、住用町において有害鳥獣実践事業でイノシシ防護柵を設置する計画であります。また、イノシシの捕獲補助金につきましては、本市では1頭4,400円となっており、平成23年度の捕獲頭数は79頭でありましたが、議員御指摘のとおりイノシシによる農作物の被害は深刻な問題であると認識していることから、隣接町村と問題意識を共有しながら捕獲補助金の増額については検討してまいりたいと考えております。

今後とも生産農家の意向を踏まえながら、有害鳥獣駆除事業の推進を図っていききたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

5番（師玉敏代君） その捕獲補助金ですね、検討していききたいということなんですが、今回無理としても9月に補正でもですね、これを検討していただきたいと思うんですが、いかがですか。

農政部長（義岡 出君） 議員指摘のとおり、一応補正で予算を組めないか、また検討してまいりたいと考えております。

5番（師玉敏代君） よろしくお願いいたします。次に、平張りハウスの導入による今後の計画ということで、平張りハウスが2か所導入しております。現在、何を造り、今後の計画についてお伺いします。

今回の24年度の当初予算で、先進地の指宿市を視察すると質疑の中でお聞きしております。その内容まで、すみません、時間の関係があります簡潔にお願いいたします。

農政部長（義岡 出君） 平張りハウスの導入と今後の計画でございますが、本市では平成23年度奄美農業創出支援事業において、笠利町営農支援センターに1棟、名瀬農業研修センターに3棟、合わせて4棟、2385.5ヘーバーの平張りハウスを整備したところでございます。これは台風などに強い農業施設として郡内で実績があります平張り施設を本市も導入し、普及を図るものであります。この施設において電照を利用した小菊の栽培を行い、奄美市に適した品種の展示及び実証試験を実施し、研修会等を通じて導入・普及を図っていききたいと思っております。

カボチャ等の栽培については、小菊栽培同様、安定性の実証を実施してまいります。今後、平張り施設の防風及び防除対策に優れた特性を活かした農産作物に試作栽培してまいりたいと考えております。

5番（師玉敏代君） この平張りハウスはですね、鉄骨ハウスに比べれば安価で、しかし防風対策、防虫対策ですね、寒冷紗の代わりもあるんですよ、虫の防除になるんですね。そしてそれが安価であるということと、確かに今、電照菊を作っていますよね、営農センターで。以前もハウスで作っていましたよ、

見たところですね、花きだけでなくカボチャもですね、徳之島で聞いたところ平張りで作っているんですよ。やっぱりそういったいろんな品目ができると思うんですよ、隣の近隣の徳之島、永良部でも平張りハウスは、やっていますので、この辺も是非ですね、現地調査してこの平張りハウスの導入をですね、今後広めていただきたいと思います。

次に、私たち文教厚生委員会は、4月24日から27日まで文教厚生委員会の所管する事務調査を実施いたしました。調査地は沖縄本島全島にわたり、那覇市では病児病後児保育の実施状況、名護市の国立療養所沖縄愛楽園では、奄美和光園将来構想が検討されていることから先駆けて昨年度から一般診療している本園の取組とその経緯、国頭村のやんばる野生生物保護センターでは共に目指す世界自然遺産登録に向けた環境整備と課題を、南風原町では沖縄県立総合精神保健福祉センターを訪問いたしました。

近年増加するうつ病、ディケア、ひきこもり相談対策について、調査いたしました。浦添市の英語教育特区についても、この5項目の視察調査をいたしました。奄美市の現状と検証してお伺いしたいと思います。

奄美は、奄美和光園の将来構想については、合併前から長年取り組んできた案件であります。昨年の12月議会の陳情に奄美和光園の医師の補充と、一般入院診療実施を求める陳情に対し、議会より国立療養所奄美和光園の医師の確保に最大限努力する、一般外来、妊娠外来診療を充実させるとともに一般入院診療を実施する。3 一般入院診療を行うための必要な予算、人員を確保することの意見書を国の関係機関に提出したところです。奄美市としてどのような努力がなされたのか、今後最大の課題、医師の確保に限ると思いますが、今後どのように対処していきますか、お伺いいたします。

保健福祉部長（小倉政浩君） 議員御案内のとおり、奄美和光園の一般入院診療につきましては、平成23年11月30日付けで和光園入所者自治会長、和光園とともに歩む会代表、そして全日本国立医療労働組合奄美支部長より陳情が奄美市議会に提出され採択された後、関連する各大臣宛てに意見書が提出されたところでございます。これを受けまして、奄美市も一般入院診療の実施に向けて平成24年3月2日付けで要望書を奄美和光園に提出し、引き続き和光園と連携を取っているところでございます。

議員御承知のとおり、沖縄県の療養所では、共に退園者が利用している入院診療が実現しているというところでございますので、奄美和光園においても是非一般入院診療を実現していただきたいと思いますと考えております。

なお、実施に当たりましては、医師の確保が最大の課題となると考えておりますが、本市といたしましては、今後、国の考え方が示されるものと思いますので、主体となるこの奄美和光園と密に連携を取りながら、市としてできる限りのバックアップをしていきたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

5番（師玉敏代君） どうぞよろしくお願いいたします。宮古島の南静園では、今年の4月から実施、一般入院診療ですね、特に熊本県の合志町の菊池恵楓園っていうんですかね、そこでは一般外来入院診療はないんだけど、保育園を開設したと、やっぱりその後、ハンセン療養施設の今後の存続にかけてですね、やはりこういったいろんな取組がなされていると思います。今後、検証していきたいと思います。

次に、世界自然遺産登録に向けて国立公園化の指定に向けた作業が進められていることだと思います。私たちが調査したやんばる、東村にも検討課題がありました。そこには米軍基地という訓練場があるんですね、それに加えてですね、ただ1点だけ例えば国立公園化になるであろう指定される重要地域ですね、そういったところで、特に住用で言えばですね、1万992ヘクタールの中の3分の1が法人の所有林となっています。そういった個人所有林が2割ですね、こういった中で、こういった協力ですかね、そういったことが進められているのか、その辺をお伺いいたします。

市民部長（田丸友三郎君） 国立公園指定になるであろう山林の個人所有者又は法人の所有者の理解・協力についてのことだろうというふうに思い、お答えいたします。

平成24年3月8日、奄美市で環境省による奄美地域の国立公園指定及び管理に関する検討会が開催されました。詳細につきましては、24年3月9日付けの地元新聞社の記事にも掲載されており、保護・保全・利活用について大変有意義な会議であったと思います。

土地の所有者等が、一番心配するのは、利活用の問題であると考えております。国・県が、現在進めております世界自然遺産国立公園住民勉強会や当市が進めております住民意識の啓発等を通して理解を得たいと考えております。

まず、核になる部分につきましては、議員御指摘のとおり、1法人が所有しております。国が、現在、交渉折衝を行っているところでありますので、まずは国の動向を注視してまいりたいと思います。

5番（師玉敏代君） この件も地域住民が素朴に思う疑問点でございまして、やはり、それは国の進める作業、市は市として取り組む作業があると思います。ここ近年、二、三日の新聞にもいろいろと詳しくですね、今後の世界自然遺産登録目指しての対策、検証が進められると思いますので、やはり一番地域住民の機運ですね、盛り上がりにつきますと思います。こういった対策もですね、是非、今後積極的に地域住民を巻き込んで行っていただきたいと思います。

次に、うつ病、ひきこもりの支援対策ということなのですが、近年、うつ病ですね、これは精神認定がないですね。ほとんどうつ病の患者さんが病院行って、薬を内服して、ひきこもるという状況があるんです。こういった対策は、沖縄県は県ですから県のセンターが一つあるんですけど、鹿児島県で言えば始良にあると聞いています。そういったですね、そういったセンターとの連携を取って、奄美市がどういうことやっているのか、簡潔にお答えいただきたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君） すみません。現在、本市で実施しています、ひきこもり、うつ病の支援対策についてはございませんが、昨年度実施いたしました鹿児島県地域自殺対策緊急強化事業の中で、うつ病をテーマにしました講演会、また、研修会を開催しまして、うつ病の予防やうつ病にり患した方との接し方について、知識の普及に努めたところでございます。

なお、市内の医療機関においては、デイケアやナイトケアを実施しておりまして、うつ病の方もそちらの利用可能となっていると伺っております。

また、障害者の相談支援事業所の相談支援専門員や大島支庁の保健師が自宅を訪問しまして、生活状況の把握や治療の必要性について専門機関からアドバイスを受けながら、家族や本人へ説明するなどの支援を行っているところでございます。なお、保健センターのその支援センターの整備の要望につきましては、こういったことなどが取り組まれていることなどから、これらについては今後の検討課題とさせていただきます。

5番（師玉敏代君） 時間がありませんけど、病児保育は、3月14日、まだ実施されたばかりですので、次に質問したいと思います。

その小学校英語教育特区について、本市の取組をお聞かせいただきたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 時間がないので簡単に申し上げます。本市の小学校の英語教育についてですが、初歩的な学習をしております、絵などの視覚に訴える教材やCDなど聴覚に訴える教材を活用して、英語学習を各小学校でしております。

また、ALTを雇用し、各小・中学校へ派遣し、本市の子どもたちが本物の英語に触れるよう意欲的に学びができるように今手立てをしているところでございます。以上でございます。

議長（向井俊夫君） 以上で新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時32分）



議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

次に、市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

１７番（栄 勝正君） おはようございます。市民クラブの栄 勝正です。質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。２０１２年、平成２４年１月１日、我が日本国民すべての人々が今年こそは、平穏で安心・安全で災害のない平和な国、抱えているいろいろな諸問題が解決でき国民が日本に生まれてよかったなと、日本に住んでよかったなと言える国づくりに総理大臣を先頭に政治にかかわるすべての人々、すべての国民が協力して尽力することを願ったものであります。月日の行くのは早いもので、今月で今年も早や半年が過ぎようとしています。

東日本大震災の復興をはじめ、原子力稼働の問題、社会保障と税の一体改革、ＴＰＰ、円高、領土問題を含めた安全保障問題などが山積している我が国の現状、今こそ党利党略ではなく国民の立場に立ち、今述べたような諸問題が一日でも早く解決でき、景気が回復するよう全力で取り組むことを願うものであります。

さて、本市の状況、合併して早や６年が過ぎ、どのように変わったのでしょうか。また、変わらなかったのでしょうか。一年一年検証はしているとは思いますが、問題が山積しているのが現状だと思います。毎年毎年減り続ける人口、基幹産業の大島紬の減産、増え続ける生活保護世帯、家賃の安い公営住宅を申し込む人々の多さ、更地や田舎の集落に多く見られる空家等々、毎回毎回の所見で申し上げていますが、どれ一つ取っても重要な課題ばかりです。我々政治を担う者はもちろん、職員一人一人が意識を改革し、問題解決のためお互いに全力で取り組むべきだと思います。

また、奄美は３年前、皆既日食の効果でいろいろなイベントが開催されました。その経済効果は大であつただろうと思われます。しかしその後は、目立った大きなイベントもなく福岡直行便などが就航しているとはいえ、観光客が低迷している状態が続いています。来年は、復帰６０周年、先人たちや国内外に住んでいる我が同胞のお陰で日本復帰して早や６０年を迎えました。改めて日本復帰に尽力された方々へ心から感謝の御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

さて、記念すべき節目の年、どのように取組をなされようとしているのか、お聞かせください。最後になりましたが、４月に新しく部課長に就任された皆さん、就任おめでとうございます。御喜びと同時にその重責をひしひしと感じていることだろうと思います。財政事情が、大変厳しい折り、市民のニーズは多様化しています。慣例がないとか時期尚早というのではなく、限られた予算の中で何ができるか真剣に考え、意識を改革して新しい行政そして市民から職員も変わったと言われるよう全職員の御尽力をお願いするものであります。

また、先ほどのいろいろな情報によりますと、今朝の大雨で笠利や住用で川の氾らん、冠水があったということを聞いております。全力でこの川の氾らん、冠水などに対応していただきますよう強く要望して次の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。栄議員にお答えいたします。議員がお話しになりましたとおり、現在の奄美群島、とりわけ奄美市においては難問山積、大きな課題を背負っているのは議員御案内のとおりでございます。そのような状況下の中において、来年は奄美群島日本復帰６０年の大きな節目を迎えることに相成りました。

振り返ってみますと、復帰５０周年におきましては、天皇・皇后両陛下の御臨席の下、盛大な記念式典が催されました。また、各種の記念事業の実施を通して、奄美群島の魅力を広く国内外にアピールする機会になったと理解をいたしております。来年は、復帰６０周年に向けての取組といたしましては、奄美群島広域事務組合を中心にさまざまな記念事業の実施が検討されております。現在、具体的な内容

に関しましては、関係機関との協議を進めているところでございますので、近々それらの情報がお伝えできるかと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

本市といたしましても、国・県、奄美群島事務広域組合などと十分に連携を図りながら対応してまいりたいと思います。また、来年度においては、市内において実施される各種の行事について復帰60周年記念の冠を付した上で内容を充実させることにより、機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。議員御提案のとおり、各種イベントに関しましても、そうした取組の中で全体的に検討させていただきたいと思っております。復帰60周年が、奄美群島並びに本市のさらなる発展に向けて一つの大きな契機となるよう各種の記念事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解・御協力をよろしくお願い申し上げます。

17番（栄 勝正君） この議場にも議員をはじめ、職員の皆さんもその復帰の年に生まれた方がたくさんおられます。その人たちも60歳という節目の年で還暦を迎えます。そういう個人的なものは別といたしまして、やはりこの奄美を売り出すには、この60周年という大きなこの節目を利用してですね、やはり奄美を売り出すということは、私は、昨日からいろいろ奄振の問題、いろんな問題で質問が同僚議員からもありますけれども、奄美総合計画によって平成32年まで人口5万人、交流人口45万人、総生産高1,400億円という目標を掲げています。その目標達成するためにも、やはりこの節目の年をですね、大事にして1年間で取り組んでもらいたいと思っております。

今、市長が申しあげましたように、50周年の時には天皇陛下が御来訪されて大変脚光も浴びましたが、是非この1月1日からですね、来年の12月25日の日だったと思っておりますけれども、その時まで1年間を通じてイベントを開催してもらいたいと思っております。そこで私は今、市長からも答弁がちょっとあったんですけども、私は以前に、節目の年にちなんで、このイベント大会を提案したわけではありませんが、以前に観光行政の上からとかいろんな方面からですね、八月踊り大会とか、あるいはフラダンス大会あるいはグラウンドゴルフ大会あるいは桜マラソンの強化あるいは名誉市民の称号などということをお願いしてまいりました。その一つひとつをですね、1年間通じてやはり是非イベントを開催してもらいたいと。

これは昨日からもありますように、去年の4月から鹿児島まで全線新幹線が開通いたしましたので、指宿がその恩恵を受けて、大隅や離島は、この奄美を含めてあまり恩恵を受けていないということも指摘されておりますけれども、この指宿は新幹線効果もありますけれども、今言ったようないろんなこのイベントをやっております。フラダンス大会もウォーキング大会あるいは菜の花マラソンは、3万人近くの人々が参加するという大会でもありますし、あるいはトライアスロンとか、あるいはこの頃は、このまち歩きウォーキングとかいうのでですね、まちを歩いてウォーキングをして観光を楽しむと、いろいろな施設やいろんなところに行つてですね、その地域のいろいろな事業を知ることなども取り組んでいるようなんですけれども、是非奄美を売り出すための絶好のこの60周年という節目の年でありますので、今言ったような私は、前々からこれは呼びかけております。それで提案しております。検討課題というのがほとんどなんですけれども、今言ったようなイベントを具体的に検討だけでなく、どうなるかということがありましたら是非お示しをお願いいたします。

総務部長（安田義文君） まず議員の御提案の前にですね、先ほど市長のほうからちょっと触れておりました60周年イベント、群島全体のイベントについて、まず申し上げたいと思います。今のところ広域事務組合を中心に12市町村の企画課長会で議論を進めているところでございます。この骨格案としまして、今、議員のほうからも提言がありましたように三つの柱、将来ビジョンの柱です。若者がチャレンジする島プロジェクト、それからすべての世代が活躍する島プロジェクト、もう一つは世界中の人々に魅力を伝える島プロジェクト、この3本をですね、基本に構成する形で今議論を進めております。時期や具体的な内容については、まだ詰めているところですので時間をいただきたいと思います。

それに併せまして、今議員の御提言がありました種々のイベントにつきましては、個々に、今ここで

こうする、ああするというのは申し上げられませんが、市として冠をかぶせる事業等も行っておりま
す。その中でこれから一緒に全体的に詰めさせていただければと思っておりますので、よろしく願
いいたします。

17番（榮 勝正君） 以前から何回も質問している、先ほど述べたようなイベントはあります。これは
やはり奄美に人を呼ぶという効果ですね、私は、先進地の指宿などを見てきましたけれどもフラダン
ス大会などは、指宿では毎年毎年開催されて5月に開催されました。2,000人ないし3,000人
の各地からフラダンスの愛好者が集まって3日、4日ぐらい宿泊をして相当な効果があったと。それか
ら宮崎では、4,000人ぐらいのそのフラダンス大会が規模が開催されて集まっております。

その効果は、非常に毎年毎年開催されていきますので大であると、私は思っておりますので、是非
この節目の年にですね、こういう大会も南国奄美を売り出すためにも私は、必要だと思いますので、
いい結果が出るようにお願いをしたいと思います。

それからもう一つの提案ですけれども、さっき言い忘れたんですけども、全国各地のこの郷友会があ
ります。今日の新聞にも横浜で奄美会が開催されたということ載っておりましたけれども、やはりこの
郷友会の皆さんをですね、運賃から宿泊まで出してやるというのは大変な財政負担がありますので、や
はり案内状を出してこのような大会を節目の年に奄美で開催して、そして、その各地で奄美を是非宣伝
してもらいたいというようなイベントというか、そういう開催はできないか、一言お願いいたします。

総務部長（安田義文君） 議員おっしゃいますように出身者につきましては、奄美を思う心で見守って
いただいているところでございますので、議員御提言のことも踏まえた上で、今後、前向きにですね、検
討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

17番（榮 勝正君） 絶好の60周年記念としては節目の年であります。是非ですね、効果が10億、
20億円、100億もあったよと、来年1年間で経済効果があったと言われるぐらいにですね、やはり
広域的にもいろいろと検討してですね、この私が述べたようなのが、一つでも二つでもイベントが開催
されるように強く要望いたして次の質問に移りたいと思います。

次は、東日本大震災がれき受入れについてということでありまして。先ほどの師玉議員は所見でいろ
ろ述べておられましたけれども、国のほうからも各市町村自治体に要請があったらと思います。そ
して、県議会のほうでも3月議会で推進に関する決議を全会一致で可決をいたしております。

奄美市としては、どのような考えをお持ちか、お聞かせ願いたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） まず行政として住民の生命、財産を守るということは最も優先されるべき
のものであるとして認識をいたしております。そういった意味におきまして、放射性物質が付着した
がれきについては受入れはできないと考えております。一方、放射性物質の検出がされない、あるいは低レ
ベルの廃棄物の受入れについては、どうかという問題が残りますが、まず島内における公のがれき処理
につきましては、名瀬クリーンセンターしか処理施設がございませんので、まずその受入れが可能かど
うかをお尋ねしてみました。衛生組合からの聞き取りを行った内容といたしまして、現在、可燃ご
みの処理につきましては、1日当たり100トンの処理ができるとのことですが、がれきや粗大ごみ等
で破碎処理が必要なものにつきましては、1日20トンの破碎処理能力を有しているとのこと
でございました。

現実問題としまして、今回新たに瀬戸内町が、衛生組合の構成市町村として正式に加入したことに伴
いまして、破碎処理能力は限界に近い1日18トンから19トンで推移をしているとのことであり
ます。もちろん稼働時間を延長すれば若干の余裕ができるかと思いますが、現施設の耐用年数を既に経過
をしております、最重要課題としてごみの減量化と施設の延命化に現在取り組んでいる最中でもあり
ます。

したがって、同施設の処理状況が相当余裕がある状況ではないということで、被災した地域の

日も早い復旧を望む一方で、がれき処理の受入れにつきましては、限界があるものと思っております。受入れにつきましては、衛生組合、構成市町村議会での決定や関係住民の意見などを参考に、今後判断することになろうかと思えます。心情的なものと現実問題の事業を御賢察いただき、議員の御理解を賜りたいと思えます。

17番（栄 勝正君） この質問した理由は、一昨年、昨年と奄美も集中豪雨にみまわれて全国各地から大きな義援金もいただきました。そして、支援もいただきました。その中でそのような大震災の中で我々も義援金としては抛出しておりますけれども、何がまだほかにできるかということで、この国が、あのがれきの山を見て全国各地の自治体に要請したというのが実情でありまして、奄美市あるいは広域衛生組合としてどのように思っているかということ聞いたわけですけど、今、部長の説明によりますと、なかなか瀬戸内町も加入いたしまして、もう限度がやがて一杯になるということで物理的になかなか難しいんじゃないかということであり、また、相当年数も経って延命措置のためにも今やっているというところで私も理解としては、物理的にちょっと難しいと、できないんじゃないかと難しいということであるということで認識してよろしいでしょうかね。ちょっとその辺もう1回お願いします。

市民部長（田丸友三郎君） おっしゃるとおりでございます。

17番（栄 勝正君） そういうことであればですね、先ほどの師玉議員の所見の中にもありましたように、それに代わるものは何かということですね、これは通告してありませんので聞きませんが、私のほうからは、そのような要望をしておきたいと思えます。がれきの受入れが物理的に大変難しいことであれば、是非またほかに、いろんなこの奄美の自然のきれいな空気、きれいな水、きれいな海、この自然にですね、是非被災者が、もしIターンあるいは引っ越し場合は、いろいろな諸条件をですね、考えてもらってそのような手助けを是非してもらいたいと強く要望いたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

次は、漂着物対策取組ということで質問をいたします。先ほどから世界自然遺産あるいは観光立島、これを目指すためにもやはり島がきれいでなければいけないと、私は思っております。ごみのポイ捨て問題は12月議会で解決されまして、4月から施行されておりますけれども、まだまだ周知広報が十分でないために不心得者がおりまして、犬のふん、ネコのふんあるいはたばこのポイ捨てなどが、まだまだちに散乱しているというような状態で私たちも指摘を受けております。この件も一日も早く市民みんなが共有して、そしてごみのないまち、犬やネコのふんのないまちづくりにですね、環境対策課だけでなく庁内全職員、全市民がですね、同じ気持ちで持ってもらいたいと思っております。

そこで漂着ごみの問題なんですけども、これもやはり道路は海岸沿いを走っている道路が海岸沿いが多いわけでございます。その海岸沿いをこの奄美大島本島内を回っていますと、やはりあちこちで漂着物が目についております。やはり車窓からバスの窓から眺めるのは、私は、山であり海であると思っております。そこで、海に行ったら漂着物が散乱しておつては何なのということでもありますので、是非この漂着物対策は、市だけでなかなか解決できないことだろうと思っておりますけれども、やはり要望するところは要望して、また取り組むところは取り組んでももらいたいと思っておりますが、その取組について聞かせてください。

市民部長（田丸友三郎君） それではお答えいたします。まず平成21年7月に、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物処理推進法が制定をされました。この法律に基づきまして、今年の3月に鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画が制定をされ、今後、県が講ずるべき海岸漂着物対策の内容が示されたところであります。この計画では、海岸管理者が漂着物の円滑な処理をすることが規定されております。また、市町村の役割として処理等に関する海岸管理者への協力及び要請があります。

議員御指摘の要請などは、この分野にかかろうかと思います。本市の海岸は、そのほとんどが県の管理であり、市が漂着物の処理につき、海岸管理者である県に要請を行っていくことになります。県からは、今後も海岸漂着物処理の財源措置を国に働きかけていきながら処理をしたいと伺っております。

17番（榮 勝正君） 私たちもこの間、先ほどの委員長の師玉さんのいろいろな質問があったように、私も沖縄に所管事務調査に行きまして、私が、一番感じたのは、名護に行きまして、名護の護岸、海岸を見てまいりました。そして次に、本部とかあるいは国頭、大宜味、今帰仁と北部のほうの海岸を車の窓から、あるいは車が止まったところの海岸をずっと見てみますと、はっきり言いまして、どこの海岸も漂着物がないというのが現状でありました。これは県の管理ですので県がやっているのか、私たちは、それが主管の調査でなかったために、ちょっと調査することができませんでしたけれども、やはり沖縄には、本島に年間600万人とも700万人ともいわれる観光客が押し寄せ、そして、そのきれいな海、きれいな山々を見て回っている人が、やはり次のまたリピーターを呼んで観光客が多いのかなと思ったりもしておりましたので、この件を質問してまいりましたけれども、今、部長が言われるように、鹿児島県が、海岸漂着物対策推進地域計画の概要ということで10年計画で、このような計画をやっております。

それで、県がやるもの、市がやるものは、ほとんど要望だということがあります。先ほどのがれきの問題とも関連するんですけども、やはりその漂着物の中には、発泡スチロールとかペットボトルとかいろいろあります。そのようなものをですね、やはり1か所に集めて、クリーンセンターの中じゃなくて、ほかに処理することによって海岸もきれいになり、あるいは先ほどのクリーンセンターの延命もつなげるものだろうと、私は思っております。そういうことでありますので、この市として何ができるかということなんですけど、県の要望だけだということ、よろしいんですかね、ほかに何かするものがあったら示してください。

市民部長（田丸友三郎君） 説明不足で申し訳ありませんでした。奄美市におきましては、平成21年度から23年度において国のグリーンニューディール基金を活用しまして、本市におきまして漂着物の回収事業を実施しておりまして、全体で327トンという漂着ごみを回収してまいりました。

本市の海岸の景観保全には、行政による清掃活動は元より、地域住民や各種団体のボランティア活動による清掃活動がより大きく貢献をいたしております。今後も奄美の美しい海岸を守るため保全事業など海岸清掃に係る事業導入を含め地域や各種団体及び県や関係機関とも連携を図り海岸の景観美化に努めてまいりたいと考えております。

17番（榮 勝正君） 私もこの奄美市のあちこちの海岸を見てまいりますとですね、やはり集落によってその海岸線を年に何回かきれいにしているところもありまして、きれいになっているところもあります。しかしながら、集落と集落の間とか、あるいは、この頃脚光を浴びている笠利の宇宿海岸の大瀬海岸、野鳥が来るということで大変有名になっておりますけれども、あそこも2・3日前行ってまいりました。漂着ごみがたくさんありました。やはり漂着物ですか、たくさんありました。そのようなことであればですね、やはりこの観光を目指す、あるいは世界自然遺産からも、去年まではそういう事業があつてですね、笠利方面では、きれいになっているところも多いですけども、これはまた県だけに頼ることではなく、市でも取り組むべきだと、私は思っております。それでですね、総務省の交付金事業で過疎地域等自立活性化推進事業というのがあつて、これは沖縄県の竹富町というところが、その事業にですね、応募をして認められたということがあります。やはり、こういうのを利用してですね、やはり漂着物対策に取り組むべきだと思いますが、その辺は行政として何かそういうところに取り組んだことはないか、ちょっとそこまでお聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君） 御指摘の取組については、奄美市では現在行っておりません。ただ先ほども

申しましたように、クリーンセンターのいわゆる耐用年数が既に経過をしているということで、延命化を図るということでクリーンセンターのほうでも、いろいろ考えてはいるようではありますけれども、行政としては、まず、ごみの減量化に努めるということが、一番大きな課題ではなかというふうに考えております。

17番（栄 勝正君） この総務省のこの事業によりますと、やはり家庭から出る発泡スチロールや、あるいはペットボトルそれから海岸で漂着する発泡スチロールなどをですね、やはりこうその事業によって解決できるというようなことがあるようでございます。是非奄美もですね、こういう国の事業などにもですね、真剣に取り組んでもらいたいと私は、思っております。これは、毎年毎年続くのか、今年1年限り、去年だけだったのか、ちょっと私は、情報不足なんですけども、こういうことは行政としては事業があるということは知つたわけですか。

市民部長（田丸友三郎君） 事業があるということの確認につきましては、承知をいたしております。ただ、新たにプラスチックとかそういったものを集めるとなると、それ相応の体制、予算それから行政の選定といろいろな問題が出てまいろうかと思っておりますので、現時点では、今、収集をしている分別の品目を取り扱いながらごみの減量化に努めているところでございます。

17番（栄 勝正君） 是非ですね、こういう事業も検討して取り入れてもらって、またこの発泡スチロールなどは、やはり油化したらですね、いろいろなところにまた利用ができると、油が利用できるということもありますので、前向きにですね、やはり先進地のこういう情報なども入手してですね、やってもらいたいと、これはただ発泡スチロールを処理するということではなくて、観光や世界自然遺産の上でも、その海岸の発泡スチロール漂着ごみの解決につながるものだと思っておりますので、強く要望いたして次に移ります。

次は、広域事務組合の役割ということでお聞きしたいと思います。今年の4月から町村会の事務局ですか、無くなりまして広域事務組合に合併され、機能強化されたと思っております。やはり今後は、奄美は一つということで、この広域事務組合の役割は非常に大きいものがあるだろうと私は思っております。今までとどのように変わったのか。その役割は、どのように市町村との連携の役割ですね、は、どのようにになっているか、まずお聞かせください。

総務部長（安田義文君） 奄美群島広域事務組合におきまして、現行の奄美群島振興開発特別措置法、これが平成25年度末に期限切れとなることなどから、本年度から市町村から派遣される職員数が4名増員されております。大島郡町村会、大島郡議会議長会事務局の統合に伴いまして、合わせて計5名の職員を増員いたしまして10名体制で業務に取り組んでいるところでございます。

広域行政につきましては、観光振興、定住促進、さらに世界自然遺産登録など奄美群島の自立に向けて市町村が一体となった取組と、あとは広域事務組合と市町村との連携の重要性が高まっておるところでございます。

今回の増員によりまして、群島内の各自治体から行政職員が派遣されておりますことから各島、各自治体との連携を密にしながら奄美群島の振興に向けて群島一丸となった施策の推進が可能な体制が整ったと、こう考えておるところでございます。

また御案内のとおり、広域事務組合では、地元12市町村が策定主体となります10年後の奄美群島を見据えた奄美群島成長戦略ビジョン及びその計画等の策定に取り組んでいるところでございます。

ビジョン策定につきましては、国・県が一緒になって策定作業を進めることなど連携が強化されております。また、国土交通省や鹿児島県に派遣しております職員によりまして、国や県とのパイプが太くなっております。円滑な施策や事業の実施がなされておると考えておるところでございます。

今後におきましては、この策定と併せましてビジョン実現のための次期奄振法延長に向けた調整、さ

らには必要な制度改正，そして事業実施のための財源の確保など広域事務組合の果たす役割は大変重要でございまして，関係市町村，国・県との連携を密にしながら群島の振興を図る体制強化がなされているものだと，こう認識しているところでございます。

17番（栄 勝正君） さっきから言いますように，やはり今までは，奄振でも60年経って，昭和29年から奄美群島振興開発特別措置法がとられて，また再来年改定の時期を迎えますけれども，分捕り合戦というようなこともあったらと思いますけれども，奄美は一つということで，今後は，私は，もう考えて，どこの市が何をするとか，どこの村が何をするとかでなくて，先ほどの選果場問題もそうなんですけれども，やはり道路も急速によくなっておりますし，奄美市から，この旧名瀬市から笠利に行くのも1時間弱，瀬戸内町に行くのもやがて網野子トンネルが開通しますと1時間ちょっとで行けるというようなことになりますればですね，奄美は一つということで取り組まなければいけないということで，この広域事務組合の果たす役割は，非常に大きいものがあるだろうと思っております。

機能も強化されまして，いろいろと10年後の奄美の姿なども成長戦略なども描いていると思いますけれども，また4月からスタートしましたこの奄美観光物産協会とが，一緒にこう組織的になっていないということなんですけれども，これもやはり私は，広域事務組合の中で観光物産協会はあるべきじゃないかなと私自身は思っていますが，その辺はいかがなのですか。

総務部長（安田義文君） 社団法人奄美群島観光物産協会におきましては，平成24年4月に一般社団法人として設立されておまして，今後，奄美群島の観光振興の中核を担っていくことが期待されております。これまでの行政機関が担う観光組織では定期的な人事異動があるため，人的ネットワークの維持とか質的に安定した継続的なサービス提供に限界があるということから，奄美群島観光物産協会では専任の社員を4名配置しております。そして，独立した団体として活動しておりますが，ただ事務所は，御承知のとおり，広域事務組合と同じところでございまして，連携は図れているものと思っております。

まだ設立当初でございますが，今後の奄美群島の観光振興，それから交流人口の拡大に大きな期待がかかるところでございまして，各種補助事業の活用それから行政間の調整等広域事務組合並びに各島の観光協会等との連携は，必要不可欠だと考えています。したがって社団法人奄美群島観光物産協会の自主性は尊重しつつも，より緊密な連携が必要と考えているところでございます。

17番（栄 勝正君） より緊密な連携を取っていききたいということなんですけれども，行政というのは，縦割り組織とかいうのがあって，例えば壁一つ離れたところに行くのは外国行くように遠いと言われた時代もあります。例えば，それは物理的な時間じゃなくて，物事解決するためにそういうことが言われたらと思うしております。私は，やはりこの観光物産協会も今言うように緊密な連携を取って同じ場所にありますので，連携は上手く取れるだろうと思っております。

しかし，組織というのは，やはりその横にあってのもですね，なかなかままにならないことも多いんじゃないかなと，それが一つになって広域事務組合の事務長の下にですね，その組織があったらですね，やはりいろいろと物事が上手くいくんじゃないかなと思ったりもしておりますけれども，朝山市長が管理者となっておりますが，その辺の組織の見直しなどは考えてないですか。まあ1年も経っていないんですけど，まだ。

市長（朝山 毅君） 議員御案内のとおり，社団法人奄美群島観光物産協会の設立までの経緯については，広域事務組合が事務作業を整えてまいりました。同時に群島内市町村長が，理事として今後の運営について参画し，責任を持つという体制をとっております。そのような観点から，事務所を同じフロアにおきながら，互いに連携を図って事務作業を進めていることは事実でございまして。ただ今後，やはり社団法人でありますので利益を追求していくこともあるかと思えます。行政の事務の範ちゅうとは若干異なることも今後生じてくることが想定されますので，群島の各市町村が当然，協力，そしてまた支援をし

ながらも組織としての一角は、一線を画したほうが、というふうな御意見等もございまして社団法人奄美群島観光物産協会という趣旨目的をしっかりと整えて、今後、運営を図っていくと、現在もやはり設立間もないわけでありますから事務作業等、また、いろんな情報連絡などについては連携を図りながらやっております。

今後は、発展的に非常に大きくなっていくであろうという期待を込めながらやっておりますので、その点、御理解をいただきたいと思います。

17番（栄 勝正君） 発足してまだ1年も経たないと、今言ったような趣旨でよく分かりました。しかし、1年経ち2年経ちですね、今の状態でいいのか、社団法人であります、いいのかですね、やはり検証して、また私がさっき言いましたようにですね、やはりもし統一できることなら統一したほうが、より効果があるということであればですね、その社団法人も解散するなりして取り組んでもらいたいと、これは要望しておきます。

最後のこの件について、広域事務組合についても一つ通告してあると思うんですけども、奄振のほかに、この今の政府は、一括交付金というのを県に交付しております。この一括交付金は、やはり各市町村でいろいろと事業計画を立ててお願いするものであると思いますけども、やはりこれもまた広域的にやったほうが、私は、より効果があつて、より県のほうにも強く言えるんじゃないかなと思っておりますけれども、奄美市として、あるいは広域組合としてやったほうがいいのか、ちょっと私には、まだその辺の情報が分からないですけどもいかがですか。

市長（朝山 毅君） 広域事務組合を拡充していくというような要因の一つは、そのことでもございました。御案内のとおり、交付金を都道府県に昨年5、000億円、今年は8、000億円、それは政令都市などに交付されることになりました。しかし、我々こう小さいと言いますか、ほとんどの市町村には交付されない。県に交付されるということから昨年在33億円、今年が37億円、これらのお金は、やはり域圏として、群島全体として奄美群島として県と連携を図りながらやっていかなければならない。そのためには一市町村単一では非常に事務作業、また、新しいアイディアとか等々を含めて非常にこう乏しいところがあるであろうと、したがって広域として捉えていくことが望ましい、その交付金の使用といいますか、活用というものについて、より県と密にするためにもこういう県との連携を図りながら広域事務組合の充実をして今後、奄美群島の市町村全域に渡るような交付金の活用をしていきたいということも大きな広域を充実した理念の一つでもあるということを御理解いただきたいと思います。

17番（栄 勝正君） 県のほうに38億円ですか、交付金 comes わけです。やはり1億円といえども私は、大金だと思いますので、その何分の1か分かりませんが、奄美市だけでなかなか取り組んで交付金を下さいということも、なかなか難しいところもあると思いますので、奄美群島一丸となつてですね、この広域組合を利用して1億円でも2億円でも多く取れるようにですね、交付されるように広域組合の皆さんの御尽力と、また、管理者としての朝山市長の御尽力をお願いして、次の質問に入りたいと思います。

次は、指定管理者協定の見直しということであります。私たち、私が委員長をしておりますけども、今、特別委員会を何回か開催いたしております。その中間でありますので、こういうのもうかなと思いましたが、また12月にかけて何か所かの指定管理者の更新があらうかと思ひまして、今から取り組まなければいけないんじゃないかなと、9月には最終報告ということで皆さんのほうにも報告しますけど、中間報告15項目ぐらいありましたけれども、その中で、一つひとつは時間がありませんで聞きません。この見直しということで是非取り組んで、そして、透明性のある協定書を作成してもらいたいと思っているのが私の考えであります。その辺のことについてだけお願いしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 指定管理料が適正に使われているかどうかの検証ということにつきましては、

所管課が領収等のチェックを行っていることによって行われているんじゃないかということで考えております。

それから人件費の件につきましては、給与、これにつきましては、本人からの領収証等を受領しております、その領収証等をチェックすることで適切な運営がなされているかの確認は可能であると考えております。

変わったことですが、御承知のとおり、本市におきましては、昨年度から皆さんの中間報告でもありましたが、本格的なモニタリング、さらには監査、評価を開始したところでございます。この中で人件費、事業経費など支出に関する処理などの会計管理が適切に行われているかのチェック、これを今後ともしっかりと行って適切な指定管理者制度の運営に向けて取り組んでまいりたいと思います。

基本協定書につきましても、現行の形である程度の透明性を図られているものと考えておりますが、なお、研究・検討に努めてまいりたいと存じます。

さらに、指定管理者制度担当職員の適切な配置としましては、財務に精通しているキャリア採用の職員を企画調整課に配置いたしまして、チェック体制の強化に努めているところでございます。いずれにしましても指定管理者制度の検証特別委員会の報告を十分に尊重してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

17番（栄 勝正君） この件は、最終報告いたしますので、これでよろしく、今言ったような答弁でよろしく願いいたします。

次に、奄美博物館構想ということで質問したいと思います。私は、以前にも名瀬市議時代に、この奄美博物館構想を質問してまいりました。というのは、先ほどからありますように、平成32年度は人口5万人、交流人口45万人、何回も言いますけども総生産が1,400億円という達成するためにもですね、成長産業として昨日からありますように農業、観光産業、そして情報通信と三つの柱だと言われておりますけれども、この中のやはり観光は、大きなウエイトを占めるだろうと私は、思っておりますので、また質問をいたしました。

この奄美博物館構想というのは、奄美大島を一つの博物館に例えて売り出してもらいたいと、情報を提供してもらいたいというのが私の考えであります。時間がないので、もう質問いたしますけれども、例えば昨日の新聞で、瀬戸内町議会が実久の戦跡公園とかですね、出ております、公園を整備するとかですね、あるいは私たち、この間、全郡議員大会の前に加計呂麻島を調査視察いたしました。私は、何回か加計呂麻島には行ったことはあったんですけども、ただ個人的に行って道路を走るだけで、途中止まって丘を見るだけだったんですけども、今回は、やはり瀬戸内町の役場の公的なことでありまして、説明とかあるいは案内とかですね、親切にしてもらって大変加計呂麻のことが、よく分かったと改めて認識をいたしました。そして、この加計呂麻には、相当の観光資源があるなというのが、私の痛感であります。

島尾敏雄さんの呑之浦の特攻艇の跡とか、あるいは安脚場の戦跡とか先ほどの実久の戦跡とか、あるいはクロマグロの養殖されているところに行きますと、その10分間ぐらいのボートの上から山を見ますと、防空壕がたくさんありまして、これも大きな観光資源だなと思っております。そういうことであれば奄美は一つということで、博物館構想を是非売り出してもらいたいと思いますが、いかがですか。

商工観光部長（川口智範君） まず、戦跡の関係についてでございます。戦跡のある地区など観光地として利用した観光ピーアールですが、修学旅行などでは、単なる観光ではなく学習的側面もあります。御指摘の加計呂麻の戦跡は、観光資源の一つだと認識しております。奄美の戦跡の情報発信を広く行い誘客につなげていければと考えております。今後は、4月に設立された、先ほど御質問がございました奄美群島観光物産協会や他町村と連携し奄美群島の体験型観光プログラム、あまみシマ博覧会2012夏の開催に向けて準備を進めており、その中で集落や戦跡めぐりなどのプログラムの実施が予定されております。このようなプログラムを島内外の多くの方が体験することで、今後、議員御提案の戦跡あるい

は集落，こういったものが観光地としてピーアールできるものだと考えております。

次に，奄美博物館構想につきましては，奄美ミュージアム構想として議員御説明のとおりでございますので，今後ともミュージアム構想を推進することにより観光資源の開発，その上で群島観光物産協会のほうは，それを活用した観光客誘客につなげていきたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

17番（栄 勝正君） 沖縄は，ひめゆりの塔とか摩文仁ヶ丘とか，いろいろ戦跡があります。この加計呂麻を見た場合，本島側にもですね，手安の弾薬庫ですか，跡とか，いろいろありましてですね，沖縄の数倍は，この戦跡があるなと私は感じております。これはやはり平和な国を目指すためにも今の若い子どもたちにですね，修学旅行とかいろいろな形で，やはり活用すべきだなと痛感したもんだから，この博物館構想の中でですね，ただ奄美市は，奄美の笠利，住用，マングローブパーク，あやまる公園，いろいろありますけれども，それだけで情報提供するんでなくて博物館構想をですね，先ほど広域事務組合もなんですけど，やってですね，活用して，いろんなとこ活用して，情報提供をして一人でも多くこの観光客を呼び寄せるべきじゃないかなと思って提案をいたしました。是非ほかの他町村ともですね，連携をしてこの一つになって奄美を売り出すために御尽力をお願いしたいと思います。まだまだいろいろ議論したいんですけど，時間がありませんので次に移ります。

マングローブパークの入園料の件についてお聞きしたいと思います。まず，入園料の現況からお聞かせください。

商工観光部長（川口智範君） 入園料など設立目的に沿った管理運営を現在，マングローブパークでは進めているところでございます。こうした管理運営に係る基本的な事項につきましては，事前に市と協議の上，条例の範囲内での使用料を定めております。詳細につきましては，一般利用の場合，入園料は高校生以上の大人500円，小・中学生300円，4歳以上の幼児100円，3歳未満は無料となっております。

カヌー利用料金は，周遊時間1時間1,500円，これにはガイドや傷害保険が付いております。グラウンドゴルフ利用の際のレンタル料として200円となっております。利用料金につきましては，以上でございます。

17番（栄 勝正君） この頃マングローブパークがですね，いろんな形で利用する人が多いようであります。ただ観光客，元は観光客だけが利用する人が多かったわけですけども，現在では，今部長の答弁にもありましたように，マングローブパーク内にグラウンドゴルフコース場ができて，それを利用する人，あるいはウォーキングをする人，そういう人たちが健康増進，体力増進のためにも利用しているというのが現状であります。

そこで，私は，伺いたいんですけども，やはり体力増進，健康増進そして，しいては医療費の抑制，介護保険の抑制などにもつながるんじゃないかなと思ってですね，これを毎日いろんな形で利用している人が毎日毎日500円と，10日に1回来たらまた1回はサービスということであれば4,500円と，30日来た場合は1万3,000円上がるということではですね，やはり高齢者の年金暮らしの中では大変きついんじゃないかなと思いますので，この辺は，ただグラウンドゴルフをするためだから割引してくれというんじゃないくて，公園を利用する，毎日でもウォーキングに行く，毎日でも見に行く人たちのための減免措置は，できないのかなと，そういう要望もあります。

今言ったようなことで，そういうことはできないのか，もう一度聞かせてください。

商工観光部長（川口智範君） 議員御指摘のとおり，マングローブパークが体力増進のため多くの皆さまに幅広く御利用いただいております。設置者としては大変うれしく思っております。

議員御提案の減免の関係でございますが，まず，団体利用等につきましては1割減免，あるいは教育

関係につきましては5割減免等の減免制度がございます。ただ、議員御指摘の部分、個人利用の部分につきましてはのお話でございますが、世界自然遺産登録や本施設の果たす役割が大きくなっておりますので、将来を見据えた施設の在り方、整備の目的など利用者のすみ分けなど、さまざまな課題があるかと思っております。その中で使用料の設定額なども併せて整理させていただければと考えております。

また、使用料につきましては、指定管理者の経営部分の直接に関わるものでございますので、より慎重な協議・検討をしていかなければならないと思っておりますので、御理解をお願いしたいと存じます。

17番（栄 勝正君） 三義山運動公園は、70歳以上はすべての施設が無料であります。マングローブ公園もそのようにまでしてとは言わないんですけども、やはり毎日、あるいは1か月、20日ぐらい来る人たちのためには、やはり健康増進、体力増進については医療費、介護保険の抑制にもつながりますので、是非検討してその辺は考えてもらいたいと思います。

時間がありませんので最後の教育行政、二つ一緒にお聞きしたいと思います。まず、電子黒板の導入は。そして、教員住宅の状況、そして今後の対応ということで質問いたします。県内の状況とかあるいは本市への導入をどのように考えているか。導入したらどういうメリット、デメリットが子どもたち、生徒たちにあるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

教員住宅の対応は、長浜で私の隣近所で50戸の教員住宅がありますけれども、何年とって空き家がたくさんあります。やはりこれいつも私だけでなくもったいないなという人がたくさんおります。やはりもう先ほど言いますように、公営住宅を申し込む人は、たくさんいますのでですね、その辺を目的外使用もありますでしょうけれども、いろいろ対応して是非一般市民にも開放してもらいたいというのが私の質問であります。お願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 電子黒板導入についての御質問にお答えいたします。現在、電子黒板の県内の導入率は66パーセント、全国の導入率は69パーセントとなっています。議員も御承知のとおり、電子黒板は、主にパソコンの画面上の教材を映し出し、そして、児童・生徒が専用のペンで画面に直接書き込んだり、そして映し出された図形や文字、絵、写真などをタッチパネルで動かしたりするなど児童・生徒に学習のねらいを確実につかませ、書き込んだ内容を学習記録として蓄積できるなどのツールとして利点があることが明らかになっております。

本市といたしましても、授業で最新のICT活用を図れるようパソコンの新機種の入替え、教師用のノートパソコンの補充、各教室への校内LANの整備を重点的に行っているところでございます。

現段階では、パソコン室の有効活用、インターネットのデジタルコンテンツや発表用資料などをプロジェクターで提示するなどのICT活用をした授業をさらに推進したいと考えております。

議員御懸念の電子黒板の導入については、本市の財政状況、学校の実態を考慮しながら適切に判断していきたいと考えておりますので御理解を賜りたいと思います。以上です。

教育事務局長（日高達明君） 教員住宅の空き家についてお答えいたします。市内160戸中72戸、約44パーセントが空いております。今後、古い住宅が主ですが、長浜などの一部用途廃止などして活用しております。今後、地域活性化のために議員御提言のとおり、関係課と協議をして進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

17番（栄 勝正君） やはりICT時代、IT時代であります。是非ですね、やはりこの奄美では、1校も電子黒板は導入されていないとは思っておりますけれども、やはり、そういう時代に即応したためにもですね、電子黒板を導入して生徒が今、教育長が言うように、ここでペン書いたら、もう映し出されてですね、すべてこう学力向上にも一番役立つと言われておりますので、1校に1台でもいいですから電子黒板を導入してですね、子どもたちの教育に役立ててもらいたいと思います。また、いずれ委員会辺りで、文教厚生委員でありますので質問いたしたいと思います。ありがとうございました。終わ

ります。

議長（向井俊夫君） 以上で市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前 11 時 45 分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後 1 時 30 分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党 元野景一君の発言を許可いたします。

20 番（元野景一君） 平成 24 年第 2 回奄美市議会定例会に当たり、自由民主党 元野景一として一般質問をいたします。台風 4 号が思いのほか被害が少なく安堵したところに、県本土そして、日本本土の中での被害が出たようでございます。お見舞いを申し上げますとともに、台風 5 号がこのような前線を刺激して大雨の被害が出た模様です。引き続き警戒をしながら被害の出ないことを祈りつつ、一般質問を進めていきたいと思っております。

先の 3 月議会において、私は、奄美市議会議員として初めての質問をさせていただきました。奄美市への思い、朝山市長、そして、市当局へ対峙して奄美再生へ取り組むことができる喜びと意欲が募り、制御が利かないままに通告を行ってしまい、そして持ち時間の配分の計画が狂ってしまいました。そのため、実際私の通告した半分も質問することができず、積み残しの状態となりました。各担当部課長の下で夜遅くまで準備・御苦労なされたスタッフ・担当職員の皆さんに残念な思いをさせたことをこの場から陳謝いたします。担当準備をされた皆さん、あなた方の御努力と職責への熱意は十分に私は分かっておりますので、絶対にそのことを無駄にはいたしません。この後、私の議員職にある限りにおいて通告したテーマは、より研究を深め、独自調査と取材を重ねて、あなた方の担当部署に真しに向き合って質問して活かされるようにしていきたいと思っておりますので、お許しをいただきたいと思っております。早速、通告に従って質問を進めたいと思っております。

まず最初は、朝山市長への政治姿勢についてであります。朝山市長の政治家としての並々ならぬ決意、そして、奄美市長としてのこの重責に至るまでのさまざまな歷程は、先の私の 3 月議会の質問の答弁で本当に心を打つ、思いの熱く伝わってくるきめ細かい言葉で表現してくださいましたので、よく理解できました。

今回は、この奄美市の産業政策についてお尋ねをしようと思っております。私は、現在の奄美市の実態を見て、感じて強い危機意識を持っています。特に、時代の激変の中で産業構造が極端に変わり、流通形態の目まぐるしい動きと変化において、島外からこの島に入ってくる資金、つまり島から物質情報等売り出して外貨を移入させて成り立たせる自立を目指した形が、なかなか見えてこないからであります。

そして、激しいまでの人口減少は、その思いにますます拍車をかけてしまうのです。朝山市長は、先の 3 月議会の市政方針演説の中で四つの基本理念を示し、その中で重点施策として、恐らくこれが産業政策だと私は思うのですが、観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現を目指すとして表現されておりました。これは、総合計画の中のいわゆる高付加価値農業、観光交流、情報産業等の産業の連携を言っておられると思うのですが、その中で特に基幹産業として農業を位置付けると鮮明になされたわけですね。基幹産業を農業として奄美市を考える時、笠利、住用地区は、今までのなりわいを引き続き、その充実と発展を進めていくと理解したとしても、旧名瀬市とりわけ周辺の旧三方地区以外の中心市街地の感覚として基幹産業としての農業の位置付けをどのように捉えればいいのか、少し戸惑いと不安が感じられるところだと思うのです。無理ありません、この市街地の人たちにとって基幹産業といえば、本場奄美大島紬であり、それが稼ぎ出したその外貨が、巡り巡って潤された、それを基幹産業として捉えて生活をした経験がありますし、また、公共工事のもたらす地元へ投下された効果を、それを潤いとして感じたなりわいを持っておられたのが、この中心市街地の人々の経験であります。

このように奄美市の中でも基幹産業を農業と捉えることにさまざまな受け止め方があると思えるので

す。まして、時流は、ＴＰＰ問題が目前に迫ってきている中です。今後、１０年間の目指す基幹産業としての農業の在り方を、市長はどのようなイメージで描いておられるのか。強いリーダーシップで基幹産業を作り上げるという決意と意気込みを、再確認の意味も込めてお示しを願いたいと思います。以下、この産業政策、特に基幹産業、農業について絞り込んで質問席から質問を重ねていきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） こんにちは。それでは早速答弁に入らせていただきますが、農業は、とりわけ奄美市において、また、奄美群島において基幹産業として位置付けられた産業であります。加えて奄美群島の置かれた環境を申しますと、やはり議員が、お話しになりましたとおり、売上げよりも仕入れが多い、いわゆる域際収支はマイナスという実態であります。したがって、それらの負担を賄っているのが、やはり奄振法の一つの原点ではないかと思うところであります。

農業、観光、第三次産業、第一次から第三次産業に至る産業すべて大切な産業であります。第一次産業としての農林水産業、二次産業としての製造業、いわゆる大島紬業が現況にあります。第三次産業として観光業等々を捉えてみますと、奄美群島には、すべての産業が、上手くリンクしていくことが奄美群島の振興につながっていくわけであろうかと思えます。

そのような意味において、奄美群島、奄美市における農業の基本的な産業は、サトウキビ産業、いわゆる工芸作物であります。そういう中で今おっしゃったＴＰＰの問題、大変厳しい環境にあります。生産者補償額は４、０００円を超えるくらい。あとは関税による国の賄いによって約２万２、０００円相当の担当収入をいただいておりますが、これもやはりＴＰＰ問題、完全障壁のないグローバル社会における大変厳しい環境にあることは論を待たないことであります。

そういう中において、奄美市の産業の実態を捉えてみますと、合併時の奄美市の総生産額は、約１、３５０億円となっております。産業構成比率で申し上げますと、第一次産業が１パーセント、第二次産業が７パーセント、あとの約９３パーセントが第三次産業で、奄美市の産業構造は商業、サービス業に特化した産業構造と言われているのが実態であります。

そういう中において、やはり、農業第一次産業が振興するということは、私は、あらゆる第二次、三次産業に対する購買消費力を伴うと。農家や漁家の皆さん方が、サラリーをいただく産業構造の方々と同じように、定期的に確実に収入を得ることができるとような営農体系を構築していくこと。サトウキビは割合安定した収入を得る１年に一度の作物であります。その間に畜産が２か月に一度、確実に今、高値安定で収入を得ることができております。

併せて、それらの期間内に確実に一月に一度、いや２か月に一度、お金が入るとような営農体系を第一次産業、また水産業者が構築してまいりますれば、必ず二次、三次産業の消費購買欲、ひいては投資につながっていくものと考えておりますので、それらどちらかというところの低い産業構造の皆さん方が消費購買力を高めるような環境を整備していくことが、私はやはり地域の振興のために大切だろうと。そういう意味において、やはり農業、第一次産業を振興していくことは、二次産業、三次産業に特化している。影響を及ぼすというふうなことから第一次産業、特に農業というものをしっかり根を付いた安定収入を得ることのできるような産業構造、基盤整備にもっていくことが、私は大切なことだと考えているところでございます。

これら大切な産業は、すべて、付いて目を通して職員一丸となって努力をしてまいる所存でありますので、議員の皆様方をはじめ、市民の皆様方の御理解と御支援をいただきながら、あらゆる産業の振興に努めてまいる所存でございますので、どうか御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

２０番（元野景一君） 市長の本当にこう配慮した産業政策、すべての産業は、こうリンクされて回っている、その御答弁は非常に分かります。産業政策について、先の３月議会で、その時の松元総務部長は、

こう答弁されました。基幹産業を農業と位置付けて高付加価値商品化，島外に売り出すことがどうしても必要だと，このように答弁をしたのを思い起こしております。それは何かというと，やっぱり大島紬であれだけの稼ぎをした，あれだけの島外から稼ぎ出した金がないとした場合，これをどうするかと喫緊の課題だったと思いますし，私もそう思います。そのとおりだと思います。

私も，なぜ自分は奄美市議として政治の場に立っているのか，何をやりたくて昨年の１０月の選挙に出馬したのか。今，冷静になって考える時，また，その時何を真っ先に市民に訴えたのかをこうじっと振り返る時があります。この奄美市の閉そく感，衰退していく姿に危機感を覚えました。喫緊のテーマは産業政策と思いました。最優先のテーマは，とにかく紬に代わる産業を作り上げて，そして，それで支えていく。そこで今回，あえてこの産業政策１本に絞ってお尋ねをしようと決めたわけです。

１０年間で５万人の人口を目標とする。こうおっしゃいました。大奄美市の基幹産業を農業と位置付けるならば，考えなければならない，この本気で作り上げていくんだと皆さん方ももちろん思っているんじゃないかと思いますので質問しますが，考えなければならないとすれば，視点は，この農業を育てるのには今の時代では，三つの流れ，大きな流れが私はあると思います。これまでの復帰して以来の農業は，本当に私たちも覚えています，もういろんなことがありました。瀬戸内ではパイナップル畑が一杯ありました。修学旅行としてパイナップルを僕は抱えて帰ってきました。パイナップルもできる。バナナがいいと言ったらバナナもできる。シイタケもできる何でもできる。国が県が進めるものは，何でも一応できるんだということは分かりました。しかし，それが長続きしない。なぜか，ここが今よくもう１回，問われてきていることだと思います。つまり，作ることは作るが，それがどう売っていくのか，どう製品化するのか，これが分からないし，これをまだ行政も指導しない。これを誰も指し示す人がいない。そういう時代を何回か繰り返してきた感が私は強く残ります。

そこで，今から私たちは１０年を目指して，１０年を目的に基幹産業を農業として朝山市長は作り上げるんだという夢を持ちましたので，それには一つは，農生産物，物産と言ってもいいでしょう。それはどうあるべきか。これをどのように構築するかということ，大変大きな問題が横たわってきます。

二つ目は，これを製品化する。いわゆる六次産業です。六次産業をするについて，どう始めて，どうなふうにやっていけばいいのか，これは私たちが，まだ経験したことのない，それこそ口で言うには簡単だが，どんなふうにしていいのか，何から始めたらいいのかということすら分からない状況じゃないかと私は，個人的には思っているんです。

三つ目，できた製品をどう売っていくのか。どう流通に乗せて，どう販売していくのか。この戦略をこの今の時代にどう合わせて持っていくのか。これはもう本当に想像を絶する大変な問題が，そこに横たわってきていると思います。

この三つが，同時並行でしっかりと作り上げられなければ，おおよそ基幹産業としての農業を基幹産業として位置付けることは難しい。大変なものを私たちは目的として，１０年間の目的として掲げ上げた。そこまでを今感じるんです。そこで，この一つひとつを丁寧に私は掘り下げてこれから質問をしていこうと思います。ですから私が，質問通告に書いたものは，項目としては個々ですが，これを部課長の皆さん，それぞれ先端に立ってこれから作っていく，１０年間かかって作り上げていくという思いの下で私が，皆さん方と質問討論をしながら，その中で探っていきますので，どうか御答弁をお願いしたいと思うところです。

まずそれでは，奄美市当局として基幹産業として位置付ける農水産物は，何だとお考えなんですか。例えば１０年間にわたって，これこれこれを基幹産業の農作物として推し進めていくんだというお覚悟が皆さん方の中にあるし，その計画があると思います。その作物を奄美の特産物として育て上げるというお考えがあると思いますが，それは何かお答えをお願いします。

農政部長（義岡 出君） 本市としまして，次の作物を基幹農作物として位置付けております。サトウキビでございますが，この作物は，伝統作物の一つで台風や干ばつなどの過酷な環境に適用性が高く，本県の南西諸島の約８割が生産している作物であります。また，農業従事者から占めるサトウキビ栽培農

家、栽培面積など重要性からも基幹作物と考えております。さらには製糖工場などへの経済的波及効果は、地域経済を支える重要な役割を担っております。

畜産は、とりわけ肉用牛の生産については、温暖な気候により自給飼料の生産加工が本土の産地に比べると容易であり、本市農業生産額の15パーセントを占めている畜産業であります。

また、果樹は、タンカン、スモモ、パッションフルーツ、マンゴーを中心に、傾斜地と施設を活用した栽培展開がされていますが、タンカン、スモモは平たん地の少ない名瀬、住用地区の山間部で、これまで長く生産されてきました。さらに近年は、パッションフルーツやマンゴー、ハウス等の施設果樹として、担い手農家が意欲的に生産に励んでいることでもあります。

野菜の基幹作物であるカボチャは、契約栽培による価格の高値安定が図られており、今後、面積の拡大が期待される作物の一つであると考えております。

20番（元野景一君） ありがとうございます。奄美市が、これが特産品だと胸を張って挙げられた項目がここに今挙げられたと思います。恐らく、これを今、一生懸命生産をしている農家の皆さんがいると思います。産業、いわゆるお土産とか何とかじゃなくて、そのちょっと食べるためとかじゃなくて、産業となる農水産物ともなると欠かせない条件があります。産業として島外に売り出して、それから益を取っていく、外貨を稼いでいくという産業として考えた場合ですね。それは定時、この季節にこの作物が送られてくる、提供できるという定時。定量、このぐらいいは生産できますよ、このぐらいいは安定して生産できますよという定量。それから定品質、バラツキがあつていい時と悪い時があるとかじゃなくて、きちっと管理されたある一定の品質があると私は聞いております。これが果たして初めて島外に出せる、島外に向かって奄美の特産品はこれであると、胸を張って示すことができる物産としての位置付けがあると思います。

これができなければ、ビジネスとして成り立ちません。恐らく、このビジネスとして成り立たせるまでの農作物の課題は、たくさんあると思います。そこで、お尋ねをいたします。これらの農産物の農生産物の現状、市当局は、これから10年間を目指して目標計画をもしお持ちであれば、産業としてですよ、産業として成り立たせるための目標があれば、主だつてでいいですからね。だつてそれがあれば代表的なものを教えてください。二、三教えてください。

農政部長（義岡 出君） サトウキビにつきましては、今後の主な取組として優良種苗の安定供給、病害対策の徹底、受託作業の推進、10アール当たりの収穫アップのための堆肥の利用促進等を図り、平成31年度には753ヘクタール、生産量3万トン、生産額6億1,300万円を目標に努めてまいりたいと考えております。

次に、畜産振興につきましては、後継者の確保や肉用、繁殖牛の増頭、子牛の商品性向上を図ってまいりたいと考えております。平成31年度には、飼育頭数1,828頭、生産額2億7,600万円を目標に振興を努めていきたいと考えております。

タンカンにつきましては、高品質果実の安定性を進めることが、生産農家への所得向上につながるものと考えております。目標としまして、平成31年度には127ヘクタール、生産量1,020トン、生産額3億5,600万円として考えております。

その他果樹では、平成31年度にスモモで面積27ヘクタール、生産量で161トン、生産額で4,800万円、パッションフルーツで面積15ヘクタール、生産量で230トン、生産額で1億4,800万円、マンゴーで面積5ヘクタール、生産量で59トン、生産額で1億1,800万円として目標を定めております。

カボチャにつきましては、平成31年度には面積21ヘクタール、生産量189トン、生産額4,400万円を目標に今後、栽培講習の開催をはじめ先進地研修、現地検討会等を実施し、栽培向上の技術の向上を図り生産拡大につなげてまいりたいと考えております。

また今後、作物の振興上、農家の高齢化や後継者不足などが避けられない問題になりますので、後継

者育成事業や国の精農就農給付金の活用などを図り、担い手農家の育成に努めてまいりたいと考えております。

20番（元野景一君） 部長の力強い数値を示してのですね、御答弁いただきましたので、ちょっと胸をなでおろしているところなんです。基幹産業として農作物、農産物を位置付けるとした奄美市が、10年間で本当に、本当に作り上げてくれるだろうかという不安が実は、実は胸の中であるからなんです。というのは、総合計画を掲げて、そしてそれを発表はした。発表したその時点のところのそれぞれの、それぞれの作物の現状を見る時、どうも今、部長がおっしゃった形にたどり着くかなという、実はそういう現実的な問題がある。

例えば一つだけ具体的な例を挙げましょう。ちょっとずつ私も関わっているからですが、私は、スモモの作品を非常に奄美の特性のある作物だと思っております。それで私のつながりで東京で、それを製品化する関係の会社の人がおって、元野さん、この奄美のガラル種のこのスモモは大変貴重で大変もう可能性として最高ですよと、おっしゃる。それで、これこれこれの量を準備してくれんか、何とか駆けずり回って送りました、去年。

そして今年、それを製品化したいから、それを使って製品化したいから、先ほどの午前中の師玉議員のお話ともちょっと関連してくるんですが、タンカンの規格外品のお話とも関連するんですが、規格外品を是非、全部買い集めてそれを送ってくれんかと、どのくらい用意できるだろうかと、こうおっしゃるわけです。どのくらい必要ですか、10トンでも20トンでもいいってこと言いました。可能性としては、販路のところ逆から今、私は語っておるんですよ。農家の皆さん方のところからじゃなくて、逆のところ、買い手市場、そっから眺めて見たら、物はいいい、可能性もある、いい製品ができる。だからそれを買いたいんだがっていう形でお伺いしたところ、10トンも20トンも規格外品はありませんよと、今度は、こんなふうな話になってくるんです。

こういう形の話が進みだすと、これはもう産業ではありません。この間よかったから、これ作ろうと思ったけど駄目で、それだったら家庭でジャムを作る程度の話の延長線ではしかありません。産業としてとらえるのであれば、定量・定時・定品質をきちっと守っていく体制、農家の体制、それからその生産する生産物の体制をしっかりと作り上げていく体制が取らなければ、この後語っていく六次産業の話、流通の話が進まないんです。ですから先ほど言った、同時並行で作り上げなければ、この農業を基幹産業としては、作っていきませんよと言ったのは、ここにゆえんがあるわけです。どうか、そういったことを思ってください。

それともう一つ、私が心配するお話がありますが、先ほどの市長のお話にも答弁にも触れてありましたが、基幹産業として農業を位置付けるという施策を聞いた時、私はまず最初に、頭に描いたのが、TPP問題があるのだからなあ、鹿児島県は元より、奄美群島全体としてもTPPはもう絶対反対ですの姿勢は明確に打ち出しておりますから、そうした中で奄美市は、基幹産業として農業を位置付けて産業構築をやっていくんだという道を歩み始めるんです。これから歩み始めたんです。市当局としては、そのTPPは完全に阻止でいるという前提ですか。それとも基幹産業として農業を位置付けようとはするが、仮にTPP締結という最悪のシナリオを想定したとしても、基幹産業として農業を位置付ける奄美は、強い決意を持って市長は下して進んでいくおつもりですか。そこら辺りの勝算、市当局のお考え、計画を少し聞かせていただければ有り難いと思います。

市長（朝山 毅君） 随分、マクロ的な話になったようですが、TPPの問題は、国・県、地元市町村挙げて現状における関税の障壁は、まだまだ必要であるというふうなことから、TPPは反対しているわけでありまして。国内の産業においても電化製品とか自動車とか、そういう耐久消費財物については、ほとんど賛成の方が多いですが、農業のように消費を毎日していく産物、特に穀物自給率の40パーセントといわれる日本の国内の農業関係においては、いまだ体制足り得ないと。したがってサトウキビの問題を含め、奄美群島、鹿児島県の畜産等々含めて、いまだ世界で市場で争うことの競争するほどの体

力のない企業であるというようなことから、私はT P Pは反対だと申し上げているつもりであります。

しかし、これは50年後、100年後ということになりますと、我々の次元の及ばないところでありますし、そのことについては申し上げませんが、現状における農業環境、農政環境においては、私は、難しいというふうなことを申し上げているわけでございまして、国がどのような国益を持って臨むか、県益をどのような形で行使していくか、我々は郡益をどのような形でトータルして理念をまとめていくかという問題でありまして、あとの問題については、やはり世界的なG A T Tの問題であり、ウルグアイラウンドの問題であり、関税障壁の問題であり、いろいろアジア圏域における貿易、T P Aを含めていろんな形があるわけでありますので、そのことについては国政に携わる人々に委ねるとして、我々の地域の声は、こうであるということだけは刹那的であり、短期的であるかも知れないが、私は、そのことを唱えてまいりたいというふうに思っているわけです。

20番（元野景一君） 市長の御答弁よく分かります。気持ちの内、その裏に隠された思いもね、よく伝わって来るんです。本当に私たちの奄美が考える時に、やっぱり農産物を基幹産業として取りあえず固めて、そして、それをリンクさせるものをどんどん積み上げて、産業を構築して外貨を稼ぐ以外に方法はないんだという思いが、よく分かるんです。それで、この話を私は、議員としてなつて一番のテーマにしておりますから、詳しく聞いているところなんです。

それでは、この農産物、今、部長は挙げられました。今のところ可能性として、こうこうこういう物がありますと、目標高もこんなふうに目標を定めて一生懸命努力するんだという意気込みは、よく伝わってきました。それでね、これからそのあと六次産業の話について質問移っていきますが、そのあとに販売、流通販売のことにも触れていきます。これ少しね、関わってくるからお話ししますが、これを六次産業化、それから流通化を進めるとしたらですね、必ず出てくるのが、この商品は、この作物は、どうどういう成分があつて、どうどういう効能があつて、効果があつて、こんなふうなところがあつてという、いわゆる分析、これがこの頃とっても必要だと思います。

これをね、農家にやりなさいと言ったらね、これ大変なお金がかかるんですよ。私も経験したんですが、実は、また先ほどのスモモの例でとりましょう。スモモがですね、この成分を分析したら、とても今、流行りのそのアントシアニンという、目にいいとか言うブルーベリーの何倍とかいうのがある。これがこのガラリ種の奄美のスモモに大変多く含まれているということの期待感が持たれました。

そのある、そのメーカーから奄美でこのガラリ種の分析した分析表がありますか、これがあつたら是非送ってください。これは販売につながっていきますからということで、さて、どこに行ったらいいんだろうと思いました。そこで、農業研修センターに行きました。いや私たちのところはやっておりません。どこに行ったらいいのかも皆目分かりませんが、分かりませんでした。結局、奄美ではやっておりませんでした。奄美市では。

こういったもの、スモモだけではありません。胸を張ってこれを産物だ、特産物だとする例えば農産物があつたら、この成分、そういったものの分析もきちっとして、そういったものの申し出があつた時には、これがこの作物だから、どんどん売ってくださいというぐらいなね、やっぱり体制、農政部の体制をしっかりと整えておかなきゃいけない。そう思います。

かつて私たちの奄美の農業は、県からなのか、市からなのか分かりませんが、これがいい、これがいいって推薦された作物は、幾らでもありました。それが、いつの間にか立ち消えになりました。これは何か、これは何が原因だったのかっていうのをね、私たちは十分に反省をして十分に研修をして、そしてこの基幹産業農産物として備え付けるという覚悟を決めなくちゃいけないと思います。それは、やっぱり市です。市当局です。こっちがリーダーシップを取っていかないと、なかなか農家は、もう歳も取ってきた、継続していく人も少なくなった。こういう悩みの中ですね、さあ、やろうかという人は、なかなか出てこない。ここまできたら市が、市当局の中の農政部が先頭切つてリーダーシップを取って、そして、農家を全部説得して歩くぐらいのスタッフを少し充実して、そして行かなければ、私は、大島紬に代わる基幹産業としての農産物を作り上げることは不可能であろうと思っております。そこら辺り

のお覚悟どうですか、農政部長。

農政部長（義岡 出君） 基幹産業の分析でございますが、現在、奄美農業創出支援事業で今年度予算を組みまして、地域農産物や特産加工品場の紹介をするために、タンカン、パッションフルーツ、マンゴー、スモモ等の機能成分分析をこれから行う計画でございます。そのようなことから、この分析結果が出ましたら、またいろいろと付加価値が出る生産物を奨励していきたいと思っております。

20番（元野景一君） とっても力強い御答弁ありがとうございます。是非そうしてください。そして、本当はもう既にそういったデータ蓄積は、農政部にしっかりありますよと、じゃんじゃん作ってください、じゃんじゃん売ってくださいという、この意気込みがあなた方に先頭に立たれたら、きっと私は、そこからが始まりが出てくると思います。

さあ、六次産業化についてお尋ねをしたいと思います。六次産業化、つまり製品化していくんだということですね、先ほど午前中、師玉議員のお話しも聞きました。聞きながらずっと私もこの質問をどんなふうにするかということを組み立てておりました。

選果場ができました。立派なことです。遅いぐらい、やっと選果場ができた。しかし、午前中言ったように持ってくる品物がありませんよと、それもそうでしょう。卵が先かニワトリが先かであれば、それでもいいから選果場はできた。それならタンカンをうんと作ろう、こんなふうで作ろう、こんな品質で作ろう、こんな量を目指して作ろう、こんなふうな時期にきっちり出されるように作ろうってこと、どうか農政部が先頭に立ってですね、きちっとした計画を立てて、それを進めてもらいたいと思います。

そして、六次産業化です。すぐは製品化できません。成果を出す時のその物は、いろいろできるでしょうけれども、この特産品を利用して製品化する。例えばジャムにする、例えばそれをお菓子にする、例えばそれをある今流行りの何かのスイーツにする。こうした時に、その基礎となるそれを材料として作っていく、その英知が少し蓄積されないといけないと思います。

そういったことを踏まえて、六次産業化のそういった準備は今、農政部のほうで計画がありますか、それとも今検討されていることがありましようか。ここら辺り可能性があったらお知らせください。じゃ質問ちょっと変えましょう。

つまり六次産業化するための動きが、あなた方の中で今、こんなことをしていますというのがあれば、ちょっと紹介してくださいということです。それだけでいいです。

商工観光部長（川口智範君） 議員おっしゃるように、成分分析等を踏まえた上で私ども地域特産品の開発、観光客をはじめ、こういった需用者がいるわけでございますので、こういった部門へのつてことで私どものほうから回答させていただきたいと思います。

今年度実施いたします地場産品新規特産品確立促進事業において、産学官一体の協議検討をこれから進めていこうということで考えているところでございます。

議員もおっしゃるように、地域特産品の開発に当たっては、いろいろなストーリー性が必要になってくるかと私ども思っております。議員が、おっしゃるように成分分析の話もあります。これは素材に由来する追求型の商品開発だと考えております。そのほかに製造とか加工の際のこのこだわりを追求する型がございます。あるいは地域力、こういった部分で商品開発をしていこうというような類型が、いろいろとあるかと思っておりますので、こういった類型と照らし合わせながら、こういった部分が、この農作物にはいいのか、あるいは漁業関係では、こういった展開がいいのか、こういった中で考えてまいりたいと思いますので御理解を賜りたいと存じます。

20番（元野景一君） 川口部長のおっしゃることは、よく分かります。そこで私は、この話はね、どんどん拡散するともうどんどん広がりますので、できるだけ時間も迫ってきますから、萎めて農産物に私は限定してお話しをします、今回は。しかしこれは、漁業の特産、それからニワトリ、ニワトリですね、

これの特産，いろいろあると思いますが，まず農業のことについて少し言っていきたいと思います。そういったふうな形で六次産業化する，これは技術が要ります。どうしても作ればいいってモンではないと思います。市場で売れるものを作れなくちゃいけない，これが六次産業化だと思います。この作るデザイン，作る品質，それからその売り方，これはそのあとの流通，それとも重なってきますが，これを本当に念頭に置かないと，私はこの奄美でのこの産業化が，やっぱり非常に難しいと思っておるんです。ですからね，逆に向こうのほうから，こんなものが大都会でこんなふうに，ここのこの素材でこんなふうにつくったらこんなに売れますよっていうノウハウ，一杯あるんです。そこから入れてきて，そのためには，こんなふうな機械で，こんなふうな製品を作れるんです。機械から，場所から作り方まで，そこからノウハウを取ってこないと，市場が要求する六次製品化の作業は，できてこなくなってくる。ここに難しさがあります。これは今まで奄美の農業を戦後，復帰のその中でずっとつき進めたのは，ここで作ってこれが売れないか，売れないかということで全部駄目になっているのは，そのマネジメントがないからです。向こうからその要求を聞いて，それを全部ここで受け入れて，それもできます。これもできます。さあこれはどうですかという形の体制まで作り上げないと，この六次産業化にしていく，奄美の特産品を六次産業化にしていくっていう産業にならないと思います。部長，どうでしょうか。

商工観光部長（川口智範君） 議員おっしゃるとおりだと私も思っております。具体的な取組といたしまして，東武物産展，東武百貨店の池袋店での物産展がございます。この物産展の際には，必ずどういう商品を出すのか，議員がおっしゃるようにパッケージから，その量的なもの，そういったものが都議会の方にどう受け入れられるのか，この辺りの部分について商品の意見交換的なものが，その都度行われております。そういったのを踏まえて東武百貨店へのいろんな出品というのはなっておりますので，今後もそういった物産展を通して，売れる商品が何であるのか，こういった部分については，十分研究検討していかなければならないものだと考えております。併せまして，具体的に専門家を呼んで，そういう研修会等につきましては，今後，検討させていただければと考えております。

20番（元野景一君） ありがとうございます。六次産業化についてのいろんなことをね，私お話ししたいんです。ですが時間も迫っております。六次産業化にするに当たってのもう一つだけ要望を含めてお願いすることはね，農産物でこうこうできました。先ほど言いましたように，規格外品もこんなにありましたと，これをストックする，製品化してストックする。つまり原材料としてストックするとか，原材料として作って，そして，いつでも市場の要望に応じられますよというような，そういうところまで作っていくものも実は，必要なんだということを痛感しております。

例えばです。冷凍庫，例えば，スモモ10トン送ってくれ，20トン発注します。全部規格外品が出ました。一杯，だけどこれは一週間の間に全部出てくるんです。一週間のうちに摘み取られたスモモの箱の中に詰められた物は，3日ぐらいでどんどん劣化していつてもう汁が出てきて腐ってします。これをこの規格外品を製品化して，本土に製品化して売り出すためにはですね，どうしてもそれは凍結して持つておかねばなりません。向こうもいつきに10トン20トン，ボンと送られてそれを受け取る会社はどこもありません。そうじゃなくてそれをいったん凍結して50キロ100キロという形で小分けにして，そのある一定の期間の中に送り出す。そういうサービスも地元の中に確立しないと，これはビジネスとして成り立っていかないんです。これをこの体制をどう取るか。それは是非六次産業化に当たっては，検討課題として是非考えてください。冷凍庫，それからそれを液状にするジュース化して，それを物産として持つジュース化する施設，それを粉末化する施設，それをペースト状化する粉末，この4施設は，どうしても六次産業化を目指すのであれば必要なものだと私は思います。どうか御検討をお願いしたいと思います。

時間も迫っておりますので，最後の流通販売戦略についてお尋ねをいたします。最後は，こうこうしてできた物，そんなふうにしてこんな立派な物があると云っても，この流通販売をどう戦略立てていくか，ここが最大の問題です。これが奄美のビジネスで一番弱かった。復帰以来，ソフト産業で予算

が使えますよというのも、やっとな国土省もこういったものに話の耳を傾けてくれる時代がきたというのは、この間の勉強会でも分かりました。そこに乗ってくる、耳を傾けてくる体制ができました。

流通販売戦略について、市当局は、今、どのようにお考えになっているのか。恐らく東武のこともその一角だと思いますが、そのほかに計画されること、それから当面皆さん方が、どうなふうな形で戦略を考えられているか、これを一言だけ教えてください。

商工観光部長（川口智範君） 物産等の販売に当たりましては、通常、物産展を活用してその商品の販売を行うと同時に、その際にインターネット等を通じての販売もできますよというようなピーアールのチラシと郵便での注文もできるというような、そういったチラシなども置きまして、物販に努めております。

物産展という一つの手段もございます。それと併せまして、今、私どもが努めておりますのは、100人応援団の応援団店舗という部分でございます。この100人応援団を活用して、先ほど来あります農作物を含めた奄美の特産品の知名度アップに努めていこうというのが一つの方法でございます。この方法につきましては、当然お金があればアンテナショップ的なものを設置して、そこで農産物を含めた特産品等を取り扱えれば一番いいわけなんですけど、そういった部分が大変厳しい状況下にございますので、まずは出身者を中心とする100人応援団の皆さま方の店舗あるいは居酒屋等こういったものを活用して、何とか物産を販売していきたいというのがございます。

先ほど意見交換会ということで物産の部分で申し上げたんですけども、商談会ということで売れる商品とか、こういった物の見極めも物産展等では行っておりますので、この辺りも含めて、そういった商品を100人応援団店舗のほうに置かせてもらえるような努力も今後、私どもとしては、してまいりたいというふうに考えております。

20番（元野景一君） 基幹産業としての農産物、この一点を考えても大変な労力、大変な英知、大変なそれぞれの努力が必要とされるのがよく分かります。流通、販売、この戦略において、どうかもう今、日本国中、各都市、それこそ市長が言いました、トップセールスマンになってという話は、もう定番になっている。どこの市長もみんなトップセールスマン、そのぐらいな形にして売り込んでいって稼ぐ以外にもう方法はないというところに時代がきております。

各都市間の競争は、もう激烈です。これに勝っていかなくちゃいけない。この体制は、商工観光部長のほうで十分なのかどうか、これからどのようにしていくのか、恐らく意気込みがあると思います。しかし、これは先ほど言ったように、この三つの条件をですね、同時並行的に力をいっしょにつけていかないと、さあ売れるようになりましたよ。流通もできるようになりました。契約もしてきましたが、物産は、まだ一つもできておりませんとかね、これじゃどうしても三歩進んで四歩下がるぐらいになってしまうんです。

ですから、そこら辺りのバランスを取りながら企画課、総務、財政全部総力を上げてね、きっちりとした計画の下に少しずつ少しずつ前進をさせて外貨を稼ぐ、この計画を是非取っていただきたい。これが産業政策の最大の課題だと思います。皆さん方のリーダーの双肩にかかっているんです。皆さん方がやっぱり真剣に奄美の物産を作り上げるんだ、それを対外に売り出すということを真剣に考えないと、いやどうせ無理だろうというのが、心の中にありましたら顔に出てくるんです。皆さん方が顔に出たら農家でやる人はおりません。そういった例が一杯ありました。昔、ビワがいいと言いました。商店街で財力を持ったのをつぎ込んで、ビワを一生懸命作りましたが、劣化して駄目だということになった。誰も責任を取らない。市も言いだしっぺは恐らく市だったか農協だったか分かりませんが、そう言ってブームはまき散らしたけど、駄目になったら誰も私じゃないという顔つきでみんな逃げた。この失敗を二度と繰り返してならないと思います。

私は、もう時間がきましたのでまとめに入ります。今回は、私は、農業政策一本に絞りで質問をさせていただきました。産業政策をしっかり構築して力強い自立経済の島を作り上げることは、私たち

の島人の永遠のテーマです。復帰以来、巨額の国費がつぎ込まれても、なかなかその目的は達することはできませんでした。時代の節目の中で、その格差は広がり、絶望を感じるばかりです。ましてや時代の変わり目、激減としか表現できない現実の中で奄美市の現状は、目を覆いたくなる様子を見せつけてきます。産業政策に的を一本に絞りこんで論じてみようとしてみても、その課題の多さに私は茫然と立ちすくむばかりです。10年を目途に基幹産業としての高付加価値農業を作り上げて、その活力を中心に人口5万人、総生産額1,400億円、大奄美市のそこに住む人々の幸せを生、き方を描いていこうという総合計画を練り上げ、その提言を受けて覚悟を決めて市政方針演説を行われた朝山市長の決意は、おおむね私は理解をいたしますし、私たちも議会も一生懸命努力をします。そういう思いながら私は先日6月13日でした、行われました、国土交通省の特別地域振興官の安栖宏隆氏の勉強会で話された事からを思い返しております。氏の言葉は、たったわずか1時間でしたので、早口でいきましたが、その言葉一つ一つ圧巻でした。そのとおりだと思いました。どれだけ分析されたのか、やっぱり頭のいい人だと思いました。ともあれ国土交通省も県も社団法人の奄美群島観光物産協会も方向として奄美市も一応の一致はみてあるなということを私は感じました。

10年は、あっという間にやってきます。焦る必要は決してありませんが、着実な計画の下に確実な歩みがどうしても必要だと痛感する次第です。こういう厳しい財政の時代であるなら、産業政策は優先順位を上げて、内向きの小さな地域のエゴに振り回された事業は、少しばかり我々も当局も我慢する。議員もそれを背負って当局にがんがん言わない。当局も少し内向きの小さなそういったものは少し我慢する、後回しにする。大奄美市再生の最重要政策の事業として取り組まなければ、私は、この基幹産業農業の作り上げは難しいだろうと思います。ただ、安栖氏のレジメの中の言葉に勇気が湧いてきます。氏は、多様な自然や文化に恵まれた豊かな環境、厳しい歴史の中で培われた強い団結力と個性、癒しの空気や時間に包まれる、そういう世界に類を見ないユニークな魅力に満ち満ちている奄美が、活力ある群島にならないで、島国日本の将来像をどうやれば描けるのでしょうか。このように絶賛しました。日本の将来の縮図が奄美にある。奄美は、人材も資源も歴史も文化も世界に奄美にしかない物を数多く有しており、奄美だから日本の地域活性化のトップランナーになれるポテンシャルがあると、何と勇気の湧く言葉を私たちにかけてくれました。

この氏が、今後、奄美を支える産業として、こう示唆をしております。強い農業への大改革を群島挙げて取り組む以外に人口増加の道筋は描けない。これまでの常識を排除し、将来に向けてどうすべきかを真剣に考えるべき時期だと、こう言います。この氏の提言をこれまでの御答弁をいただきました奄美市当局の考えを併せて推察すれば、基幹産業を農業と見据えて進むという目標を掲げて各施策の充実を図っていかなければならないと思います。

私は、この基幹産業、産業政策一本に絞って今回質問をいたしました。私は、質問したいことは、一杯ありますが、まず最初にこれをしたというのは、大島紬のあの素晴らしかった時代から今日を迎えて、それに代わるものを早く早く確立しなければ私たちは、子どもたちに夢を託せない。この強い思いがあったからです。時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で自由民主党 元野景一君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） 声だけでも大きく発言をしたいと思います。こんにちは。日本共産党の崎田信正です。聞こえますか。今、国会は、消費税増税法案をめぐる混乱をしております。国会で議論を重ねるのではなく、民主党と自民・公明の3党による協議で消費税10パーセントへの合意が伝えられています。消費税増税による日本経済への影響や国民負担による生活への影響などが賛否の判断にならず、

社会保障問題や解散の時期などが取引に使われるなど議会制民主主義の自殺行為ともいう状況が続いております。これに無批判のマスコミの姿勢にも問題があると考えております。昨日の同僚議員の発言の中でも政権交代を果たした民主党ですが、失望から絶望へと変わった、こういう発言がありました。そのとおりだと思います。

しかし、政権交代を果たした民主党が、なぜ絶望へ変わったのか、これにはやはり理由があるわけです。国民は、先の総選挙で政治の変革を願い自公政権にノーを突きつけたのに、結局変革することができず米軍普天間基地は、国民の思い、沖縄県民の願いに反してアメリカの即時閉鎖・返還を求めることなく自公政権と同じ辺野古への移設を選択し、財界の求めに応じて消費税増税、社会保障の大改革と自公時代の政治に戻ったことに、一番の原因があるのは明らかではないでしょうか。

三党協議、三党合意というのは、結局密室の増税大談合だと言わなければなりません。そして、そのつけは、中小企業の経営に、そして私たち庶民の生活へと回ってくるわけです。すべての生活費に係る消費税は、所得が少なくても容赦なくかかってくる最悪の逆累進課税であります。このような国の悪政から市民の生活に直接責任を負っているのが自治体であります。市民生活を守る防波堤の役割を果たすことが、益々求められていると申し上げ、通告に従って順次質問を行いますので、市民生活に思いをよせた血の通う御答弁を期待したいと思います。

まず最初に、奄美ひと・もの交流プラザについてお伺いをいたします。この件に関しては、私は、昨年の12月議会の補正予算で反対討論を行い、さらに24年度予算案についても反対討論に立ちました。問題点を明らかにしたわけであり、その問題点は大きく二つであります。議会に承認を求める議案にもかかわらず、検討に必要な資料が提供されていないこと。これは奄美ひと・もの交流プラザという個別問題以前の問題であり、車の両輪と称される当局と議会との関係でもあります。議会でまともな議論ができていない状況で、平成12年からの地元の強い要望だと説明しながら規模縮小ありきの説明がありましたが、議案提出にいたる当局の姿勢に問題があるのではないかと感じております。また、今後、検討するに当たって、これはいろんな角度から検討することが必要であり、税金の無駄遣いを防ぐことにもつながると思いますので、まずお伺いしたいのは、住用町和瀬の水産物加工センター、これは地域水産資源を活用し、地域の活性化のためということで地域の漁協関係者の期待が高かったものだと思います。既に1年が経過しており、目的を果たしているのかなどの検証がされているのか。運営の在り方であったり利用頻度がどうなのか。あるいは活用の在り方など、よく検証することは、今、計画をされている奄美ひと・もの交流プラザを考える上でも有意義なことだと思いますので、御答弁をお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長（川口智範君） 議員御存知のとおり、奄美市和瀬水産物加工センターは、平成20年から25年度にわたる漁村再生支援事業の一環として和瀬漁港に昨年3月に完成、同年5月から供用開始となっております。

運営につきましては、設置条例のとおり、奄美市の直営とし、広く市民全般に利活用していただくように管理体制を整えている状況でございます。また、本事業の目的である住用地域の水産業振興を図るため、当初より離島漁業再生支援事業を活用した住用漁業集落の施設利活用促進に取り組んでいるところでございます。

昨年度の施設利用状況であります施設見学者は多数あったものの、実際の年間利用回数は、35回と当初の計画を大幅に下回った結果となりました。なお、利用者は、住用漁業集落の一体のみでございます。

利用団体の住用漁業集落の加工活動につきましては、住用地域での水揚げの最も多いサワラを使った商品を製造し地元スーパーでの販促キャンペーンや池袋の東武百貨店における奄美の観光と物産展に出店するなど、当初は順調な好調な滑り出しでありましたが、年度後半において、台風の襲来や11月の

豪雨災害などによる出漁制限や原料の確保が十分にできなかったことなどが施設利用率の低迷になった原因であると考えております。本年度は、昨年度の課題を克服するためにサワラ以外の全魚種に対する買取り制度を整え、住用全域の漁業者に周知徹底するなど対策を講じております。その結果、現在は、原料である魚の持込み量及び加工作業が活発化されているところでございます。

また、今後すべての魚種を有効活用するため、昨年度も実施されてきた加工品研修会などを充実させることで新商品開発や品質安定化に努め、施設の利用率向上はもちろん、住用地域の漁業振興の拠点としての機能を十分活用できるように、引き続き取組を行ってまいりたいと思っております。

なお、住用漁業集落以外の一般団体に向けて、施設利用の啓発活動も併せて図ってまいりたいと考えております。

24番（崎田信正君） この加工センターは、現在できあがって稼働しているわけですから、今後どのように活用していくか、やっぱりきちんとやってもらわんといかんわけですが、今度の主題であるひと・もの交流プラザプラザについては、これからなんですね。同じように目標に達しませんでしたというようなことにならんように、せんといかんわけですけども、これについては先の一般会計の予算委員会の中でも議会に説明をするということでした。

これは、今度7月6日の全員協議会で説明をされるということになりますけれども、そこで資料の提供も含めた納得のいく説明がされるものと期待をしたいと思いますけれども、この議会への説明前に既に管理運営者の募集を行い、先日は、応募2者によるプレゼンテーションも実施をされております。プレゼンというのは、応募者の中から誰を選択するかという問題ではないと思うんですね。その施設が健全に運営できるところを選ぶということですから、評価基準というのはしっかり持って臨んでいると思うんですね。その2者で比較検討じゃなくて、元々これだけのことをやってもらうという評価基準があって、その評価基準に適しているかどうかで採用する、しないという評価になっていくと思うんですが、評価基準がどうなっているのか、お伺いをいたします。

農政部長（義岡 出君） 評価基準については、選考委員会採点基準を設けており、主な項目について申し上げますと、一つ目に管理運営方針と施設の設置に合致しているのかどうか。二つ目に平等な利用が確保できるよう考えているのかどうか。三つ目に維持管理の考えとして適正な組織体制や人員配置が考えているのかどうか。四つ目に適正な管理の考え方として類似施設の関連業務の管理実績を有しているのかどうか。さらには五つ目に収入及び支出の積算方法が適正であるかどうかなどの12評価項目となっております。

その評価基準に基づいて19名の選考委員により採点を行った結果、味の郷かさを候補者と決定されたものであります。

24番（崎田信正君） その評価基準というのはね、どれだけの取扱量があるとか、そういうのは示されていないわけでしょう。規模を縮小するというような発言もありましたけど、どれだけの規模の場合は、どれだけの取扱量があるのか、維持管理がどうするのかというところで、評価基準がどんなふうに評価基準を決めるのかですね。

味の郷さんにこう決まったという今、発言がありましたけれども、その評価基準が、これは全員協議会の時で示されるわけですか。

農政部長（義岡 出君） 管理運営、また、諸々等の内容については、7月6日の全員協議会で説明させていただきたいと思えます。

24番（崎田信正君） このプレゼンについては公開されてね、市議会議員の皆さん方もたくさん参加をされたと思っていますけれども、それぞれの個人個人の議員の皆さんが、それを見てどのように感

じたかは聞いておりませんが、私は、評価によっては、やり直しもあるということだなというふうに思っ、その場は退席をしたわけですね。その評価基準というのは、点数ですよ、点数で決めているのかなと思いますけれども、何点以上とかそういったのがあれば、お示しをいただきたいと思ひます。

農政部長（義岡 出君） 評価基準は一応決めておりますけれど、点数については、現在手持ちに持っておりませんので、すみませんがよろしくお願ひします。

24番（崎田信正君） 判断のしようがないですよ、これね。評価基準も分からなければ、点数も分からなければ、味の郷さんに決まっ、内容はよくてね、それは決まるのは当然なんです、その内容がどうだったとかいうのが分からなければ、これは全員協議会の中で説明されると、けどこれ全員協議会というのは、説明だけです。そこで何か疑義が生じた場合、ああする、こうするという場ではないと思ひますので、こういうやり方で事が進んでいくということについては、非常に解せないと思ひますかね、納得できない思ひがしますが、その納得のできる説明を全員協議会の中で、資料をきちんと出してもらいたいというふうにお願ひをしておきたいというふうに思ひます。その中でまた質疑ぐらいはあると思ひますので、ほかの議員さんいろいろ聞きたいことがあるのではないかなと思ひますので、その場に譲りたいというふうに思ひます。

次、安全安心のまちづくりについていきます。子どもが巻き込まれる痛ましい交通事故が、各地で発生をし、子どもや保護者の方もいつ我が身に降りかかるかと心配をされる状況だと思ひます。自然災害の発生というのは、人間の手で防ぐことはなかなか難しいところが多く、避難場所がどうのとかそういった対応策が求められるわけですが、交通事故は人の手で防ぐことができるものであり、犠牲が出ないように手を尽くすことが必要であります。英知を集めてできることは素早く実施をすることが必要であります、そこでお伺ひをいたします。この交通事故が多発したというニュースを聞いた時に、ピンとまじ感じたのはですね、赤木名地区、ちょうど総合支所の前の道路の拡幅工事、今やっております。その工事の内容は、通学路でありながら歩道が分けられてないから危険だと、だからこの工事が始まったんだというふうには私は理解をしておるんですが、なかなかそれが完成をしないということになります。ことは子どもの安全のことです、これはいつ完成をするのか。このことについてお伺ひをしたいと思います。

建設部長（東 正英君） 県道佐仁・赤木名線の整備につきましては、事業主体の県にお伺ひしたところ、目的といたしまして通学路の安全向上、奄美大島北部から港湾、空港へのアクセスの向上、地域の振興を図ることなどを目的といたしまして、平成15年度から事業に着手をしているとのことです。

現在は、外金久集落から里集落との交差点までの全体延長790メートルのうち490メートルの整備が完了しており、笠利総合支所前約300メートルを残すのみとなっております。

県におきましては、財政状況が極めて厳しい中、工事費の確保に重点を置く必要があることから人家連担部の改良事業など用地補償費の割合が高い区間は、コスト縮減を検討した上で整備を進めるとのことです。

市といたしましては、最近、議員おっしゃったとおり、全国で発生している通学路での事故等を踏まえ、安全性を確保するためにも残りの区間の整備につきまして、早期に工事を再開し完成できるように県へ要望をまいりたいと考えております。以上です。

24番（崎田信正君） そうですね、財源確保が難しいということで工事がストップしているということですが、県の事業目的でも通学路ということがありましたので、これは財源の問題じゃなくて子どもの将来のことにもかかわることですから、早急に工事再開をするように強く要請をいただいてですね、早く安心して通れる道になるように進めるのが自治体の大きな仕事だというふうに思ひます。

また、通学路については、全体の総点検がやっぱり必要だと思うんですね。先日、新聞報道でありました、あれは交通多発地帯の点検ということになっておりましたけれども、通学路についての安全確保のためにということで、昨日、衆議員の質問の中でも8月ですか、目途にやっていくという発言がありましたが、箇所付けでいけば、例えば朝仁新町ですね、新しくコンビニエンスストアが開業してですね、結構車の出入りが多いんですね、立地場所がちょうど交差点に面しているところであり、通学路ともなっていることから今まで交通事故という話は聞いていませんが、交通事故の危険性を心配する地元のお母さん方の声もあります。

さらに、笠利の宇宿地区の通学路については、以前に関係者を交えて現地調査も行っているというふうにも聞いておりますし、さらに笠利では喜瀬集落、ちょっとカーブがあつて、やっぱり危険だなと感じるところもありますので、これらの箇所について対策があるのか、お伺いをしたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 通学路の安全点検についての御質問にお答えします。通学路の点検については、かねてから各学校が主体的に通学路の実態に応じて実施をしております。議員の御案内のとおり、今年度は4月以降、全国的に発生した通学途中での痛ましい交通事故を受けてガードレールや通学路標識の設置といったハード面の整備を念頭において通学路の点検を既に実施しております。

さらに今後は、すべての学校関係者、PTA、道路管理者、警察、教育委員会などによる緊急合同点検を8月末までに実施することを予定しております。関係機関と連携して危険箇所に対する対策案を作成し、その実施に向けて道路管理者及び地元警察署と連携をしながら働き掛けていきたいと、こう考えておるところでございます。

なお、宇宿小学校区の通学路についての御質問にお答えします。宇宿小学校近くの道路については、保護者の間でも以前から危険箇所として指摘されており、これまでに道路拡張を行い、歩道を設置するよう要望を出してありますが、予算面や用地買収などにかかわる問題などがあることなどから改善されないまま現在に至っております。

1か月前に奄美署交通課も現地調査を行っており、改善すべきとの指摘があつたと聞いております。しかし、先ほども申し上げましたように早急に解決できない問題があります。一方でよりよい環境を整備しようということで交通安全協会節田支部の御協力により、近日中に危険箇所の目印となる青色回転灯が設置されると聞いております。今後とも危険箇所に対する改善策を検討し、関係機関に働きかけて児童・生徒にとって、より安全な交通環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので御理解いただきたいと存じます。以上です。

24番（崎田信正君） 朝仁新町と喜瀬のほうの回答はなかったんですが、これは8月までに先ほど言った中に含まれると、もちろんここだけじゃありませんけれども、いろんな箇所ですそういう場所があるのかなという思いもしますので、しっかりとした対策が取られるようお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、地域経済活性化の件についてですが、公契約条例の制定についてです。この件については、これまででも取り上げてきました。研究課題だということで、まだ実現をしておりませんが、この条例は御存知のように千葉県の野田市が、問題意識を持って官製ワーキングプアをなくす視点から最低賃金を引き上げることが必要だとし、国を動かすためにも自治体で条例を作って全国に広げることで、国が動かざるを得ない状況に世論を高めていこうというものだったと思います。

この動きに応じてかどうか、それぞれ考えてだと思うんですが、政令指定都市で川崎市が条例を作りました。その後、多摩市、相模原市ということで、現在、4自治体でこれが制定をされております。さらに、議会での意見書採択は、この種の採択は882も上る状況になりました。

さらに、貧困問題にも力を入れて取り組んでいる日本弁護士連合会も2011年の4月14日に全国の自治体、全部ではありませんが、貧困問題ワーキングプア及び男女間賃金格差の解消の見地から公契約に基づいて労務に従事する者たちの適正な労働条件を確保するために公契約を規制する条例、公契約

条例を積極的に制定することを要請するとして意見書を出しております。

これらの情勢の変化、つまり発展といいますかね、これに伴って奄美市も条例制定に向けた具体的な研究を進めるべきだと思いますが、御見解をお伺いをしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 公契約条例についての見解ということでございますが、本市といたしましても労働者に一定水準の賃金が支払われることにより、労働者の適正な労働条件が確保されることは、労働者に生活の質的向上の面でも重要と認識しております。

現在本市では、受注業者等に対し労働基準法や最低賃金法などを順守するよう契約書に明記するとともに、公共工事におきましては、下請労働者の適正な労働条件の確保のため低価格での受注とならないよう最低制限価格を設けて、その算定式の公表を行っているところでございます。

また、千葉県野田市と指定都市でございます神奈川県川崎市、こちらのほうで公契約条例を制定しておりますが、野田市の場合、予定価格1億円以上の工事、川崎市の場合、予定価格6億円以上が対象金額ということで非常に事業規模が大きいですということでございまして、当該市の工事がどの程度請け負われるのかと、ある意味この公契約条例が制定されたことによって、どの程度の効果があるのか、今後、検証させていただきたいと思っております。

議員のおっしゃいますように、平成23年4月11日付けで日本弁護士連合会から公契約法公契約条例の制定を定める意見書、こちらが全国の自治体に出されていることは承知をいたしております。しかしながら国内で先ほど議員のほうからございましたように、4自治体のみの制定であること、また先ほど申し上げましたように、この川崎、野田両市の情報をこれから検証させていただきたいということ、さらに、国がILOの公契約における労働条項に関する条約第94号をいまだに批准していないことですね。このようなことございますので、本市としましても、もう少し時間をいただいて検討させていただきたいと思っております。

24番（崎田信正君） 国がね、ILOのそれを批准していないということはね、世界の情勢から日本の国が労働問題については遅れているということを示しているわけですよ。これをもって必要ないということには、もちろんならないわけですね。それぞれの市で特徴がありますから川崎とか千葉で、やっている内容をそのまま当てはめようということじゃないんですね。確かに今、4自治体ですけれども多摩とか相模原というのは、去年の12月にこれを制定しているわけですよ。まだ新しいですよ。だけれども意見書を取り上げているのは言っているように880、議会では進めようということをやっているわけですね。

だから奄美市で、どのように取り組んでいけるのか、研究をするべきだと思うんですね。1億円の事業とかいうことじゃなくて、いろいろ考えればできると思いますが、そういったワーキングプアをなくす。あるいは最低賃金は、奄美というのは、全国が一番最低ですよ、649円ですか、この間ちょっと上がっていますが、そういった状況じゃなくて、やっぱり700円するとか750円にするとか、そういった研究をしてですね、底上げをしていくということが重要だと思いますので、制定に向けた研究を、千葉とか川崎でこうで自分たちとはなかなか合わないから止めじゃということではない姿勢を示してほしいと思いますが、いかがですか。

総務部長（安田義文君） 今、議員からございました、国がILOの公契約における労働条項に関する条約第94号を批准していないということを申し上げましたが、議員御承知のとおり、先ほど全国の自治体に出されている23年4月11日付けで日弁連のほうは、国に対してこれを批准するようにというまた通知を出しております。これに対する国の動き、それを見てほかの自治体はどう動くか、そして、おっしゃってくださいましたように、私どもも先進地の二つを調査させていただいたりして、またその辺で検討させていただきたいと、こう考えております。

24番（崎田信正君） 次に、住宅リフォーム制度についてです。この現状と充実に向けた対策ということですが、この制度は、政府資金によって得る財源が確保できたということで5,000万円の予算をもって昨年、単年度事業として実施をされました。

私は、地域経済状況やお金を準備して利用する人の側の状況を考えた時ですね、利用したくてもできないという状況も考えられることから継続して取り組むべきだと申し上げてまいりました。そして今年度は、1,000万円の予算で継続されてよかったと思いますが、ホームページを見ますと、すぐに満杯になって申し込み終了だという状況を知りました。その時で、これは質問しないといかなんというふうにして準備をしていたものです。

今度の補正予算で2,000万円計上になっていますね、当初5,000万円でスタートして1,000万円で予算化をして、補正が2,000万円というのは、その流れからすれば大きな額だと思うんですね。それはよかったと思うんですよ。その2,000万円の補正予算が組まれた、その理由ですね、それだけ需要が多いということかと思いますが、それについてお伺いをしたいと思います。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。崎田議員が、この質問におっしゃったとおりであります。したがって答弁の用はないかもしれませんが、一応事例を述べさせていただきます。住宅リフォームにつきましては、昨年4,800万円事業費入れて、事務費入れて5,000万円を計上し、409件の交付決定に対し、工事総額が4億5,200万円の実績となっております。

今年度の当初予算では、100件1,000万円を予定し、4月10日より受付を開始いたしました。議員がお話しのとおり、去る5月の10日には受付が満杯となっております。昨年度からのアンケート調査の中でも、助成金制度があったからリフォームをした。工事内容を少し増やしたとの意見が多数ありました。それらのことから助成金制度継続の要望が強かったわけでありますので、当初予算に加えて今議会に200件2,000万円の補正予算を上程しているところでございます。御審議をよろしくお願いしたいと存じます。

来年度以降も継続ということですが、御案内のとおり、昨年度は、22年度の繰越の緊急総合経済対策事業を活用して1年限りの事業として実施をいたしましたが、今回の補正につきましても過疎地域自立促進特別事業債の追加分を活用することにより財源を確保できる見込みとなりましたので、実施をしたいと考えているところでございます。

なお、来年度以降につきましても今回のアンケート調査などを対象にしながら財源の確保に努めて検討してまいりたいと考えておりますので御理解をいただきたいと存じます。

24番（崎田信正君） 来年度以降も検討するという答弁ですので、非常に心強い思いがいたしますけれども、その時にですね、やっぱり奄美市の持ち家の中で、やっぱり古い家を持っている方もたくさんおられるんですね。そこに立派なお金をかけて改修しようということじゃなくて雨漏りを防ぐとか、壁をちょっと直す程度でいいというようなところになった場合ですね、50万円ってちょっとやっぱりハードルが高いんですね。そういった実情を見た時に、例えば30万円にしてその1割とか、もうちょっと使いやすい、使い勝手のいいものを検討するべきだと思いますが、これはまだ研究課題として、是非頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

次に、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律、いわゆる求職者支援法というものでありますけれども、これは2011年5月13日に成立をして、昨年の10月1日に施行されております。この2009年7月からは緊急支援事業というのがありました。無料の職業訓練と訓練期間中の生活費、月10万円ということですが、これを給付して、この事業が終了して恒久法として、これからずっと時限立法じゃなくてね、きちんとした法律として求職者支援法ができたということでありまして、奄美市の生活保護の受給率は70パーミルに近いんですね。全国で生活保護受給者が増えていることが、いろんな時に報道されますけれども、奄美市はその全国平均の4倍以上、4.3倍くらいかなと思いますけれども、そういう実態なんです。もちろん生活保護の中には高齢による収入のなさ、

年金が少ないからということで生活保護を余議なくされている状況もありますけれども、その一方では仕事がないために稼働年齢であっても生活保護に頼らざるを得ないと、こういう状況も存在をするわけです。

この制度が、有効適切に運用されることが望ましいわけですが、奄美市の現状と課題について、どのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

商工観光部長（川口智範君） 求職者支援制度は、リーマンショック後の厳しい雇用情勢を受け、平成21年7月から行われた議員御指摘のと通りの緊急人材育成支援事業を基に、平成23年10月に施行された求職者支援法により新制度として恒久化されました。この制度は、雇用保険の受給資格がない求職者の方を対象として職業訓練の受講を条件に給付金などを支給することとなっており、厚生労働省の認定を受けた民間訓練機関が提案した事業計画に基づいて実施する職業訓練を通じて、失業者の早期就職を目指すことを目的としています。

この制度の窓口が、最寄りのハローワークとなっていることから、ハローワーク名瀬に奄美市の実施状況等について確認いたしました。求職者支援制度とそれ以前の緊急人材育成支援事業を直近の平成23年度実績で見ますと、緊急人材育成支援事業9月までは9事業、求職者支援制度10月からの分では1事業と新制度になってから実施事業数の減少が見られております。

新制度は、従来のものに比べ実施期間の認定基準などにおいて、受講者の就業機会向上につながるような要件に改正されております。

本土に比べて実施できる民間訓練機関が少ないこと。加えて認定要件が変更されたことなどで実施事業が少なくなったと分析しており、平成24年度においては実施予定事業が4件と増えつつありますが、実施事業数が少ないことが当面の課題となっております。

ただ制度の改正に伴って働く能力、意欲のある方は、就業的なスキルアップにつながるなど就業支援として効果が見込めるため、本市としましてはハローワークと連携して取組を推進してまいりたいと考えております。

24番（崎田信正君） 対象者は、何人程度だというのが把握されているかどうか。

商工観光部長（川口智範君） 申し訳ありませんが、その数については、現在把握いたしておりません。

24番（崎田信正君） この制度、かなり要件が厳しくなってるんですね。どれほどの需要があるかということがありますが、とにかく働いて生活を支えるというのは、人間の営みの基本でありますから、これが有効・適切に運用されるということを望みたいと思います。有効・適切というのはですね、今、生活保護のことでいろいろ問題が出てますけれども、これを生活保護要件にリンクをするというような状況があってはですね、駄目だと思います。それはそれ、これはこれと別々にして、この状況で受けないから保護の申請を受け付けないとか、そういう動きが、奄美市ではないですよ、全国であるようなことも言われているので、そういったことがないように気をつけて有効・適切に多いに働く場所の提供も含めてですね、実現できるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、医療福祉社会保障制度であります。後期高齢者医療保険についてですが、今度、保険料が値上がりになっております。これは自民、公明政権時代の2008年4月に施行された高齢者の医療の確保に関する法律によって、75歳以上の人は後期高齢者保険制度に加入することになりました。

保険料は2年ごとに見直しをされるということで、2010年と2011年については保険料は値上げをせずに据え置かれたわけですが、今回の見直しによって2012年、13年の保険料は値上げになっております。

この保険料の値上げについては、市町村が運営する国保制度であれば、国保運営協議会あるいは各自治体の議会で審議をされ、その実態についても分かるようになっておりますけれども、この後期医療保

険は、ほとんど知らされないまま値上げが決まったように感じております。

高齢者の年金額は減らされ、奄美市は、据え置きとなったものの高止まりの介護保険料、それから高齢者世帯の生活を脅かし続けております。

多くの自治体では、介護保険料は大幅に値上げとなるなど、高齢者の生活はこれから厳しさが増していきます。このような状況が広がる中で、保険料の値上げは行うべきではなかったと今思いますけれども、値上げとなった要因は何か。さらに値上げになったことに対しての当局の見解をお伺いをしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君） それでは答弁いたします。平成24年、25年度の鹿児島県後期高齢者医療保険料率につきましては、均等割額4万8,500円、所得割率9.05パーセントとなり、広域連合の見込みによりますと、一人当たりの年間保険料が1,747円の増額となっております。

保険料が増額となりました最大の要因は、保険給付費の増であると考えられます。平成23年度の保険給付費と比較しまして、一人当たりの年間給付費が2.55パーセントずつ上昇しまして、2年間で387億円増額との見込みとなっております。

また、平成24年度から若い世代の人口の総体的な減少に伴い、後期高齢者負担率が10.26パーセントから10.51パーセントへと上昇することや、前回平成22・23年度の保険料率の改定時に保険料率を据え置くために平成21年度の剰余金をすべて活用したことなどにより、保険料率の料率の上昇を避けられない状況となっております。

そのため、今回も前回改定時同様、保険料に係る剰余金を全額活用したこと、また、鹿児島県に設置しております財政安定化基金についても最大限活用することとしており、保険料上昇を最小限に抑制した結果となっております。

本市の見解としましては、国が付加限度額の見直しを行ったことで、中・低所得者の保険料率の上昇が抑えられていることや、保険料の軽減などの低所得者対策が継続していること、また、本市の被保険者の一人当たりの年間保険料額が、平成22年度実績で県内平均と比較しまして年額8,000円程度低額となっていることから保険料率料の増の影響は、最小限に抑えられているものと考えております。

しかし、保険料率増の最大の要因が、保険給付費の増であることから、今後、高齢者の健康づくりの取組なども重要になってくるものと考えております。以上でございます。

24番（崎田信正君） 答弁にありましたようにね、この制度は、今度12年と13年の保険料ですよ、今の説明からいくと14年、15年もまた値上げになるんじゃないですか、これ。高齢者が増えて、高齢者が増えると当然医療費は増えます。若い世代は、少なくなってくれば、その比率もまた変わってきますよね。だからこれはもう自動的に値上げになるような仕組みになっているんですよ。ですから、ところが、ほとんど知らされていない。後期高齢者、広域連合の議会がありますけれども、議長も参加されておられますけれども、これが2月9日に議会を開いて1・2時間の日程でやっているんですね。そこで値上げの審議をしているわけですが、発言というのは、市議会議員の20名の推薦を受けて当選された持留良一さんだけが質疑を行い、反対討論も行っているわけです。あとの人たちは、何の発言もなくしてですね、簡単に決まってしまうというような仕組みが後期高齢者医療制度の大きな問題なんですよ。

そういったことになるとですね、次の2年後もまた値上げになると、さっき剰余金を取り崩してというのがありますが、16億1,000万円の剰余金をこれを保険料の値上げを抑えるために使ったと、だけれども値上げになったというわけですよ。

今度の予算の中では、剰余金がどの程度出るような予算になっているのか、まだそこまで見ていませんけれども、剰余金が出ないような予算であれば確実に値上げになりますよ。それが高齢者の生活実態を見ずに、お金がこうこうだから値上げですよというやり方で進められていくわけですね。

ここには、その保険を使って生活している高齢者の生活実態の思いを馳せた仕組みにはなっていない

と、これが次に質問をする国保広域化へのつながっていくということになりますから、非常に心配をするわけです。

それで国保広域化への対応について質問したいと思いますが、国保制度の発足当初、もうかなり何十年も前になりますが、その当時は、加入者というのは、農林水産業や自営業の人たちでしたけれども、現在は、雇用破壊による被正規労働者の増加や年金生活者、無職者、仕事に就いてない方で7割以上占めるという状況になっております。

低所得者が多く加入する国保というのは、元々国庫負担なしでは運営できないという保険なんですね。こういった医療保険にもかかわらず、国庫負担は削減をし続けてきたわけです。しかも、国保世帯の貧困化というのが、顕著になっております。その貧困化が、顕著になって進んでいるのに、その見直しをしてこなかったことが現在の国保危機を招いているわけですね。

財政難、高い保険税、そして収納率は88パーセント台から改善されない状況が奄美市では続いております。慢性的に国保会計は赤字を計上し、毎年5,000万円の一般会計からの繰入れを行っても、23年度の累積赤字は、これは先決処分で数字が明らかになっておりますが5億8,624万6,000円が累積赤字の額になりますよね。

20年度から平均1億5,000万円前後の赤字が計上されていることになります。この苦しい国保会計から担当者としては逃れたいという思いも分からないことはありませんが、これは自治体職員は、全体の奉仕者としての役割であって、市民の生活に密着して行政に当たることが求められておりますから、そうした時に今、政府が進めようとしている国保広域化について、2010年5月19日、厚労省は都道府県知事宛ての通達で、広域化支援等支援方針の作成についてということで着々準備を進めております。その中身は、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費の適正化策、こういった三つを指導しているわけでありましてけれども、後期高齢者医療制度でも今申し上げたように、保険者組織の広域化というのは住民から離れた組織運営となり、過酷な滞納制裁や無慈悲な給付抑制をやりやすくさせるものだという事になります。

市民にとってもまた皆さん方担当されている人にとってもですね、せっかく行政職を志して市職員になったわけですが、そういった人たちの思いにも歓迎すべきことではないというふうに思います。

今、進められているこのような広域化について、どのような思いを持っているのか、お伺いをしたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） それではお答えをいたします。広域化に対する奄美市の対応についてですが、これまで何度か議員より御質問いただいて、御指摘を受けております、まず国保の構造的な問題としまして議員の御指摘のように、高齢者の増加により医療水準が高いこと、無職者、失業者、被正規職員の比率が高く、所得水準が低いことなどが挙げられております。

こうした中で全国の市町村国保は、年間5,400億円にも上る法定外の繰入や繰上充用を余儀なくされており、現行制度の下では、将来に向けた国保制度の維持自体が困難であると感じております。

現在、広域化に向けての動きが振興しておりますが、全国知事会は、広域化に慎重であるとはっております。これは、国保制度の構造的な問題に対する抜本的な解決策の筋道が見えないまま広域化を進めることへの危惧があると感じております。

国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議の場で、全国知事会、全国市長会、町村会揃って国に対し恒久的な安定財源の確保などを含め、国の財政責任を明確にし、真に持続可能な制度とするよう要求をしているところでございます。

奄美市といたしましても今年の県市長会の要望事項として、国庫負担を50パーセント以上とするよう共同提案をしたところでございます。広域化の前に、こうした問題がクリアされることが望ましい在り方であると考えておりますので、国と地方の協議には、今後とも注視をしまいたいと考えております。

24番（崎田信正君） 広域化の前にやる必要があるという共通の認識ができたというふうに思います。それで元々はですね、民主党政権になって期待から失望、絶望へと変わったと言いましたけれども、民主党は野党時代ですね、市町村国保への9,000億円の国庫負担増を言っていたわけですね。もしこれ政権取って、実施をされておれば絶望じゃなくてもっと支持率上がったかなと思いますが、こういうことについては、きちんと実行してもらいたいなという思いがするわけです。

次に、国保の44条と77条について一括して質問をします。国保は、高い保険税ということで払いたくても払いきれないという世帯が、全国的に増加をしております。各市町村の担当者を悩ませ続けているわけですが、その高い保険税であっても、44条ですね、一部負担金のほうから質問しますが、一部負担金及び77条に基づく国保税減免の実施状況についてお伺いをしたいと思います。

国保第44条についてですが、この44条というのは、保険者は、特別の理由により保険医療機関で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者については、減額あるいは免除ができるという規定です。

実は、この法律というのは、古くから存在をしていたわけでありましてけれども、実際に各地で適用されるようになったのは、最近のことだと。私も旧名瀬市の時代から取り上げましたが、2004年4月に事務処理要綱が制定をされました。この実施条件について、どのようになっているのか。

次に、国保法第77条についてですが、これは、特別の理由がある者には、保険料、保険税を減免し、また、その徴収を猶予することができる規定であります。これについても実施状況をお伺いしたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） まず、国保法の第44条に基づく国保税減免の実施状況について申し述べたいと思います。

一部負担金の減免とそれから国保法第77条に対応いたします地方税法の717条に基づく保険税の減免についてですが、平成23年度の一部負担金の減免は、延べ72件ございまして、これはすべて自然災害によるもので、東日本大震災による減免が、延べ7件含まれております。

一方、保険税の減免につきましては143件ございまして、22年度から制度が始まりました非自発的失業者に係る国保税の軽減制度による107件を除く36件が、その他特別の事情による減免となります。

内訳としましては、災害によるものが13件、東日本大震災1件を含んでおります、その他が23件となっております。

24番（崎田信正君） 一部負担金の減免ですね、すべて災害ということですが、奄美市のホームページを見ても災害の時というふうに書いてありますけれども、全国で実施されている内容を見ればですね、病気であったり失業あるいは収入減、低所得そういったことでも減免理由にしているんですね。そういった意味では、奄美市の事例というのは、まだまだ遅れているということですから、もっと拡大をする必要があるのではないのかなというふうに思います。

それから第77条の保険税の減免についても、やはり一緒ですね。失業者による、自主的な自分の意思によらないで職を失う、リストラですね。そういったのは対象になりますけれども、やはり病気とか前年度の収入から大幅に今度は所得が少なくなる、収入が少なくなるといったのは対象外になっておりますから、そういったのも対象に含めるべきだということ。これはまた、いろんな機会で議論をしたいというふうに思います。

次に、特定検診受診率向上への取組についてお伺いをしたいと思います。健康で長生きをしたいというのは万人共通の願いで、その一つの手助けになる受診率の向上が伸びないというのは問題かと思いますが、それと同時に受診率65パーセント、平成26年まで延長されたと思いますが、65パーセントにならないとペナルティがあるということですから、これ深刻な問題ですね。先ほどから国保の問題が大変だと言っているわけですから、これに対する現在の取組状況は、どうなっているのか、お伺いを

いたします。

市民部長（田丸友三郎君） ただいまの特定検診に関する受診率を報告をまずさせていただきたいと思います。奄美市の受診率は、平成２０年度２８パーセント，２１年度２１パーセント，２２年度１９．４パーセント，平成２３年度１９．２パーセントとなっております。平成２３年度につきましては，昨年１２月から新たな取組として実施いたしました医療機関からの情報提供３２０件を加算することで３パーセント程度上乗せになるかと考えております。

受診率の向上に向けての取組についてであります，対象者の多い名瀬地区について申し上げます。これまでガン検診と抱き合わせて実施しておりましたが，この場合，検診車の駐車スペースを確保しなければならない関係から実施できる会場に限られ，検診会場から遠い地域で行ってしまうという反省から今年度は，特定検診は，特定検診のみの実施として，できる限り自治会単位の程度の範囲で特定検診は受けられるよう会場を変更いたしました。

議長（向井俊夫君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分本会議を開きます。

本日は，これをもって散会いたします。（午後３時４５分）

6月21日(4日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西 公 郎 君	2 番	安 田 壮 平 君
3 番	川 口 幸 義 君	4 番	栄 ヤスエ 君
5 番	師 玉 敏 代 君	6 番	多 田 義 一 君
7 番	橋 口 和 仁 君	8 番	向 井 俊 夫 君
9 番	渡 雅 之 君	10 番	戸 内 恭 次 君
11 番	関 誠 之 君	13 番	与 勝 広 君
14 番	叶 幸 與 君	15 番	奥 輝 人 君
16 番	平 川 久 嘉 君	17 番	栄 勝 正 君
18 番	竹 田 光 一 君	19 番	渡 京 一 郎 君
20 番	元 野 景 一 君	21 番	里 秀 和 君
22 番	伊 東 隆 吉 君	23 番	竹 山 耕 平 君
24 番	崎 田 信 正 君	24 番	崎 田 信 正 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

12 番	大 迫 勝 史 君
------	-----------

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	重 久 春 光 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	安 田 義 文 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	菊 田 和 仁 君	企 画 調 整 課 参 事 兼 検 査 指 導 室 長 兼 土 木 検 査 監	小 浜 忠 弘 君
市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君	市 民 部 参 事	有 川 清 貴 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	住 用 市 民 福 祉 課 長	浦 口 一 弘 君
福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君	福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君
福 祉 政 策 課 参 事 兼 青 少 年 支 援 係 長 兼 事 務 取 扱	禧 久 孝 一 君	商 工 観 光 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	前 田 和 男 君	紬 観 光 課 長	吉 富 進 君

6月21日(4日目)

住 産 業 建 設 課 長	柳	齊 君	農 政 部 長	義 岡	出 君
農 林 振 興 課 長	山 下	修 君	笠 産 業 振 興 課 参 事	熊 本	三 夫 君
建 設 部 長	東	正 英 君	都 市 整 備 課 長	上 島	宏 夫 君
土 木 課 長	砂 守	久 義 君	建 築 住 宅 課 長	大 石	雅 弘 君
笠 建 設 課 利 長	中	秀 喜 君	上 下 水 道 部 長	田 中	晃 晶 君
下 水 道 課 長	川 上	一 弥 君	水 道 課 長	佳 元	保 輔 君
下 水 道 課 参 事	林	茂 穂 君	水 道 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 管 理 係 長 事 務 取 扱	幸	文 治 君
教 育 委 員 会 長 教 務 局	日 高	達 明 君	教 育 委 員 会 長 教 務 課	嘉 原	孝 治 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局	澤	修 平 君			

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	倉 井	則 裕 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	橋 本	明 和 君
議 事 係 長	麻 井	庄 二 君	議 事 係 主 事	岸 田	賢 吾 君

議長（向井俊夫君） おはようございます。ただいまの出席議員は２３名であります。

会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

○

議長（向井俊夫君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

１１番（関 誠之君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。私は社会民主党の関 誠之でございます。

第２回定例会一般質問を行う前に、若干の所見を述べさせていただきます。一般質問第１日目の同僚議員の土木及び建設工事の発注について、平成２３年度、２２年度の受注額が突出している業者が２社ある。なぜかという質問がありました。工事の受注を公正に行うことは当然のことですが、また、永遠の課題でもあるように思います。当然、国や自治体が建設工事、物品やサービスを購入するいわゆる公共調達、公平に行わなければならないことは言うまでもないことであります。地方自治法２３４条第１項では、地方公共団体が売買、賃貸、請負、その他の契約をする時は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売りのいずれかの方法によると定めています。同法２項で、一般競争入札以外は、政令の定める場合に該当する時に限り、これによることができるとあり、一般競争入札が原則となっております。

一般競争入札は、原則的には誰もが参加できる入札方式であります。同法２項の規定に、地方自治法施行令１６７条により指名競争入札のできる条件を規定し、同法施行令１６７条の２において随意契約の条件を規定しています。つまり、指名競争入札、随意契約は、これらの条件に合致しないとできないことになっているわけです。指名競争入札は、自治体から指名を受けた事業者だけが参加でき、一般競争入札に適しない高度な技術を要するなどの場合に限られています。随意契約は、競争を行わず、特定の相手を選んで契約する方式で、予定価格が低い場合、競争に適しない緊急の必要などの場合に限定されています。競り売りは、実際にはほとんど使われていないのが現状です。

現行入札制度は、安さのみの追求となりがちで、不透明さや公正競争からのかい離があり、高い自治体契約は談合によるものではないかと自治体不信につながり、安い自治体契約においては、不当安売りが不公正労働、環境破壊や人権無視等を助長し、サービス低下、履行確保の不安を生むなど、問題点が指摘をされています。昨今安さだけを追求する入札から、従事する建設労働者や委託労働者の賃金の最低額を入札や落札の条件として自治体の入札、契約の中に定めていこうとする公契約条例の制定を目指す自治体が増えています。奄美市においても、公契約条例の制定について早急に制定するよう要望を行い、通告に従い、質問を行います。

私は奄美市の公共事業における情報公開は、県内でも進んでいることは十分に承知しておりますし、大変評価をいたしております。しかし、入札等制度改革については、今議会の一般質問でも議論されているとおり、改善すべきことは多いのではないかと考えます。そこで、通告の入札契約制度の在り方について最初の質問をいたします。去る５月１１日に発覚した龍郷町役場職員の公共工事発注に絡む贈収賄事件を受けて、奄美市の対応はどのようになされたのか、お答えいただきたいと思います。

次回の質問からは発言席で行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） おはようございます。ただいまの奄美市としましての処置でございますが、奄美市建設工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱、これに基づき適正に処理をしておるところです。

具体的に申し上げます。条例上の措置でございます。奄美市建設工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱第1条、こちらの中で代表役員等又は一般役員等が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕された場合、期間は逮捕を知った日から控訴の提起、または控訴を提起しない処分が行われたことを知った日までとなっておりまして、市としましては、第1回目は5月12日から5月31日までの20日間の指名停止を行いました。

次に、代表役員が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄容疑により控訴を提起された場合、期間は控訴を知った日から2か月以上6月以内と要綱ではなっております。私ども隣町で行ったところでございますけども、事務所が奄美市内にあるということで、この中で一番重い6か月を採用いたしまして、2回目の停止期間を24年6月1日から11月30日までの6か月ということで、相手方に通知をいたしておるところでございます。

11番（関 誠之君） 当然ですね、指名停止措置要綱というのがあるわけですから、それに沿ってやるというのは、行政として当然のことだというふうに思っておりますが、なぜこの質問をしたかと言いますと、奄美市の行政機関としてマスコミ等を通じてしっかり指名停止をしているという公表はですね、市民に対しての説明責任が本当にできているのかどうかと。例えばこの県の海上工事の指名停止の時には、行政自らマスコミを呼んでですね、奄美はこういう停止をやりましたというふうに発表しておりますが、そういうことをやるのが、市民に対しての説明責任を果たすと。そしてまた、職員に対する綱紀粛正、また、業者に対するメッセージにもなるんじゃないかというふうに考えておりますが、当局の考えはいかがでしょうか。

総務部長（安田義文君） まず、マスコミへの対応についてでございますが、事件につきましては連日の報道や記事に対する指名競争入札執行状況並びに年度別随意契約件数等が、既に報道されているとおりでございます。奄美市につきましても、記者のほうから直接、若しくは電話取材がありまして、対応はしております。しかしながら、議員のおっしゃいますとおり、県のほうは国の公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する方針、これに基づいて、そのような場合はホームページに掲載をしているところは、議員が御案内のとおりでございます。本市につきましても、このことを踏まえまして、ホームページへ掲載につきまして検討してまいりたいと考えているところでございます。

11番（関 誠之君） このことは非常に、きょうも新聞に龍郷の議会のことが載っておりましたけども、大事なことだと思うんですよ。やっぱり対岸の火事と見るのか、他山の石とするのかですね、こういったことによって自治体の入札、請負契約制度の改革に対する基本的な姿勢が問われているんじゃないかなというふうに思っております。そこで奄美市には奄美市入札制度等検討委員会というのがあるわけですが、当然このようなことを受けて、この検討委員会が開催されたとは思いますが、この検討委員会の開催状況と内容についてお示しをいただけますか。

総務部長（安田義文君） ただいまの事件についてのことに限って申しますと、奄美市入札制度等検討委員会につきましては、先ほど私から申し上げました指名停止2回出しておりますが、その2回につきましてこの委員会の中で協議をさせていただいたところでございます。

11番（関 誠之君） この奄美市入札制度等検討委員会というのは、入札制度等におけるより一層の透明性、競争性を確保するための具体策等について検討しということですね、指名停止をするためのものではないというふうに理解をしておりますが、私が申し上げたいのは、この事件を受けて、この検討委員会で恐らく入札の随契が主でしょうけども、についての検討をしてしかなるべきではないかなというふうに思うんですが、その辺について再度お答えいただけますか。

総務部長（安田義文君） 先ほど申し上げましたが、その事件についてってということで申し上げました。この委員会につきましては、もう議員がおっしゃるとおりの目的で設置をされております。これは19年の7月9日初めて検討委員会が開催されておまして、議員のおっしゃいますように、条件付き一般競争入札の導入とか、それから指名入札資格者の格付けに関する内容等を協議しております。20年12月24日に、今行われております電子入札制度導入について検討されております。ただ、この事件を踏まえての随意契約の件につきましては、既にガイドライン等を作成しまして、周知徹底をしておるところでございますので、この件につきましては、まだこの委員会の中では話し合いはされておられません。

11番（関 誠之君） であればですね、この入札の改革のための検討委員会というのはどこでやるのか。今見てみますと、この検討委員会は副市長が委員会の長になってるんですかね。そういうことを含めて、ちょっと調べてみますとですね、随意契約が平成23年度510件、18億6,101万3,157円、平成22年度分が564件、18億1,957万4,203円、平成21年度分が250件、13億6,879万1,648円と、かなりの額が随意契約でされておるわけです。

内容も見させていただきましたけれども、具体的に申し上げますれば、例えば水道の検針についてとか、毛布、避難所用の毛布購入が664万円とか、海拔表示の設置業務委託で2,100万とか、かなりのものがこの随意契約されておりますが、こういったことをしっかりと今日の龍郷の記事ではありませんが、チェックをする方法というのは、どこがどういうふうにするのか。そういった検討も必要ではないかと思えますけれども、このことについてお答えいただけますでしょうか。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

総務部長（安田義文君） 今御質問のございました個別のほうはその課に部のほうで答えをしていただきたいと思いますが、私のほうはチェックの方法ということでお答えさせていただきます。随意契約につきましては、先程来議員のほうからお話がありましたように、地方自治法施行令第167条の2、第1項第1号から9号に定めてございます要件に該当する場合に限られたものであるということでございます。あくまで競争入札を原則とする契約方法の例外的方式であることは十分認識をしておるところでございます。

そのことから、従来から行っておりますチェック体制といたしましては、まず各課の契約事務担当者を対象に、随意契約の考え方、契約執行方法の適切な運用など、共通認識の周知徹底を図るため、契約事務説明会を毎年開催しております。また、契約の執行伺いの決済の段階におきまして、各契約担当課長及び部長が審査いたしまして、更に本市では企画調整課におきまして、現場の状況写真、カタログなどを添付した執行内容の書類、これは設計書、見積書等でございますが、この精査や案件の詳細についてのヒアリングを実施いたしまして、随意契約案件が本当に地方自治法に基づく要件に該当するのか、安易に随意契約していないかなどの審査指導を行っております。今後も更に指導を強化して、安易に随意契約を行わないように取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

11番（関 誠之君） 先ほども申し上げましたように、564件で18億1,900万余りもあるわけですよ。ですから、この中にはですね、先ほど言いましたけれども、例えば根拠がはっきりしないのがあるわけです。確かに地方自治法施行令の162条の2項、ほとんどがいわゆる性質又は目的が競争入札に適しないとか、救急の必要であると。競争入札に付することが不利であると。地価に対して著しく有利な価格で取れるとか、ほとんどこの2, 3, 5, 6の項でやっておりますが、先ほど言いました具体的に申し上げますね、奄美市簡易水道事業水道施設管理及びメーターというのがありますが、いわゆるメーター検針、このことでメーター検針に限って言えば、一番高いのが291万5,000円なんですよ。メーター検針だけやってる方は。この簡易水道事業水道施設維持管理という頭が付

くと、一番高いので340万、一昨年22年度は400万という方もおられたわけですね。だからこれがメーター検針と簡易水道の施設をただ管理すると、この施設を管理するというものが付いて百数十万も差がつくということの根拠が私には分からないわけですから、そういったことをやはりどこかできちり検査室もありますから、そういうことをはっきり分かるようなですね、これは2号です。2号と言えば、先ほど言った性質又は目的が競争入札に適しないと。確かにそれはそのとおりだというふうに思いますけども、結果として出てきたのは400万、340万、330万、これは簡易水道事業の水道施設維持管理及びメーター検針。メーター検針だけしている方は、一番多い人で290万、こういう事例もありますから、是非その辺のチェックをですね、根拠をしっかりと言えるような、また、チェックできるような方法を作っていただきたいというふうに思います。

そこで3番目の入札監視委員会の設置についてということで質問をさせていただきます。この入札監視委員会というのは、入札が終わった後、ランダムに抜き出して、これをいわゆる事後評価をするわけですけども、県は2002年に設置をしておりますけれども、市もこういったものを設置することは考えていないかどうか、質問をいたします。

総務部長（安田義文君） 県入札監視委員会の概要につきましては、県発注工事の入札契約の手続きの運用につきまして、指名業者の選定理由や契約の経緯について審査をいたし、また、談合情報に係る県の対応の適否を審査する委員会でありまして、適正化を図る上では、委員会の存在が不正を未然に防ぐ抑止力にもつながっていると私どもも理解をしております。今後、本市におきましても、必要性について検討をしてみたいと考えております。

11番（関 誠之君） 先ほども申し上げましたとおり、この対岸の火事と見るんじゃないですね、やっぱり自分のこととして他山の石ととらえてですね、頑張っていたきたいと。是非この入札監視委員会を検討し、設置をするように要望しておきたいと思います。

次に、庁舎建設の在り方について質問をさせていただきます。住用、笠利総合支所庁舎建設基本設計業務、プロポーザルについての検証ということでさせていただきますが、去年の6月議会でも申し上げたと思うんですが、その時には、まだこの事実関係が分からないということでありました。この検証と言いますのは、プロポーザルが行われる前に、いわゆる私どもの議会が6月10日から開催されておりますけれども、その前5月の31日付け県内設計事務所と地元設計事務所協会会員とのJV方式を、ジョイント方式をやるということで、県内が7で地元は3だという文書が出回っておりました。これについて3回定例会の答弁は、事実であるようですので、調査をしてみたいということでありましたから、この辺のところどうなったのか、まず伺いをしたいと思います。

総務部長（安田義文君） 住用、笠利総合支所の庁舎建設基本設計業務プロポーザル、これについての検証でございます。昨年6月10日の議会議案配布前の5月31日に、奄美建築士事務所協会奄美支部長名でメールされました内容については、確認をしております。

庁舎建設につきましては、実は5月7日付けの建設新聞、業界紙でございますが、これにおいても、平成23年度から住用、笠利の新庁舎建設について準備が進められていると報じられております。また、先に行われました県の発注の鹿児島県立大島病院救急センター等の基本実施設計公募型プロポーザルにおきましては、地元業者とのJV方式が条件となっていたこともありまして、新庁舎の基本設計業務においても、同様に行われるものと業界が想定し、メールが出されたものと考えておるところでございます。

11番（関 誠之君） 私からすれば、取って付けたような答弁じゃないかなというふうに思いますが、なぜこれを問題視するかと言いますと、議会が6月10日開会をする。その以前に業界の中で、今言ったようなメールが回っておると。そして確かに市としては、地元の業者に取っていただくという配慮

もあったのかもしれませんが、これは募集期間が7月の15日から8月の15日というふうになっておりますが、その間にこれ公募の途中ですよ、まだね。その途中に7月26日付けで市長名で地元の事務所に対する参画、いわゆる参加表明を出してくれと。それとそれがない場合、二次においては地元の業者とJVを組みますよというふうなことが出ておりますけども、こういうことは8月の15日終わった以降にやるべきではないかと考えますけれども、その辺のことについて見解があれば、お願いをいたします。

総務部長（安田義文君） 今の日付けの件については、ちょっと私のほうで用意をしておりますが、この昨年の7月15日から8月11日までの28日間、これで行われました基本設計業務の公募については、地元業者が1社でも多く参加できるようにということで、参加資格条件を拡大するなどの方策を講じております。また、公募期間中に確かに社団法人鹿児島県建築士事務所協会奄美支部長に対しまして、会員が基本設計プロポーザルへ積極的に応募していただくよう、書面にてお願いしたところでございます。しかしながら、公募内容の問い合わせ等は数件ありましたが、地元業者からの応募はなかったところでございます。

11番（関 誠之君） ここに書いてあることは、この市長名で今言った支部長に出したお願い、これは公文ですから、名瀬総務課企画第117号、平成23年7月26日。これがですね、貴会員の皆様がプロポーザルの公募に多数参加されますよう御協力をお願いをいたします。ここまではいいんではないかなと私は思いますが、その後ですよ、参加しなさいと言いながら、二次審査参加資格において、本市に本店を有する者以外が選定された場合には、本市に本社を有する者と共同企業体を結成することにしておりますので、重ねて貴協会への御協力を賜りますようお願いしますと書いてあるわけですよ。

後段が問題なんですよ。せっかく参加してくださいね。地元の皆さんと呼びかけておるのに、参加しなくても、しなければ、逆にしなければ、ジョイントが組んで7・3でもらいますよと。7・3というのはこれは業者が、と言うか、協会が出したことです。そういうことがはたして公正、公平なこのプロポーザルになるのかということが非常に気がかりで、この質問をさせていただきます。なぜかと言いますと、45億の本庁の庁舎がこれから基本設計、実施設計をやるわけですよ。この笠利、住用7億、8億の事業で、こういうことがあるとすれば、非常に市民は市に対して何らかの疑惑を持つ可能性が出てくるわけですよ。1点の曇りもないような本庁舎の建設を目指すためにも、しっかりここんところはやって、反省をしながらやっていかなければいけないとこかなというふうに思いますが、こういう業界のメールに対して、行政的な指導というのは考えておりますか、おりませんか。

総務部長（安田義文君） お答えになるかどうかですが、私ども先ほどの議員がおっしゃったことについてですが、どちらにしても地元に入っていただきたいという思いで行っております。また、関心を高めるようにとの配慮があったということで御理解を願えればと思います。その上で、もし議員のおっしゃるように、住用、笠利の進めていく上で何か御疑念等があればですね、私どもその辺をちゃんとして、更にこれからもっといい方法があれば、それに向かって協議をしながら進めてまいりたいと。今のところ私どもは公正、公平にやっておるつもりでございますので、その点は是非御理解を願いたいと思います。

11番（関 誠之君） はい、是非本庁舎の建設設計についてはですね、疑惑と言いますか、心配をさせないような形でしっかりやっていただきたいと思います。

それで、このことについて一つだけ気がかりがありますので、皆さんに要望をしておきたいと思えます。プロポーザルで地元から参加が1社もなかったと。結果としてそうなったんでしょうけれども、この一次審査、いわゆる参加表明をされた9社の公表をしてないんですよ。確かに名前を出さない方が公正、公平にやれるということも理解はできるんですけども、やはりこれはしっかりと出して、それ

は匿名で審査をすればいいわけですから、そういったこと、それと参加表明をされて、あと2社ぐらい落ちたんですかね。そういうなぜ落ちたのか。参加資格はあったにもかかわらず、そのことがはっきりしないということも聞いておりますので、その辺のことについても今後改善ができるならば、しっかりと改善をしていただきたいと思います。

二つ目、あと基本設計を受けてパブリックコメント、これの実施はどうなるかということと、住用、笠利総合支所の事業費の内訳が、細かいのは出ないと思いますが、出ておれば是非基本設計、実施設計、建設工事、機械設備、電気設備工事、管理委託などについてお知らせをいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） まず、基本設計を受けてパブリックコメント実施はという点でございます。今年3月末に住用、笠利総合支所新庁舎の規模や配置計画を策定しました基本設計書が完成いたしました。この概要につきましては、5月に議会全員協議会においてお示したところでございます。また、住用、笠利の地域協議会並びに地域住民の代表で構成されます駐在員会、嘱託員会等におきましても、同様の説明を行っておりまして、新庁舎建設に関する地域住民の意見が十分反映されるよう、意見の徴収、集約を行っておるところでございます。広報誌面のほうでも、7月号のほうで庁舎の概要や庁舎機能を移転する仮庁舎の案内を掲載する準備を進めているところでございます。住用、笠利新庁舎建設に関しましては、地域協議会や駐在員会、嘱託員会において、庁舎の建設位置や機能についての意見や提言をいただいたところでございますが、団体等から他の団体等から要請がございましたら、可能な限り説明に応えてまいりたいと考えております。これから予想されます名瀬本庁舎建設につきましては、市民の意見徴収、集約の方法が課題となっておるところでございます。パブリックコメントや市民アンケート調査の実施も含め、検討してまいりたいと考えます。

次に、事業費の内訳でございます。まずお断りしておきますが、建設工事費の詳細な内訳は、実は実施設計において算出されます。あくまでも基本設計の段階ということでお願いをしたいと思います。住用総合支所の工事費概算内訳でございます。建築工事が4億9,300万円、電気設備工事が9,900万円、給配水衛生工事が5,800万円、空調設備工事が5,000万円、概算工事合計が約7億円ということでございます。

次に、笠利総合支所の工事概算内訳でございます。建築工事が4億3,000万円、電気設備工事が9,000万円、給配水衛生工事が2,200万円、空調設備工事が5,800万円、概算工事合計が6億円となっております。その他に、現庁舎の解体工事費としまして、住用庁舎のほうで2,740万円、笠利庁舎が4,000万円。基本設計業務委託料ですが、住用庁舎が988万円、笠利庁舎が876万7,000円、実施設計業務委託料でございます。住用庁舎が2,210万円、笠利庁舎が1,926万7,000円となっております。それから、これから予想される経費といたしましては、工事監理業務委託料でございます。住用庁舎のほうで約1,900万円、笠利庁舎のほうで約1,700万円を予定しておるところでございます。

以上です。

11番（関 誠之君） はい、ありがとうございました。この基本設計を受けて、本来ならばやっぱり市民のいろんな団体の代表と意見を聞いてですね、実施設計に反映をさせていくというのが一番いいことですので、まだ時間ありますから、是非そういった市民の意見を聞く場をですね、設けていただきたいということは要望しておきたいと思います。それにあと庁舎の本体工事について、この公共補助単価と言いますか、補助の公共単価と言いますか、そういったものでなく、この実勢単価、いわゆる民間がやってるような単価で設計をするということは可能なのか、お伺いをしたいと思います。それとあと名瀬の本庁舎の建設について具体的な日程があれば、あと課題と言いますか、そういうのがあればお聞かせいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 実施設計における工事単価につきましては、市は県が定めております単価表

に準じて積算をしておるところでございます。県におきましては、実勢単価に近づけるため、諸調査を行って単価を設定しておりまして、市場で取引されてる単価とほぼ同等と考えておるところです。また、工事の諸経費等の計算方法についても、県が定めております積算基準に準じて積算を行う予定でございます。これにつきましては、市民全体の財産でもございますので、公共的単価につきまして、そういう安心した単価と申しますか、そういう単価での設計を考えておるところでございます。

それから実施設計の発注方法につきましては、昨年実施しました基本設計の公募を行った際、募集要項の中で基本設計業務の締結契約者と契約を予定しておりますとしておりますので、継続して同一業者との契約になります。それから次に、名瀬本庁建設についての具体的な日程と課題でございます。本庁建設スケジュールにつきましては、今年度本庁舎建設検討委員会を設置いたしまして、庁舎の建設規模、機能、庁舎の建設位置、庁舎建設の基本的な考え方などについての基本構想を策定いたします。平成25年度から26年度にかけて基本構想を元に基本設計及び実施設計の業務を済ませまして、今のところの予定では、平成27年度から28年度にかけて新庁舎の本体工事に着手する予定としております。非常に大きなプロジェクトでございますので、十分な協議を踏まえることが重要であると考えております。できるだけ早い時期に本庁舎建設検討委員会を設置しまして、協議に入れるよう準備を現在進めているところでございます。

11番（関 誠之君） 是非今言ったことをですね、頑張っていたきたいというふうに思います。一つだけ実施設計は、県が調査をしている市場の実勢価格に近い単価ということでありましたから、可能なかなというふうに思いますが、是非庁舎はほとんど一般財源で造るわけですから、60億の95パーセントを合併特例債とすれば、3億は持ち出しと、60億を借りますと20年返済で70億ですから、その70億の7割ですか、49パーセント交付税に入ったとしても、23億が、21億が持ち出しになるわけですから、足して24億の一般財源を投入しなければ、これは造れないということで、大変大きなプロジェクトだというふうに思っております。財政的にも大変なことだというふうに思っておりますから、是非そういったことも含めて、最小の投資で最大の効果が得られるような設計をお願いをしておきたいと思います。

次に、2番目の障害者総合支援法の課題について質問いたします。今年がこの障害福祉法ができて、障害者福祉計画というのを作って1期、2期、3年ごとにあるわけですが、23年度で2期が終わったということで、3期目の障害福祉計画を作ったということでもありますから、これについてまず1、2期障害者福祉計画の総括と基本指針に定めた数値目標の達成度はどうであったのかということ。二つ目は、3期、第3期障害者福祉計画の特徴と前期計画の相違はどういうものがあるのかということについて伺いをしたいと思います。

保健福祉部長（小倉政浩君） それでは基本指針に定めた数値目標の達成度との御質問でございますが、本市におきまして平成18年度に障害者自立支援法が施行されたことに伴い、障害者に関する基本的な事項を定めた中長期の障害者福祉計画でありますチャレンジド・プラン奄美が策定されております。平成18年度から平成26年度の9年間の長期計画の中に3年ごとの見直しということで、第1、第2、第3期障害者福祉計画と位置付けております。昨年度第3期の障害福祉計画の見直しを行いました。第1、2期障害福祉計画の総括といたしましては、本市におきましても、障害者自立支援法の趣旨に則り、障害者が住み慣れた地域で自立して生活ができるように、障害福祉サービスの充実を図ってまいりました。

成果といたしましては、3箇所の相談支援事業所の開設、自立支援協議会の設立など、障害者の相談支援体制が整備されております。また、障害者の自立訓練施設でございます就労意向支援及び就労継続支援施設の開設及び障害者のグループホーム設置などが挙げられると思います。基本趣旨に定めた数値目標の達成度は次の数値でございます。施設入所者の地域生活へ移行する23年度までの目標値20人、23年度までの実績が26人で、達成率は130パーセントとなっております。入院中の退院可能の精

神障害者の減少する23年度までの目標値51人、23年度までの実績119人で、達成率233パーセントとなっております。23年度の年間一般就労意向障害者数の目標値2人、就業生活支援センターによる23年度の一般就労意向障害者の実績18人で、達成率900パーセントとなっております。

次に、第3期障害者福祉計画の特徴と前期計画との相違ということでございますが、前期計画は18年度に施行されました障害者自立支援法を基本理念として策定しておりますが、今回の第3期障害者福祉計画は、その障害者自立支援法が24年4月に大幅な見直しが行われております。その見直しを踏まえまして、前回の計画の修正を行っております。見直しの主なものとしたしましては、障害者の範囲の見直し、相談支援の充実、障害児支援の強化などでございます。また、障害者自立支援法への完全移行の期間が、平成23年度までの5年間となっております。旧法で運営しておりました幾つかの施設が、新法の施設として今年の4月より事業開始いたしました。それに伴いまして、福祉サービスの利用形態が大きく変化し、そのことを勘案した数値目標設定の今回の計画となっております。以上でございます。

11番（関 誠之君） 概ねと言うよりは、相当に達成をされたということで理解をいたしたいと思えます。それでこの24年度から新法が施行されるということを含めて、児童福祉法の改正により、障害児通所施設が新設をされているけれども、この障害児通所支援というものの体制はどのように築かれているのかというのが一つ。もう一つは、3期も同じような目標数値を出しているわけですが、それを達成するための具体的な施策事業は何であるかということについてお答えいただけますか。

保健福祉部長（小倉政浩君） それでは、その実施体制はどうなっているかということについて御答弁いたします。先ほど説明いたしました障害児の通所支援事業は、自立支援法の適用により児童デイサービス事業ということで、障害児の通所支援を行っておりましたが、24年度の障害者自立支援法の大規模な見直しによりまして、現行の障害種別ごとに分かれておりました施設体系が通所、入所の利用形態の別により一元化されております。しかしながら、本市におきましては、障害児の通所サービスは、一事業所のみが児童デイサービス事業として実施しており、今回新たに市町村が実施する児童発達支援事業として実施されます。事業の内容としましては、以前の内容とほとんど変化はございません。

次に、施設入所者の地域移行者数、また、入所者の削減数を達成するための具体的な施策事業ということでございますが、施設入所者、特に精神障害者が地域に戻るには、いろいろと課題があると思えますが、まず地域の住民の精神障害者に対する理解と、受け入れ可能な住宅等が課題と思われれます。また、精神障害者がお互いに見守りながら自立するグループホームなどの増加により、効果的な条件整備だと考えられます。昨年の10月からはグループホームの入居者に対して一律1万円の家賃の助成制度も創設されております。以上でございます。

11番（関 誠之君） いろいろと充実をしてくれば、当然これ財政が伴うわけでありまして、そこで増大する障害福祉について基本的な考え方をということで出してあります。調べてみますと、21年度から23年度までに2億1,400万伸びております。特に介護給付費、これが1億1,000万、1億1,500万、訓練給付費、いわゆる就労継続B型と言われておりますが、こういったのも1億3,000万伸びておりますが、サービスを継続をしてやるためには、この財政の裏打ちというのは欠かせないものだというふうに考えております。

特に先ほど言いました障害、精神障害を持った方々の地域移行、これについては相談支援強化機能事業というのでしっかりとそういった方々の相談を受けて、地域の中で生活していけるような体制を取っていかなければいけないというふうに思っております。そういった意味で、この財政について集中と選択というのが必要になってくると思いますが、地域生活支援事業、いわゆる自治体がやるべきもの、国の補助金を受けてやるべきもの、二つに大別されるわけですが、そういったものについての考え方があれば、お知らせください。

保健福祉部長（小倉政浩君） それでは障害者福祉について、増加してます障害者福祉についての考え方について御答弁いたします。近年障害者の人口は毎年増加の傾向にあります。それに従いまして、障害者福祉も同様増加となっております。また、国の施策等も自立支援法の当初は応益負担として利用者の一部負担もございましたが、一部改正及び新しい法律などでは、応能負担ということで、利用者の負担がほとんどなくなり、市などの負担が多くなるものと思われれます。併せまして、国の方針も障害者はより身近な地域で見守ることとし、国の負担が自治体に下りることも予想されております。

増加しております障害者福祉については、これまでの施策の成果であり、障害者の社会参加や福祉向上に着実に繋がっているものと考えております。また、制度改正などにより、今後も介護給付費などの増加が見込まれておりますが、予算執行を伴う各種の事業が適正に運営されているのか、チェックすることも大変重要なことであることを認識しております。利用者のサービス低下を招かないよう、県とも連携を取りながら、適正な障害者福祉に取り組んでまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

11番（関 誠之君） 是非頑張っていたきたいと思います。少し気になることはですね、先ほど言いました障害福祉計画が、平成18年度から始まっておるわけですが、その時と比べますと、身体障害者が984名1.36倍、それから知的、いわゆる療養手帳を持った障害の持ったほうが56人増えて1.13倍、精神障害保健手帳を保有している方が279人、これは2.09倍とかなりの障害者が増えておりますので、当然このサービスも大変な額になってくるといふふうに思いますが、その辺はしっかりと財政を見ながらですね、やっていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、教育問題について少し議論をさせていただきます。教育制度の改革の取組ということで出ささせていただいておりますが、これはですね、3月でしたかね、朝日新聞に与論のICT南の島のハイテク授業ということで出ておりました。それで非常に奄美市のほうはそういったICT基盤が整っておるということで、本当にこれが100パーセント利用されているのかなというふうに気になっておりました。そういう中で、5月19日に、大島地区格差改善進まずという地元の新聞が出たわけがあります。そういうことで調べてみますと、基礎基本定着度調査結果というのがありますけども、それでもやはり国語、理科以外は県下の最下位にあるというふうなことが判明をしたところであります。そういうことを受けて質問をいたしますが、この基礎基本定着度調査結果が言ったような最下位にあるということをどうとらえ、対策をどうされておるのかということが1点。標準学力検査においての現状というのはどうであるのか。そして、与論町で進んでいるこのICTを活用した授業を取り入れられないのか、これについての見解をお示してください。

教育長（坂元洋三君） 本市の児童生徒の学力の現状について御説明いたします。まず、本年1月に実施されました鹿児島県の基礎基本定着度調査の結果から申し上げますと、御承知のように、この調査では小学校5年生、そして中学校1、2年生が対象になっております。議員御指摘の中学校2年生については、県地区平均を下回ってはおります。ただし、これは県、地区と市の平均を比較したもので、県下の最下位というわけではございません。平成22年度と比較しますと、県全体との差は全教科で縮まっており、少しずつ学力の定着が図られているというのが現状でございます。平成22年度と比較しますと、県全体との差は全教科で縮まっており、少しずつ学力は上がっているととらえております。

次に、標準学力検査の結果を申し上げますと、本年実施された小学校の標準学力検査の結果では、全学年全国平均を上回っております。また、中学校においても、全国との差が中学校2年生で2.2ポイント、中学校3年生は0.2ポイント縮まっており、少しずつではありますが、学力の定着が図られつつあるのではないかととらえております。教科別に見ますと、特に数学、英語が全学年下回り、学力が定着しているとは言えない状況にもあります。本市としましては、この結果を受けて、特に学力が定着していない数学と英語の学力向上に向けて、次のような取組をしております。まず、市独自で英語教材奄美つ子英作文基本文150を作成し、全中学生に配布し、小テストや授業で活用しております。また、

本市教職員の資質向上を目指して、鹿児島大学付属小学校、付属中の優れた教職員と授業について学ぶ教科セミナーを6月7日に小宿中にて実施したところでございます。今年度の新規事業といたしましては、英語科評価問題作成事業や、算数、数学の授業づくりについて講義や模擬授業などを通して学ぶ奄美授業づくり講座を教職員を対象に行います。

最後になりますが、ICT機器の活用についてでございますが、本市としまして、授業でICT活用を図れるよう、パソコンの新機種に入れ替え、教師用ノートパソコンの補充、そして各教室への校内RUNの整備を重点的に行っております。現段階ではパソコン室の有効活用、そしてインターネットのデジタルコンテンツや発表用資料などをプロジェクターで提示するなどして、ICTを活用した工夫ある授業の展開を推進することで対応していきたいと考えております。以上です。

11番（関 誠之君） 光ファイバーを使って、ほとんどが公共施設、ネットを組んでおるわけですから、是非数十億もかけたものをですね、しっかり生かしていただきたいと。時間がございませんから、まあ、小学校に行って、このICTの授業、いわゆるデジタル黒板とか、この何ですか、保護者のポータルサイト、児童のポータルサイトとかいろんなのがあってですね、そういったのを見てきましたんで、是非次またこのことについては取り上げたいと思います。

最後ですが、新学習要領については少し同僚議員がやっておりますので、割愛をしたいと思いますけれども、あと一つ、教員免許更新制度というのがありまして、更新時の旅費が経済的な負担を生じておることがありますが、これに対しての軽減策等は考えられないかということでお願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 教員免許更新についての質問でございますが、議員御承知のとおり、教員免許更新講習は、認定を受けた各大学、そして鹿児島県総合教育センターなどで毎年実施されており、受講して単位を取ることで、所有してる免許証の有効期間が10年更新されます。教員免許の更新については、個人所有の免許更新であり、社会通念上所有者本人が受講に係る費用を負担するものと考えております。しかしながら、本地区のように離島勤務者で、免許証更新講習を受ける時になった場合は、教員の負担軽減を図るため、鹿児島県総合教育センターでは、離島から希望する教員に対しましては、受講料無料で免許証更新講習が実施されております。また、教員10年目研修対象者は、出張扱いとなり、旅費が支給されるなど、離島勤務者への優遇措置が講じられておりますので、そうした機会をできる限り利用するよう、周知してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

11番（関 誠之君） あと時間がないので、概要だけお願いをしたいと思います。栄養士の配置についてですけれども、これについては窓口で大分話を詰めておりますので、是非奄小の方にですね、加配を含めてやっていただきたいというふうに思います。このことについてあと給食員の、給食調理員のいわゆる現業と呼ばれる方々、そして幼稚園、保育所の教諭についての採用がここんとこないんですけれども、それについてどのようなことになっておるのか、お知らせいただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 今議員がおっしゃったとおりのことでございますが、一言で申しますと、これから採用計画会議を行う予定でございます。その中で検討させていただきたいと思います。

11番（関 誠之君） 時間がございませんので、幼稚園保育料の徴収条例、これはまだ改正されておりませんが、是非これも改正をするように要望して、終わりたいと思います。

議長（向井俊夫君） 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時31分）



議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2 番（安田壮平君） 皆様、おはようございます。無所属の安田壮平です。今年第2回目の定例会での一般質問に先立ちまして、昨日も奄美地方で大雨がありましたが、今月9日、10日の大雨で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。台風5号は、温帯低気圧に変わったという情報もありますが、引き続き大雨にはお互いに注意をしまいたいと存じます。

さて、私自身3度目の一般質問をいたします。今回の6月議会は、通例ですと、年4回ある定例会の中でも会期が短く、また、行政当局から提出される議案も比較的少ないと言われます。だからこそ私は奄美市が抱える最重要の課題、特に解決が困難な課題や改善向上に向けて時間や労力のかかる課題について、議員と行政当局とがしっかりと議論をする熟議の議会となるよう心がけて、一般質問に臨みたいと存じます。

今回、奄美市が抱える最重要の課題と考えるものを通告書に三つ取り上げました。防災対策・危機管理、人口減少対策、そして景気経済雇用対策です。これらの課題に対して、奄美市の今年度当初予算を見れば、様々な施策や事業を行っていると感じます。その一方で、それらの施策や事業には、まだまだ改善の余地があるのではないかと。また、施策事業の実施そのものが市民の皆様十分に周知されていないのではないかと。そして、それらの効果が十分に伝わっていないために、市民の皆様の政治行政に対する納得感、満足感につながっていないのではないかとということも感じます。今回の一般質問の根底にある思いも、前会同様、政治行政から市民の皆様に対する積極的な情報開示、情報提供、情報発信の大事さです。市の情報発信が活発になることにより、市民の皆様との情報の共有が図られて、相互のコミュニケーションも深まり、信頼関係も少しずつ構築され、奄美市に住んでいることへの満足感も高まり、奄美市として市民、民間と政治行政との垣根を超えた一体感も生まれてくると考えます。この姿こそが、国政が混迷する時代だからこそ、地方政治に求められている政治行政の在り方ではないでしょうか。このような姿を目指して質問に移ってまいります。

まず1の防災対策・危機管理についてであります。皆様御承知のとおり、昨年、一昨年と奄美市や近隣の町村で大雨による災害が起きました。そして、先日のとおり、今月の大雨でも、住家や生活インフラ、農地や農作物などに被害が生じました。少しでも強い雨が降れば、洪水や土砂崩れなどの被害が出ないか心配する、不安になるのは、今やすべての奄美市民、奄美本島民に共通する心の働きであると言えます。このような心配、不安をどのようにして和らげ、取り除いていくか、かなりの難題と考えます。それに対して、ハード、ソフト両面での事業対策が必要であることは言を待ちません。ハード面での取組としては、被害を受けた道路や河川などの修復に加えて、河川の拡幅、土砂のしゅんせつや寄り州の除去、堤防の高さを上げる築堤、また、砂防堤の建設や土地の嵩上げなどがあり、時間もお金も労力も大きくかかります。

今回私がこの質問で主に取り上げたいのは、もう一方のソフト面での対策です。ソフト面とは換言すれば、人の面と言えるかもしれません。人が危険を察知し、安全な場所に避難し、安全を確保できる支援をするためのハード面以外のすべてがソフト面での対策と言えるのではないかと考えます。一般にハード面での取組よりも時間もお金も労力も格段に少なく済むと考えられます。このソフト面に今まで以上に力を入れて取り組み、市民の皆様の心配や不安を少しでも早く取り除く手立てを求めるものであります。まず、(1)の①豪雨時や津波時の避難場所の設定状況及び周知の状況について伺いたいと存じます。災害避難所、高台、津波避難ビルの設定状況と、市民への周知方法や周知状況をお示しください。特に名瀬市街地における周知方法が課題と察しますが、現在及び今後の取り組み方もお示しください。

次の質問からは発言席にていたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは、早速、安田議員のお尋ねに答弁させていただきます。今年の3月に奄美市地域防災計画を策定し、避難場所については、一般災害時の避難場所、そしてまた、津波発生時の一時避難場所に分けて指定をいたしております。一般災害時の避難場所は、名瀬地区が45か所、住用地区が21か所、笠利地区が42か所の合計105か所を指定いたしております。また、津波発生時の一時避難場所は、名瀬地区が79か所、住用地区が21か所、笠利地区が42か所の高台及び避難ビルを指定いたしております。高台につきましては、各集落の区長さん、嘱託員さん、自治会の会長さんとの調整を行い、指定を行ったところであります。また、市民への周知につきましては、奄美市ホームページの防災情報に掲載することで周知を図っておりますし、地域での防災に関する出前講座等におきまして、住民へ周知しているところでございます。今後、市の広報誌や自治会、集落の会議、防災訓練等を通して、市民への周知を更に図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

2番（安田壮平君） 市長にお答えいただき、ありがとうございます。今おっしゃいました災害避難所、そして高台、津波ビル、それぞれあると思うんですけれども、そしてとくに津波避難ビルに関しましては、その所有者等と協定を結ばれたということも、報道などで伺いました。ただし、その津波避難ビルに関しましては、どれが津波避難ビルなのかというところが、正直申しまして分かりづらいなと思います。今市長がおっしゃいましたホームページや出前講座、広報、訓練、自治会の会議等あるということなんですけれども、どれにも接しない可能性がある住民のほうもいらっしゃるわけで、そういう場合は、やはりその場所に何かしらの表示を立てるなりしないといけないというふうに思います。私もたまに朝の辻立ちをしていまして、今ここで津波が、大津波が来た場合に、ここをこう通ってる通行人の方々はどこに避難すればいいのかなということを感じてしまいます。やはり一目で見えて分かるようなそういったことも必要じゃないかと思ひますし、また、特に奄美は、奄美市は観光で、観光を一つの産業の柱としているわけですから、本当に観光客の方がこちらに來た時にですね、どこに逃げればいいのか分からないといった状況になりかねません。そういう意味に関しては、やはり何かしらの町中における表示等が必要ではないかなというふうに考えます。

そこで、その表示に関してなんですけれども、海拔表示版というものを奄美市先般取り付けられました。先ほど関議員からも発言ありましたけれども、市内641か所に2,100万をかけてということでありまして、私は正直あれを見た時は、ああ、とてもいい事業をされたなというふうに感じました。自分自身の活動報告のチラシなどでも、そのことを取り上げさせていただいたんですけども、私は実は先日、4月に所管事務調査で沖縄の那覇に行かせていただきまして、実はそれが1年ぶりぐらいに奄美を飛び出たと言いますか、奄美市を離れた経験でありまして、その時にですね、気づいたのは、那覇市内行った時気づいたのは、市内のホテルなどにもですね、ステッカーの形でそういった海拔が表示されていました。それをすれば、もうかなり少ないコストで済むなと。同じ予算をかけるのであれば、本当に2倍、3倍にもいろいろなところにそれを貼って表示することができるなということを感じました。奄美市の海拔表示版は1枚当たり3万円以上のコストがかかっていると。もちろんその設置、設置する人件費なども含めてだとは思ひますけれども、そういったコストを軽減する取組も含めまして、こういった海拔表示もですね、津波避難ビル等を町中に設置するお考えはないか、再度問わせていただきます。

総務部長（安田義文君） ありがとうございます。御提案いただきました避難場所の掲示板については、こちらのほうもちょっと協議をしておりまして、前向きに設置について検討させていただきたいと思ひます。また、安価であるというステッカーでのですね、表示なども私は初めて聞いたものですが、この辺もまた研究をさせていただきたいと思ひます。

2 番（安田壮平君） そのことにつきましては、提案という形でお伝えさせていただきたいと思います。また、名瀬市街地における周知方法、本当に苦慮されると思います。自治会、町内会の立ち上がっていないところもあるということで、先般第 1 日目、栄 ヤスエ議員のお話の中でもありましたけれども、まだ市街地は 7.5 パーセントのその自主防災組織の組織率と伺いました。今 10 団体ほどに声を掛けて、いい返事をいただいているということなんですけれども、やはりここにおきましても、市内恐らく 50 以上の市街地にそういう自治会、町内会があると思うんですけれども、そこについてもやはり優先順位を付けてやっていくことが大事だろうと思います。やはり危険箇所というのは、行政の皆様十分に認知していることと思いますので、特に危険可能性が高いところからやっていくことが肝要ではないかなと思います。確かにこのパーセンテージを上げる、組織率のパーセンテージを上げることも大事ではあるんですけれども、そういったことと同等以上に、やはり中身と言うか、実のある安全・安心対策を講じていただければと思います。

続きまして、②の防災行政無線デジタル化の進捗状況及び今後の見通しについて伺います。現行はアナログの防災行政無線がありますが、先輩議員がこれまでも度々取り上げてこられたのと同様、市民の皆様から聞こえづらいという声をよく耳にします。近年度よりデジタル化の事業が開始するということですが、進捗状況や今後の見通しについてお示しください。また、デジタル化に移行するまでの期間、現行のアナログ無線の難聴地域については、どのように情報伝達を図るか、お示しください。

総務部長（安田義文君） 奄美市の防災行政無線のデジタル化につきましては、合併前の旧 3 市町村時代に整備しました無線設備の老朽化や、防災無線の使用波をアナログ波からデジタル波への移行を促進している総務省の方針などもございまして、本市では 24 年度、本年度から 27 年度にかけまして、防災行政無線のデジタル化改修事業の実施を予定しております。

スケジュールといたしましては、今年度に改修事業のための電波伝搬調査、それから実施設計、この業務委託を行いまして、25 年度に庁舎と中継局の送受信設備及び屋外スピーカーの改修、これ老朽化の激しい笠利地区及び住用地区から行いまして、26、27 年度に名瀬地区の改修を予定しております。また、防災行政無線の難聴地域につきましては、今年度に行う実施設計業務の中で、また、電波伝搬調査の結果を踏まえた上で、防災行政無線が聞こえづらい世帯に対しての対策も併せて検討してまいりたいと考えております。

2 番（安田壮平君） 本当にソフト面での対策として、やはり市民の皆様が一番気にしているのがこれじゃないかなというふうに認識をしております。やはり行政の責務として、早期の実施、27 年度まで使っていくことではあるんですけれども、やはり少しでも早くしていただきたいですし、また、難聴地域の解消にも努めていただきたいと考えます。先般の 3 月議会で、大迫議員が質問されていましたが、その難聴地域につきまして個別の受信機、若しくは防災ラジオの受信機の個別配布等については、どのようなお考えか、再度伺わせていただきたいと思います。

総務部長（安田義文君） 議員のおっしゃいますことについて、特別、個別に予算化はしていませんが、先ほど最後のほうで申し上げました今年度で行う実施設計業務、この中でですね、どのような方策が取れるか、この中で検討させていただければと考えております。

2 番（安田壮平君） この個別の配布については、ちょっと関連ということで通告には載せておりませんでしたので失礼をしましたが、また今後ですね、やはり聞こえづらいという地域につきましては、是非御検討をというふうに要望をさせていただきます。

続きまして、③の今年度の防災訓練及び図上訓練の実施の計画についてお尋ねをいたします。防災訓練は、万が一の事態が起こった場合の事前訓練であり、市民の皆様の日頃からの防災への意識を高めるためにも重要であることは論を待ちませんし、また、とりわけ図上訓練については、より具体的に地域

の地形等の特徴や危険箇所、過去の災害等の情報を把握し、安全な避難場所、避難経路を地図上で確認することにより、より実践的な防災上の知識や知恵を地域住民の間で共有することができる極めて優れた訓練であることを認識しております。これらの訓練についての今年度の計画を伺いたいと思います。

総務部長（安田義文君） 平成24年度の奄美市防災訓練の実施時期ですが、今のところ8月26日の日曜日を予定いたしております。訓練は、奄美市地域防災計画で想定いたしております奄美大島近海、これ太平洋側でございますが、ここを震源とする地震及びそれに伴う津波の発生を想定しまして、奄美市全域で避難訓練を予定しております。消防、警察、測候所等の関係機関、自治会、各集落と連携して実施いたしたいと考えております。

図上訓練についてでございますが、この訓練は、市民の皆さんが地域の実情、危険箇所、安全に避難するための避難経路などを再確認することができる訓練でございます。昨年測候所の御協力をいただきまして、西仲間集落、安勝町内会など4か所で実施し、大変好評でございましたので、今年度も継続して実施してまいりたいと考えております。今年度の図上訓練の実施計画についてでございますが、自治会、集落から防災に関する出前講座の依頼が来ておりますので、要望をお聞きしまして、名瀬測候所と日程の調整をしながら実施いたしたいと考えております。

防災訓練は、普段から繰り返し実施することで身に付くものだと思いますので、毎年実施するとともに、図上訓練の実施につきましても、市民の皆様が積極的に働き掛けていき、これまで以上に市民の防災に対する意識の向上、情報の共有を図られるよう取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

2番（安田壮平君） はい、了解をしました。本当にですね、8月26日の防災訓練にしても、また、図上訓練にしても、多くの市民の皆様が参加できるように、十分に周知方法、周知体制を配慮していただきたいなと思います。先ほどの①のですね、避難所の周知にも関するんですが、ハザードマップの配布についても、やはり少し予定よりも遅くなっているようなんですけれども、できる限り早くしていただきたいなと思いますし、また、この自分の身は自分で守るということの共有をよりよくですね、市民の皆様と共有を図っていったらというふうに考えております。

続きまして、(2)の危機管理について伺います。皆様御存知のことではありますが、去る4月に北朝鮮が人工衛星と称して、長距離弾道ミサイルの発射実験と思われる行為をしました。その際、我が国の政府も自衛隊の沖縄等南西諸島での守備を増強するなどの対応を取り、国内が一時騒然とするような事態となりました。また、奄美市におきましても、危機管理室の防災担当職員が、万一の事態に備えて、庁舎内で待機し、政府から発信される情報の収集に努められました。職務とはいえ、市民の皆様安全・安心を守ろうとする御尽力に敬意を表するものであります。

ここで私が伺いたいのは、このような非常時における市民への情報伝達手段、体制の構築状況についてであります。有事非常時において、市民の皆様安全を守るためには、まずは必要な情報を伝えなければならないと考えますが、現在その手法や体制をどのように整えているのか、お示してください。

総務部長（安田義文君） 議員御承知のとおり、今年の4月に北朝鮮による人工衛星と称するミサイル発射実験が行われました。このような国民保護に関する事案が発生した場合における情報収集、伝達体制につきましては、マスコミ等でも盛んに報道されてまいりましたとおり、ジェイアラートというものとエムネット、この二つが中心となってまいります。ジェイアラートはミサイル発射や航空攻撃、ゲリラ攻撃情報等の国民保護に関する情報を消防庁から人工衛星を経由しまして、全国のジェイアラート受信機を整備している自治体に瞬時に情報が入るシステムでございます。本市におきましては、ジェイアラート受信機と防災行政無線を接続しておりますので、ジェイアラート受信機が情報を受信すると同時に、防災行政無線が自動で起動いたしまして、市民の皆様が情報伝達を行うという仕組みになっております。エムネットのほうは、総理官邸から全国のエムネットに登録している自治体に緊急情報をインターネット

トの専用回線を利用いたしまして、一斉同報するシステムでございます。エムネットに登録しております防災担当職員のパソコンに、国からメールで緊急情報が流れてまいります。本市におきましても、エムネットに登録いたしておりますので、4月の北朝鮮によるミサイル発射実験においては、ジェイアラートが使用されていなかった中で、このエムネットが情報収集に役立っております。エムネット、ジェイアラートともに、定期的に国や県主導で動作確認及び訓練を行っておりますので、今後も適切な運用管理に努めてまいりたいと存じます。

2番（安田壮平君） 今、総務部長からジェイアラートとエムネットについての御説明をいただきました。やはりそこから市民の皆様への伝達方法としては、やはり防災行政無線ということでありますので、また北朝鮮、いつそういった時期もですね、行うかも分かりません。やはりこの防災行政無線のデジタル化事業ですね、どんどん前倒しで進めていただきたいなということを思わずにおれません。

続きまして、2の人口減少対策に移りたいと思います。これについては、昨年の12月議会の一般質問でも取り上げました。その際、雇用が多い地域、学業の環境が整っている地域、生活しやすい便利な地域に人口が移動するのは、ある意味で経済原則であり、民間の分野で当然に起こることである。それに対して、あの手この手で様々な施策を打って、人口が減った地域にもう一度人口を呼び込もうというのは、民間の仕事ではなくて、正しく政治や行政の仕事であるということを申し上げました。そしてそのために、奄美市としてできることを本気で取り組んでほしいと申しました。このことについての推移を見ますと、奄美群島全体として一丸となって人口を呼び込もうと、昨年度には奄美群島U I Oターン支援協議会も発足して、様々な取組を展開していることと思います。そこで（1）の①昨年度実施の体験ツアー等の成果を踏まえた上で、今後の課題や取組の見通しについて伺いたいと思います。

総務部長（安田義文君） これまでの経過と今後についてで少し長くなりますが、答弁させていただきます。

奄美群島U I Oターン支援協議会につきましては、奄振非公共事業を活用しまして、平成23年度に奄美群島広域事務組合が事務局となり立ち上げた奄美群島への移住希望者の受入れ体制の構築や、群島一体となった情報発信目的とした団体でございます。御案内のとおり、本協議会におきましては、平成24年1月20日から23日にかけて、奄美大島移住体験ツアーを開催しております。84件の問い合わせがありまして、最終的には5組9名の方々が移住希望者に参加していただきました。

ツアーの概要としましては、奄美大島各市町村の集落散策、空き家見学、地元住民や移住者との交流会などを通して、短期間ではありますが、体験していただいたところでございます。参加者からの御意見といたしましては、参加された5組全員が、ますます奄美大島に住みたくなったとのアンケート結果がございました。

特に好評だったプログラムは、地元住民や先輩移住者との意見交換会でございます。生活に密着した話や移住体験談を直に聞くことができ、実際に来島することで得られる情報が多くあり、奄美の移住に向けた大きなきっかけになったと考えております。参加者のその後の動向といたしましては、6月1日現在で、ツアー参加者のうち1組が既に奄美大島に移住しております。そしてもう1組が移住の準備に入ったとの情報を得ております。

定住促進のための今後の課題といたしましては、職と住まいの確保が挙げられると思っております。奄美市につきましても、年100件程度の移住に関する問い合わせがございます。その都度、相手方の要望に応じまして、職や住まい等の状況提供を行っているところでございます。また、移住希望者の大きな課題の一つである住宅の確保につきましても、定住促進住宅を整備しまして、これまで10世帯33名のU I ターン者の受け入れを行っております。奄美群島U I Oターン支援協議会におきましては、引き続き本年度も移住体験ツアーや長期滞在支援を実施することとしておりまして、本市におきましても、今後ともこの奄美群島U I Oターン支援協議会と連携を図りながら、定住促進に取り組んでまいりたいと考えております。

2 番（安田壮平君） はい、理解できました。②のですね、奄美市との役割分担の在り方について。少し今、総務部長の説明の中に重なる部分があったかなというふうにも思うんですけども、この支援協議会と奄美市との役割分担の在り方、そして奄美市として力を入れて取り組むべき事業分野について伺わせていただきます。この協議会と奄美市との間で人口誘致についてどのように役割分担をしていて、奄美市はどの分野に積極的に力を入れようとしているのか。この定住促進住宅以外の部分でお示しいただければと思います。

総務部長（安田義文君） 役割分担ということで、まずお答えをさせていただきます。奄美群島U I Oター
ン支援協議会と奄美市の役割分担でございしますが、群島一体となった情報発信、更に移住希望者の問
い合わせ総合窓口、奄美群島というスケールメリットを生かすことのできる施策について、これは支援協
議会を中心に推進すると。職や住まいの確保に関する情報や生活情報、これはもう、とてもきめ細かな
対応になりますが、こちらのほうは市において対応すべきだと、そういう役割分担だと考えております。
今後とも支援協議会と市が、お互いの連結を密にして、移住希望者の視点に立った対応に努めてまいり
たいと考えております。

奄美市の体制でございしますが、現在庁内の移住相談窓口として、名瀬地区は企画調整課、それから住
用、笠利地区は地域総務課に設けております。併せまして、年100件程度の問い合わせを受けまして、
その都度相手方の要望に応じて、職や住まい等の情報提供を行っているところでございます。今後も情
報発信を図りながら、定住促進に努めてまいりたいと考えております。

2 番（安田壮平君） 本当に奄美市民としてのですね、この人口誘致の役割の担い方なんですけれども、
先ほどありましたように、その問い合わせに対するこまめな対応、窓口対応と言いますか、やはりまず
はそれがベース、やはり一人でも1組でも来ていただいて、やはり丁寧に対応していくというところが
基本だろうなと。その積み重ねでしか、やはり人口は増えていかないだろうなということを感じます。
また、この定住促進住宅整備事業につきましても、実績の御説明ありましたけれども、やはり33名、
これを少なく見るか、多く見るかでスケールもやはり私は貴重な33名の皆様だと思いますので、その
後も積極的にフォローしていただいて、何かとこう気を配っていただければと、行政の方から、思いま
すし、また、この事業は保証人や敷金、礼金が不要であると、ホームページを見る限りそういうことも
感じますので、やはり1組ずつ一人ずつ増やしていくためには、この事業の拡充、継続を今後も是非要
望させていただきたいと思います。

本当にこの定住というものにつきましては、先般のその離島振興法の改正でも、これが明記されたとい
うことで、これは一面では国の責任でもあるのですが、やはりその裏返しからすれば、やはり自治体
の責任でもあるということが明記されたのだと思います。やはり責任あるからには、やはり成果を出し
ていかないといけないということで、奄美市としても今後、よりですね、この分野、積極的に予算なり
人員なりかけて取り組んでいただきたいと思います。また、これは私の私見ではあるんですけども、
奄美市としての役割の担い方なんですけれども、特にですね、過疎化が進み、学校存続が危ぶまれる地
域集落の切実な声を聞いて、密な連携によるこまめな人口誘致の取組が必要ではないかと考えます。も
ちろん今、市長とむん話や、また、嘱託員会、駐在員会などされているとは思うんですけども、そこ
をもっと一歩踏み込んでしていく必要があるのではないかと考えます。

特に地域地域に合ったその人口の誘致の仕方、そういったものが必要じゃないかと考えます。例えば
住用のほうに行きますと、公営住宅が総じて下水道が敷設されていないと。やはりそこを嫌がって若い
世代が移り住んで来にくいという声をですね、区長のほうから聞いたことがあります。それは教員住宅に
ついても同じでありまして、住用の学校に勤められる先生方が名瀬から通っている現状があるというこ
とで、やはりそこは是非改善してほしいという声もありましたし、また、古見方地区におきましては、
もう畑ではなくて、その畑を住宅が造れるようにしてほしいと、その土地利用に関してですね、そうい

う声も聞かれます。

やはりそういった集落を巻き込んでプロジェクトチームを発足させるなりして、やはりそういう切実な声を持っている地域集落ありますので、そこに何かしらの手立てをしていくことが、やはり将来にとってもですね、奄美市の繁栄につながると思います。今、奄美市人口4万6,000人ですが、私はまだまだ5年ぐらいは、これは感覚的なものではあるんですけども、余力があるんじゃないかと思います。かつての名瀬の人口4万2,000人、これを切ってしまうとですね、そしてまた3万人台になってしまうと、もう本当に余力がなくなって、打つ手打つ手ほとんど何でしょう、効果が乏しくなってくる。今が本当に最後のチャンスの時ではないかと思いますので、是非、行政当局にもこの危機感持っていたいただきたいと思います。

続きまして、人口減少と切っても切り離せない課題、(2)の小中学校の維持存続について伺います。このことについても、皆様御存知のことですが、児童生徒数が一桁の小中学校が市内に複数あり、そのような学校を抱えている地域や集落の方々からは、先ほども申しました切実な声を聞くことがたくさんあります。ここで①の親子留学制度等の児童生徒確保に向けた取組実施についての認識を伺いたいと思います。親子留学制度については、現在宇検村や大和村でも実施をしており、一早く導入した宇検村の阿室校区では、一定の成果が見られたと聞いております。隣の大和村では、今里小学校が今年度の全校児童数が3名であり、今後もそれほどの児童数の増加を見込めないことから、今里校存続委員会を立ち上げ、宇検村の阿室校区に学んで実施をしているようですが、状況は厳しいのではないかと感じざるを得ません。しかし、この問題は対岸の火事ではなく、奄美市でも確かに進行している課題です。

今、奄美市では特認校制度を採用していますが、それも名瀬の2校に限られており、笠利や住用では実施されていません。私はまだかろうじて余力がある今だからこそ、親子留学制度を含めた様々な児童生徒確保策が功を奏する可能性があると考えます。市や教育委員会が腰を上げて、地域や集落の声を集めて、将来への手立てを早期に打つべきではないかと考えますが、御認識を伺いたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 小中学校の維持、存続について御質問にお答えします。現在、奄美市小規模校入学特別認可制度を活用して、市内の大規模校から芦花部小中学校に小学生が2名、中学生が11名の合計13名、崎原小中学校には小学生3名、中学生1名の合計4名の児童生徒が通学しております。また、市街地の小規模校から小規模校へ児童生徒を1週間体験留学させることで、小規模校の良さを知り、地域の特色を生かした体験活動を行うふるさと体験留学を実施しております。このふるさと体験留学については、定員25名のところ100名の申し込みがあり、小規模校や地域の特色を生かした活動への関心の高さが窺えます。

このように、奄美大島に住む大規模校の児童生徒や保護者は、小規模校や地域の特色を生かした体験活動に魅力を感じていることからすると、都会や他地域に住む方々にとっても、魅力ある取組に感じると思います。そこで、これらの取組について本地域だけにとどまらず、インターネットや各種メディアを活用することで、他地域から参加してみたい、このような地域に住んでみたいといった反応が期待できるのではないかと考えております。

更に、教育委員会といたしましては、各校に対してホームページの更新を奨励するなど、広報活動を通して取組の紹介をしていきたいと考えているところでございます。こうした働きかけを継続的に実施し、小規模校に対する認識を深め広げる中で、親子で小規模校の校区に住み、小規模校へ通う親子留学制度のような事業を望む気運を高めていきたいと考えているところでございます。以上です。

2番（安田壮平君） 現在の取組について了解いたしました。是非また、その気運を高めつつ、この親子留学制度検討をですね、どうせするのであれば、やはり少しでも早くしていただきたいというふうに考えます。

次に②のその前提として、特色ある教育の実現に向けた実施状況や今後の計画について伺いたいと思います。児童生徒を外から呼び込もうとする際、奄美大島の豊かな自然環境があるというだけでなく、

その所要の条件をどのように小中学校の教育に取り入れ、生かしているかということも大事なアピールポイントになります。隣の龍郷町は、数年来環境教育に力を入れ、よく新聞等マスコミに取り上げられて、町自体の宣伝にもつながっていると感じます。奄美市においても、郷土の歴史、文化、芸能の教育や、また、環境教育、防災教育等の独自の取組があると思いますが、各学校個別に、または市全体として取り組んでいる特色ある教育の実現に向けた活動状況や今後の計画をお示しください。

教育長（坂元洋三君） 特色ある教育の実施状況、また、今後の計画についてお答えいたします。児童生徒の保護者に、この学校に自分の子どもを通わせたい、そして豊かな自然環境や充実した教育環境の中で自分の子どもを育てたいと感じてもらうことが、小中学校を維持、存続していくために大きな要素だと考えております。そのために各小学校においては、特色ある教育を展開し、魅力ある学校経営を行わなくてはなりません。

そこで本市では、奄美市学校教育ビジョン24を策定し、その中の事業として、奄美っ子ふるさと学習を小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から完全実施しております。この奄美っ子ふるさと学習は、郷土の自然や文化、歴史などについて総合的な学習の時間や道徳などを中心に、各学校でねらいやテーマを教育課程、すなわちカリキュラムに位置付けて、児童生徒の郷土への理解を深めることを目的としております。内容としましては、サトウキビ栽培、黒糖作り、大島紬の機織り体験、泥染め体験、三味線、マングローブ、リュウキュウアユの監察活動、島唄、島口の学習といった地域素材を生かした各学校ならではの取組が実施されております。また、昨年度末には文部科学省の栄養教諭を中核とした食育推進事業を受け、給食で伝える島ジュウリという郷土料理のレシピ集を作成したところでございます。このレシピ集を活用し、奄美の食材や郷土料理を学校給食へ取り入れることで、郷土に対する愛着を持たせ、奄美の食文化が伝承されていくよう各学校へ働き掛けております。

今後の計画といたしましては、これらの事業について各学校が実践を重ねながら、質的な向上を図りたいと考えているところでございます。教育委員会としましては、各校へ活動内容に対する助言をしたり、郷土素材を発掘したりすることで、各学校の活動をバックアップしていきたいと考えているところでございます。以上です。

2番（安田壮平君） 現在及び今後の取組については、了解をいたしました。是非今やってる取組も大事にされながらですね、やはり市として更に一段、特徴的なと言いますか、本当に全国からも視察が来るようなですね、取組をまた考えていただければと思います。やはり本当に奄美には世界自然遺産へ向けて活動しているところですので、やはり環境教育というのも非常に重要な要素ですし、また、これだけ豪雨災害続いている地域ですので、防災教育というのもですね、本当に全国のモデルにもなり得るという地域になっていくのではないかと考えますので、よくまた御検討をというふうに考えます。

また、そういった特色ある教育だけでなく、特色ある地域づくりというのも重要だろうというふうに考えます。決してですね、他の地域の二番煎じではなくて、先駆者、開拓者となるようなそういった取組もですね、是非教育分野だけでなく、他の分野についても是非皆様と一緒に考えていきたいなと。本当にですね、そういった取組をすれば、必ず全国の市町村から、こう行政視察が来ると思います。それも大事な奄美市にとってはお客さんであります。私自身初めて4月にそういったことをしまして、本当にこう、輝く取組をすれば、やっぱり全国から人が来るなというものを身をもって感じましたので、そこは是非お伝えをしておきたいと思えます。

また、先般チャレンジデイというスポーツのイベントをされたというふうに聞きます。これについてもですね、本当にスポーツ、この今のチャレンジでの仕組みも大事にしながら、もう一つやっぱり例えば地域の環境美化、この環境保全の高まりを、意識の高まりを図るためにも、例えばごみ拾いチャレンジデイというのをですね、やってみてはどうかと。スポーツごみ拾いというような競技もあるようなんですけれども、このごみ拾いチャレンジデイはですね、今、今のチャレンジデイは、1人15分という設定ですけれども、スポーツしましょうという設定ですが、1人10個ごみを拾いましょうと、一日の

うちにですね。これをすればですね、奄美市の全員、4万6,000人全員が参加をすれば、46万個のごみが、ポイ捨てごみが回収できると。これをですね、1週間ぐらいやればですね、恐らくもう奄美の市街地からごみが消えるのではないかというふうに感じます。お金もほとんどかからないというふうに考えますので、是非こういったユニークな取組も検討していただきたいと思います。

最後もう一つ、この人口減少についてなんですけれども、前回は申しましたが、海士町の事例について補足で説明をさせていただきます。島根県隠岐郡の海士町、人口2,500人ぐらいで、1割がIターン者ということなんですけれども、このIターン誘致に成功している海士町でも、やはり少子高齢化で毎年50人ずつ人口が減少しているということでもあります。この町がその人口誘致にどういう施策事業をやっているかということを知りたいんですけれども、確かに職のあっせん、もしくは住宅のあっせんをしているけれども、その他のそういう制度的な備えは特にありませんということでした。それでもやはりIターンが来る理由としては、人の気持ちでカバーをしていますということでありました。要は受け入れる役所をはじめ、また、その町民全体でですね、そういう気持ちでこう本当に歓迎をするというようなそういうところに惹かれて来るのだと。

あともう一つが、その町長、山口町長が掲げているビジョンと、そしてその余白ということをおっしゃって、明確にですね、海士町はこの日本全体が抱える少子高齢化問題のそれを地域から解決していくモデルになろうと、そういうビジョンを出しつつ、まだまだそういうビジョンがあるけれども、まだまだこう何でしょう、プレーヤーが足りない。そういうところにですね、そういった余白にこうIターンの方々が魅力を感じて来ると、そういう明確な打ち出し方をされているということでありました。是非また御参考にしていただければと存じます。

続きまして、3の景気、経済、雇用対策に移ります。この分野も、市民の皆様からの要望が非常に根強い分野です。何とか景気を上向かせてほしい。経済を活性化させてほしい。雇用を増やしてほしいという声を私もほぼ毎日聞いております。このことについて奄美市の一般会計予算を見ますと、限られた財源の中から私の試算では20億円から25億円程度、これは公共事業を除いた額ですが、景気、経済、雇用対策、あるいは産業振興策として予算が投じられています。例えば、今年度も緊急雇用創出臨時特例事業基金事業で、3億円超の予算を投じ、138名の雇用が生まれると聞きますし、また、地域雇用創造推進事業、通称新パッケージ事業も実施され、更なる雇用の創出に期待がかかります。また、地域活力特別枠の一つ、住宅リフォーム制度につきましても、昨日の議論に上りましたが、市民の皆様から好評を得ていることは確かで、これらは一定の評価を成すべきものと感じます。

その一方で、市民の皆様施策や事業がなかなか伝わっていない、知られていないものがあるということも感じる場所です。まずは知っていただき、そして活用できるものは活用していただければ、市民の皆様のお役に立てる事業も少なくないだろうと感じます。そこで具体的に伺いますが、①昨年度の高卒ルーキー雇用奨励補助の活用状況を踏まえた上で、今年度の地域雇用サポート事業の有効活用に向けた取り組み方について伺いたいと思います。それぞれの事業についての詳しい説明は結構ですので、主な部分について御答弁いただければと存じます。

商工観光部長（川口智範君） 奄美市における雇用対策の周知強化についてお答えいたします。昨年から実施しております高卒ルーキー雇用奨励補助も併せ、今年度から四つの事業を柱に、地域雇用サポート事業の取組を行っております。昨年度の高卒ルーキー雇用奨励補助事業につきましては、高卒者の就職が大変厳しいというような状況を踏まえて、市内高校のみに限った助成制度でございます。地元高校を卒業し、就職に至った学生は、各高校調査結果20名でございました。15事業所20名でございました。うち4名が奄美市外居住のため、補助対象外となっております。実質16名12事業所が対象となりました。3月の年度末に事業所から申請を受けた結果、23年度実績は8事業所10人ということになっております。結果的に6人の早期離職者が発生しておりますが、全国的に見ても、高卒新規雇用者の場合、雇用の場合、3年以内の離職率が5割となっている状況もあり、今後本市として新規高卒ルーキーの研修や、高校生に対する就職面談など取組を通して積極的に継続雇用の支援を行ってまいりたい

と考えております。

その他の事業としてございますインターシップ事業については、学校のキャリアセンターへの周知や、各事業所への受入れ募集を行い、学生と事業所の効率的なマッチングを図ってまいりたいと考えております。また、家賃補助事業や地域産業雇用奨励サポート事業については、対象となる事業所への戸別訪問も含め、広く周知を図っていききたいというふうに考えております。

これらの事業の全体的な周知方法といたしましては、市政だよりやホームページ以外にも、各種団体の総会などを利用しての周知パンフレットの配布や、各機関の事務局への紹介など積極的に周知を今現在行っております。今後とも事業を通して雇用の確保や地域経済の活性化につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

2 番（安田壮平君） 事業の御説明承りました。やはり昨年度ですね、その実績がやはり不十分だったんだろうなということを感じます。もっともっと、やはり何よりも周知が課題ですし、またはその事業者ですね、活用しやすいそういった制度設計等も含めて、また、改善を図っていただきたいと存じます。

続いて②の企業誘致対策について。産業活性化推進委員や産業活性化推進業務委託の概要や成果目標について伺いたいと存じます。

商工観光部長（川口智範君） 関東地区を中心として活動していただいている産業活性化推進委員につきましては、企業・仕事誘致活動、奄美市100人応援団に対する支援、ふるさと納税周知、また、観光誘致等に現在努めているところです。年間を通じて企業団体を訪問し、仕事誘致にもつながり始めているところでございます。また、舩観光課のほうで行っております100人応援団について積極的に取り組み、応援団に認定された個人、企業との橋渡しを現在行っております。7月には関東奄美会を中心とする観光ツアーや、関東奄美IT懇話会のメンバーのツアーも企画いたしております。

一方、今年度の緊急雇用創出事業において、地元の企業の情報を集約して、都会に向けて発信していくという目的で、地元の産業活性化推進員2名を雇用いたしました。関東の推進員と連携し、本土と地元の企業マッチング、企業・仕事誘致、観光客増加等により雇用の拡大を図ってまいりたいと考えております。地元活性化推進員の具体的な業務でございますが、地元企業の情報収集を実施し、本土向けパンフレットやホームページの作成、フェイスブックを活用し、情報を本土向けの企業や消費者に発信していくことなどがございます。

議員御指摘のとおり、仕事・企業誘致は、地域にとって経済活性化につながるものと認識しており、今後も強化していくことが重要だと感じております。同時に、仕事・企業誘致は、一朝一夕に達成するものではなく、本土と地元の信頼関係の構築のため、継続的に努力していくことが肝要だと考えております。今後とも市の産業を担う担当課と、産業活性化推進員と連携を図り、その中から本土の企業誘致につながるように努めてまいりたいと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

2 番（安田壮平君） 本当にですね、企業誘致、また、販路開拓、そしてまた、人口誘致にもつながる話ではあると思うんですけども、確かに結果と言うかですね、成果を出すのはそう簡単ではないとは思いますが、やはりその成果の見えるかというものが需要ではないかというふうに感じます。そしてまた、それを伝える努力と言うか、それが必要だろうと感じます。

この産業活性化推進員、予算378万円、産業活性化推進業務委託は921万円ということで、やはりこの投じた以上ですね、やっぱり成果が本当に、単年度でとは言いませんけれども、やっぱり2、3年後、もしくは5年後ぐらいにですね、それ以上のものがちゃんと返ってきているということをですね、是非今後見えるようにしていただきたいと。その費用対効果ですね、いうふうに感じますし、また、年次別の目標というものは是非御検討いただきたいと思います。そしてまた、この産業活性化推進員と併せてですね、東京事務所、奄美市の東京事務所なども活用して、積極的に人口誘致図っていただきたい

いと。他県の事例では、東京などに置かれてるアンテナショップですね、地元のその企業の情報発信をして、何でしょう、求人情報を提供しているみたいですので、そういった東京事務所のより積極的な活用も御検討いただきたいと思います。

最後締めくくりに移らせていただきます。政治行政の情報開示、情報提供、情報発信が重要なことは、防災危機管理においても、人口減少対策においても、また、景気、経済、雇用対策においても変わることはありません。恐らく政治行政だけでは解決できない問題、課題があるからこそ、市民、民間の知恵を借り、力を借りて、一体となって奄美市を運営していくという姿勢が必要であると考えます。中国の古典に、いわしむべし、知らしむべからずという言葉があります。これはよく解釈されるされ方では、人々は行政をこの頼りにさせるべきで、頼らせるべきである。依存させるべきである。そして情報は知らせるべきではないと、そういった解釈をされることが多いんですけども、これは間違った解釈でありまして、正しくは、為政者が、政治行政に当たる者が決めた方針に人々を従わせることはできるが、なぜそうしたのかという理由を人々に事細かく知らせることは難しいということでありまして、転じて、為政者はあの人の方針が間違いないという人徳を持って、その方針を人々から理解してもらえる人物になることが大切だということ、この言葉の真意であります。

今後是非市民の皆様に対して積極的に情報を発信して、コミュニケーションを取って、納得していただけない場合は何度も説明をして、より多くの皆様に信頼していただける奄美市の政治行政を実現していきたいと考えますので、奄美市職員の皆様にもこの思いを共有させていただきまして、一般質問を締めくくりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（向井俊夫君） 以上で無所属 安田壮平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時43分）

○

議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

23番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平政会の竹山耕平でございます。平成24年第2回定例会において私の一般質問を行います。これまでも多くの議員からもございましたように、来年度末期限を迎える奄振法の延長改正を群島民一体とやなって全力で目指すものであり、また、昨日参院を通過し、可決されました離振法においても、同様に真に奄美のために、奄美群島民のための法律となりますよう、ハードに加え、ソフト施策の充実拡大を目指すものであり、奄美においても、広域行政として振興策に更なる意欲を示さなければなりません。

始めに、奄美振興の重要課題として、奄美の大切な宝、資源の保全を図るために、さんご礁保全や海洋資源の確保など、海の資源を守り育てることが最重要課題です。観光産業や第一次産業の振興、地域経済の活性化、雇用の確保など、奄美市をはじめ群島全体の共通する喫緊課題でもあります。課題を解決するためにも、抜本的な調査や研究を、この奄振事業及びそして離島振興法の中のこの離島特区制度、離島活性化交付金などソフト事業の充実、有効活用として、広域行政で取り組む必要性を考えます。将来の奄美群島振興のためにまず第一に、奄美市が中核都市としてのその機能を発揮し、役割を果たす。また、離島活性化交付金の有効活用として、各自治体の政策企画力の向上の確立、予算の確保も大切ではありますが、実に結び付けることが重要です。さんご礁や海洋資源の保全、再生と同様に大浜海浜公園の砂浜の減少、赤土の流出防止への取組への調査研究の重要性を考えます。市長の見解をお示ください。

次の質問より発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 竹山議員にお答えいたします。奄美群島では海岸の大部分でさんご礁が発達しております。多くの生物の生育の場となり、その美しい景観は、奄美群島を特徴づけ、観光資源としても大きな魅力の一つであります。今議員がお話になりましたサンゴ礁では、昔から漁業が営まれ、人々の生活の糧となっております。更に、さんご礁はその地域を高波から守る天然の防波堤的な役割も果たして、我々の生活には大変大切なものであります。しかしながら、今、さんご礁を取り巻く状況は、近年著しく変化をいたしております。温暖化現象、そしてまた、オニヒトデ等による白骨化現象などにより、さんごは傷められていることは、議員御案内のとおりであります。そのため、本市のみでなく、奄美群島全体の共通の課題として、現在も奄美群島が一体となって奄振事業を活用しながら、オニヒトデの駆除やさんご礁の再生研究をやっているところでございます。今後ともさんご礁等の海洋資源の保全について、奄美群島全体で広域的に取り組んでいく必要があることは論を待たないところでございます。

議員がお話になりました離島振興法が昨日成立いたしました。また、議員がよく御存知のとおり、離島活性化交付金が新しく創設されました。教育、医療、産業振興などのソフト面に広く活用いただくようになっております。御案内のとおり、離島振興法は、今年度末であり、私どもの奄振法は、来年度末という形で、昭和28年に創設されております。いずれも時限立法であります。奄振法のやはり大きな目標と言いますか、参考にもなっている離島振興法でありますので、我々も離島振興の状況を踏まえ、そして奄振法に広くまた拡充できるように利用できるような状況を群島全体で構築しながら、奄振法の継続獲得に向けていきたいと考えているところでありますので、議員の皆様方の変わらぬ御支援と御協力を賜りたいと思います。大浜、それに大浜海浜公園の砂の減少についての質問であります。これまでも砂の減少などがたびたび見られます。特に台風の後などに多く見られております。今回の砂の減少は、これまでにないような大規模な状況のようでありますので、関係機関とも連携をして、この原因調査に努めていきたいと考えております。

また、同様に、赤土の防止についても、赤土流出防止対策協議会がございますので、先日この会議がございました。これの中で十分に検討して、奄美群島全体の共通課題としてとらまえていきたいと思っております。また、その原因の一つであります野ヤギによるやはり被害、これも赤土が流出する一つの大きな要因になっているようでありますので、野ヤギ対策などについても十分に群島全体として協力、そして情報交換をしながら、奄美の自然景観の保持、また、自然を守っていくことに努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

23番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。この離振法がですね、この奄振法のベースになるということで、更なるこのソフト施策の充実ということで、前回この西議員からもありましたように、この朝仁のあの、なぎさ園跡地を使った栽培漁業センターなど、また、今資源管理型漁業、そういったものにも力を入れていただきたいと。森、山の恵みに対しては、やはりこの海の恩恵もこれやはり森から受けているということで、この水俣漁協に調査に行った時ですね、その水俣漁協の取組として、水俣市と一緒に、この森の保全再生プロジェクト、そういったものにも取り組んでおります。この離島振興法も、改正離島振興法も拝見いたしますと、もういろいろな施策に通じる、使える、そういうものになっていますので、十分なその企画力、企画力の確立、これをですね、まず目指していただきたい。そしてそのリーダーシップとなるこの奄美市が中核都市として群島のリーダーシップとなる朝山市長がですね、しっかりとこのリーダーシップを発揮していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。これは要望いたします。

次に移ります。次に、公共施設や道路、橋りょう等、この国道、県道、市道の安全・安心に向けた予防策として、この通学路など安全点検ということではございますが、これは先日その崎田議員であり、そしてまた、栄議員でしたかね、が質問のところでありました。私の観点からはですね、それをどうやってこの安全・安心なまちづくりに結び付けるかということだと思います。この教育長がこの8月までにその総点検を行うという形で言っていたが、これはやはりこの国の指示のほうでこの県から、で県も

ですね、8月末までに国に報告書を提出しなければいけない。そういったところがきてると思います。それを先ほども申しましたように、どうやって安全・安心なまちづくり、この教育長が申しっていました各学校が主体的になって点検を行っていると。じゃあ、その結果、その建設部に対して、その安全・安心な市民部に対してですね、こういった要望が実際に具体的に上がっているのか。そしてそれでその通学路がどういう改善を図られてきたのかというところが一番大事なところだと思います。

で、私の質問は、そういったところでこの安全・安心なまちづくりにつなげるという意味で、その行政、地域、そして生徒、子どもたちですね、そして関係各機関、この警察をはじめとする。そういった方々が、この子どもたちが通学する時間帯に、8月までに実施するということでしたが、8月は夏休み中ですので、7月かもしれませんが、是非学校がある時間帯、時間に、その一緒の子どもたちと一緒にあって、各分かれて、しっかりとしたそういう点検を毎日でもいいですし、そういった通学路となっている点検をしっかりと行ってもらいたいというふうに思います。そこで、先ほど奥議員からちょっと見させていただきましたが、この今回の雨でその節田集落の歩道が冠水をする。そしてまた、この前の6月9日、10日の雨でもありましたが、もう慢性的に冠水するこの住用支所の前のあの道路、歩道、そういったものも通学路として位置付けられてると思います。そういったところをどうやって安全・安心なまちづくり、地域づくりを行っていくかということなんですが、その件について答弁をお願いします。

教育長（坂元洋三君） 通学路の安全点検についての御質問にお答えします。先程来通学路の安全点検については御説明してありますので、主なところを説明したいこう思います。本市でも教育委員会、道路管理者、警察署の三者が連携した緊急合同点検を8月末までに実施し、そして安全を図っていくということは、先ほど申し上げたとおりでございますが、またその他にですね、文部科学省の学校、家庭、地域の連携による教育支援活動促進事業により、3名のスクールガードリーダーを名瀬地区、そして住用地区、笠利地区に配置するとともに、各小学校で委嘱されている計141名のスクールガードの活動により、交通安全、そしてまた、不審者への対応が充実しているところとらえているところでございます。こうした取組を通して、より安全な通学環境づくりに努めてまいりたいと考えておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。先ほども申し上げましたとおり、全てのこのこういう共通課題をですね、その関係各機関が共通する何ですかね、共通認識をしていただきたいなというふうに思います。この建設部に当たっても、先ほども申し上げましたように、しっかりと学校側がそういった主体的になって動いて、いろんな形のことをやってるのであれば、実際にじゃあ建設部としてどうやって動いて、どうやって改善を図られたというのは、しっかり皆さんが地域とそしてまた今のスクールガードの皆さんとともに、保護者と学校、そういった方々が全て共通する認識として図っていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に移ります。次に、転落防止の設置への取組についてということでございますが、今回の補正予算でループ橋の測量設計業務委託として300万円が計上をされています。大変ありがたいことでございます。ここではループ橋以外のこの防止柵の設置が必要な箇所が、やはり他にも何箇所かあると思います。そのような箇所の調査を行っていただきたいというふうに思いまして、この質問をいたします。

そしてまたですね、この民間のビル、これに対しては指導という形はできませんが、この民間の方々に対しても、このフェンスに忍び返しを付けたらどうか、そういう努力、そういうことを設置をしているこの民間のビルもあります。そういったところに対しても、何かしらの処置が講じられないのかなと。そういう年間、毎年毎年3万人以上の方々が自殺をしていく。そういった方々の予防策、先日もあの宮崎のほうでもちょっと記事で読みましたが、その元警察署長の方が、どうしてもこの踏みとどまっていたきたいという形で、その橋、国道、県道、市道に対して予算を付けてくれないかということで念願が叶ったという形で、市も県も国も動かしたという形であり、その忍び返しが付いたことで、その減る

かどうかというよりも、その間時間を止めて、その何ですかね、説得ができると。そういうところのことにもつながるんじゃないだろうかという形での新聞記事でございました。そういう意味で質問をいたします。見解をお示しください。

建設部長（東 正英君） お答えします。御質問の転落防止柵といたしましては、一般的には道路等に設置するガードパイプが考えられますが、御質問の趣旨の転落防止柵は、土木工事設計要領におきましては、落下物防止柵と位置付けられております。その設置場所といたしましては、主要な道路等交差及び近接する道路又は人家に近接する橋りょう等で必要がある箇所に設置するものとなっております。設置につきましては、管理者と協議により決定するとあるため、道路管理上の安全対策が必要な箇所につきましては、既設の橋りょうへの構造上の影響などを考慮し、対応策を検討したいと考えております。

先ほど議員のほうからありましたように、今回の市道山田線の道の島ループ橋への落下防止柵の設置につきましては、自治会からも要望を受けておりますので、本議会へ委託費を上程したところでございます。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。是非ですね、そのそういう地区の建物、そして道路、そういったところの調査、そういった場所がどれぐらいあるのかというのを調査は行っているというふうにも聞いていますので、その対策を講じるための調査、そういったことを開始行っていただきたいと思います。

そして、この場では多分言えないと思うんですが、先ほども申しましたこの民間の方々のビルに対してですね、あとは市営住宅とか、そういった公共施設、そういったものではないのかなと思うんですけど、そういう民間の方々のビルに対して何らかのその意向調査みたいなものも是非開始、少しその意見交換でもいいので、どういったものをそのビルの所有者の方々もですね、もうすごい苦慮していることもありますので、そういった方との意見交換会だとか、交換だとか、そういう解決策に向けて何かしらの行動を起こしていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

建設部長（東 正英君） 高層ビルの管理者の皆さん方とも、その辺について協議していきたいと思えます。

23番（竹山耕平君） はい、よろしくお願いいたします。

次に移ります。次に、住宅リフォーム助成制度についてでございます。この大まかな件、もう十分に崎田議員への答弁でもう理解はできました。そして来年度以降も市長のほうから前向きに検討を行うという形で私も理解はできましたので、ここではですね、このイの成果、評価、これはやはりこの利用者の意見をもう昨日ですね、市長も紹介をしてありましたが、もし答えられるようであれば、例えば費用対効果、経済効果、その件についてどのような判断をしているのか。そしてまた、この名瀬、住用、笠利での扱い件数がもしこれ、すいません、このちょっとありませんので、答弁ができたらお願いいたします。

そして併せてですね、このエ、エのほう、あ、エじゃないですね、④、④の方の今年度当初予算分の受付終了後の問い合わせ物件への対応についてということでございますが、この5月10日に締め切りを行った後、やはり当局のほうにも何件か数件問い合わせがあったというふうに聞いております。そして私のほうも何人の方からですね、もうこういう助成は締め切ったけど、工事はやはり行わなければいけないから、予定どおり工事は行ったというふうなお話も聞いております。資料を請求して資料を受け取ったところから、この金額で言いますと、やっぱり50万以上ということなんですけど、この1,000万円から1,500万円のところにも使用したほうが2名いらっしゃったというふうな形だったのかなと思うので、大変この効果がある、表れているこの事業だと思います。そういう件でこの2点についてお示しください。

建設部長（東 正英君） 経済効果についてなんですが、平成23年度以前の住宅リフォームの実績につきましては、市内の建築関係の事業所へ確認した結果、年間約250件で、工事費総額が約3億円でございました。調査の中には、個人事業主等が含まれていませんので、一概には比較できませんが、昨年度の409件の交付決定に対する工事費総額の約4億5,200万円と比較いたしますと、地域への波及効果はあったと考えております。

それと地区別の件数でございますが、昨年でいたしますと、名瀬地区が275件、笠利地区が117件、住用地区が17件となっております。それと今年度当初予算分の受付終了後にあった問い合わせの物件の対応についてということですが、今年度の当初予算の受付けを4月10日に開始をいたしまして、5月9日に終了いたしました。受付終了後の2、3日は受付けを断らざるを得ない状況でありましたので、問い合わせのあった方々へはその旨を説明し、御理解をいただいております。しかし、その後の問い合わせの対応につきましては、新たに財源確保ができる見込みであると判断したために、現在は検討中であると。6月末頃までには方針が示せるので、工事の着手を待てるのであれば、それまで待っていただきたい旨を回答いたしております。また、今後の対応についてでございますが、受付終了後に着手した方々に対しては、可能な限り対応してまいりたいと考えております。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、ありがとうございます。このその今年度その問い合わせ物件に対して、できるだけ対応したいというふうなことが示されましたので、それをじゃあどうやって周知するかということもありますので、是非お願いしたいと。できる限りのことをしていただきたいと。この事業はですね、公共工事に頼ることなくですね、この地域で作る、この今聞きますと、名瀬が275、笠利が117、そして住用は17件という形で、地域で作るこの何ですかね、この制度と言うんですかね、制度の中身というのは、やはり行政、そして業者、そして利用される住民、この三方良しの精神と言われる制度であります。そういったところでありますので、このしっかりと位置付けを是非お願いしたいと思っております。この問い合わせ物件に対してのこの業者の方々もですね、この制度ができて、この営業に対してものすごい助かっているという形でお話も聞いておりますので、是非どうか対応していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に移ります。次に、不明水対策について質問をいたします。平成24年度の公共下水道特別会計当初予算の歳入歳出それぞれ16億6,339万円であります。歳入のうち一般会計からの繰入金が5億7,243万円であり、この台所事情は大変厳しい状況ではありますが、この市民生活にはなくてはならない大切な事業であります。そのようなことではあります、この公共下水道事業の処理費として計上されている不明水について質問をいたします。

不明水とは、污水处理から使用料対象水、区域外受入れ汚水及びその他明らかに経費負担すべきもの以外のことを言います。この不明水については、奄美の中では下水道を引いてるのがこの本市しかありませんので、比較対象はできませんが、多くの自治体が全国多くの自治体がもう悩む案件であり、しかし、いずれにしても、放っておくことのできない、対策を講じなければいけない案件でございます。そこで質問をいたします。この1から6までございますが、この一気に質問、一括して質問を行います。

最初に、公共下水道事業への一般財源繰入額について。不明水の発生原因について。また、この不明水による影響は何か。そしてこの不明水の割合は、パーセントでお示してください。そしてまた、この県下の状況はどうか。そして不明水の処理負担額にはについて。この常時侵入水、この地下水や農業用水の影響は。次に、側溝やこの道路等の詰まりによる冠水やこの管の劣化など、これ不明水の可能性とその対策について。最後に、この処理費がもし増えますと、やはり一昨年あの集中豪雨、そして度重なるこの台風だとか豪雨によるですね、この管が、そしてまた、道路がいつも冠水する度に、このマンホールの穴からですね、水が入っていったり、この常時侵入水というものが増えれば増えるほど、その処理費、処理はしていかなければいけないので、その有収、有料でもらっているそのお金以外のところでのしかし処理をしていかなければいけないので、その処理、この不明水のお金は増えるわけでござ

います。そういったところから、この処理費が増になった場合は、また、懸念するのは一般会計からの繰入れが増になるのではないか。そしたら、受益者負担が増えるのではないか。ということは、料金が値上げに転嫁されるのではないかという懸念がございます。そういったことについてちょっと多いですが、お示しください。

上下水道部長（田中晃晶君） 今お尋ねの6項目について順次お答え申し上げます。公共事業への一般会計繰入金についてでございますが、過去3年間の一般会計繰入れにつきましては、平成21年度が6億7,902万8,000円、それから22年度が5億6,977万7,961円、23年度が4億9,098万5,000円となっております。

次に、不明水についてでございますが、本市におきましては、雨水を取り込まない分流式の下水道方式で行っております。不明水の発生原因として考えられますのは、議員のほうから先ほどございましたが、汚水管の老朽化の進行により、環境の水密性が不良になることによりまして、地下水等が侵入する。また、大雨による道路などの冠水によりまして、マンホールの蓋の鍵穴から水が侵入するということが主な原因だというふうに考えております。その不明水の影響につきましては、侵入水、入ってくる水に伴う土砂を引き込んだり、管の中に土砂を引き込むことによりまして、道路等の陥没やそれから処理水量の増加によりまして、処理水の水質の低下や、それから処理費の増加などが生じるというふうに考えております。

次に、三つ目のその割合、それから県下の状況、そのまた処理費用額について申し上げます。不明水の割合につきましては、平成21年度が0.9パーセント、22年度が4.78パーセント、平成23年度が1.16パーセントとなっております。

次に、県下の不明水の割合状況でございますが、これは21年度の調査結果でございますが、類似都市を申し上げますと、鹿屋市で0.8パーセント、出水市が6.6パーセント、枕崎市が7.1パーセントとなってるようでございます。

次に、処理負担額についてでございますが、先ほど申し上げたように、不明水が増加しますと、ポンプ場及び処理場の当然、電気料だとか、それから薬品費用に影響が及びます。各年度のただいま申し上げた電気及び薬品代を試算しますと、平成24年度が39万5,000円、22年度が187万5,000円、23年度が47万4,000円という試算でございます。

次に、4番目に、この常時侵入水や地下水が農業用水に影響はということでございますが、常時侵入水の箇所といたしましては、地下水の高い箇所、それから本管との取り付けの継ぎ目辺りの先ほど申し上げてるように、老朽化が原因で侵入するんじゃないかなというふうに考えております。もう一つその農業用水につきましては、下水道管きょからへの侵入水はないものと考えております。

次に、5番目のその対策はということにお答え申し上げます。本市ではまず目視による調査と、それからカメラ調査などによって管きょ内の調査を行っております。不明水侵入の箇所が特定された箇所につきましては、補修工事を対処的に実施をしております。現在は管きょ清掃業務委託の中で、毎年約10キロ程度でございますが、管きょ清掃を実施しておりますが、その際、その施工業者によってマンホール蓋などの腐食による劣化や、それから不明水の侵入などの調査を実施をしているところであります。また、幹線の管きょ等につきましては、ただいま長寿命化計画におきまして調査計画を策定いたしまして、今年度24年度からでございますが、劣化している幹線の管きょや、マンホール蓋の更正等などを行いまして、不明水の浸入防止を図る計画であります。

最後に、処理費の増加によって、これが受益者負担料金値上げに転嫁するんじゃないかということにつきましてお答えを申し上げます。本市の場合は、先ほど申し上げましたが、不明水の割合が過去3年間の平均で申し上げますと、2.32パーセントとなります。このことをもちまして、直接利用料金の値上げの要因というふうには考えておりません。しかしながら、この量が増えるということは、先ほど議員のほうから御懸念がございましたが、そのような増えることのないように、今後も適正な維持管理に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

23番（竹山耕平君） はい、長々とありがとうございました。ここで、この不明水というものがちょっと自分がこう今回調べた、そしてまた、質問を行ったわけではありますが、これはやはり全国各地、もう自治体です、この懸念される材料でありますので、今、部長のほうから、この長寿命化計画によって今後その対策を取っていくということでございますので、是非この、中長期的なこの対策を講じていただきたい。そしてまた、安全・安心なですね、この水の、この奄美の水はきれいだというふうに言われていますので、そして水洗化率もかなり高い率ではございますので、そういったところで、この下水道事業の適正なこの処理をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。次の質問に移る前に、議長、すいません、主題のですね、この2のまちづくりについてと、この3の教育行政についてを先に、先に教育行政についてのほうから質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。ということで、すいません、ちょっと時間がありませんので、簡潔にお答えをお願いしたいんですが、教育行政について質問をいたします。

スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー配置事業について質問をいたします。①、②併せて質問をいたします。これまでもですね、この予算委員会や決算委員会においても、本事業のこの成果、評価については、しっかりと伺っておりますし、もう大切な大切な事業であります。これは現場の声もですね、そのようなことで伺っております。この本事業は、子どもたちにとっても、学校にとっても大変大変大切な事業であります。これ改めてですね、この事業の成果、この評価、そしてまた、見えてきた課題について。また、本事業はですね、今年度までの事業と聞いておりますが、来年度以降もしっかりと、この長期的な実施、必要な予算の要望と確保についても要望いたしますが、その件について見解をお示しください。

続いて、小学校での事業実施についてお伺いをいたします。現在、小学校は奄美小学校のみの実施と聞いております。しかし、これまでもお伺いしましたように、この成果、評価が大変素晴らしい意見を聞いている事業でございますので、この成果、評価を踏まえた上で、この他の小学校への配置についても必要性を強く考えております。その件についても、見解についてお示しください。

教育長（坂元洋三君） スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラー配置後の当該中学校の成果及び課題についてお答えいたします。議員御承知のように、昨年度から不登校、そして生徒指導上で課題のある二つの中学校に対し、4名のスクールソーシャルワーカーと1名のスクールカウンセラーを配置しております。いずれの中学校も、学校職員と連携した取組により、大変落ち着いた雰囲気の中で学習活動が行われるようになってまいりました。不登校生徒に対しましても、個別の相談や家庭訪問により、生徒の心の安定が図られつつあります。また、英語、数学を中心とした学習支援や、個別相談などきめ細かな対応により、不登校生徒が生き生きと登校する姿も見られるようになってまいりました。2校で50名近くいた不登校生徒が、現在20人まで減少するなど、成果が上がっていることと認識しております。

残された課題といたしましては、落ち着いた雰囲気の中で学ぶことができる学校づくりの継続と、不登校の解消であると捉えております。特に不登校の解消につきましては、中学校で不登校に陥る子どもの大部分が、小学校期にその兆しが見られることから、本年度は本市の独自の事業といたしまして、小中連携を密に図った中1不登校未然防止アクションプランを推進しているところでございます。

このアクションプランと申しますのは、小学校時の4年生から6年生までの欠席日数、あるいは遅刻日数、早退、そういったものを総合的にチェックしまして、それを中学校に生かしていくという事業でございます。

次に、小学校への配置につきましては、現在先ほど議員申されましたように、小学校1校にスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校への対応を図らせています。中学校との連携による不登校対策が図られるなどの効果を期待しているところでございます。今後も予算等見合わせながら、この小学校配置を考えていきたいと思っているところでございます。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。この今の教育長もありましたように、やはり効果が表れているということがはっきりしております。そういったところで、やはり最後に申しあげましたその小学校の配置についても、先ほど申し上げた小学校からその兆しが見えるということ、後はその中1ギャップと言うんですかね、この中1未然防止アクションプラン、そういったものをしっかりと活用ができるようなこの予算の確保という面で、市長の政治判断を是非お願いしたいなというふうに思います。

今回の補正予算の中でですね、この歳入、この学校教育費委託金、スクールソーシャルワーカー1,140万、そしてまた、スクールカウンセラー277万が減額をされています。その件についてはですね、状況は分かりませんが、いずれにしても、この現場の環境が悪化するようなことがあってはいけません。そういったことを、ちょっとこれは所管する委員会にですね、是非聞いていただきたいと思います。

そして、あと1点、この普段からですね、この町を歩いていますと、私はこの末広に住んで、末広町に住んでいるんですが、この授業中の時間帯に、生徒がですね、出歩いていると。散歩していると言うんですかね、そういったのがよく見受けられます。このような子どもたちに対してもですね、やはり先ほど申し上げましたように、この怠けのほうの怠学であったり、あと学校に対してどのようなことで、いろんな要因がこの不登校にもあるとは思いますが、そういったところを学校と間に立って、そしてまた、保護者との間に立つ、そしてまた、子どもたちとの間に立って、この解決に向かうというの、このスクールソーシャルワーカーの大きな大事な役割じゃないのかなというふうに思います。このスクールソーシャルワーカーは、いわゆる日本スクールソーシャルワーカー協会とかも設立されていますので、もう大変立派な大きな組織だなあというふうに思ったんですが、そのことに対してですね、やはり教育委員会側からもですね、しっかりとその実情を調査をしていただいて、この各学校とですね、今2校とお話がありましたが、その2校のうちの1校です。そういったところで是非この教育委員会が率先して、この学校側と、そしてまた、いろんな形で解決に向かってほしいと思うんですが、その辺りについてどうでしょう、教育長。

教育長（坂元洋三君） ただいまの質問につきまして、本年度は非常に今、議員がおっしゃったように、大切な項目につき、県本土から臨床心理士の有資格者をスクールカウンセラーとして年間10回、1日5時間ですけれども、3校に対して配置する予定になっております。専門的な見地から、相談者へのカウンセリングができるように期待をしているところでございます。以上です。

23番（竹山耕平君） すいません、再質の打ち合わせをしたんですが、その件、今臨床心理士については、まだお話をまだ質問やってないです。今言ったのは、普段歩いているようなこの子どもたちとの間に立つスクールソーシャルワーカーの役割という形で、教育委員会側が率先して学校側とのその解決に向かっていただきたいということだったんですけど、今、教育長がおっしゃいましたこの臨床心理士、この方をですね、この今回の3月の予算委員会の中でもですね、お聞きをしました。ちゃんと資格が持っている方が、スクールカウンセラーにいるんですかと。そしたら、県内においても、もう数名しかいないという形で、なかなか配置ができない状況だと。今、教育長がおっしゃいましたが、その臨床心理士のカウンセラーのほうも、月に1回ですか、に配置ができるようになったと。もうそれはもう大変ありがたいことで、もう是非これをやはり教育委員会のほうで小学校、中学校、公立の、としか扱いませんけど、これ大島事務局とか、後はその各高校と連携を取って、小中高の一貫したこのカウンセラー、この臨床心理士の方を求めている、必要とする生徒たちも保護者の方たちもいっぱいいらっしゃると思うので、是非小中高一貫した取組を是非お願いしたいと思います。

で、先ほどのすいません、私の質問なんですが、もう1回しましょう。もう1回、町でですね、よく授業中に出歩いている子どもたちを見ます。拝見します。授業中の時間帯にですね、制服を着て、後はまた私服で。そういう子たちがやはりその間にその子どもたちと間に立つ、その親子の保護者との間に立

つ、そしてまた、学校との間に立って、そういう問題解決をしていくのも、スクールソーシャルワーカーの大切な役割ではないのかなというふうに思います。そういったものを教育委員会が率先してですね、実情をしっかりと把握して、どうにか問題解決に向かっていただきたいというふうに思うんですが、その件について御見解をお願いします。

教育長（坂元洋三君） その件につきましては、先ほど申し上げましたように、ソーシャルワーカー、あるいはまた、スクールカウンセラーの専門的な知識をどんどんどんどん指導していきまして、先ほど申し上げましたように、児童生徒が校外で出歩いたり、あるいはまた、夜間外出したり、そういったところについても対応していくように指導してまいりたいと思ってる場所ですので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

23番（竹山耕平君） はい、是非よろしくをお願いします。子どもたちもですね、やはり義務教育というのがありますので、中学校までは。そういった形でしっかりと学べる環境を作っていくという形でのその教育委員会が、やはりこの子どもたち、そしてまた、学校が抱える問題、子どもが抱える問題も併せてですね、いろんな方たちと協力し合って、問題解決に向かってほしいというふうに思います。

ちょっと時間がなくなりましたので、いきます、次に進みます。まちづくりについて。末広土地区画整理事業についてですが、これ3月にも質問を行いました、この8番街区の状況について伺います。3月はですね、この直接施工という形で新聞等に出て、世間を賑わせました。そういった形において、この3か月経って、特に何か動いたというふうなものが形には見えませんが、そのどういうふうな状況になっているのか、ですね。やっぱり8番街区は、もう多くの方々が、やはり注目をしている場所でもございますし、街区でもありますし、やはり当初、一番最初の当初計画から変更してまでも、8番街区を先に始めたという、この行政側の計画もあったと思います。そのことについて御見解をお願いします。

建設部長（東 正英君） 8番街区の進ちょくと計画についてということでございますが、8番街区には、核となる商業施設の移転計画がございまして、この施設は地域住民の生活に直結し、商店街にとっても集客効果のある役割を担っていることから、経済効果が高いと判断し、8番街区からの移転工事の着手となりました。以上です。

23番（竹山耕平君） 直接施工という話もありましたが、その直接施工については回避をされたというふうなお話もちょうと聞いています。しかしですね、ずっとこれまでも質問してきましたように、お話ししてきましたように、やはりこの将来設計、この住んでいる方々、商売をされている方々、そういった方々に対して、真しな対応をしていただきたいと。そして、その将来設計に関わる、生活設計に関することなので、是非もう慎重な対応をしていただきたいというふうなことを常々申し上げてきました。それがですね、やはり毎年毎年、やはり担当が例えば2年に1回、3年にとかという形で担当が代わると、やはり、その商店街からのですね、声もいろいろな声が聞こえてくることもあります。やはり公平・公正なこの移転、換地に向けてですね、仮換地に向けてですね、やはりちょっと新たなパターンも少し出てきたようではございますけど、その件についても、しっかりとした対応をお願いしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この移転、次に進みます。この移転するテナントへの仮店舗を目的とした事業、リ・スタート事業が昨年度末、今年3月をもって期限切れを迎えました。その成果と評価、また、事業開始前、当初計画の目的が果たせたのかどうか。その総括と検証をしっかりと示さなければなりません。事業開始前から物議を醸すと申しますか、いろいろと言われた事業でもございました。活性化基本計画の中にも、平成28年度まで空き店舗活用事業が示されております。今後の計画についてもお示しをお願いします。

商工観光部長（川口智範君） リ・スタート事業についてでございます。区画整理事業に伴う仮店舗として活用するとともに、商店街への新たな出店を促進する目的で、平成22年7月から商店街内の店舗の空きスペースを利用したり・スタート事業に取り組んできたところでございます。実績といたしましては、区画整理事業に伴う仮店舗としての利用が1件、常設店舗としての2件の入居がございました。また、期限限定の合同売り出しや、作品展、イベント会場として利用されたところでございます。仮店舗として利用したテナントが、新たな店舗へスムーズに移転できたということや、新たな出店があったこと、様々なイベントで活用できたことなど、一定の役割は果たせたものではないかと考えているところでございます。

また、利用が低かった要因といたしましては、より多くの方々に利用いただくため、入居期間を最長1年間で設定した点や、個々のブースの広さや設備がニーズとマッチしなかった点が挙げられるのではないかと考えております。これら仮店舗としての利用が少なかった要因につきましては、新たな対策を検討する上で、十分検討していかなければならないと考えております。今後はより詳細な空き店舗情報の提供など、業者個々のニーズに応じた対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。やはり件数、その仮移転に伴うものが1件、で後はイベント、常設で展示された方などもいらっしゃいましたが、今、部長の答弁では、一定の役割は果たせたということではございますが、この件につきましても、もっとしっかりやっぱり、事業費は総額幾らでしたか。

商工観光部長（川口智範君） これまでの事業費の総計につきましては、手元に資料がございませんので、申し訳ございませんが、平成24年度におきましては、500万を予定しております。これはまちづくり交付金のソフト事業としてでございますので、先ほど申し上げたイベント等に活用してまいりたいと思っております。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。すいません、通告にはございませんでしたので、またこれは改めてですね、お聞きしたいというふうに思います。このまちづくり魅力アップ事業としてこの500万円、これはまちづくり会社が主体となって、たぶん行うのかなと思ったりも自分としてはしてるんですが、後はその民間の方々がまちづくりをどうやって魅力アップできるかということにも使っていくのかなと。ですけど、以前も申しましたけど、すべて時間がありませんので、ちょっと話は短くしますが、NPO法人まちいろ、それが今まですべてを担ってきたような行政の一緒になって、両輪となって一緒にこのまちづくりの魅力アップを頑張ってきたと思います。

このリスタート事業に対しても、最後になって事業開始の最後のほうになって、ここが窓口になって、その不動産関係のそういう仲介的な役割をすると。そこでお金は発生しませんという形だったんですが、そういうところでですね、このやっぱりいろんなその、ひよこ広場だとか、そういうまちの活性化のための制度をいろいろ作るのはいいんですけど、そのやはりその検証であったり、その費用対効果であったり、いろんなこの、まちの中にこのいろんな事業をまず事業を持って来ないことには、人は集まらないと思いますので、そういう面ではもう大変助かっています。ですが、その制度のやはり在り方だとか、そういったものもこれまでも何度もいろんなところで出てきてますので、しっかりとした検証、総括も行って、次の新たな制度を作って、是非頑張っていたいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に進みます。次に、まち中景観についてですが、現在この景観勉強会が開催をされております。その協議内容、また、建物などのこの協定期間などをこの具体的な計画とこのスケジュールとですね、この方向性が今どういうふうになっているのか、お示ください。

建設部長（東 正英君） 末広・港線の景観につきましては、昨年10月に商店街や関係権利者を対象に、

末広・港線の車歩道の施工方法及び景観等について説明会を実施し、意見交換を行っております。11月には、市内の勉強会を立ち上げ、奄美らしい景観を基本コンセプトとし、建物及び道路の色彩や、歩道の植栽などについて検討を4回行い、市内の素案を作成したところでございます。今年の2月には、関係権利者活性化協議会、通り会の代表者など民間を含めた勉強会を立ち上げまして、市内で検討した素案をたたき台として検討を重ねているところでございます。

これまで勉強会は3回実施しており、今後勉強会でまとめた景観の基本方針を、早期に関係権利者や周辺住民へ提言したいと考えております。景観を整備するに当たっては、道路に関するものにつきましては、道路管理者である市が行いますが、建物につきましては、関係権利者の合意形成によってできるものでございます。市といたしましても、できるだけ早く勉強会での方針を関係権利者等へ示せるようにサポートするとともに、示した方針が実現できるように、協議会設置に向け、関係権利者へ呼び掛けてまいりたいと考えております。景観に関する協定等につきましては、関係権利者で協議会等の組織を立ち上げていただき、その中で具体的に検討されるものと考えております。以上でございます。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。今現在その景観勉強会をですね、明日も行われるというふうにも聞いておりますし、そういう中で部長がおっしゃったように、道路は市が責任を持って、いろいろなパブリックコメントなり、いろんな形を含めて、魅力ある町を作るような、市長がおっしゃっています、その紬の香りがするようないろんなコンセプトがありますので、そういう魅力ある道路を造っていただきたいなと。安全で、また、子どもからお年寄りまで楽しめるような空間を作っていただきたいなというふうに思います。

建物についてはですね、これもう私もこの3年前から、もう本当に3年前からこの早期の、この協議の、この勉強会の開催の実施を望んでくるという形で質問をずっと繰り返してきたんですが、勉強会ができて今3回目を行っているという形で、どのような形で、建物ももう既に建っています。ですね、そういうところから、どういうこの景観の協定を結んでいくのかというのを、しっかりと勉強会の中でしっかりと素案を出して、勉強会で素案を出して、民間と一緒に、魅力ある、そして商店街はやはり一番の主人公は建物を建てる、その町に来る人と、その商店街の方々なので、そういう方々にとってですね、しっかりと説明を行い、ちゃんとした魅力あるまちづくりに努めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

次に、あとですね、次に進みます。次に、まち中駐車場についてです。以前ですね、仮換地の指定において、駐車場の集積を行うという答弁がございましたが、このそして集積を行った後、この本換地の将来像と方向性についてですね、この既存の駐車場経営者の方々への十分な説明を行い、この共通認識は図られていると思いますかと。図られているのか。また、まちづくり奄美として、この管理、運営などについての関わり方について。まちづくり会社の定款に、まち中駐車場というのも定款にうたわれているということで、観点からお伺いをいたします。この見解と方向性をお示してください。

建設部長（東 正英君） まち中の駐車場につきましては、末広通りの中心部へ駐車場をまとめることにより、商店街利用者の利便性の向上が図られるとの考えで、区画整理事業の換地手法を用いて、現に駐車場を経営している権利者を、だいわ付近の末広町4番地にまとめる換地を計画しております。関係権利者へは、駐車場をまとめることを十分説明した上で、仮換地指定を行っております。換地については、合意を得ておりますので、共通認識は図られているものと考えております。

商工観光部長（川口智範君） 現在、まちづくり奄美としての駐車場経営は、現段階では検討しておりません。このことについては御理解をいただきたいと思います。なお、まちづくり会社の役割としてでございますが、中心市街地の活性化に資することを考えておりますので、今後、公共及び民間事業者が、駐車場の委託事業等の事業要望がありましたら、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。共通認識は図られていると。これは仮換地が認められたから、合意形成がされているんだろというふうな考えにちょっと私は聞こえたんですが、その件についてもですね、既存の駐車場は何ですかね、土地所有者と、今、駐車場を管理運営されている方々は、別なところもありますよね。そういった方々に対しても、ちゃんとした共通認識が図られていると思うのか。そして、どういう形で、で、一面ちょっとそういう認識、やはり何ですかね、あんまり詳しくは言えないんですけど、一区画外れたと。集積を仮換地で一番最初に行ったんですけど、一部外れたという形でのこともありますので、そういう中においては、共通認識は図られているのかどうかというのが、やはり疑問に思うところがあります。そういう将来像をしっかりと示していれば、どういう形になってたかなというふうにも私自身は理解をします。そういった形で、是非ですね、しっかりと協議、将来ビジョン、いつも言われるこの将来ビジョン、将来のこの商店街の魅力ある商店街の形成に向け、よろしくお願いをいたします。

ちょっと時間がなくなってですね、申し訳ございませんが、最後にですね、この質問として、この末広市場、永田橋市場のこの将来の公設市場計画について伺います。平成26年度中に整備をするということですが、あともう2年です。もうやはり時間をしっかりと作って、今の市場については、すべて個人の財産であります。そういった意味からも、もう時間はございませんが、この将来計画どうなっているのでしょうか。よろしくお願いします。

商工観光部長（川口智範君） 御質問の公設市場の件でございますが、本市が策定しました中心市街地活性化基本計画の中でも、市場の再生には、商業の活性化を図る上からも重要な施設と位置付けております。今後はクリアすべき厳しい条件等がございますので、まずはこれらを整理し、庁内での議論を進めさせていただきたいというふうに考えております。

23番（竹山耕平君） はい、分かりました。しっかり検討していただきたいと思います。

最後に、おがみ山バイパス事業に関わることについては、同じ平政会の伊東隆吉さんがやりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（向井俊夫君） 以上で平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）



議長（向井俊夫君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

平政会 伊東隆吉君の発言を許可いたします。

22番（伊東隆吉君） 議場の皆さん、こんにちは。平政会の伊東隆吉でございます。第2回定例会の一般質問最後でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入る前に、少々所見を述べてみたいと思います。2009年、平成21年の衆議院総選挙で、民主党は政権交代をうたい、308議席を獲得し、政権の座に就きました。国民は一度民主党へ政治を委ねてみようかとの思いと、一方では、新しい二大政党時代の幕開けを期待していた人々が多くいたものと思うところでもあります。政権交代を成し得て、やがて3年ですが、鳩山初代総理は沖縄普天間基地移設問題でつまずき、菅前総理は福島原発処理で交代、現野田総理においては、しませんと言っていた消費増税をしますに変えるなど、マニフェストでうたった国民との約束は、どこに行ったのでしょうか。マニフェストと言えば、奄美版のマニフェストもございました。8項目ほど掲げてある中には、奄振予算は絶対減らしませんか、奄美群島の消費税を軽くします等々の約束は、はたしてどうでしょうか。実現されたのでしょうか。申すまでもございません。今、民主党は、消費増税の社会保障制度一体改

革法案に絡み、党内亀裂が生じて、分裂寸前の状態を表しております。このような政治主導を見る限り、民主党は政権交代を実現はしたものの、政権交代はもう終わったと国民の大半が感じることは当然のことと思うところでございます。

さて、私どもの奄美市も、合併して6年が経過いたしました。現状はどうでしょうか。奄美市民として地域間の一体感の醸成も、徐々に実りつつあると考えますが、地域自治会、嘱託員、駐在員、いわゆる区長制度などまだまだ議論すべき点もあるものと考えております。合併しても人口は減少の一途、大島紬の生産反数は減少、期待をしていた黒糖焼酎業界も頭打ちなどと、本市の経済環境は、大変厳しい状況でございます。そのような中において、世界自然遺産登録は4年後との先だって新聞紙上での情報は、私ども奄美市民、ましてや郡民・島民にとっては、久しぶりに明るい話題となりましたことは、大変喜ばしいことであります。

さて、平成24年度、当局は新しい人事体制のスタートを切りました。自然、人、文化がともに作るきよらの島を将来都市像に位置付けた奄美市総合計画を核に、市民一人一人が幸福に暮らせる豊かな奄美市を目指して、職員の皆さんが一丸となって知恵を絞り、行動に移すものと期待をいたしております。今、本市の抱える課題は山積いたしておりますが、特に中心市街地の活性を見据えた末広・港土地区画整理事業、名瀬港マリントウン計画に伴う名瀬旧港埋立事業、また、県管轄のおがみ山バイパス、いわゆるおがみ山トンネル事業等は、市民の経済に大きく関わり、影響を及ぼすものでございます。懸命に取り組んでいかねばならない重要課題に位置付けられるものと考えます。朝山市長におかれては、市政を預かり、3年目の年となりました。リーダーとしての更に指導力を果敢に発揮され、一層頑張っていくことを念じて、質問に移ります。

1番でございますが、環境整備について伺いたいします。一昨年の奄美を襲った集中豪雨は、住用、笠利、知名瀬、古見地区等へ甚大な被害をもたらしました。近年の異常気象による地球環境の変化によるものと思うところですが、いずれにせよ、想定外の大雨、集中豪雨は、山肌の崩壊、河川の氾らん、道路の冠水、住宅への損壊と瞬く間に地域住民の生活環境や生活基盤を奪うこととなっております。行政当局においては、防災、避難などに関し、ハザードマップの作成、地域ごとの自主防災組織づくりに取り組んでいることは、承知いたしております。

今回、古見地区の住民から、日頃より指摘要望がある河川、護岸、道路に関して質問をいたします。その1番でございます。名瀬勝、いわゆる古見の名瀬勝集落内の市道の中央付近には、市営住宅や避難場所に指定されている集会場がございます。その面前の道路ですが、大雨が発生する度に冠水となります。先の6月10日の大雨の際も、駐車場は丸のみの冠水状態でございました。この箇所は用水路など数か所の流れが集中するような状態になっており、いわゆる低地になっているものと認識します。担当課では、この状況を把握しているのか。また、これまででいろんな発生の中で、今後どのような整備を考えているのか、示していただきたい。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

建設部長（東 正英君） 名瀬勝集落内の伊津部勝・名瀬勝・小湊線の中央付近は、大雨時常に冠水することとて、現場を調査しましたところ、議員おっしゃるとおり、市営住宅前の農業用水路に山側から水が集中しております。先日の10日の大雨の際にも、大雨と満潮が重なり、大川の水位が上がり、水路から大川へ流れなくなり、道路が冠水したものと考えられます。昨日の雨の際には、現場を確認いたしましたが、雨と満潮が重なっていなかったせいなのか、昨日はスムーズに流れておりました。

今後の対策といたしましては、関係課とも連携を図り、河川や農業用水路等の点検を行いまして、護岸の伐採や堆積している土砂等の除去を行いまして、排水機能を確保し、適切な維持管理に努めたいと考えております。そしてまた、伊津部勝・名瀬勝・小湊線は、現在施工中でありますので、沿線の市営住宅や民地の高さを再度調査をいたしまして、道路の嵩上げ等ができないか、検討していきたいと考え

ております。以上です。

22番（伊東隆吉君） はい、ありがとうございます。この問題はですね、今回だけで取り上げたということではございません。もう担当課のほうにもうその大雨があるごとに伝えておりますし、その一昨年の豪雨災害の時も大変でした。まだこれの倍以上でございまして、床上浸水もあるという大変な地域がありました。ひいてはその際先ほど申し上げましたその集会場、いわゆるこれは避難場所になって、指定はされてるんですね。ところが、私もその一昨年の時の豪雨の時には、そこにおりました。大変な状況を見させていただきましたが、これ余談ですけども、FMの放送も聞く中で、車で聞きながら、避難場所は名瀬勝は集会場へと伝えておりました。これはこれは、どうこうじゃないんですけども、せっかくの機会ですので、やはりそれだけ情報の伝達はすぐやっぱり役所のその本部のほうに伝わるといような形でもって、それがひいてはFMのほうに一つの情報提供するもんだろーと思いますので、これは一つの例ですけども、いかにその地域に担当がいつもいるというわけにはいかないと思います。

しかし、その地域には当然、区長若しくは囑託員、もしくはそういう方がおられると思いますので、それとの連携も必要じゃないかと思いましたが、ちょうどいい機会でしたので、伝えていきたいと思いますが。

さて、このですね、川は低くなってることはありますが、今そこに、その次に後でまた聞こうと思っておりますがね、そこでですね、併せてお伺いしたいのはですね、その2番目に先にちょっといって併せて聞きたいが、そのこの伊津部勝・名瀬勝・小湊線の道路事業でございまして、これはとところどころ今、道路舗装が進んでおります。特にこの冠水の激しかった、この10日の時の一番その真ん前がもう舗装されてるんです、30メートルぐらい。分かつとって整備したのか、要するにどういうことかと言うと、冠水するということをつかつとって、これまでもあるところ整備したのか。

そこは道路の工事の進み方と、その地域のこととの話し合い、いわば農業との絡む農業用水の問題とかいろいろ絡むと思いますけども、これでところどころ、やっぱり舗装の整備は進んでおるが、そしてまた、いわゆるその磯口橋という橋がありますね。その橋もとつくにもう架けてあるんです。とつくに架かっております。これを完成してるものの、引き続きこうスムーズに事業が進んでおりません。当然そこには何らかの問題もあるだろうと思いますが、そういう問題があるのかどうか、何があるのかということをつね、今のその地域の道路の現状を含めて、まずそれを先に説明していただければいいかな。

建設部長（東 正英君） 伊津部勝・名瀬勝・小湊線道路整備の進捗はということでございますが、お答えします。伊津部勝・名瀬勝・小湊線の整備につきましては、1期工事全体延長1,500メートルのうち220メートルの整備と、磯口橋の架け替えが完了いたしまして、平成23年度末での事業費ベースでの進捗率は56パーセントとなっております。進捗が遅れている理由といたしまして、整備するに当たり、買収が必要な用地が全体で110筆ほどございます。そのうち74筆が登記名義人の死亡等により、相続登記等が必要な土地でございまして、また、1筆の中に相続人が多数存在する複雑なケースが多く、契約に必要な書類を揃えるのに時間を要するため、工事の進捗が遅れている状況であります。

また、今ありましたように、新しい磯口橋はなぜ通れないかとのことでございますが、橋の取り付け部の左岸側の2筆の土地につきましても、相続登記が必要な土地であり、そのうち1筆は相続人が39名もおりまして、現在相続人の皆様と交渉に当たっているところでございます。今年度中には契約を締結いたしまして、橋りょうとの取付け工事に着手をし、磯口橋の供用ができるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

22番（伊東隆吉君） はい、よく内容は分かりましたけれども、その地権者の問題はあちこちあるって大変だと思います。いわゆる公共工事を進めるに当たり、住用のトンネルというか、あそこもそうですよ。しかし、この工事はそういうことも分かつとって当然進めていたものというの、ある程度はやつ

ぱり理解しなくちゃいけないってことなんですよ。特に集落においての、そういういろんな地権者の関係という字図なんてのは、昔のそのままで、今なかなかそのあれが進んでないけれども、時間かかるのは分かっていると思います。

しかし、それをやるときながら、じゃあ中途途中でできるところだけやるといのもいかなんかと思うし、それを併せて今のその磯口橋のあんなきれいくしてもうどんどんもっと古くなってくる、あれじゃ。ここに危ないだろうから架けたかもしれないが、この橋を使っと思っていいのかどうか。大川はどんどん冠水してきます。あふれてきます。あそこは天井川みたいになってるから、後で言いますが、そういうことになってくる。その橋もまだ使っているのかという問題が1点。

その今、地権者の問題もあるけれども、地権者は今年度中に片付くっていったことは、これは片付くめどで言ってるんですか。片付こうと思ってるんですか。まず片付きますか。

建設部長（東 正英君） 去年からいろいろやってまして、片付きます。

22番（伊東隆吉君） ありがとうございます。片付きますですね。はい。多分、地域の人も聞いて喜んでくれるかもしれませんね。今年度じゃあ、集落の皆様には朗報として多分、明日は伝わると思います。これはですね、彼らはやっぱりその地区の区長さんかいろいろな話もよく私も呼ばれて行きます。あそこはいろんな意味でいろんな問題があるところで、特に一番心配なのは、この水の問題、伊津部勝から来るところの道路も低くなったりしてるとこ、ああだこうだってある。

結局、あそこはその集会場の前の道路が冠水すると、頭までくるんです。市営住宅のその横にもう写真撮っておりますけど、駐車場があるんです。もう丸のみですよ。丸のみ。後ろに知ってる方もおられるかもしれませんけど、それが現状。それはもう毎回。だから私はこの道路と絡めて言ったのは、そのところどころ舗装してあるけれども、その分かつとて、また水が来るように同じように整備を広げて拡張してするのですかと。新たな知恵を絞って少し上げる方法とかなないのか。

というのは、もう集落に行くのはその道1本が小湊、それから後は山から下るしかありません。後でもう一つ山のことを言いますが、大変危険じゃないかということもあります。この道路行政というのは、道路の整備はそういうことは考えないのか。今、今回も一般質問の中で住用、笠利のいろんな話がありました。あの道路というのも致し方ないのかということと同時に、さっき大川の話もしましたが、大川からの、いわゆる海が満潮の時、大川から逆流します。そうすると、今流れようとする、あの集落の用水路は逆にあふれて止まってしまい、そこでぼんぼんぼんぼんぼんともうとてもじゃないけどということで、一昨年のは集会場も水浸し、その市営住宅も水浸しになりました。集落の中も床上浸水、大変なことになりました。

そういうことを考えられるので、せっかく道路を造ってる最中だけど、いい方法はないんですかということですね。それは解消、今の道路交通のきれいく地権者は整理できて、あそこの道路を整備するだけで、この冠水の状態は解消するんですか。道路を新しくいろいろな、このせっかくの機会ですから、いい方法はないんですかということです。

建設部長（東 正英君） ちょっと先ほどもちょっとお話をいたしました、沿線の市営住宅や民地の高さ等を再度調査をいたしまして、道路が嵩上げできないか検討していきたいということと、それとまた、先ほどありましたように、農業用水路に山からの水が集中しております。それで現場を確認したところ、農業用水と市道の名瀬勝川が交差しているんですが、それでその中で交差してる箇所等が、土砂が溜まっているような箇所もございます。そして護岸に草等も大分生えていますので、それ等を伐採等をしながら、十分な維持管理をして、ちょっと様子を見ていきたいと思ってます。以上でございます。

22番（伊東隆吉君） 嵩上げという件は道路の件はですね、これやっぱり専門家じゃないと分かりませんけども、しっかりそこは検討されて、いい道路をですね、整備していただきたいと、このように要望

をお願いいたします。

次に、3番に移りますが、その前にですね、この名瀬勝でもう1件、すいません、この名瀬勝の後ろの方にね、懸念材料があつて、山裾に昔からある小規模のですね、濁流防止の堰止めがあります。この堰止めのことはですね、過去においても担当課も連れて行っていただいていたことがありますが、いろいろ事情があつて、いろんな形がこの除去できない。もしこれが濁流が堰止めが決壊すると、そのままもう上から集落に流れ込みます。そっちのほうが怖いというふうに集落の人も言っておりますが、この辺は認識しておりますか。もししているとすれば、処理のことまでお願いします。

農政部長（義岡 出君） 名瀬勝集落の山裾にあります治山防止の堰止め内の土砂撤去につきましてでございますが、治山堰堤でありますことから、事業主体である県への事業導入を以前お願いした経緯がございます。しかし、堰堤内に土砂が堆積しているため、隣接者との境界確認ができなかったことから、県と協議を行いましたところ、市のほうで境界の確定、隣接者の同意が得られた後に、事業導入の要望を行うように回答がありました。

その後、境界調査が完了し、隣接する地権者からの同意も得られましたので、再度事業導入に向けて現在県との協議を行っているところであります。

22番（伊東隆吉君） 大変有り難い回答で、よろしくお願いします。

その次に3番にいきますが、次にその大川についてですが、朝戸集落の裏側を流れてる大川は、一昨年の豪雨の際、川の氾らんにより住宅等への床上浸水で大きな被害を被っておるのは皆さん御承知のとおりでございます。これは河川は県の管轄でございますが、その整備状況はいろんなところでやるやるというような話も聞いておりますが、どうなっているのか。そして、住民への説明等は周知されているのかを示してください。

また、この河川の河口のところでございます。大川の手側、ここに増水の影響で護岸が緩んでおりまして、現在土のうが積まれております。そのまま放置すると、その名瀬勝集落のですね、神社がですね、その上に建立されてるんですね。その神社が土台から崩壊する恐れが、写真も撮ってあるんですが、あります。それでその整備が、大した距離的にはないんですけども、そこがいわばどうだあだというようなことになってるらしいんですけども、それが何とか整備ができて、そのいわば地区の人たちがその神社を安心してまつることができないのかということがありますので、その件に対して一つ。

更に、海岸に設置してあるテトラポットに関してですけれども、河口に砂・砂利が堆積して、大変流れが悪い。あるいはテトラポットを置いて、川が昔はなかったら自分で勝手に水を、砂を空いてこっちに流れをこっちにとしよつたらしいんです。きれいな砂浜あったらしいんですけども、そこでまた昨年でしたかね、看護学校側の岸壁の一部で底が見えるほど決壊した、崩壊したところが、時がありました。地区住民はそういういろんな観点から、このテトラポットの影響だと言っておりますけれども、これは除去することができないのか。この3点よろしくお願いします。

建設部長（東 正英君） 大川の河川改修につきましては、河川管理者の県によりまして、平成24年度の新規事業として改修を計画しているとのことでございます。計画といたしましては、大川の延長が約4.8キロメートルと長いため、家屋保全を最優先に、効果の高い施工箇所を選定して進めていくということで、現在のはどの箇所から先に整備するかは決まってないとのことでございますが、今月末には朝戸集落で河川改修の計画について説明会を予定しているとのことでございます。

それとまた、議員御指摘の大川の河口の箇所ににつきましてでございますが、これは名瀬勝集落から崎原集落への集落間道路里道となっておりますが、平成22年の豪雨の際に、路肩がせんくつを受けたため、大型土のうにより仮復旧をしているところでございます。現在仮復旧した箇所が再度せんくつを受けておりますので、早急に対応してまいりたいと思っております。また、大川河口に設置してありますテトラポットにつきましては、小湊漁港からの砂の流入による河口閉塞を防ぐために、県のほうで設置

をした導流堤でございます。現在の状況といたしましては、この導流堤の小湊漁港側には多量の砂が堆積しておりますので、大川の河口の閉塞を防ぐための機能は果たしてゐるのではないかなと思われまゐります。このようなことから、大川の河口に設置してありますテトラポットにつきましては、現状のまま導流堤として設置をしとったほうが良いと考えますので、御理解をよろしくお願いいたします。

22番（伊東隆吉君） 大体状況は分かりまして、また、県のほうもですね、そのような整備を進めてゐるわけですので、大変有り難いと思ひます。当然やっぱり安心・安全で眠れる、そういう集落、そういうことで作るのが行政として当然当たり前のことだと思ひますので、県にもひとつよろしくお願いをいたしたいと思ひます。なお、またその大川に関しましては、大変いろんな寄り洲とかいろんな形で大変土砂が堆積しております。当然満潮の時には、今あふれば一緒だと言ひますけれども、やはり常に流れがスムーズにいくようにですね、あそこの件に対してはやっぱり大川に関してもきれいに護岸の整備を含めてそのようにお願いをしていただきたいと、重ねてお願いをします。

次にですね、この県道佐仁・赤木名線、いわゆる農道についてお尋ねします。この事業年度と現在の進ちょく状況、また、その景観事業も兼ねてゐると思ひますが、いわゆる赤木名のあの辺りですね、その辺の現状を示していただけませんか。

建設部長（東 正英君） 県道佐仁・赤木名線の進ちょく状況はということでございまして、県道佐仁・赤木名線の赤木名工区につきましては、事業主体の県にお伺ひしたところ、平成15年度から事業に着手をし、外金久集落から里集落の交差点までの全体延長790メートルのうち490メートルの整備が完了してゐり、進ちょく率は62パーセントとなつてゐるということです。

また、未整備区間が笠利総合支所間の約300メートルであります。今後の整備計画につきましては、県においては財政状況が極めて厳しい中、工事費の確保に重点を置く必要があることから、人家連担部の改良事業等、用地補償費の割合が高い区間は、コスト縮減を検討した上で整備を進めるとのこととございまして。また、赤木名地区では、まちなみ環境整備事業や上水道、下水道整備事業も進められてゐり、これらの事業との連携や一体的な整備も必要なことから、引き続き県のほうへ早急に工事を再開し、完成できるように要望してまいりたいと考えております。以上でございまして。

22番（伊東隆吉君） はい、これは同僚議員のほうも聞いておりますので、特にいつてない、本来ならば、笠利の出身の議員が聞いていただければ一番いいんですけどもね、なぜこれを聞くかというとなかなか進まないからという話もいろいろ話あります。結局私が心配するのは、今、事業の費用の問題ありますが、今回はその県のほうの新しい年度で知事のほうも言つておりますけれども、大分財政状況も良くなったんで、職員の給与も元に戻すとか何とかと言つとるあれも聞いております。あくまで新聞紙上の話ですけど。

そういう中で財政というのは、それとこれとは比較するわけにいきませんが、事業は一旦進めておいて、途中で金がないからしばらく待つてくれというのは、これはおかしい話です。おかしい話と私は思ふんですよ。あくまでこれが県だからどうだということ、住んでゐるのは我々なんです。地元なんです。県の都合によつて、これが不都合になるというのはおかしい話と思ひますのでね、その辺をですね、併せてもう一度厳しくですね、お願いをして、県のほうにはですね、是非この景観も含めております。やはり今きれいに港があるこの真ん中辺りまできれいにきてゐるじゃないですか。そして今度はいわゆる赤木名の庁舎含めて今度はもう始まります、今度。そしたらその後残り、これから残りが赤木名中学校の辺りまでいくわけですよ。そこの残りがやっぱり半分ぐらい残つてゐるわけですよ。

ところが、こういう話があるんです。「もう10年ぐらい事業すらんど」ち。集落の赤木名の人からの私に対するお話がありましたので、一度皆の前で聞いてもらえませんかということでしたので、あえてこの質問を入れましたので、これはやっぱり地区の赤木名の人たちはですね、早くきれいにして、そこにいろんなやっぱり流れも作りたい、きれいな景観事業としても作つていきたいというのは、これは

もう今、市長であります朝山市長がですね、一生懸命肝いりで考えてもらえたことだと思いますので、是非力を入れて、これには市長も先頭に立って頑張っていたいただきたいと要望をお願いしたいと思います。

はい、次に移ります。次にですね、これも県の事業で、国道58号、おがみ山トンネル事業ですが、今本当に止まっております。さっき竹山議員がそれに関連は若干しますけれども、あの永田橋辺りのところを聞くと、これは我々議会の元々、意見書も上げておりますけれども、これはいずれなると思いますけれども、おがみ山のバイパスのトンネル事業、これが今奄振の予算の中で、これが全部すべて南の南部の方にいつている。これがこの後どうなるのかとまだ見えないし、表にも出てこない。地域住民に対する説明会すら行われていない。大島支庁に私お伺いしても、あ、い、うで終わり、こういう状態です。本当ですよ。それは結局、本庁に聞かないと分からないからです。それで当然、今、知事の改選時期にもなっております。その辺も併せていろんなものが諸々あると思いますが、やはりこのトンネル事業の前後、そして今放ったらかししてる今のどうなのかということもありますので、これは先ほど私も大変この重要な問題だと思いますので、この辺に関して県の状況はどうなるのか。そして併せて、どういう意気込みなのか、教えてください。

建設部長（東 正英君） 国道おがみ山トンネルの現状はということでございますが、おがみ山バイパスにつきましては、市議会及び近隣の町村議会や、地域住民の多くの方から事業促進の要望書が提出された経緯がございます。国道58号の事業箇所として、おがみ山バイパスは網野子バイパスと同様、社会資本整備総合交付金事業に位置付けられております。事業主体の裁量によりまして、事業間の事業費の配分が可能であります。おがみ山バイパスの事業再開のめどにつきましては、事業主体の県に確認しましたところ、住民の意向を徴収する方法並びに県の方針決定につきましては、しばらく時間を要するとのことでありました。

今後とも我々といたしましては、おがみ山バイパスの早期着手を事業主体の県に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

22番（伊東隆吉君） あのですね、このおがみ山バイパスの件はですね、これは言っていていいか分からないが、地元出身の国会議員様はたしてできるかなんて、こういうんな物語したこともあるし、地元の新聞にも担当課ならよく分かると思いますけれども、はたしてどうなのかというような妙な話も出たのを記憶していると思います。そうでしょう。こういうのもありますので、しっかりそれは本市がしっかり造っていただきたいというですね、そういう強い要望を県にやっぱり上げて、しかも地元出身の県議もいらっしゃるんです。やはりその辺はやっぱり連携を取っていただいて、是非これも朝山市長、是非頑張って、このトンネルの完工をですね、是非進ちょくを進めていただきたいと、このように強く要望をいたしたいと思います。

次に移ります。自然エネルギーについて少し紹介しますが、この7月から再生可能エネルギー特別措置法が施行されます。今日国内はもとより、海外においても、自然エネルギーに向けた取組が多く聞こえるようになりました。また、きょう告示の鹿児島県知事の選挙においても、争点となっている原発問題は、原発立地県としても大変重要なテーマになっているものと思っております。

そのような折、奄美群島が目指す世界自然遺産登録が、平成28年、2016年の6月と具体的な期日の目標がこの度明らかになりました。奄美にふさわしいエコの島、エコのまち造成に向け、あらゆる方向に取り組んでいくことになるであろうと確信をいたしております。そこで自然エネルギー売電ビジネスに関してでございますが、今私が言うまでもなく、いろんなところで各県も含め、日本全国で、きょうの新聞地元紙にも載っておりますけれども、こういう大きな企業の売電事業参入が出ております。

ということで、この自然エネルギー売電ビジネスの電力会社の買取価格も今回決定しました。県内各自治体においても、メガソーラー事業等への関心が高まってきております。本市において、売電事業への参入の話があるのか。あるとすれば、市として後押し策は、そういう施策は考えられるのか、お尋ねいたします。

商工観光部長（川口智範君） 最近報道されているように、いよいよ7月1日から再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度が始まります。具体的な内容につきましては、議員御紹介のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。実は今回の買取価格の提示を受け、売電を計画してる事業者が、採算の見込みを立てやすくなったことで、発電ビジネスへの参入に弾みがつくものだと考えております。

その上で、本市内でのその事業の可能性につきましては、一部あるかに伺っておりますが、具体的な部分について、詳細についてはまだ伺っていないのが現状でございます。そういった状況の中で、本市といたしましても、世界自然遺産登録を目指しているところでございまして、資源が枯渇せず、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない、優れたエネルギーとしての自然エネルギーの利活用を促進していく必要があると思っております。

ただ、企業が売電ビジネスの参入に際しては、計画している設備の最大出力につきましては、本土と違い、島ごとに独立した系統になっているため、奄美の電力を供給している九州電力との協議が必要になっております。したがって、奄美大島における売電ビジネスへの投資を考えているすべての企業が参入できない可能性もあるかと思っております。自然エネルギー売電ビジネスへの参入者に対して、現状では企業の設備投資に関しては、国・県の補助制度はございません。今後の国や県の動向を伺いながら、減免等も検討しなければならないものだと考えております。

22番（伊東隆吉君） 確かにこれは売電ビジネスというのは、大変その先が、今回のその42円という消費税込みの金額が出たので、そういうメガソーラーの形も出たということで、その奄美においてそういうのがあるかどうか分かりませんが、もしあるとすれば、この奄美は御存知のように、風力発電にしても、非常にこのなかなか厳しい。太陽光に関しても、はたしてその日照権、日照の時間がどれぐらいあるのかというので、もう大変なかなかあるようでないというような話も漏れ伺っております。

もしそのような中で、やっぱりこのエコを目指す、言ったように、世界自然遺産を目指すであろうというときに、例えば今言われた九州電力の買取価格、新聞紙上で私が見る限りにおいたら、全部買い取るというふうに普通は書いてあるんです。だから九州とか、あの辺においては、鹿児島県においても、京セラ含み、今日の新聞に載ったのも含んで13万キロワットとか、とてつもないそういう予定を立てているんですね。

これめどがないと立てられないと思います。当然設備投資も当然かかります。その地域においては、日本国あちこち探しても、どこか1か所ぐらいは一つのそういうまちづくりをしようということで協力をする、そういう後押しをする、もしくは非常な固定資産等に関するものの税制優遇、そういう措置をするというところもあるかも知れません。これは調べてもらえばすぐ分かることだと思いますが、だから私はこの外海離島である奄美、特にこの今までの九州電力において、当然今までその電氣量が少ないとか、足らないとか、そういうのあんまり発生してないという中で、ただ一つの国の政策、エネルギー政策としてなった限りは、やはりこの世界自然遺産も見えてるこの奄美をどうしようかという、これは新たな島づくりの構想も出てくるんじゃないかと思うんですね。

そうしますと、そこにじゃあ何でもかんでも企業が入ればできるかというのも、それ大変問題になると思いますけども、当然事業の参入する方も、そこに利益ができれば意味がないわけです。当然電気を売って、そして九電のほうで替えて、そして当然今そのシステムは九電のほうはその部分をまた我々のほうに転嫁するというような形を取っておるようですが、結果的には20年間なんです、とりあえずは、20年間。この20年間の間のこの事業でのことを聞いてるんですが、今としての答弁の中には、市として今のところはあるかもと。もしあったとしたら、そういうところも、他のところも検討しながらということですが、今のところは考えてないという解釈でよろしいですか。

商工観光部長（川口智範君） 奄振法の中で、製造業や旅館業等については、不均一課税ということで税の軽減がございます。はい。話をお伺いしますと、離島振興法の中で、いわゆる発電事業につきまして

は、熱エネルギー供給業に位置付けられております。これについての言及があるやに聞いております。まだ詳細については伺っていないところですが、ただ、先だつての奄振延長奄振の部分での協議の中でも、こういった部分も論議されてるようでございますので、税制面での国の助成策、この辺りの部分について協議をしてまいりたいと考えております。

22番（伊東隆吉君） 当然一つの制度の中で行わなければいけないのは当然ですが、やはり特化するということも大事なことです。本市において、やっぱりそれは例えば九電の買取枠はいくらあるか分かりませんが、その限度であれば三つも四つも五つもできるわけない。そうであれば、じゃあどうするのかと。市としてのその企業に対する参入業者に対するものをやっぱり協力するのかわからないか、方向性ぐらいはしっかりと見据えていただきたいと、このような要望はしたいと思います。

そこでその次に移りたいと思いますが、本市における、そのそれで太陽光と言うのは、この一般の最近いろんな業者も出ております。電気店でも売っておりますが、この太陽光なるものをですね、こういうものを設置してるのが公的機関も含めて、もう普及率というのがもうどれぐらいあるのか、教えてもらえませんか。

商工観光部長（川口智範君） 本市の太陽光発電普及状況でございますが、10キロワット未満の一般住宅につきましては、平成24年3月末現在で90件と伺っております。また、10キロワット以上の規模につきましては、5件でございます。

個人・事業所という区別じゃなくて、そのキロワット、10キロワットとそれだけの資料しか持ち合わせてございません。

22番（伊東隆吉君） いろんな意味で、例えばそのこの公的機関にも太陽光をどんどん付けるような方向になっていくと思います。病院においてもしかりとか、当然奄美の関係においてもそうなると思いますが、そこでですね、この公的機関のことはさておきまして、この一般家庭の中において、今その10キロ未満というのはたぶん一般家庭も含めてのことだと思います。これが90件も既に付けてるということ、これは大変大きなことだと思うんですよ。これ設置するのには300万、200から300万かかるというふうに聞いております。

そこで、その次の質問に絡むんですけどもね、この3番も一緒にいいますが、この自然エネルギー普及の拡大に向けて、国や県の補助制度は実施されているというふうに聞いております。あるというふうに、県下のほうでも何か何市町とかやってるように聞いております。本市では、私の知る限りでは、制度化してないと思います。いわゆる補助してないということですね。これはなぜなのか。また、どういうふうに今後やろうと思ってるのか。国内においては、そういうふうにどんどん普及しようということで補助制度がある。国もある、県もある、市町村においてもある。なぜ奄美はしないのか、教えてください。

商工観光部長（川口智範君） 議員御存知のとおり、国・県におきましては、それぞれ実際、補助制度がございます。県下では14の自治体がございます。御質問の本市で補助制度を考えているかということでございますが、地域特性を十分に踏まえた上で、市民に対する世界自然遺産登録に向けた取組の一つとして、また、地域の再生エネルギーを育てていこうという育エネ活動という観点からも、今後本市でも補助制度の創設を検討課題とさせていただきたいと考えております。

22番（伊東隆吉君） 部長、大変前向きな答弁で、大変いいことだと思います。それによってもっともつと拡大すると思いますが、それがひいては、やっぱりこの奄美の将来のエコの町・タウンづくりにもつながっていくものと思います。なおかつ、この90件、余談ですけども、これ90件の既に設置されてるところも、もし補助制度が成立しましたら、遡って補助してあげるという方向性も考えることもいい

いんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

商工観光部長（川口智範君） 平等性の観点からは、御指摘のとおりだろうと思っております。ただ、自然エネルギーに対する崇高な思いで導入された方々ですので、この辺りは最大限やはり尊重していかなければならないだろうということも考えております。

22番（伊東隆吉君） あんまり負けたくないんですけどね、変なこと言いますよ。全然例えは悪いんですがね、給料が元に戻る時には10月戻ったら、じゃ、遡って4月に戻りましょうというのと何か似たような言い方にも見えますけども、そうであれば、補助してもいいんじゃないですか。自分の既得権、ありますが、やっぱりそこはですね、やっぱり頑張って、そういう崇高な思いで付けた方ばかりだと思います。崇高な思いで。分かります。部長の家も付けてますか。崇高な思いで付けてくださいね。補助金はないですよ。はい。しかし、そのようにね、やっぱり市民にもやっぱり一つは夢を与えるように、エコタウンを作るのであれば、そういうようなことを考えて、せっかく世界自然遺産が目の前に来てるんです。そういうことも考えて、是非大きな心で検討していただきたいと、このように思います。よろしくお願いします。

次に移りますが、観光の観光行政について少しお尋ねします。昨年来奄美空港の乗降客が、久方ぶりに増加し、厳しい奄美の経済環境の中、リーディング産業の、リーディング産業の観光入込み客の拡大は、世界自然遺産登録も今話しているように、もう4年後に控える中、奄美群島の観光一元化として新たに社団法人奄美群島観光物産協会も設立され、あらゆる方向性を見据えた観光産業発展に向けた施策が展開していくものと期待いたしております。そのような明るい材料の下、JALの東京、大阪便はジェットで飛んでおります。第3セクターのいわゆるJAC便、いわゆる福岡、鹿児島便、離島もそうですが、これはいわゆるプロペラ便の対応となっております。今後この入込み増をも考えますと、小規模の団体とか、それからいわゆる今かなりちょっと小規模になっております修学旅行の誘客等にもですね、このいわゆるジェットは必要だと。是非必要だというふうに感じます。

そこで、いわゆるそのちょうど地域間の手ごろな100名乗りぐらいリージョナルジェットというのが御存知のようにありますね。このこれをですね、導入できないのかというのが1点、お伺いいたします。

また、ついでにですね、この今、その現在このプロペラ便への乗り降りを奄美空港、考えてください。これ奄美空港、乗り降りにはですね、ジェット便はボーディングブリッジをきれいに使ってるんです。ところが、このプロペラ機はですね、雨の降つとるのに傘差して行けということなんですな。皆さんも、もう市長もそうだと思います。雨の降る日は大変ですよ。もう下はずぶ濡れして。横雨、横風。こういうのがありましてですね、私ももう何回か遭遇しとるんですよ。その間にたまたま老人がいたんですね、高齢者が。この高齢者が大変その濡れて大変でした。こういうこの暴風雨、いわゆる風雨が強い日などはですね、下半身がそのずぶ濡れで、気分も最悪になる。そして飛行機に乗っていても、こんなしながらやってるわけです。特にこの高齢者、老人等には優しくないサービスと苦言されており、これもいかなものかと疑問するところでございますが、これも併せて何か良い知恵がないのか。ずうっとやってるが、いかが、この辺のいい方策がないか、併せて御答弁ください。

市長（朝山 毅君） この件につきましては、私のほうで答弁させていただきます。奄美群島12市町村、JACに対して4割の株式を持っております。そういう関係で、当初、奄美群島の住民の航空路線の利用に対して、安定的、また、生活路線としての確保をしつかりするという観点から、出資をいたしております。そういう中で、以前は多額の累積赤字を計上しておりましたJACでありましたが、現在は相当数の利益を確保して、剰余金を計上いたしております。

そういう中において、JAL本体、関連会社、すべてその利益の配分ということについて、いわば親会社であるJALのほうからJACのほうにいろんな申し出があります。そのようなことから、近々株

主総会において配当についての話があるかと思います。

そういう中において、奄美群島12市町村長揃って、まず離島の航空路線をしっかりとものにしたい。そのまず第1点は、やはり機材が旧400が11機、サーブ11機、計22機の飛行機を持っておりますが、よく欠航したり、機材繰りが悪くて遅れたりというふうなことがあると。その剰余金をしっかりと投資に回して、新しい代替機、いわば先ほど言われた小型ジェット機の導入等を含めて、大量輸送、迅速な輸送について、なお一層努力をしていただきたいということを強く申し上げております。そういうことで、会社においても、利益剰余金をしっかりと積み立て、また、次期投資に向けての利益の積立てもやっておりますが、未だその更新に至っておりませんけれども、今後それらの機材更新、また、機材導入についてしっかりとやりますというお話は伺っております。そのことについてきつく我々は異口同音に、会社に対して申し上げております。

そのことの1点と、もう1点は、議員がお話になりました荒天時におけるいわば交通弱者と言われるお年寄り、また、看護、妊婦をはじめ、子どもさんなどそういう状況を見て、私も何度も雨に濡れて、横殴りの雨風で濡れて搭乗したり、乗降したりしております。そういう観点から、もう少し知恵を出していただきたい。もとより空港は、やはり横風、雨風の強いところでありますから、そういう方々の安全性、そして快適な旅行ができるような環境整備をしていただきたいということで、例えば雨降り時のボーディングブリッジや、そしてバスの導入等々についてしっかりとやっていただきたいということをJAC本社、同時に、奄美空港株式会社について申し上げております。

したがって、この短期的、若しくは中期的に計画のできるエプロンの改善、それからバスの導入等々を含めて、いろんな形で利便性の提供ができるんじゃないかと思っております。また、近いうちに株主総会もありますので、その際にも、また強く申し入れしておきたいと思っております。その2点については、議員がお話になったとおりのことを、私も強く株主総会、取締役会で申し上げておりますので、近々実現できるものが必ず出てくるだろうというふうに思っているところでございますので、しばらくの時間をいただきますと同時に、なお一層皆様方の御協力、御支援も賜りたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

22番（伊東隆吉君） ありがとうございます。大変夢の希望のあるお話で、ありがとうございます。さっき私申し上げましたけれども、先だってその社団法人の奄美群島観光物産協会と言いましたね、当然管理者は市長だと思いますけれども、その中、これもやはりこの奄美群島を中心に、これからはアジア圏ということが発想が出てくると思います。そういうグローバルな中において、いつまでもこのプロペラ機でいいのかというものと、やはり観光客、いろんな方から見ても、安全性という当然今のプロペラが一番安全かもしれん、いろんな意味では。ところが、やっぱり気分の問題、やっぱり物事が進んで、前向きに進んでるねというそういう発展的なものからいうと、やはりもっとJACも今、市長のお話の中にありましたように、もう黒字であるのであれば、しかもなおかつ出資者、いわゆる株主です。そういうのを含めてですね、やっぱり地域の離島の足は当然生活路線も当然ですが、観光路線を拡大していくということが、やっぱり地域のいわゆる経済の発展につながることは、もう言うまでもございませぬので、そういうことを踏まえて、是非、拡大解釈でですね、是非とも努力して陣頭指揮を取っていただきたいと、このように思います。

最後の教育行政について少し伺います。これは先ほど関議員も聞きましたが、ちょっと簡単に伺います。坂元教育長指揮の下、本市教育委員会におかれては、小中学校における学習指導に関して、義務教育の機会均等、また、その水準維持向上に日々取り組まれておられることと理解をいたすものでございます。今年の4月に、文科省主管の全国学力テストが実施されております。ランダム抽出となっていたようですが、奄美市で小中ともに選出されているようですが、学校名は特にお尋ねしませんが、この全国テストの結果は示されたのか。示されたのであれば、奄美の生徒のそのレベルというのは、県と全国の間でどの程度かというものをですね、示していただきたいと思っております。また、他の比較テストあれば、先ほど関君のほうにもありましたが、その辺は一応割愛しても結構でございますが、教育長と

してのものを少しこの教えていただきたいと思います。

教育長（坂元洋三君） 本市の児童生徒の学力の現状について御説明いたします。まず、議員がおっしゃるとおり、4月に実施された全国学力学習状況調査については、結果が8月をめどに公表されるということです。現段階では全国の標準学力検査の結果を申し上げます。本年1月から2月にかけて実施された小学校の標準学力検査の結果では、全学年、全国平均を上回っております。次に、本年4月に実施された中学校の全国標準学力検査の結果では、残念ながら全学年、全国平均を中学校においては下回っているという状況にあります。ただ、昨年度と比較しますと、全国との差が縮まっており、少しずつ学力の定着が図られていると認識しているところでございます。

この結果を受けて、特に学力が定着していない中学校の学力向上に向けて、次のような取組をしているところでございます。まず、市独自の英語教材、英作文基本文150の全中学校への配布。そして市内英語科教員によるテストづくり、いわゆる英語科評価問題作成事業と名を打って、それを今行っております。また、市内の中学生を対象に、夏休み期間中に落ち込みの大きい教科の補充指導を行う夏休み中学生学力アップ講座を実施しております。

次に、本市教職員の資質向上を目指して、教科セミナーや新規事業として算数、数学の授業づくりについて学ぶ奄美授業づくり講座や、指導主事の直接指導で、学校を支援する学力向上推進班事業に取り組んでいるところでございます。これはかなりの成果があるんじゃないかと期待しているところでございます。今後も各学校において、児童生徒の実態に応じた教育が展開されるよう支援してまいりたいと思います。そして、学力向上に関する事業を積極的に展開していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

22番（伊東隆吉君） 今ですね、私はこの教育というのは大変重要な問題です。誰もが、もう言うまでもございませんが、ただ今のレベルがどうかというのは、なぜこういうことを聞くかという、将来のこの奄美のことを当然ですが、何も学力だけがいいというわけ、からいいというわけじゃないんですけども、やっぱり基礎ですので、やっぱり小学校の時は、小学校はいいのに、中学になると平均をちょっと落ちてるといえるのは、いささか気になりますね。なぜそういうふうになるかというのは、当然学習指導の中でいろんな意味でやっぱりこう考えなければいけないとあります。

今、教育長が言われたいろんな施策の中で、特に英語のこと、夏休みの期間のこと、大変素晴らしいと思います。私はですね、やはり、この目指せこの奄美の教育、昔は奄美の先人たちはですね、家屋敷を売ってでも、子や孫、子どもたちに教育させたんですよ。それぐらいやっぱり先人の、法曹界でもやっぱり立派な方もおられるし、そういう方々がですね、やっぱり日本を動かし、そしてひいてはそれが地域を動かす、県も動かす。これが一つの私どもこの離島である、外海離島である奄美の向上につながるんじゃないかというのが個人的にそういう見解を持っているからでございます。

そういう学力のことをやっぱりどんどんどんどんして、頑張らして、生かしていくことは大事だと思いますので、その辺に関してやっぱり日本一のものを何か作るということで、どうでしょう、教育長。

教育長（坂元洋三君） 議員の思いと私の思いは、本当に同じでございます。私はかねがね教頭研修会、校長研修会、あらゆる研修会で、奄美の子どもたちはダイヤモンドに例えれば、原石のようなものだ。磨けば磨くほど光り輝く潜在能力を持つてると常に言い続けておりまして、今、学校職員にも力を入れて授業に臨むよう指示しているところでございます。そして、奄美から今、議員がおっしゃったように、世界に活躍できる人材を一人でも多く、今から育成したいと努力してまいりたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

22番（伊東隆吉君） 以上で私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（向井俊夫君）　以上で平政会　伊東隆吉君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

お謀りいたします。

議案等調査のため、明日２２日から２４日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日２２日から２４日まで休会いたします。

６月２５日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれをもって散開いたします。（午後３時４５分）

6月25日(5日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番	西	公 郎 君	2 番	安 田	壮 平 君
3 番	川 口	幸 義 君	5 番	師 玉	敏 代 君
6 番	多 田	義 一 君	7 番	橋 口	和 仁 君
8 番	向 井	俊 夫 君	9 番	渡	雅 之 君
10 番	戸 内	恭 次 君	11 番	関	誠 之 君
12 番	大 迫	勝 史 君	13 番	与	勝 広 君
14 番	叶	幸 與 君	15 番	奥	輝 人 君
16 番	平 川	久 嘉 君	17 番	栄	勝 正 君
18 番	竹 田	光 一 君	19 番	渡	京 一 郎 君
20 番	元 野	景 一 君	21 番	里	秀 和 君
22 番	伊 東	隆 吉 君	23 番	竹 山	耕 平 君
24 番	崎 田	信 正 君			

○ 欠席議員は、次のとおりである。

4 番 栄 ヤスエ 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市	長	朝 山	毅 君	副 市 長	福 山	敏 裕 君
教 育	長	坂 元	洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	重 久	春 光 君
笠 利 総 合 支 所 長		川 畑	克 久 君	総 務 部 長	安 田	義 文 君
総 務 課 長		前 里	佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東	美 佐 夫 君
財 政 課 長		菊 田	和 仁 君	市 民 部 長	田 丸	友 三 郎 君
笠 市 民 課 長		勢 田	哲 央 君	福 祉 部 長	小 倉	政 浩 君
福 祉 政 策 課 長		重 山	納 君	商 工 観 光 部 長	川 口	智 範 君
紬 観 光 課 長		吉	富 進 君	農 政 部 長	義 岡	出 君
農 政 部 長		義 岡	出 君	農 林 振 興 課 長	山 下	修 君
建 設 部 長		東	正 英 君	建 築 住 宅 課 長	大 石	雅 弘 君
上 下 水 道 部 長		田 中	晃 晶 君	教 育 委 員 会 長	日 高	達 明 君
				事 務 局		

6月25日(5日目)

教 育 委 員 会 総 務 課 長	嘉 原 孝 治 君	生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	大 郷 哲 也 君
----------------------	-----------	------------------------------	-----------

住 地 域 教 育 課 長 兼 公 民 館 長	白 坂 稔 君
----------------------------	---------

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	倉 井 則 裕 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	橋 本 明 和 君
-------------	-----------	------------------------------------	-----------

議 事 係 長	麻 井 庄 二 君	議 事 係 主 事	岸 田 賢 吾 君
---------	-----------	-----------	-----------

議長（向井俊夫君） ただいまの出席議員は23名であります。開議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。(午前9時30分)

○

議長（向井俊夫君） 日程に入ります。日程第1、議案第41号から議案第57号までの17件を一括して議題といたします。

ただいま議題といたしました議案17件に対する質疑に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

24番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。私は提案されております議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてです。

15ページの6款農林水産業費の19節負担金、補助及び交付金の奨励金・助成金の青年就農給付金1,800万円について、何点か質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

この件については、先の一般質問で奥議員も触れられておりますけれども、今回、補正予算として計上されておりますので、お伺いをいたします。

まず1点目ですが、1,800万円の予算の計上になっております。この給付金は一人年間150万円ということですから、これで計算すると12名分になります。給付金は準備型給付金と経営開始型給付金の2種類があるということでもありますけれども、その内訳はどうなるのかということが1点。

2点目は、給付金を受けて農業をしたいという方がいるということは、大変結構なことだと思いますけれども、ただ希望すれば誰でも彼でも15万円というわけではないと思います。希望者に対して給付決定を行う条件は何か。そして給付した後も経営開始型では5年間給付されることになりますけれども、給付後の条件はどうなっているのか。

3点目は、これは4月1日からの施行ということですが、それにも関わらず当初予算ではなく補正予算での計上になったのはなぜか。

4点目、年度途中の募集でも1年目として150万円の給付になるのか。また、対象者の線引きはどうなるのかということですが、これは5年間に期間が設定をされております。4年前から就農している方は24年度が5年目となりますけれども、同じ条件でありながら給付を受けている人とそうでない人が出れば、不公平感が出てくるかと思いますが、この辺りの対応はどうなっているのか。年度途中の募集となりますけれども、対象者の線引きがどうなるのかということです。

最後5点目ですが、先日、奄美市の奨学金の滞納問題が地元新聞でも取り上げられておりました。奨学金というのは貸付で、もともと返済が義務付けられておりますけれども、これは給付金ですので返済の必要はないと思いますけれども、給付後、予定どおりに就農できなかった場合は返金を求めることになるのか。

以上、5点について御答弁をよろしくお願いをいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

農林振興課長（山下 修君） それでは答弁をいたします。

補正予算に計上してあります青年就農給付金1,800万円についてでございますが、この事業につきましては、準備型給付金並びに経営開始型ということで二つの型がございます。今回の予算につきましては、奄美市が事業主体となり支給します経営監視型の分でございます。この事業は、対象者の決定並びに交付金の支給が前期・後期と、年2度に分けて実施されます。このことから、既に採択要件を満たしております7名に150万円の支給分と、9月までに採択要件を満たすことができると思われる方10名75万円の支給分でございますが、合わせまして17名分の1,800万円となっております。準備型給付金につきましては、鹿児島県が事業主体となり支給いたしますので、奄美市ではこのことに

つきましては、笠利営農支援センターの研修生3名が、現在、対象となっております。

2番目の給付する条件でございますが、奄美市が事業主体となります経営開始型の給付要件につきましては、一つ目に独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満であること。2番目に独立・自営就農であること。3番目に経営開始計画が独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。4番目に市町村が作成する人・農地プランに位置付けられていること。最後に生活保護など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給できないこととなっております。給付の後の条件についてでございますが、経営開始型は給付期間中は就農条件や所得制限等がありますが、給付期間終了後は条件はございません。準備型につきましては、研修終了後1年以内に独立・自営就農しなければなりませんし、給付期間の1.5倍、最低2年以上なんですけど、独立・自営就農を継続しなければなりません。今年度の対象者は、先ほど述べましたが5月の時点ですべての要件を満たしております就農者7名、それと9月以降に採択要件を満たすと思われる就農者の10名程度だと想定をしております。

不公平感のものにつきましてでございますが、当然、当事業の採択基準に達してない方、特に年齢的なことや就農開始時期により支援が受けられない方が不公平感を持つのも当然なことだと思いますが、これにつきましては、国が定めたことでございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

それと3番目に、当初予算に計上しなかったことについてでございますが、当初予算編成時におきましては、まだ国において就農給付金の実施要綱が制定されておらず、平成24年の4月になって制定されました。このことにより今回の6月補正に計上するものでございます。当事業説明会は県においても4月の下旬になって各町村に周知されたものでございます。

募集と対象者の線引きでございますが、これまで市の広報紙や嘱託員会、駐在員会にて事業説明をいたしまして、当事業の広報に努めたところでございます。さらには、平成20年度以降、就農した農家から対象になりますので、県立農業大学校や奄美市の各研修施設の研修修了生で対象と思われる新規就農者への誘導を図っているところでございます。

対象者の線引きにつきましては、先ほど説明いたしました当事業の採択要件を満たす新規就農者はすべて対象になります。このようなことから、現在も対象者と思われる新規の就農者につきましては、相談を実施しておりますので、該当者につきましては県に随時追加要望をしていきたいと考えております。

給付後の返金を求めることについてでございますが、経営開始型におきましては、給付期間のみ返納は生じます。後期に支払う給付分、これは12月に支給されますが、これにつきましては10月から翌年の3月の半年分が支給されますので、前渡し金として支給される分がでございます。その分だけが途中離農をした場合には返納となっております。また、準備型につきましては、返納条件である適切な研修を行っていない場合や、研修終了後1年以内に独立・自営就農しなかった場合、また給付期間の1.5倍以上、最低2年ですが、以上独立・自営就農を継続しなかった場合には返納になります。以上です。

24番（崎田信正君） 今の説明の中でですね、条件の一つに市町村が作成する人・農地プランという言葉が出てまいりました。これ、市町村ということですが、奄美市が作成をするということですが、これは誰が、策定は当局で作成をするのか、地域の農業関係者、そういった専門家なども交えて作成をするということになるのか、お伺いしたいと思います。

それと、もう一つ、奄美市の大きな課題というのは人口増ですが、とりわけ生産人口が増えることが一番望ましいわけですが、この制度を利用してですね、本土から奄美で農業をやりたいと希望する方も利用できる制度なのか、お伺いしたい。

それと、45歳未満ということですが、給付額年間150万円ですね、5年間で750万円、結構な額になると思うんですが、しかし、奄美では結構、定年退職されてから農業で頑張っている方も結構おられるので、45歳の線引きでは対象にならないということになりますが、ちょっと議案と外れるか分かりませんが、この人たちの何らかの支援策はないのか、答弁できればお願ひしたいと思います。

それともう一つ、前期と後期に分けて支給されるということですが、17名ということになっていま

すが、来年以降も 17 名、それと必要に応じた、必要というか、条件にかなった人は追加をしていくということですから、当然、補正予算でこれからも上がってくる可能性があるわけですが、これの何人までという限度などがあるのかどうか、それまで分かればお示しをいただきたいと思います。

農林振興課長（山下 修君） まず是人・農地プランの作成する地区についてでございますが、特別、地区についての定めはございません。よって、今回、奄美市におきましては旧市町村、名瀬、笠利、住用の地区 3 地区で農地のプランを作成しようかと思っております。当然、この作成につきましては、地元住民との地区民との意見の調整が必要となっておりますので、今、笠利・名瀬地区においては地域住民との農談会を開催して、この人・農地プランの作成を進めているところでございます。

次に、生産人口の増加についての御質問ですが、これにつきましてはこのようなことで国の新しい政策の一つでございますので、我々もこのような政策の中で後継者が一人でも多く育てていけばいいのかなということで、我々も期待しているところですので、これが生産人口の、農業生産人口の一つになればいいかと思っているところでございます。

それと、本土からの I ターン者へのものですが、このことにつきましては奄美市に在住すれば、して研修したりすればこの対象となるわけですから、その方々が奄美市で就農、研修すれば、この対象に当然なと思います。

それと、定年後の方々へのものですが、先ほど申しましたように、基本的には 45 歳という一つの線引きが国のほうで示されておりますから、これから外れた方には、また今、市がいろんな面で研修活動など、就農に対して支援をしておりますので、そういう面で支援を今後ともしていきたいと思っているところでございます。

それと最後に、この対象者の限度についての御質問ですが、これにつきましては、今、奄美市は 17 名ということでやっていますが、県に推薦をして県のほうが決定をするという制度になっているものですから、今のところ県のほうの情報を入れますと、鹿児島県では鹿児島県の予算より約 1.5 倍ほどの申込者が申請者が多いということで、今後、対象者が増加した分については、我々も県のほうに強く増のほうをお願いをしなければならないことだと思っているところでございます。以上です。

議長（向井俊夫君） 崎田信正君。よろしいですか。

次に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

11 番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。私は 6 月補正予算編成は当初予算のスタートをしてまだ 2 か月であり、まだ特段の事情がない限り、計上することはあり得ないと考えております。財政関係の議案として必要なものは、一つは繰越予算の議案報告、二つ目は前年度繰上充用金専決処分の報告、三つ目は明確な理由のある新年度予算の補正であると考えております。このような考え方を基本に、次のことを質疑させていただきます。

議案第 41 号 平成 24 年度奄美市一般会計補正（1 号）、17 ページの 10 款教育費、1 項教育総務費、2 目学校教育振興費について質疑をさせていただきます。

一つ目は補正の内容についての説明をということであります。その 1、7 節賃金、8 節報償費についての説明を詳細をお願いいたします。二つ目は、9 節赴任旅費 169 万円の内容の説明をお願いするとともに、なぜ一般財源なのかということも、併せてお答えいただきたいと思います。

二つ目、大きな二つ目は、7 節賃金は小学校 5、6 年生の 35 人以下学級実現のため、講師を 4 人配置するという予算説明になっておりましたが、実態はどうなったのか。

大きな三つ目、当初予算が成立してまだ 2 か月も経過していないが、かなりの減額 502 万 8,000 円の減額となっているが、その理由は何であるのか。

それと、教育費の学校建築費について質疑をさせていただきます。（1）赤木名小学校校舎改修 1、

516万円は、なぜ当初予算でなく6月補正予算なのか。当初予算の段階での計画はどうなっていたのか。

それにページの20ページから21ページ、地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書について、質疑をさせていただきます。その1、当該年度中起債見込みが38億2,627万1,000円と、29億円、いわゆる起債の枠を超えているが、当局の考えている特殊要因とは何かを詳細にお答えをいただきたいと思います。ちなみに私は特殊要因というのは災害等ほかにはないというふうに考えておりますので、付け加えておきたいと思います。以上です。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

学校教育課長（富永琢巨君） それではよろしくお願いいたします。

議員お尋ねのまず1点目、学校教育振興費、7節の賃金についての御質問にお答えします。

この賃金については、あまみっ子すくすくプラン、いわゆる5年生、そして6年生の35人以下学級の講師の配置事業ということで、給与そして期末勤勉手当ということで計上してございます。補正の中でマイナスということではございますが、これは当初4学級ということで想定をしておりましたが、実際の配置が3学級ということになりまして、講師の配置が1名減ということになりましたので、そのことによる減額ということでございます。

次に8節の報償費についてですが、このことについては各種講習会、そして研修会等講師謝金ということですが、具体的に申し上げますと、県のスクールソーシャルワーカー、この運営協議会というのがございますが、このときの講師の謝金、そして教職員の学力向上ということで教科セミナーを開催しているわけですが、その中の講師の謝金ということ、そして小学校、中学校、音楽発表会、このときに講師を招へいますので、その謝金、そして夏休みがございます。理科の作品名付け会、このときの講師の謝金、夏休み理科教室講師謝金、そして、説明の中には教育相談講師謝金ということで銘打ってございますが、具体的に申し上げますとスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラー、この方々への謝金ということ、そして理科支援への謝金ということで計上をしております。

なお、報償費の大きな減額、その背景には県のスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラー、この委託金、そして理科支援員への県からの委託金、この大幅な減額によるものですので、御理解いただきたいと思います。

それから、二つ目のお尋ねでございましたが、赴任旅費の件についての御質問にお答えしたいと思います。この赴任旅費につきましては、169万計上してございますが、本年度学校教育課に転任をしました指導主事等が、私を含めて4名おりますが、この赴任旅費ということで計上しております。なお、この旅費額については、奄美市職員等の旅費に関する条例に基づいて謝金、それから航空賃、日当、移転料、着後手当、そういったものを算定したものです。なお、赴任旅費につきましては、赴任先の負担ということになりますので、今後、指導主事等が転出の場合は、赴任先の負担ということで、奄美市の負担ということではございません。御理解いただきたいと思います。

それでは次に、35人以下学級の実現のため講師を4人配置するとなっていたということなんです、この実態についてのお尋ねですが、先ほど若干、賃金のところともかわりがございますが、学校の学級編成、これは4月の6日時点での児童数で確定をされます。当初は36人以上在籍する学級を、具体的に申し上げますと、名瀬小6年生、そして伊津部小6年生、朝日小5年生・6年生、この4学級ということで見込んでおりましたが、実際に4月6日の時点で児童数を見ますと、伊津部小6年、そして朝日小学校5年生・6年生の3学級ということで、見込みよりも1学級減ということになりまして、3人の講師を現在配置をしているところでございます。

次に、当初の予算、まだわずかしこ経過していないということではございますが、かなりの減額ということで補正をさせていただいております。大きく申し上げますと、先ほどございましたあまみっ子すくす

くプラン、これでの講師の1名減ということで、賃金の減額、そしてもう一つは先ほども若干触れさせていただきましたが、県のスクールカウンセラー、そしてスクールソーシャルワーカーの委託事業、そして理科支援員、この委託金、そういったものの大きな減額ということで、こういった状況が出てきました。いずれについても24年度の当初予算、この作成にあたっては、平成23年度の実績をもとに11月に予算計上しております。したがって、決定通知後の差額を6月補正で調整するという事になってしまいますので、どうしてもこういった状況にならざるを得ないということなのですが、仮に決定の額の通知を受けてから、6月補正で予算した場合、7月からの人的配置になるということで、どうしても配置が遅れてしまうということで、子どもたちへの対応ということが遅れてしまう恐れがありますので、そういったことで御理解いただければと思います。以上です。よろしくお願いいたします。

教育委員会総務課長（嘉原孝治君） それでは、2番目の学校建築費の赤木名小学校に関する御質問にお答えいたします。

赤木名小学校校舎改修に係る予算につきましては、平成24年第1回定例会において平成23年度一般会計補正予算（第7号）として計上したところであります。これは当初、平成24年度実施予定であったものを国の大型補正予算を受け、前倒し事業として予算化したものでございます。しかしながら、赤木名小学校校舎改修事業につきましては、補助事業適用外となることが判明し、予定していた財源が見込めなくなったため、今回、平成24年度において新たに起債事業として補正予算を計上するものでございます。以上でございます。

財政課長（菊田和仁君） それでは、最後の質問でございます。当該年度中起債見込額の御質問でございます。

議員のおっしゃいましたとおり、予算書の21ページの計の欄に記載されております。その金額は38億2,627万1,000円でございます。議員も御承知のとおり、23年度から24年度への繰越事業が確定いたしました。繰越事業の財源である起債の繰越額が今回の調書に追加されております。その前年度からの繰越額が9億1,360万円でございます。この額を差し引きますと、29億1,267万1,000円となります。この額が今年度予算に計上している起債額となります。予算書の11ページ、市債補正後の額が載っておりますのが、その額と一致するというところでございます。何度か御説明申し上げてきましたが、この前年度からの繰越額、あるいは今後翌年度に繰り越す起債額も出てきますが、これらの額がその時点でしか分からないことから、起債の枠につきましては、当該年度の予算計上額をもって説明しているところであります。

なお、今年度の予算計上額も議員御指摘のとおり、一般会計の起債枠29億円を超えておりますが、これまでも説明してきましたとおり、災害以外の幾つかの特殊要因をお願いしているところです。詳細に申し上げますと、過疎地域自立促進特別事業債、いわゆる過疎ソフト事業債です。これによって基金に積み立てている額、こちらが1億3,470万円でございます。それから地域総合整備資金貸付事業債、民間が行うホテル整備事業への貸付金でございます、これが2億円でございます。それからもう1点、庁舎に係る起債、起債額そのものでございますが、6億1,940万円でございます。これらの特殊要因を除いた一般会計の起債額が19億5,857万1,000円となります。29億円の枠内であることを御理解いただきたいと思います。以上です。

11番（関 誠之君） はい、理解をいたしました。それで再質問でありますけれども、この学校振興費の関係で見ますと、財源が国庫支出金、地方債などとなっているようですけれども、この事業の詳細について説明をということと、奄美市の小・中学校における30人以上の学級は何学級あるのか。また、すべて30人未満学級を実現するためには、講師等人件費は幾らぐらいと推測されるのか、分かれば教えていただきたいということと、先ほど回答がありましたけれども、県の事情でこの補助金が決定をされ、それによつての減額だというふうに受け止めましたけれども、それで計画した、例えばスクールカ

ウンセラー等々についての影響はどのようなことが考えられるのか、ないのかあるのか、そこまでお願いをいたします。

学校建築費の関係でありますけれども、ごめんなさい、再質問させていただきます。平成23年度奄美市一般会計予算繰越明許繰越計算書というのが出ておりますが、見ていただけますでしょうか。それの中に赤木名小学校校舎改修事業で2,123万4,000円、いわゆる耐震関係の予算を組んで落としたということでありましたが、翌年度繰越額が110万円ということで一般財源を110万円繰り越しているというふうに書いてございますけれども、それについての説明ができればよろしく願いをしたいということであります。以上です。

学校教育課長（富永琢巨君） それでは議員お尋ねの件について、まず1点目ですが、財源内訳、この中の国庫支出金、それから地方債ということですが、この事業の詳細ということでお尋ねでございました。大きく二つございます。1点目は先ほどから御説明をさせていただいておりますが、一つが県のスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラー、この活用事業ということで、具体的にはこの趣旨は不登校、あるいは問題行動を引き起こす背景として生活環境の多様化、あるいは経済状況の悪化による保護者の離婚、あるいは経済的な困窮といった家庭問題、ネグレクト、身体的虐待による親子関係の問題、保護者の問題意識の希薄化、学校だけで十分対応できない、そういった状況が現にあるわけなんです。この事への対応ということで、平成23年度から県のほうで委託事業ということで学校と福祉関係機関、そういった機関との連携、それから学校における学習支援、相談活動、それから児童・生徒、保護者の関係改善、こういったことを目的として訪問相談等の充実を図るために、具体的に申し上げますと、スクールソーシャルワーカーを2名、小学校、中学校、そしてスクールカウンセラーを1名、中学校3校に配置をして活用しているところでございます。

それからもう一つは、理科の支援員配置事業ということで、この目的については小学校5年生・6年生の理科の事業において外部人材、これを理科支援員として活用することで観察・実験活動、そういったものの充実を図るということと、教員の資質向上を図るということ、更には理科の授業の充実ということを図ることを目的にして、学校におきましては節田小、そして宇宿小、緑が丘小、小湊小学校、この4校に配置を現在されているような状況でございます。

次に、先ほど御質問がございました30人学級、これについて仮に設置した場合ということですが、現在、現在の状況を申し上げますと、奄美市に30人以上の学級が小学校19学級、中学校23学級、合わせまして42学級ございます。小学校5年生・6年生、奄美市においてはすくすくプランということで35人学級を実現しておりますが、本年度の試算でいきますと、小学校1年生から中学校3年生まで30人以下学級にするとすれば、講師配置をしなければいけない講師の人数が17人必要になります。そうしますと、現在、あまみっ子すくすくプラン、この講師で来ていただいている方にお支払いしている賃金を、この人数に掛けた試算の仕方をしますと、人件費がですね、大体講師1人当たりが450万円、約ですね。これに17人掛けますと7,650万円というような予算を組まないとなかなか目標を達成することはできないというような状況でございます。

それから、スクールカウンセラー、あるいはスクールソーシャルワーカー、この委託金、こういったものが大幅に減額されるということで、その対応はということなんです。これについては、これまで20回、各学校に出向いていたんですが、その回数を若干増やすということを経るを得なくなっておりますので、そこ辺りについては御理解いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

教育委員会総務課長（嘉原孝治君） それでは、繰越額のことについてお答えいたします。

繰越の110万円につきましては、設計委託料でございます。

11番（関 誠之君） はい、いろいろと調べていただいて本当にありがとうございます。7,650万

円、30人以下学級をすると、小学校1年生が3年というような話ではありますが、なかなか財政的に見ると市単独ではできないのかなと。やはり国・県のほうに何らかの形でですね、願いをし、また、そういったことを実現をさせていくということについて、義務教育費の国庫負担の増額を求めるという請願も出しておりますので、そういう趣旨も踏まえてよろしくお願いをしたいということでもあります。

それと、あと、県のスクールソーシャルワーカー、カウンセラーが減額を対応して、20回ですか、今、行っているということではありますが、その辺の本当に影響はないのかなと、先の一般質問でもかなり議論があつて、そういったことが頑張っていたために不登校の数も大分減ってきたというような回答もいただいておりますが、再度、その辺を含めて、学校教育課長、教育長でもよろしいんですが、減額されたことに対する対応を、しっかりこうしたいと、また、学校、地域に対してこう協力をしていただきたいということを少し示していただいて終わりたいと思います。終わります。

学校教育課長（富永琢巨君） 今、議員御指摘のように減額ということに伴いまして、学校への派遣回数が確かに減っているわけです。その分ですね、これまでのスクールソーシャルワーカー、そしてスクールカウンセラーの非常に密な活動によりまして、子どもたちの不登校、それからいじめ問題、そういったものについては大きく解消に向かっております。現に数値として出ているんですが、更にそのことに満足せずにはですね、今後、学校がかなり生徒指導関係では力をいれていくということ、それから家庭との連携、そういったものを非常にこれまで以上に密にすること、そこ辺りを教育委員会もまた、そういった目で見届けていくというような教育委員会、そして学校、家庭、関係機関、そういったところの密な連携をこれまで以上に図っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 次に、無所属 安田壮平君の発言を許可いたします。

2番（安田壮平君） 皆様、おはようございます。無所属の安田壮平です。

それでは早速ですが通告書にしたがいまして質疑をさせていただきます。

大きく質問が二つありまして、どちらも議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）についてです。

まず15ページの7款商工費、1項商工費、5目観光費、15節工事請負費、観光案内情報板1,000万円についてです。

（1）観光案内情報板の情報内容、大きさ、単価、個数、設置場所等の概要をお示してください。

（2）観光情報案内板の中に、防災についての情報を載せることができるか、見解をお示してください。

次の質問は、三つのページにわたります。15ページ、18ページ、19ページにわたりますが、それぞれ防災のための改修についてお伺いいたします。

（1）名瀬農村環境改善センター、また奄美振興会館、そして奄美体験交流館がこの防災のための改修工事選ばれたのか、その理由をお示してください。また、今後、他の公共施設も同様の改修をする予定があるのかお示してください。

（2）工事請負費に差異がありますが、それぞれ4,700万円、1,280万円、220万円ですが、どのような改修をするのかお示してください。

（3）改修後、有事の際に市民の皆様にも有効に活用していただけるよう周知方法の工夫の在り方についてお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（向井俊夫君） 答弁を求めます。

鮎観光課長（吉 富進君） 安田議員にお答えいたします。

観光案内情報板につきましては、これまでも主な観光地や観光施設等に設置してきているところでございます。しかしながら、老朽化等により情報が見にくくなっているもの、情報の更新や追加が必要な

もの、更には実際に目に触れにくい箇所なども見られるところでございます。このようなことから、今回、新たな地域の観光資源等も含め、またスポーツアイランド島として発信している奄美大島のスポーツ合宿の情報、更には世界自然遺産登録なども見据えた情報など、奄美の魅力を十分に盛り込んだ情報板を整備したいと考えております。情報板の大きさにつきましては、目に付きやすく、分かりやすいものが当然でございますので、2・3メートル程度の大きさ、大きめのものを考えております。詳細につきましては、デザインの内容等、あわせて検討していくことにしております。設置場所につきましては、奄美空港、大浜海浜公園、金作原、住用の東城地区の4か所を予定しております。単価につきましては、1基当たり約250万円程度を見込んでおります。

次に、観光情報案内板への防災情報の掲載の件でございますが、災害はいつなるときに発生するか分かりません。特に観光客は地域の地事情等の知識が乏しい面もございますので、観光情報とあわせて、必要な防災情報等の掲載についても検討してまいりたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

総務課長（前里佐喜二郎君） 私のほうからは御質問の2番の（1）と（3）についてお答えを申し上げます。

まず、名瀬農村環境改善センター、奄美振興会館及び奄美体験交流館が選ばれた理由並びに他の施設の改修予定について、お答えを申し上げます。

御承知のとおり、一昨年の奄美豪雨災害の際、多くの避難所が活用をされました。それ以後、市民の皆様様の早めの警戒、早めの避難の意識が高まり、昨年5月の台風2号や再び奄美を襲いました9月、11月の豪雨災害など、避難所を開設する機会が増加いたしております。このような中、市といたしましては奄美市地域防災計画の見直しに際し、避難所の再設定・見直し等を行い、市内で新たに20の避難所を設定したところでございます。

奄美体験交流館につきましては、奄美豪雨災害の際、災害直後から住用地区の各集落の方々や観光客を含め瀬戸内町方面から名瀬方面へ向かう方々、また逆に瀬戸内町に向かう方々で国道の通行止めによって住用地区に閉じ込められる格好の方々など、多くの方々が奄美体験交流館へ避難され、開設後、最大で1か月もの避難生活を過ごされました。またこの間、臨時的な診療所や災害情報発信設備などの設置、警察機能や市の臨時窓口など、多くの機能を集約し、被災者の生活を支援いたしてまいりましたことは御案内のとおりでございます。

このようなことから、広域的な災害が発生し、長期の避難が見込まれた際、比較的施設の規模が大きいこと、被災者生活支援の機能が確保できること、一定の設備が整っていることなど、これらの機能を持った施設が地域内の避難の核として、また防災の拠点として必要だということを学びました。そこで今回の避難所の見直しに際しまして、これまで指定いたしておりました奄美体験交流館はもとより、名瀬農村環境改善センターは古見方地区の拠点として、奄美振興会館は名瀬市街地の拠点の一つとして新たに指定したものでございます。

御質問のこれらの施設につきましては、今回、防災拠点施設であると位置付けた上で、奄美群島振興開発事業の非公共事業として、平成24年度に新たに創設された奄美群島防災関連施設整備事業の有利な補助事業を利用し、既存施設を活用した防災拠点施設として機能向上に必要な措置を講じようとするものでございます。

次に、他の施設の今後の改修予定につきましては、今のところ具体的な計画はございませんが、地域における避難所の役割を考慮し、また緊急性や機能性を踏まえた上で引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

次に、（3）の改修後の避難所としての周知方法についてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、御質問のとおり、私どもも設定された避難所を有事の際、有効に活用いただくために、これらの避難所の情報をいかに周知するかということが重要であると考えております。一般質問でも総務部長がお答えいたしましたように、市といたしましてはホームページはもとより、町内会・自治

会での出前講座など、さまざまな機会でご案内させていただきたいと考えております。また今後は、市の広報紙や防災訓練などを通して、更に周知を図ってまいりたいと考えております。これに加えて、先日、議員から一般質問の中でもお話のありました観光旅行者や、たまたまその場に居合わせた他の地域の方々の中にもあろうかと存じます。御紹介いただきました那覇市の事例など、大変有用な情報でございますので、また、他の自治体でもさまざまな取組がなされていますので、今後、これらの情報を収集し御利用いただく方々の視点に立って細やかな情報周知に努めてまいりたいと思います。また、情報周知にはこれが答と決まったものがあるわけではございませんので、市といたしましても議員の御提案をはじめ、いろいろな方々の御意見をお伺いしながら知恵を絞ってまいりたいと存じますので御理解をお願いいたします。

農林振興課長（山下 修君） 工事の改修の内容についてでございますが、名瀬農村環境改善センターの防災施設の指定に伴います改修工事につきましては、農村環境改善センターの2階部分に宿泊可能な部屋、3部屋85ヘーバーを建築する計画でございます。この部屋につきましてはプライバシーにも配慮した部屋となっております。そのほか連絡用階段、外側からの避難階段も併せて設置をする予定になっております。更に非常用自家発電装置を設置して、長時間の停電にも対応したいと考えております。このほか隣接する農業研修センターの防水工事、内装工事等を行い、避難機能強化のために炊き出し等への対応ができるように加工室の改良を行い、市民の避難施設としての機能が十分図られるよう改修するものでございます。

生涯学習課長（大郷哲也君） それでは、奄美振興会館改修工事の内容について説明させていただきます。

御存知のように、奄美振興会館は奄美市民のみならず奄美群島民の皆様の文化の拠点施設として親しまれておりますが、昭和62年3月の竣工後25年が経過しており、老朽化が進んでおります。これまでも老朽化に伴ういろいろな改修工事を行い、施設の維持管理を図ってまいりました。振興会館はガラス張りの多い施設であるため、これまで風雨の強い日にはサッシ窓から雨水が吹き込み、館内が水浸しになったり、また、日差しが強い日はブラインドが今壊れていることから、直射日光が差し込み、展示作品の日焼けによる劣化や空調に影響があることが市民から苦情として指摘されておりました。今回、振興会館が災害時の避難所として指定され、奄美群島防災関連施設整備事業として国・県の補助による整備が可能となりましたので、有事の際、市民の方に快適に利用していただくために、サッシ窓の防水改修と紫外線防止のガラスフィルム添付工事を行うものでございます。

工事内容の主なものは、サッシ窓周りのシーリング部分、総延長約480メートルの取替工事とガラス114枚のUVカットガラスフィルム添付工事を行うものでございますので、御理解をいただきたいと思います。

住用地域教育課長（白坂 稔君） 奄美体験交流館につきましては、当施設は災害時の避難所となっております。平成22年10月の奄美豪雨災害時は住用町民の多くが避難をした施設であります。

今回の改修工事におきましてアリーナの中央付近や舞台上等に雨漏り箇所があります。防水工事を行いたいと考えております。これによりまして、地域の住民が避難を要する非常時の際に、支障がなく快適に過ごしていただこうとするものでございます。以上でございます。

2番（安田壮平君） 御答弁いただきありがとうございます。この質疑をさせていただいたねらいと言いますか、主な目的としましては、やはりこのような御時世にどちらの数千万円規模の予算を投じて改修なり整備をするわけですから、やはり市民の皆様とか、また観光客の皆様にはですね、まずはやっぱり知っていただいて、そして使っていただいて、そしてまたそれが使い勝手がよいというような、そういう効果があると言いますか、効能があると言いますか、やはりそういう整備なり、改修を進めていただきたい、そういう思いで質疑をさせていただきました。

一番上の観光案内情報板につきましては、今、御答弁いただいたとおりに進めていただいて、またそういった看板というものは表側だけでなく裏側も使えますので、裏側にそういった防災の情報とか、また奄美市が取り組んでいる一集落1ブランドなどについてもですね、盛り込んでいただいて、本当に多面的なものをですね、同じ予算をかけるのであれば多面的なものを作成していただければなというふうに考えます。

また、2番目の点につきましても、三つの施設の改修計画について、十分に理解、納得をいたしたところです。ただやはり、(3)の周知方法についてがですね、やはり本当に工夫のしどころと言いますか、市民の皆様、観光客の方々の目に触れて、万が一が起こったときにそこに駆け込んでもらえるような、そういう周知、誘導方法、必要だろうと思います。特に、古見方の名瀬農村環境改善センターは、やはり奥まったところ、目立ちにくいところにありますので、国道沿いとか、また、小湊に向かう道路の途中にですね、看板なり、そしてまた建物そのものにも何か表示があったほうがいいんだろうなというふうに思いますので、御提言をさせていただきたいと思います。

すみません、再質問、あるんですけども、この防災のためですね、この三つの施設にですね、非常食を備蓄しておく予定、計画があるのか、1点、お伺いさせていただきたいと思います。

総務課長（前里佐喜二郎君） 今回補正予算で上げましたのは、施設の改修の点だけでございまして、今のところ非常食の準備というのは計画しておりません。今後の検討課題とさせていただくことになろうかと思います。

2番（安田壮平君） そうですね、実は市民の方からも奄美市の非常食のですね、備蓄体制、どうなっているのかということを尋ねられることがあるものですから、お尋ねをさせていただきましたが、これについても、やはり必要最小限と言いますか、それは是非確保しておいていただきたいなと思います。

あと、すみません、最後1点。これは要望と言いますか、御提言になるかもしれませんが、こういった大きな拠点となるような大きな施設の防災に対する整備改修だけでなく、やはり地域それぞれにある集会所とか、公民館とかですね、そういったところで一部、網戸がないという、そういう施設があるようでして、やはり夏場になりますと、もちろんクーラーもありませんので、どうしても窓を開ける必要があつてですね、どうしても、そうした場合に虫とか、小さな動物が入ってくるというようなことも伺います。だからやはり、こういった大きさ施設の整備も大事なんですけれども、併せてそういった地域ของですね、小さなそういったところにも、今後目を向けていただきたいと思います。以上で質疑とさせていただきます。

議長（向井俊夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議案第44号から議案第46号まで、議案第52号から議案第56号まで及び議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての9件は、これを総務企画委員会へ、議案第42号、議案第43号、議案第47号、議案第57号及び議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件は、これを文教厚生委員会に、議案第48号から議案第51号まで及び議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中の関係事項についての5件は、これを産業建設委員会にそれぞれ付託いたします。

○

議長（向井俊夫君） 日程第2、請願第2号及び陳城第1号の取り下げの2件を一括して議題といたします。

本件につきましては、前議会からの継続審査でありましたが、請願者及び陳情者から取り下げの申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております請願第2号及び陳情第1号の取り下げの件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第2号及び陳情第1号の取り下げの件については、これを承認することに決しました。

○

議長（向井俊夫君） 次に、本定例会において受理いたしました請願陳情は、お手元に配付してあります文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので御報告いたします。

お諮りいたします。

各常任委員会審査及び報告書整理のため、明日26日から7月5日まで休会としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日26日から7月5日まで休会することに決定いたしました。

7月6日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時35分）

7月6日(6日目)

○ 出席議員は、次のとおりである。

1 番 西 公 郎 君
3 番 川 口 幸 義 君
5 番 師 玉 敏 代 君
7 番 橋 口 和 仁 君
9 番 渡 雅 之 君
11 番 関 誠 之 君
13 番 与 勝 広 君
15 番 奥 輝 人 君
17 番 栄 勝 正 君
19 番 渡 京 一 郎 君
22 番 伊 東 隆 吉 君
24 番 崎 田 信 正 君

2 番 安 田 壮 平 君
4 番 栄 ヤスエ 君
6 番 多 田 義 一 君
8 番 向 井 俊 夫 君
10 番 戸 内 恭 次 君
12 番 大 迫 勝 史 君
14 番 叶 幸 與 君
16 番 平 川 久 嘉 君
18 番 竹 田 光 一 君
20 番 元 野 景 一 君
23 番 竹 山 耕 平 君

○ 欠席議員は、次のとおりである。

21 番 里 秀 和 君

○ 地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長 朝 山 毅 君	副 市 長 福 山 敏 裕 君
教 育 長 坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長 重 久 春 光 君
総 務 部 長 安 田 義 文 君	総 務 課 長 前 里 佐 喜 二 郎 君
企 画 調 整 課 長 東 美 佐 夫 君	財 政 課 長 菊 田 和 仁 君
笠 地 域 総 務 課 長 島 名 亨 君	市 民 部 長 田 丸 友 三 郎 君
福 祉 部 長 小 倉 政 浩 君	福 祉 政 策 課 長 重 山 納 君
産 業 振 興 部 長 川 口 智 範 君	商 水 情 報 課 長 前 田 和 男 君
農 政 部 長 義 岡 出 君	農 林 振 興 課 長 山 下 修 君
建 設 部 長 東 正 英 君	建 築 住 宅 課 長 大 石 雅 弘 君
上 下 水 道 部 長 田 中 晃 晶 君	水 道 課 長 佳 元 保 輔 君
教 育 委 員 会 長 日 高 達 明 君	教 育 委 員 会 長 嘉 原 孝 治 君
事 務 局 長	総 務 課 長

7月6日(6日目)

○ 職務のため会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	倉 井	則 裕 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 調 査 係 長 事 務 取 扱	橋 本	明 和 君
-------------	-----	-------	------------------------------------	-----	-------

議 事 係 長	麻 井	庄 二 君	議 事 係 主 事	岸 田	賢 吾 君
---------	-----	-------	-----------	-----	-------

議長（向井俊夫君） ただいまの出席議員は23名であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

○

議長（向井俊夫君） 本日の会議はお手元に配付いたしてあります日程第2号のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第41号から議案第57号までの17件について一括して議題いたします。

本案に対する各委員長の報告を求めます。

最初に文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（師玉敏代君） おはようございます。御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、6月21日の1日間、当委員会に付託されました議案第41号から議案第43号まで及び議案第47号、議案第57号の5件について審査いたしました。

以下、審査の結果を御報告いたします。

これらの5件の議案につきましては、お手元に配付してあります文教厚生委員会報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しております。

主な質疑について報告いたします。

議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項について、当局から説明がありました。

最初に、3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費、7節賃金は、今年度から支給されることになった臨時職員2名分の通勤手当を計上。2項児童福祉費、2目児童福祉費、13節委託料128万3,000円は、平成24年度新児童手当電算処理システム改修業務委託料で、契約先は鹿児島県市町村情報センターであり、歳入として15款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、3節児童福祉費補助金の安心子ども基金事業補助金として全額予算計上。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、7節賃金の207万9,000円は、保健師の臨時費用に要する費用であります。

委員より、保育料の委託料、既存の電算処理システム改修業務は地元でやれないのかの質疑があり、当局より、システム改修費自体は総額2,400万円ほどかかる。県の市町村情報センターに加入している市町村が26団体あり、総額を26団体で割って約128万3,000円であり、単独で持つ費用が大分抑えられているとの説明がありました。

ほかに、包括支援センターの職務と保健師の臨時雇用について、小規模多機能型介護施設についての質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

4款衛生費、12目墓地費の賃金46万2,000円と、5款労働費、3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費の賃金115万5,000円について、委員から質疑があり、当局より墓地費の賃金については4月から環境対策課内に墓地対策室を設けて、職員2名、臨時職員1名で携わっている。臨時職員は14日勤務であるが、これを21日勤務するための新たな予算計上であるとの説明がありました。

委員から、墓地の調査の進捗状況は調査はいつまでに完了するのか、調査終了後はどうするのか質疑がありました。当局より、平成24年度から調査台帳を基に戸籍追跡調査、使用者、縁故者、不在墓地の調査が始まる。この調査は5年をめどに整備する。墓地台帳が整備されて、基本的なものが揃った段階で墓地調査専門検討委員会を設置し、方向性を検討していくとの説明がありました。

次に、10款教育費、1項教育総務費、3目教職員住宅管理費、11節修繕料40万円は、東条小・中学校教職員住宅の台所排水管補修、住用小学校校長住宅の網入りガラス、トイレ等の補修によるものであります。

次に、3目学校建築費の1,516万円は、赤木名小学校の改修工事費であり、3項中学校費、1目中学校管理費、15節工事請負費の営繕工事155万円は、大川小・中学校と朝日中学校保健室の空調整備設置費用によるものであります。

同じく教育費5項社会教育費、4目社会教育施設管理費、15節工事請負費の1,280万円は、奄

美振興会館のガラス窓の防水とホワイエのガラス窓にガラスフィルムを貼る工事の経費であり、奄美振興会館が今回、市の災害避難所に指定され、奄振の非公共事業、奄美群島防災関連施設整備事業により整備するものであります。

6項保健体育費、4目体育施設管理費の1,658万8,000円は、大島工業高校跡地体育施設運営管理費用としての人件費及び備品購入費で694万3,000円、奄美体験交流館雨漏り防止工事費220万円、同じく奄美体験交流館災害時避難者のプライバシー保護のためのつい立ての購入費650万円、古見方多目的広場の補充用土代等の原材料費として94万5,000円であります。

委員から、大島工業高校跡地の賃金について質疑があり、当局から、臨時職員3名を予定している。1日8時30分から22時まで13時間の勤務と休日の対応で3名体制のローテーションで行うことになるとの説明がありました。

また、振興会館のガラス窓のフィルムの貼り付けは、地元で専門業者がいるのかについては、地元業者に対応してもらうとの答弁でありました。

委員から、教員住宅の教職員の入居状況は、また、教職員の校区内居住の傾向はどうなっているのか、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの減額について質疑がありました。当局から、奄美市全体で教員住宅は165戸あり、約4割以上が空き状態である。名瀬地区で8戸、住用地区で3戸、合計11戸を定住促進住宅として提供している。また、校長・教頭については、校区内居住がされているとの説明がありました。また、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー教育相談については、本市においては他の市町村と比較して充実しているが、まだまだ問題があるので、今後、県にもいろいろと要望していきたいとの答弁でありました。ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結について、当局より、平成23年度金久中学校B棟新築工事の指名競争入札を執行いたしました結果、川口建設株式会社と株式会社泉原建設の特定建設工事共同企業体、代表者川口建設株式会社と平成24年6月6日に契約額1億8,511万5,000円で仮契約を締結しておりますので、請負契約締結のため地方自治法第96条第1項第5号及び奄美市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2項の規定により議決を求めようとするものでありますとの説明がありました。

委員から、何社指名したのか、落札率は何パーセントか、予定価格は、ランク付けはどうなっているのか、質疑がありました。当局から親会社が6社、子会社が12社、合計18社により指名した。それを元に業者のほうでJVを組んでいただき、親会社が6社のため6社の申請があり、共同企業体6社について本指名している。落札率は95.2パーセント、予定価格は1億9,430万2,500円であり、親会社の6社はAランク、子会社の12社のうち2社がAランク、10社がBランクであるとの説明がありました。ほかにも質疑がありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第42号 平成24年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、当局から、臨時職員の通勤手当相当分と事務補助員の賃金の増額分との説明があり、委員から特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第47号 奄美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、当局より、東日本大震災に係る被災者住宅の譲渡について、税の特別控除が受けられる期間が現行制度で3年となっているが、これを7年に延長する改正との説明がありました。委員からは特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第43号 平成24年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、当局から補足説明があり、1款総務費、3項介護認定調査比、1目認定調査費255万1,000円は、名瀬地区の認定調査員1名分の賃金と共済費及び臨時職員の4人分の通勤手当であります。委員から、7名体制で1日1人が何件調査するのか。申請後、何日後に調査に来るのか。介護保険サービスは認定後か、それとも申請時にさかのぼって利用できるのか質疑がありました。当局から、調査員は1日回る件数は2,3件です。名瀬地区は件数が多いので1週間ごとに取りまとめ、翌週に処理している。急を要

するものはその都度対応している。介護保険サービスは申請時にさかのぼって利用することが可能でとの説明がありました。ほかにも質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） 次に、産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（伊東隆吉君） 皆さん、おはようございます。それでは報告いたします。

産業建設委員会は、6月26日、1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案5件を審査いたしました。

5件の議案につきましては、お手元に配付いたしました産業建設委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案の可決すべきものと決しました。

以下、主な質疑について報告いたします。

まず、議案第41号 平成24年度奄美市一般会計補正予算（第1号）中関係事項については、初めに当局より、歳出6款農林水産業及び7款商工費について補足説明があり、その主なものは6款3目農業振興費、8節報償費7万1,000円及び11節需用費は、人・農地プラン作成のための費用で、これは高齢化や後継者不足で課題がある農村集落の将来像について話し合い、そして解決に向けた取組のためとのこと。13節委託料200万円、15節工事請負費の4,700万円は、朝戸の農村農業改善センターが今回、防災拠点施設に指定されたことによる機能充実に図るためとのこと。同じく19節負担金補助金及び交付金の1,800万円の青年就農給付金は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金の費用で、今回17名が対象とのことでありました。なお、この事業交付金は、補助率、国が100パーセントであるとのことでありました。

続いて、7款商工費、5目観光費、15節工事請負費の観光案内情報板の1,000万円は、金作原、大浜海浜公園、住用・東城地区、そして奄美空港内の4か所に設置するものであるということ。その財源内訳は、歳入において14款国庫支出金、2項7目の商工費国庫補助金、1節の社会資本整備総合交付金の650万円と、20款、いわゆる市債で合併特例事業債の観光施設事業債の380万円であることとあります。そういう等々の補足説明がありました。

委員より、青年就農給付金について、現在3人の研修生がその対象としているが、重複、重複給付がされるのかとの質疑に対し、ほかの事業との重複給付はできない。対象者に希望する制度をどちらか選択してもらうとの答弁でありました。また、応募数はとの質疑に対し、22名の応募があったとのこととです。

また、委員より、インキュベート施設の現況を示せとの質疑に対して、入居状況は現在7室のうち4室が埋まっており、2室の入居申請が横浜市と愛知県から出されているとのこととです。そして人・農地プラン作成についてのアンケートの結果についての質疑があり、当局は3地区で実施、特に名瀬地区の集計で153名調査した。22名からの回答があったが、高齢者もあり、自分の土地を把握できない方もいて、回収率が低かったとの答弁でありました。

ほか、営農指導、かんきつグリーンング病に関して質疑がありましたが、この際、省略いたします。

続いて、8款土木費に関して補足説明があり、主なものは2項1目道路橋りょう総務費、13節委託料300万円は、市道山田線道の島ループ橋の転落防止対策のためとのこと。また、6項1目住宅管理費、19節の負担金、補助及び交付金の2,000万円は、当初予算で1,000万円を計上していたが、5月上旬で100件に達しており、制度継続の要望が大変強く、今回、過疎地域自立促進特別事業債を活用して、その財源確保の見込みが立ったため、200件分の今回計上したとのこととあります。委員から、特段の質疑はありませんでした。

次に、議案第48号 奄美市有機農業支援センターの一部を改正する条例の制定について、そして議案第49号 奄美市笠利地区農林水産加工施設条例の一部を改正する条例制定についての2件に関して、

当局より補足説明があり、委員より、キビ堆肥の販売についての質疑に対し、現在、県の環境協会に成分分析を依頼しており、この８月から販売予定をしているとのことでありました。また、農林水産加工施設の冷凍冷蔵庫の区画とその利用状況の質疑があり、区画においては８区画、大きさは幅が８０センチ、奥行き２．５メートル、高さ１メートルで、冷凍冷蔵庫とも大体同じこととのことでした。

そして、施設の利用状況に関しては、３月８日オープン後、加工施設は３月が６回、４月が４回、５月は１０回で、冷凍冷蔵庫は３月が２回、４月が２回、５月が１回となっているとのことでした。ほか質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第５０号 奄美市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の制定について、まず当局より資料の配付の後、補足説明があり、今回のこの条例は奄美市では中心市街地活性化のために郊外に大規模集客施設及び大規模小売店舗の建築制限を行おうとするものであるとのこと。

委員より、この条例提出の意味はとの質疑があり、当局は、２点の観点があるとのこと。まずその１点は、中心市街地活性化に寄与するため、そして現在活性化基本計画を策定中で、準工業地域の大規模集客施設を制限することが一つの条件となっている点を上げていました。

ほかに質疑がありましたが、この際、省略いたします。

次に、議案第５１号 奄美市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局よりの補足説明は、事業認可を進めている平田浄水場更新事業に伴い、古見地区、小宿地区のいわゆる簡易水道事業の区域を名瀬地区上水道事業に含めて再編し、給水人口、給水量を新たに定め、整備を図るものとのことでした。

当局は条例上は１万５．６００トンの数値だが、実際想定している給水量は１万１，２００トンで、新しい浄水場が稼働する平成３０年は１日平均給水量を９，８００トンで、これを予想しており、これに基づいて施設容量が決定されていくことになるとの答弁でありました。ほかに特段の質疑はありませんでした。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得ましてお答えいたします。以上です。

議長（向井俊夫君） 次に、総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君） おはようございます。それでは本会議におきまして総務企画委員会に付託されました議案第４１号 平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）中総務企画委員会関係事項について並びに議案第４４号 奄美市印鑑条例及び奄美市交通災害条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４５号 奄美市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第４６号 奄美市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５２号 新たに生じた土地の確認について、議案第５３号 字の区域の変更について、議案第５４号 奄美群島広域事務組合規約の変更について、議案第５５号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、議案第５６号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、これらの議案９件につきましては、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり、すべて原案どおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の内容について御報告いたします。

議案第４１号 平成２４年度奄美市一般会計補正予算（第１号）中総務企画委員会関係事項についてであります。

当局から、各費目の７節に計上されている賃金の補正についての説明がありました。その内容は、臨時職員の処遇改善の一つとして、今年度から新たに通勤手当相当額を支給することになり、その費用に係る分を計上している。支給対象及び支給額は、交通用具を使用して通勤する場合、片道２キロ以上５キロ未満の職員は１日５０円、５キロ以上１０キロメートル未満では１日７５円、１０キロメートル以上は１日１００円を通勤実績に応じて支給するものである。

次に12ページ、2款1項9目18節備品購入費162万8,000円の増額は、大浜海浜公園、土盛海岸、用安海岸に市民、観光客などの利用者の安心・安全対策としてレスキューボードセット、双眼鏡、トランシーバーなどの救助活動用備品の購入、併せて大浜海浜公園と用安海岸にAED自動体外式除細動機の購入費用である。19節負担金、補助金及び交付金の20万円の増については、住用町下役勝、東仲間の2地区から自主防災組織設立の申請がなされたため、それに伴い資機材整備のための補助金である。住用地区はこの二地区の立ち上げにより組織率は100パーセントになる。

次に、財政課より、2款1項45目財産管理費、11節需用費52万円、12節役務費32万円、18節備品購入費54万円、合計139万円は、23年度購入した旧藤原荘を本庁舎の一部として利用するため、空調、消防設備の修繕や清掃、会議室用備品購入に係る経費が主な内容である。

歳入については、16款財産収入、1項2目1節基金運用収入特定目的利子収入2,944万4千円の減額については、合併まちづくり基金利子収入の減額である。合併まちづくり基金18億5,000万円中国債の運用分18億4,000万円については、利率1.9パーセントの20年国債を保有していたが、今年の2月末に利率0.3パーセントの5年国債に買い替えたことによるものである。当初予算編成に間に合わなかったことから、今回買い替え前の利息3,496万円と新たに購入した国債の利息552万円の差額2,944万円を減額するものである。

次に、企画調整課より、2款1項6目企画費、25節積立金504万2,000円については、過疎ソフト債を財源として実施する教育委員会の講師配置事業が、当初4学級を見込んでいたが、1学級減の3学級となったため、減額となった財源を基金として積み立てるものであるとの説明がありました。

市民共同推進課より、同じく12ページ、11目自治振興費、19節負担金、補助金及び交付金の増額700万円については、コミュニティ助成事業、通称宝くじ事業の補助金の決定に伴う補正である。内訳は住用川内集落250万円、笠利町土盛集落200万円、名瀬仲勝町内会250万円、同じく12ページ、5目財産管理費、15節工事請負費200万円は、県から無償譲渡された笠利町宇宿の旧警察宿舎を定住促進施設に改修する工事費である。整備完了は10月予定であるなどの説明がありました。

委員から、国債を20年物から5年物に変更した理由を求める質疑に対し、当局からは、以前から保有していた国債と北海道公募公債を平成23年3月に利息1.9パーセントの20年国債に買い替えをした。運用の結果として、平成23年度は5,460万円の利益が出たので、この買い替え国債をもう少ししばらく持つ予定で当初予算に利率を計上していたが、国債の情勢も変わりつつあり、状況を見極めて平成24年2月に利率は低いより安全な通常の相場の0.3パーセントの5年国債に買い替えをしたなどの答弁がありました。

また、委員より、大浜海浜公園、笠利町土盛、用安海岸の救急救命の資機材の管理体制と監視員の資格等について質疑があり、当局より、大浜海浜公園については道の島公社、土盛海岸は基本的に笠利総合支所が管理し、監視員が出勤する際に携行する。用安海岸においてはばしゃ山村に管理をお願いする予定であるとの答弁がありました。

委員より、消費者生活相談員の今後の体制と相談件数や対応状況について質疑があり、当局より、23年度の相談件数282件、相談員2名で週2.5日の勤務であるが、職員2名も同業務についているので、対応は十分できている。今後の体制については補助金が24年度までということもあり、新たな補助メニューも模索しながら、現体制を守る努力をしたいとの答弁でした。

そのほかにも委員から質疑がありましたが、この際、省略させていただきます。

次に議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、これら8件の議案については、当局からの補足説明の後、委員からは特段の質疑はありませんでした。

以上で、総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。

なお、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第41号から議案第57号までの17件を一括して採決いたします。

この議案17件に対する各委員長報告は、いずれも可決すべきものであります。

議案17件は、各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案17件は可決することに決しました。

○

議長（向井俊夫君） 日程第2，請願1号 少人数学級の推進など定数改善，義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択を求める請願及び陳情第4号 子どもの医療費の無料化に関する陳情の2件を一括して議題といたします。

本案に対する文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（師玉敏代君） おはようございます。早速御報告申し上げます。

文教厚生委員会は、6月21日の1日間、午前9時30分から開会し、慎重に審査をさせていただきました。

当委員会に付託されました請願第1号及び陳情第4号の2件につきましては、審査結果を報告いたします。

2件につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、採択すべきものと決しております。

最初に、請願1号 少人数学級の推進など定数改善，義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択を求める請願についてであります。

請願者の住所、氏名は、奄美市名瀬和光町、鹿児島県教職員組合奄美市支部奄美地域協議会議長の當田和美さんからであります。請願事項は、1 少人数学級を推進してほしい。具体的学級規模はO E C D諸国並みの豊かな教育を整備するため、30人以下学級にしていきたい。2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に還元してもらいたい。3 全国どこにいても教育の機会均等を保障するため、複式学級の解消を図ってもらいたい。4 社会変化に伴う問題に対処するための新たな教員を確保してもらいたい、であります。

請願第1号については、慎重審査の結果、全会一致により採択すべきものと決しました。

なお、ただいま御報告いたしました請願第1号に関しましては、採択と決しました際には、後刻、文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、陳情第4号 子どもの医療費の無料化に関する陳情について御報告いたします。

陳情者の住所、氏名は、奄美市名瀬朝仁新町、新日本婦人の会奄美支部支部長 荒田まゆみさんからであります。

陳情事項、1 子どもの医療費を中学校卒業まで無料にしていきたい。2 医療費を償還払いでなく、医療機関の窓口で助成する現物給付としていただきたい。3 国の制度として子どもの医療費の無料化を実現するよう政府に意見書を上げていただきたい、であります。

陳情第4号については、陳情審査の結果、全会一致により採択すべきものと決定しました。

なお、ただいま御報告いたしました陳情第4号に関しましては、採択と決した際には会議規則第134条第2項及び第136条の規定により、これを市長に送付することを適当と認め、その処理の経過及び結果の報告を求めたいと思います。併せて会議規則第136条の規定により、後刻、文教厚生委員長名で意見書の提出を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で請願第1号及び陳情第4号の審査報告を終わりますが、御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君） これから、各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

請願第1号及び陳情第4号に対する各委員長報告は、採択すべきものであります。

本案は、各委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号及び陳情第4号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま採択されました陳情第4号の取り扱いについては、これを市長に送付し、会議規則第136条の規定により、その処理の経過及び結果の報告を求めることにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、陳情第4号の取り扱いについては、これを市長に送付し、その処理の経過及び結果の報告を求めることに決しました。



議長（向井俊夫君） 日程第3、陳情第2号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情及び陳情第3号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情の2件を一括して議題といたします。

本案に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（大迫勝史君） それでは、総務企画委員会に付託されました陳情につきまして、審査の結果について御報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第2号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情及び陳情第3号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情についての審査結果は、お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。以下、審査の経過について御報告いたします。

陳情第2号の陳情者は、住所、奄美市名瀬有良町10-14、氏名、我那覇博茂さんです。

以下、審査経過について御報告いたします。

委員より、3月議会に提出され継続審査となり、その後取り下げられた同じ件名である陳情第1号と比べて陳情事項が整理されており、今回、新たに提出された本件は、特段不採択にする理由がない。よって、採択してもいいのでは、という発言が複数であり、委員会で協議の末、この陳情につきましては採決の結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号の陳情者は、住所、名瀬朝仁新町5番7号、荒田まゆみさんです。

陳情の内容については、配付済みの陳情書の内容を御参照いただきたいと思います。

委員会で協議の結果、この陳情につきましては、委員より、提出時期と現在の状況が異なる。修正協議が成立し、衆議院通過という状況にあるが、市民感情として、また、離島住民が先行きに不安を感じることは当然だと思う。また、国民の半数は反対の世論調査の結果も出ており、十分理解できるという意見がありました。また、地方の声は届けるべきという意見もあり、採決の結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり採択すべきものと決しました。

なお、陳情第2号及び陳情第3号につきましては、採択と決した際は後刻、意見書の提出を予定しておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告は終わります。

なお、御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（向井俊夫君）　これから、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

22番（伊東隆吉君）　ただいま提案されました議案の2件の陳情案件の川内原発増設計画の白紙撤回を求める陳情に関して、委員会の状況を少し質疑いたします。

今回、この川内原発に関しては、過去においても陳情案件が出ており、少し内容等を柔かくしている感じでもう一度差し替えという形の様相があるようにも思います。しかし、今の現況は、日本の国内における福島原発の問題で、日本全国にこの原発関係は大いに議論を起こしているのは事実でございます。国においては将来方向は再生エネルギーを考えながらやるという方向性にはいるものの、原発を止めろとかは一言も、国、政府も言っていないというのが今の現状であるというふうに私は認識いたしております。なお、県議会においても、県においても、まだその方向性、思いはあるにしても決定的なものはまだやってないというふうに認識いたしております。

その中で、県内の市町村があると思いますけれども、そこからもやっぱり陳情等、もしくはその自治体のほうにもですね、議会のほうにもそういう陳情は上がっているかというふうに思います。私が言うまでもなく、皆さんは新聞等でも見られているように、この原発に関して、特に川内の名前を入れた、原発に関してはいろんな案件が出ています、陳情案件が。それを採択して、いわばいいかどうかというのを問題を、当然、私も考えるんですが、ここで質問したいのは、その中身において、委員会の中身において、県下のそういう状況等の把握もされたのかというのが1点。

それからもう1点は、川内市の、川内議会、川内自治体における、彼らの受けている一つの自治体の持っている財源、そういうのも考えて考慮したものもあったのかどうか。原発を少し離れるかもしれませんが、そういうのもあって、川内市のいわゆる財政の、いわゆる行政の問題にもかかわる事業、ことだというふうな気がしたものですから、そういう論議が委員会でされたのかどうか、この2点伺います。

総務企画委員長（大迫勝史君）　この陳情書は、改選前の議会より出されており、また12月議会でも3月議会でも出されております。継続審査となりましたが、その改選後の2回の議会に、委員会においては今、ただいま伊東議員がおっしゃいました他の市町村の動向、そして当該地の川内市の議会の意見、また住民の意見というのはどうなっているかという議論は出てはおります。また、私個人としまして、川内市議会のほうへ問い合わせ、どういう状況なのか、また、市民感情はどうかということも問い合わせ、十分考慮したつもりではあります。以下、副委員長からのほうからも答弁していただきます。

総務企画副委員長（関　誠之君）　県下の状況等については、今、委員長が申し上げたとおり把握をしな

がら議論をさせていただきました。それと川内の財源のことでもありますけども、その原発に関して、過去幾らの収入があったということについては承知をしておりますけれども、それが直接この請願というのに関係があるという議論はなされておりました。以上です。

22番（伊東隆吉君） その今の答えの中ですが、結局、他の県下における自治体、議会で採決、陳情案件を採決したところはあるのですか、なかったのですか。一応、調べたということですので、それをお答えください。

議長（向井俊夫君） だから、調べたのか、調べなかったのかという答弁で結構です。
（発言する者あり）

22番（伊東隆吉君） よろしいです。

議長（向井俊夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

採決はこれを1件ずつ行います。

まず、陳情第2号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第2号は採択することに決しました。

次に、陳情第3号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択すべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決しました。

○

議長（向井俊夫君） 日程第4、議案第63号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

11番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

議案第63号 地方財政の充実強化を求める意見書の提案理由の御説明をいたします。

急速な高齢者社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するため

にも、安定した財源の確保が重要であります。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となってきました。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められている中で、介護、福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額1兆7,000億円を確保しており、2013年度予算においても2012年度と同規模の地方財政計画、地方交付税が求められます。

このため、2013年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、お手元に配付してあります、政府に地方財政の充実強化を求める意見書を地方自治法第99条の規定により、意見書を提出していただきたく提案をするものです。

どうぞ、賛成可決してくださいませよう、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（向井俊夫君）　これから本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決をいたします。

議案第63号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

議案第63号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。



議長（向井俊夫君）　日程第5、議案第64号　少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について及び議案第65号　子ども医療費の無料化に関する意見書の提出についてを一括して議題といたします。

お諮りいたします。

本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

これから、本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決に入ります。

議案第64号及び議案第65号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

議案第64号及び議案第65号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（向井俊夫君） 日程第6，議案第66号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書の提出について及び議案第67号 消費税増税に反対する意見書の提出についてを一括して議題といたします。お諮りいたします。

本案に対する提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本案に対する提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

これから、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから、採決をいたします。

採決はこれを1件ずつ行います。

まず、議案第66号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第66号は、可決することに決しました。

次に、議案第67号 消費税増税に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第67号は、可決することに決しました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては、議長に一任願います。

○

議長（向井俊夫君） 日程第7，中心市街地まちづくり事業検証特別委員会の報告について，委員長の報告を求めます。

中心市街地まちづくり事業検証特別委員長（伊東隆吉君） 報告いたします。

本特別委員会は、本市の中心市街地まちづくり事業，末広・港土地区画整理事業の現状と課題の検証を目的として、平成23年12月26日に設置され、これまでの2回の委員会と通り会連合会との意見交換会や地権者及び関係者との意見交換会を開催し、本日、平成24年第2回定例会において報告書を提出するものであります。

まず、平成24年2月29日に開催されました通り会連合会との意見交換会において出された意見につきまして報告いたします。

商店街の厳しい現状の認識について、また行政とかなりの温度差がある。行政に対する不信感がある。

景観の勉強会について、行政がある程度決めた後に、ただ市民の意見を聞きましたという形づくりだけの会という感じがした。行政の対応が後手後手になっている。前もって話をしてほしい。なかなか事業が進まないのが不安が大きい。今後の方向性を確認したい。壊していけるところから壊していくため空き地が点在し、それが商店街疲弊の原因だと思う。住宅地と同じように考えているのではないか。もっと意見を吸い上げてほしい。早く一区画を完成させてほしい。先に道路を作るべき。そして人通り等が想像できる。賛成者と反対者の両者を集めて話し合い、意見を出し合うことが大事だと思う。シンボルとして夢のある公園を作してほしい。末広本通りは通行量が減り、厳しい状況。このまま放置すると店が続けられない。早く事業を進めてほしい。以上のような意見がありました。

また次に、平成24年3月29日に開催されました地権者及び関係者との意見交換会において出された意見につきまして御報告いたします。

奄美市には癒しの場所がなくなっている。都会的に作っても意味がない。人を集めることを念頭に置いて作るべき。まちがすごく変わっていつている。スピード感を持って進めていかないと。ばらばらに作るのではなく、南国に合った色とか、高さとか、雰囲気とかを話し合って進めるべきだと思う。若者をまちに呼び込むことが大事。バスターミナルと駐車場をどうにかしてほしい。一日も早くきれいにすることが第一。まず末広のほうをきれいにしなければ、今の状態がいつまでも続く困る。まちづくりのための犠牲にはなりたくない。行政は弱い人の立場に立つべき。まちがすごく変わってきている。ここまできたらスピード感を持って進めていかないといけない。末広通りは人を大事にして、通る道にしてほしい。歩行者天国や一方通行にするなど、安心して買い物ができるような通りにするべき。予算の進捗率は42パーセント程度で、これから使う金額がもっと多くなる。これまでの進め方でよいのかということをもっと真剣に考えるべき。もし自分のことだったら、反対すると思う。生活面が一番大事。ゆっくり生活しようと思ったらこのようなことが起きた。まちの活性化もよいが、こんなちっぽけなところにいる人のことも考えてほしい。以上のような意見がありました。

本特別委員会としましては、以上のような御意見等を踏まえまして、民間の意見交換と論議を重ね、当局へこと細かくするどい質疑を行ってまいりました。市民の代表として市政への注視と意見反映、提言を行う議会として、本事業に対する議会としての席にを自覚、また反省すべきではありますが、地権者や通り会、商店主など、広く市民の意見を吸い上げながら、行政に対する不信感の払拭に努めるとともに、早急に事業の進捗が図られ、真に事業の目的が達成できるよう、市長をはじめ、当局には真しに取り組むよう鋭意求めていく旨の報告書を本定例会にて提出いたします。

以上、中心市街地まちづくり事業検証特別委員会として強く要望いたします。

平成24年7月6日、中心市街地まちづくり事業検証特別委員会委員長 伊東隆吉。

以上、報告を終わります。

議長（向井俊夫君） 以上で中心市街地まちづくり事業検証特別委員会からの報告を終了しますが、議長からも重ねてお願い申し上げます。市長はじめ、当局関係者、特別委員会からの報告を真しに受け止め、事業の推進に努めていただきますようお願い申し上げます。



議長（向井俊夫君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

配付してあります文書表のとおり、産業建設委員会から閉会中における所管事務の調査の申し出がありました。

本市における市政全般の諸問題についての実態を調査するため、別紙所管事務調査計画表のとおり、産業建設委員会の諸君を各都市に派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、別紙所管事務調査計画表に基づき派遣することに決定いたしました。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長及び指定管理制度検証特別委員会委員長から申し出がありました件については、閉会中の継続審査とすることの御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これをもって平成24年第2回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前10時37分）

中心市街地まちづくり事業検証特別委員会報告書

本特別委員会は、多くの市民の懸案となってきた本市の中心市街地まちづくり事業、末広・港土地区画整理事業における現状と課題の検証を目的として平成23年12月26日に設置され、市民や関係者との意見交換会等を含め、論議を重ねてきた。

意見交換会の場で、市民・関係者からは、①商店街の切迫した現状認識についての行政側の認識不足、②行政主導で決定した案が前提となっている傾向、③施工区域内全体の中で事業進ちよく計画への疑問、④新店舗の建設・移転実現までの経営体力維持への不安等々が出され、その結果として、事業への不安が広がっているとの率直な意見を伺った。

また、空き地・空き店舗が点在することとなっている現状について、①商店街からの人離れ・若者離れの懸念、②街が大きく変わることで、高齢者を中心とした見慣れたまち・「癒しの場」の減少、③新たに建設されていく建物や街並みの統一感への不安、なども挙げられた。

このように事業への不安が出される中、新しいまちに対して、「シンボルとしての公園整備」や「バスターミナルと駐車場を整備して、利用者に優しいまち」を期待する声も挙げられ、さらに、事業進ちよくのスピードアップを求める声は多く聞かれた。

今回の中心市街地まちづくり事業においては、行政と市民・関係者との意見調整・集約と事業説明が万全であったとは言えず、そのため、事業の長期化にもつながっているものである。

しかし、遅々としている感はあるものの、現時点での事業進ちよくを客観的に判断するにいたっては、事業の完成により、新たな魅力ある中心商店街・中心市街地まちづくりのため市民・関係者の御協力・御努力に報いるためにも、スピード感を持って、中心商店街の再構築に全力を傾注すべきであり、そのためには、市民や関係者と同じ立場に立って意見交換と説明を徹底して行うことが求められるものである。

市民の代表として市政への注視と意見反映・提言を行う本市議会として、本事業に対する議会としての責任を自覚・反省すべきであるが、広く市民の意見を吸い上げながら、不信感の払しょくに努めるとともに、早急に事業の進ちよくが図られ、真に事業の目的が達成できるよう市長はじめ当局には、真しに取り組むよう鋭意求めていくものである。

平成24年7月6日

中心市街地まちづくり事業検証特別委員会

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速な高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は５割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。社会保障においては、子育て、医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結び付け、これらの政策分野の充実・強化が求められています。平成２４年度政府予算では、地方交付税について総額１７．５兆円を確保しており、平成２５年度予算においても、平成２４年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められます。

このため、平成２５年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて、政府に次のとおり対策を求めます。

記

- 1 被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講ずること。また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2 医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、平成２５年度地方財政計画を策定すること。
- 3 地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税５税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２４年７月６日

奄美市議会

【提出先】内閣総理大臣，総務大臣，財務大臣

少人数学級の推進など定数改善，義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る意見書

35 人以下学級について，昨年，義務標準法が改正され，小学校 1 学年の基礎定数化が図られたものの，今年度小学校 2 学年については加配措置に留まっています。

日本は，OECD 諸国に比べて，1 学級当たりの児童・生徒数や教員一人当たりの児童・生徒数が多くなっています。一人一人の子どもに丁寧な対応を行うためには，一クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では，約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として，26 人から 30 人を挙げています。このように，保護者も 30 人以下学級を望んでいることは明らかであります。

また，鹿児島県においては，2 学年の子どもが一つの教室で学ぶ複式学級も多く，単式学級で学ぶ子どもたちと比較したとき，教育の機会均等が保障されているとは言えません。このような中で，和泊町は独自に複式学級に支援員の配置を行っており，複式学級の諸問題の解消に向けての新たな施策を行っていることは高く評価されます。しかし，子どもの教育の機会均等と学びの保障の観点から，国段階での複式学級編成基準の引き下げが，極めて重要な課題です。

社会状況等の変化により，学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。また，新しい学習指導要領が本格的に始まり，授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導など特別な支援を必要とする子どもたちの増加や障害のある児童・生徒の対応等が課題となっています。不登校，いじめ等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことから，学級規模縮減以外の様々な定数改善も必要です。

子どもたちが全国どこに住んでいても，機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし，教育予算について，GDP に占める教育費の割合は，OECD 加盟国（28 か国）の中で日本は最下位となっています。また，三位一体改革により，義務教育費国庫負担制度の国負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ，自治体財政を圧迫するとともに，非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い，社会の基盤作りにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。未来への先行投資として，子どもや若者の学びを切れ目なく支援し，人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。こうした観点から，政府の予算編成において下記事項の実現について要請いたします。

記

- 1 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は，OECD 諸国並みの豊かな教育環境を整備するため，30 人以下学級とすること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，義務教育費国庫負担制度の国負担割合を 2 分の 1 に復元すること。
- 3 複式学級編成基準の引き下げを行うこと。
- 4 社会変化に伴う問題に対処するための新たな教員を確保すること。

以上，地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 24 年 7 月 6 日

奄 美 市 議 会

【提出先】内閣総理大臣，財務大臣，文部科学大臣

子どもの医療費の無料化に関する意見書

今、日本の少子化は、改善の兆しが見えない深刻な状況となっている。日本の子どもの貧困もまた、国際的にみても憂慮すべき現状です。

このような状況の背景に、子育て世代の経済的困難、子育て環境の困難があると考えられる。

こうした中で、子育て世代の保護者にとって、子どもの医療費は重たい負担となっている。子どもの具合が悪くなったとき、医療費の心配なく安心して受診できる環境を作ることは、子育て支援の重要な施策と考えるところである。

今、全国的に義務教育終了（中学校卒業）までの医療費無料化が進められているが、国の制度として、子どもの医療費無料化を実現するよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年7月6日

奄美市議会

【提出先】内閣総理大臣，財務大臣，厚生労働大臣

川内原発増設計画の白紙撤回などを求める意見書

九州電力は平成23年1月12日、国へ川内原発3号機増設に係る原子炉設置許可申請を行い、平成25年度着工、平成31年度運転開始を目指しています。しかし、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれによる津波がもたらした福島第一原発などによる「原発震災」はいまだ収束のめどが立たず、空や海や陸地へ大量の放射性物質が放出され、多くの人々が故郷を追われ、多くの国民が被爆におびえ、多くの農業や水産業などの従事者は放射能汚染被害とその「風評被害」に苦しめられ、国際社会からも強い批判を受けています。原子力安全・保安院は、史上最悪とされるチェルノブイリ原発事故と同じ国際評価尺度のレベル7と暫定評価しました。

政府は福島「原発震災」を受け、川内原発などの原発新增設を盛り込んだ「エネルギー基本計画」を白紙に戻すとともに、再生可能エネルギーを基幹エネルギーと位置付け、省エネ社会の構築を打ち出しています。

第一に、これまで原子力発電所は「止める・冷す・閉じ込める」という「多重防護」によって絶対に過酷事故は起きないと言われてきましたが、この「安全神話」はもろくも崩壊してしまいました。原発事故被害の大きさと甚大な経済的損失は、人類が原子力と共存できないことを示しています。

第二に、川内原発増設計画を白紙撤回しても社会全体の自主的な省エネを強めれば電力供給に不安はありません。

第三に、安全性や核兵器拡散、高レベル放射性廃棄物の最終処分の不透明さなどの多くの問題を抱えている原子力発電中心のエネルギー政策を転換し、地球にやさしい温暖化対策のためにも、再生可能エネルギーを軸にした地域分散型小規模発電ネットワーク作りが求められています。

よって、鹿児島県に対し、以下の事項について強く要請します。

記

1 手続を凍結している川内原発3号機増設計画を白紙撤回すること。

2 川内原発1・2号機を計画的に廃炉にすること。

川内原発1号機の定期点検後の再稼働については、抜本的な安全対策が構築されるまで、少なくとも九電が冷却機能を失わないよう平成26年度初めまでに完了するとしている対策を終えるまでは再開せず、加えて地元自治体・議会及び住民の了解なしには再開しないこと。

3 鹿児島県地域防災計画原子力災害対策編について、福島第一原発などの事故を踏まえてEPZ（防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲）の大幅な拡大や防災訓練などを抜本的に見直すこと。

4 モニタリングポストの地震・津波対策や第二オフサイトセンターを川内原発から30キロ以遠に移設するなど、県の防災体制を抜本的に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年7月6日

奄 美 市 議 会

【提出先】鹿児島県知事

消費税増税に反対する意見書

政府は「消費税増税法案」を国会に提出し、今国会中にも成立させようとしています。社会保障のためといいながら、医療費の窓口負担引き上げ、年金削減など、社会保障の切り下げと一体に、消費税を平成26年に8パーセント、平成27年には10パーセントにまで引き上げるというものです。

国民世論は「消費税の増税に反対」が日を迫って増え、最近の世論調査では「今国会で採決しなくてもよい」が52パーセントとなるなど、「これ以上、家計のどこを切り詰めて暮らせというの」「これ以上の増税、店を閉めるしかない」「消費税が増税されれば、仕事もなくなり、職を失うことになる」と、切実な声が高まっています。

この不況下で増税すれば、国民の消費はさらに落ち込み、被災地をはじめ全国の地域経済は大打撃を受けます。とりわけ、価格に税金分を転嫁できない中小業者の経営を追い込み、消費税増税倒産や廃業が増えることは必至です。そこで働く人々の賃金抑制と雇用不安につながり、自治体財政にも深刻な打撃を与えます。平成9年に消費税を増税したときの経験から、国全体としても税収が減少するという悪循環は明らかです。

消費税はそもそも「高齢化社会を支える福祉の財源にする」といって導入されましたが、年金制度改悪、医療費負担増など、社会保障は年々悪くなる一方です。消費税は低所得者ほど負担が重い、弱い者いじめの税金であり、社会保障の財源としてはふさわしくありません。財政再建の財源としては、税金の使い方を国民の暮らしと福祉優先に切り替え、法人税率の見直しや不要不急の大型公共事業の見直し、負担力のある大企業・高額所得者・資産家に応分の負担を求めることなどが必要だと考えます。

住民の暮らし、地域経済、地方自治体に深刻な打撃を与える消費税増税に反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年7月6日

奄美市議会

【提出先】内閣総理大臣，財務大臣